

付

表

観測所名	水系名	流域河川	所在地	所管等	備考
トクシマチョウシヤ 徳島庁舎	東 部 県 土 整備局(徳島)		徳島市南末広町６－３６	東 部 県 土 整備局(徳島)	
ショウホウジヤ 正法寺	吉野川	正法寺川	板野郡藍住町奥野東中須１２５地先	〃	
ヒロノ 広野	〃	鮎喰川	名西郡神山町阿野字広野１５４－１	〃	
ヨリイ 寄井	〃	〃	名西郡神山町神領字川北２－１	〃	
ミヤマエ 宮前	〃	園瀬川	名東郡佐那河内村下字中辺７１－１	〃	
ホッケ 法花	〃	〃	徳島市八万町式丈５－１	〃	
タヱ 立江	立江川	立江川	小松島市立江町字清水１８９－１	〃	
オチアイ 落合	勝浦川	勝浦川	勝浦郡上勝町落合	〃	(ダム)
マサキ 正木	〃	〃	勝浦郡上勝町正木字藤の内１８－２	〃	(ダム)
オカズラ 雄中面	〃	〃	勝浦郡上勝町大字生実字百合出尾	〃	(ダム)
トノコウチ 殿川内	〃	〃	勝浦郡上勝町殿川内	〃	(ダム)
ヨコセ 横瀬	〃	〃	勝浦郡勝浦町大字久国鴻畑地	〃	
ヤシジ 八重地	〃	旭川	勝浦郡上勝町大字旭字西中２９－２	〃	(ダム)
ナルトチョウシヤ 鳴門庁舎	東 部 県 土 整備局(鳴門)		鳴門市撫養町立岩字七枚１２８	〃	
オオタニカワ 大谷川	吉野川	大谷川	板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外１５－９	〃	
アナンチョウシヤ 阿南庁舎	南部総合 (阿南)		阿南市富岡町あ王谷４６	南部総合 (阿南)	
アラタノ 新野	那賀川	桑野川	阿南市新野町秋山３５０－５	〃	
フカイダム 福井ダム	福井川	福井川	阿南市福井町鉦打	〃	(ダム)
カモダニ 加茂谷	那賀川	那賀川		〃	IoT雨量計にて 仮運用中
ナカチョウシヤ 那賀庁舎	南部総合 (那賀)		那賀郡那賀町吉野字弥ハカヘ６４－１	南部総合 (那賀)	
ヤリト 槍戸	那賀川	坂州木頭川	那賀郡那賀町岩倉字シモアレ２８－９	国交省	(ダム)
ナゴノセ 名古ノ瀬	〃	〃	那賀郡那賀町掛盤字保木山７	〃	(ダム)
カキヤスグチ 長安口	〃	那賀川	那賀郡那賀町長安字向イ２２－１	〃	(ダム)
カクグチ 川口	〃	〃	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷７２－１	企業局	(ダム)
コタニ 小谷	穴喰川	広岡川	海部郡海陽町小谷字落合１０６	南部総合 (美波)	

観測所名	水系名	流域河川	所 在 地	所管等	備考
ミナチヨウシヤ 美波庁舎	南部総合 (美波)		海部郡海陽町奥河内字弁財天 1 7 - 1	南部総合 (美波)	
ツキノ 月輪	日和佐川	日和佐川	海部郡海陽町西河内字大久保	〃	
ムギ 牟岐	牟岐川	牟岐川	海部郡海陽町中村字本村 4 7 - 2	〃	
カンガセ 寒ヶ瀬	海部川	海部川	海部郡海陽町平井字寒ヶ瀬 1 1 5	〃	
コノ 神野	〃	〃	海部郡海陽町神野字七川 1 - 1	〃	
オウ 奥浦	〃	〃	海部郡海陽町奥浦字鹿ヶ谷 3 - 1	〃	
シクイ 宍喰	宍喰川	宍喰川	海部郡海陽町大字宍喰浦中角 1 - 1	〃	
ヨシカミチヨウシヤ 吉野川庁舎	東 部 県 土 整備局(吉野川)		吉野川市川島町大字宮島字南中須	東 部 県 土 整備局(吉野川)	
タイ 平	吉野川	川田川	吉野川市美郷字張 4 1 0 - 7	〃	
ノタハラ 野田原	〃	日開谷川	阿波市市場町日開谷字野田原	〃	
シチョウ 七条	〃	宮川内谷川	板野郡上板町西分字溝尻 8 - 3 地先	〃	
ミカミチ 宮川内	〃	〃	阿波市土成町宮川内字平間	〃	(ダム)
カミハ 上畑	〃	〃	阿波市土成町宮川内字上畑 7 5 - 1 6	〃	(ダム)
ミマチヨウシヤ 美馬庁舎	西部総合 (美馬)		美馬市脇町大字猪尻建神社下南	西部総合 (美馬)	
ミヨチヨウシヤ 三好庁舎	西部総合 (三好)		三好市池田町字マチ 2 4 1 5	西部総合 (三好)	
カモ 加茂	吉野川	加茂谷川	三好郡東みよし町加茂 1 6 2 1 - 3 地先	〃	

参考 IoT雨量計一覧表

観測所名	水系名	流域河川	所 在 地	所管等	備考
カモタニ 加茂谷	那賀川	那賀川	徳島県阿南市加茂町南不け 1	南部総合 (阿南)	

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理者	水 位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
カカ 春日	飯尾川	徳島県	徳島市春日町字宝野 2 7－1	東 部 県 土 整備局(徳島)	2.4	3.1	3.1	3.4	4.1
イナガワ 飯尾川	〃	〃	徳島市不動北町	〃					
イナガワ イニモシ 飯尾川第二樋門	〃	〃	徳島市春日町宝野地先	〃					
スミノ 角ノ瀬	〃	〃	徳島市国府町東黒田字 鍵場	〃					
ヒロノ 広野	鮎喰川	〃	名西郡神山町阿野字広 野 1 5 4－1	〃	2.6	3.9			7.0
ヨイ 寄井	〃	〃	名西郡神山町神領字川 北 2－1	〃	3.7	4.7			7.2
ニュータ 入田	〃	〃	徳島市入田町春日 1 3 7－1	〃					
カミツイ 上鮎喰	〃	〃	徳島市鮎喰町 2 丁目 1 1 8－2	〃	4.1	5.8	5.8	6.5	9.4
キヤツ 北矢三	〃	〃	徳島市北矢三町 3 丁目 1 2 3 2 番 2 地先	〃					
テラニ 寺谷	嵯峨川	〃	佐那河内村下寺谷	〃					
ショウホウジ 正法寺	正法寺川	〃	板野郡藍住町奥野東中 須 1 2 5	〃	1.2	1.8			2.9
キナシマ 沖ノ島	榎瀬江湖川	〃	徳島市川内町鈴江西 金岡排水機場	〃					
ミヤエ 宮前	園瀬川	〃	名東郡佐那河内村下字 中辺 7 1－1	〃					
ヤマノミ 山上	〃	〃	徳島市上八万町上中筋 9 5 3－1	〃	1.3	2.0	2.0	3.3	3.8
ホツケ 法花	〃	〃	徳島市八万町式丈 5－ 1	〃	2.5	3.2	4.4	4.8	6.7
ツメカワ 冷田川	冷田川	〃	徳島市八万町沖須賀 6 3	〃					
シヨウロクケンバシ 丈六円橋	多々羅川	〃	徳島市丈六町小谷 2 0 番地の 1 1	〃					
タラカワ 多々羅川	〃	〃	徳島市新浜本町 2 丁目 3－5 7－2 地先	〃					
シンマチ 新町	新町川	〃	徳島市新町橋 1 丁目 4 番地先	〃	2.2	2.5			4.2
カンダセ 神田瀬	神田瀬川	〃	小松島市小松島町字馬 場本 1 2－1	〃					
シホカワ 芝生川	芝生川	〃	小松島市金磯町 8	〃					
シンホリカ 新堀川	新堀川	〃	小松島市小松島町字馬 場ノ本 1 2－3 地先	〃					
トヨモトカワ 豊ノ本川	豊ノ本川	〃	小松島市中郷町字大瀬 町 1－1 9 地先	〃					
タツエ 立江	立江川	〃	小松島市立江町字清水 1 8 4－1	〃					
タツエカワ 立江川	〃	〃	小松島市赤石町浜ノ町 4 0	〃					

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理者	水 位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
ケンジバシカミ 源氏橋上	田野川	徳島県	小松島市田野町字赤石 北５３－４	東部県土 整備局（徳島）					
タカワ 田野川	〃	〃	小松島市金磯町１４	〃					
オオカワ 太田川	太田川	〃	小松島市和田島町松田 新田３７－１４	〃					
トクメイ 徳命	前川	〃	板野郡藍住町徳命字前 須東１０－４	〃					
ヨコセ 横瀬	勝浦川	〃	勝浦郡勝浦町棚野字北 川原	〃	2.0	3.0	3.6	4.2	7.2
オキノ 沖野	〃	〃	徳島市飯谷町２－１	〃					
エダ 江田	〃	〃	小松島市江田町中須賀 地先	〃	2.4	3.4	4.1	4.7	6.7
オチアイ 落合	〃	〃	勝浦郡上勝町落合	〃					
オカ 多家良	八多川	〃	徳島市多家良町小路地 １０番地	〃					
ウチビガワ 打樋川	打樋川	〃	徳島市論田町新開６６ －１２２地先	〃					
ヨシガ 吉永	新池川	〃	鳴門市大津町吉永４番 地越地先	〃	1.0	1.3	1.3	1.5	2.2
シンイガワ 新池川	〃	〃	鳴門市撫養町南浜字東 浜番外２８番地先	〃					
オホ 大代	大代谷川	〃	鳴門市大津町大代字大 道５７２－６	〃					
オホカバニ 大坂谷	大坂谷川	〃	板野郡板野町大寺字王 子５７－５	〃					
カニ 黒谷	黒谷川	〃	板野郡板野町大寺字苅 辺裏１９０－２	〃					
オホカワ 大谷川	大谷川	〃	板野郡松茂町中喜来字 中瀬堤外１５－９	〃					
オホ 大谷	〃	〃	鳴門市大麻町大谷字東 山谷４１－９	〃					
セト 瀬戸	明神川	〃	鳴門市瀬戸町明神字上 本城２５２	〃					
シモノショウ 下ノ庄	宮川内谷川	〃	板野郡板野町下庄字栄 寿４４－１地先	〃					
ウチダバシ 内田橋	桑野川	〃	阿南市山口町前山田５ ８－１地先	南部総合 （阿南）	2.8	3.7	4.0	4.7	6.5
アラタ 新野	〃	〃	阿南市新野町秋山３５ ０－５	〃	1.3	2.0	2.0	3.1	3.9
ワシキケン 和食（県）	那賀川	〃	那賀郡那賀町大字和食 字町１４４－２	南部総合 （那賀）	T.P. 46.3	T.P. 47.8	T.P. 47.8	T.P. 49.3	
オホシ 大西	福井川	〃	阿南市福井町大西４２ －２	南部総合 （阿南）	2.1	2.7	2.7	3.3	6.0
デジマカワ 出島川	出島川	〃	阿南市那賀川町中島１ ５５８－１地先	〃					
ウチビ 打樋	打樋川	〃	阿南市津ノ峰町長浜地 先	〃					

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理者	水 位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
カモエダニ 加茂前谷	椿川	徳島県	阿南市椿町黒田４９番地７	南部総合 (阿南)					
カリカリ 苅屋川	苅屋川	〃	阿南市那賀川町芳崎４ ９４番地	〃					
ツキノ 月輪	日和佐川	〃	海部郡美波町西河内字 大久保	南部総合 (美波)	2.6	3.3	3.3	3.7	6.0
ノボリ 登り	北河内谷川	〃	海部郡美波町北河内字 登り２２６－３	〃					
センバクチハシ 千羽口橋	奥潟川	〃	海部郡美波町奥河内字 弁才天１８６－８	〃					
オカクタ 奥潟	〃	〃	海部郡美波町奥河内字 櫛ヶ谷	〃	ポンプ操作条件による				
ムギ 牟岐	牟岐川	〃	海部郡牟岐町中村字本 村４７－２	〃	〃				
シクイ 穴喰	穴喰川	〃	海部郡海陽町大字穴喰 浦中角１－１	〃	〃				
ムギバシ 牟岐橋	牟岐川	〃	海部郡牟岐町大字河内 字東川又１７４８－１	〃					
コノ 神野	海部川	〃	海部郡海陽町神野字七 川１－１	〃	2.7	4.1			7.6
タラ 多良	〃	〃	海部郡海陽町多良	〃	2.7	3.3	5.1	5.5	7.0
アカマツウチ 赤松中央	赤松川	〃	海部郡美波町赤松字 野田７２番２	〃					
ゼンゾウカ 善蔵川	善蔵川	〃	海部郡海陽町大里字下 中洲２６－７	〃					
ヒビハラ 日比原	穴喰川	〃	海部郡海陽町日比原	〃	2.1	2.3	2.6	3.1	
ヒカイタニ 日開谷	日開谷川	〃	阿波市市場町 市場字岸ノ下	東 部 県 土 整備局(吉野川)	2.0	2.8			3.8
クマタ 熊谷	熊谷川	〃	阿波市吉野町柿原字シ ノ原３８２－５	〃					
カタ 川田	川田川	〃	吉野川市山川町字村雲 １７１－１	〃	1.8	2.6	3.1	3.7	5.4
クムラ 桑村	桑村川	〃	吉野川市川島町桑村字 風呂谷	〃					
ウシノ 牛島	江川	〃	吉野川市鴨島町大字牛 島字中開東	〃	1.3	1.7	2.1	2.8	3.1
カミウラ 上浦	飯尾川	〃	名西郡石井町高川原字 関１４７－５	〃	1.5	2.0	2.3	2.6	
カモノ 加茂野	〃	〃	名西郡石井町高川原字 加茂野	〃	1.5	2.0	2.1	2.3	
アイカ 相坂	八丁谷川	〃	阿波市土成町 宮川内字相坂	〃					
シカミタ 下上畑	宮川内谷川	〃	阿波市土成町 宮川内字上畑	〃					
シジヨウ 七条	宮川内谷川	〃	板野郡上板町七条字挽 木	〃	1.5	2.5	2.5	3.5	5.9
カモジマ 鴨島	江川	〃	吉野川市鴨島町鴨島字 知恵島境８７３－４	〃					

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理者	水 位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
ガクシマ 学島	学島川	徳島県	吉野川市川島町学字辻	東 部 県 土 整備局(吉野川)					
ほとる	ほとる川	〃	吉野川市山川町堤外	〃	1.3	1.7	1.7	2.2	3.1
イワカワ 岩谷川	岩谷川	〃	吉野川市山川町大塚	〃					
サダミツ 貞光	貞光川	〃	美馬市つるぎ町字前田 5 3－1 4	西部総合 (美馬)	2.2	3.0	3.0	3.8	4.8
アナギ 穴吹	穴吹川	〃	美馬市穴吹町字市の下 8 番	〃	1.9	2.9			4.0
チヤマ 口山	〃	〃	美馬市穴吹町口山字丸 山 4 5 0 番地先	〃					
タダ 棚田	曾江谷川	〃	美馬市脇町字赤谷 2 2 5－1 8	〃	1.0	1.3			3.8
ハタ 半田	半田川	〃	美馬市つるぎ町半田田 井	〃					
カモ 加茂	加茂谷川	〃	三好郡東みよし町加茂 1 6 2 1－2 地先	西部総合 (三好)	1.7	2.4			4.3
ウマシ 馬路	馬路川	〃	三好市池田町馬路陰ノ 前 8 番 3	〃					
イワチガニ 井ノ内谷	井ノ内谷川	〃	三好市井川町垢射 6 1 5 0－4	〃					

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理者	水 位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
イトニハシ 飯谷橋	勝浦川	徳島県	徳島市飯谷町【飯谷橋】	東 部 県 土 整備局(徳島)					
カリキカガシハシ 川北東橋	園瀬川	〃	徳島市上八万町【川北東橋】	〃					
カリミキタハシ 川南北橋	冷田川	〃	徳島市上八万町【川南北橋】	〃					
タタカラハシ 多々羅川橋	多々羅川	〃	徳島市大松町下野神【多々羅川橋】	〃					
ニシホリハシ 西堀橋	西大堀川	〃	徳島市国府町日開【西堀橋】	〃					
ショウフハシ 菖蒲橋	芝生川	〃	小松島市芝生町字横須【菖蒲橋】	〃					
シンボリハシ 新堀橋	新堀川	〃	小松島市中郷町字西野【新堀橋】	〃					
イナダニハシ 生名谷橋	生名谷川	〃	勝浦町大字沼江【生名谷橋】	〃					
アノハシ 阿野橋	鮎喰川	〃	徳島市神山町阿野【阿野橋】	〃					
スリハシ 諏訪橋	前川	〃	板野郡藍住町奥野字前川【諏訪橋】	〃					
オオタニガハシ 大谷川橋	大谷川	〃	鳴門市大麻町牛屋島【大谷川橋】	〃					
オハラ 大原	打樋川	〃	徳島市大原町長尾29－3付近	〃					
ヨシタハシ 吉田橋	八多川	〃	徳島市多家良町吉田【吉田橋】	〃					
ヘイイハシ 平成橋	立江川	〃	小松島市立江町字塩瀬【平成橋】	〃					
シンジツカワハシ 新藤川橋	藤川	〃	上勝町大字正木字中津【新藤川橋】	〃					
フルマチオハシ 古町大橋	宮川内谷川	〃	板野町大寺【古町大橋】	〃					
ハキワラシ 萩原団地1号歩道橋	樋殿谷川	〃	鳴門市大麻町萩原【萩原団地1号橋歩道橋】	〃					
カモシマチュウオハシ 鴨島中央橋	飯尾川	〃	吉野川市鴨島町上下島【鴨島中央橋】	東 部 県 土 整備局(吉野川)					
ショウジハシ 庄司橋	川田川	〃	吉野川市山川町旗見【庄司橋】	〃					
アヲエオハシ 阿波麻植大橋	吉野川	〃	吉野川市川島町三ッ島字新田【阿波麻植大橋】	〃					
ミキキタハシ 御幸ノ北橋	指谷川	〃	阿波市土成水田【御幸ノ北橋】	〃					
キタニシ 北二条第1号橋	熊谷川	〃	阿波市吉野町柿原【北二条第1号橋】	〃					
タメロハシ 為老橋	渡内川	〃	石井町石井字石井【為老橋】	〃					
コショシハシ 御所地橋	飯尾川	〃	石井町浦庄字国実【御所地橋】	〃					
セセキ 潺東2号橋	鶯谷川	〃	市場町伊月字潺200-1地先【潺東2号橋】	〃					

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理者	水 位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
ナカワハラハシ 中河原橋	五明谷川	徳島県	阿波町中川原151-5地 先尾【中河原橋】	東 部 県 土 整備局(吉野川)					
ヒキフネハシ 引舟橋	打樋川	〃	阿南市見能林町【引舟 橋】	南部総合 (阿南)					
コモリハシ 古毛橋	福井川	〃	阿南市福井町古毛【古 毛橋】	〃					
シンニシガタハシ 新西方橋	岡川	〃	阿南市長生町西方【新 西方橋】	〃					
サカリオハシ 十八女大橋	那賀川	〃	阿南市那賀川町十八女 町宮ノ前【十八女大 橋】	〃					
オツタハシ 大津田橋	大津田川	〃	阿南市長生町大津田 【大津田橋】	〃					
オハシ 大橋	畑田川	〃	阿南市下大野町大橋	〃					
クマダニオハシ 熊谷大橋	熊谷川	〃	阿南市熊谷町秋葉下 【熊谷大橋】	〃					
アキ 青木	三谷川	〃	阿南市見能林町青木	〃					
イズハラハシ 出原橋	那賀川	〃	那賀町木頭出原【出原 橋】	南部総合 (那賀)					
ワジギハシ 和食橋	中山川	〃	那賀町和喰郷字八幡原 【和食橋】	〃					
ハカノハシ 原ヶ野橋	日和佐川	〃	美波町西川内字原ヶ野 【原ヶ野橋】	南部総合 (美波)					
カミロカハシ 上広岡橋	広岡川	〃	海陽町芥附字芥附141 地先【上広岡橋】	〃					
アイカワハシ 相川大橋	海部川	〃	海陽町相川字中野【相 川大橋】	〃					
フトウハシ 不動橋	母川	〃	海陽町野江字中澤【不 動橋】	〃					
ヤスイハシ 安井橋	坂瀬川	〃	海陽町尾崎八山147地 先【安井橋】	〃					
マエダシンハシ 前田新橋	善蔵川	〃	海陽町大里字尾野鼻 【前田新橋】	〃					
テスリスイモン 手摺水門	浦上川	〃	海陽町浅川【手摺水 門】	〃					
ヒウラハシ 日浦橋	相川	〃	海陽町相川字柱野【日 浦橋】	〃					
トイダニハシ 土井谷橋	土井谷川	〃	美馬市脇町字拝原【土 井谷橋】	西部総合 (美馬)					
シロノタニハシ 城の谷橋	城の谷川	〃	美馬市脇町大字脇町 【城の谷橋】	〃					
マイカシマ 舞中島	明蓮川	〃	美馬市穴吹町三島字舞 中島【市道橋】	〃					
ホタルハシ 蛍橋	貞光川	〃	つるぎ町一字字赤松 【蛍橋】	〃					
ワタハシ 和田橋	半田川	〃	つるぎ町半田字西久保 【和田橋】	〃					
テンジンハシ 天神橋	穴吹川	〃	美馬市穴吹町口山字初 草【天神橋】	〃					

観測所	河川名	所 属	所 在 地	量水標 管理者	水 位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
ミツカネハシ 光兼橋	白川谷川	徳島県	三好市山城町光兼【光 兼橋】	西部総合 （三好）					
ヤマカゲ ^{タニカ} ワヒモシ 山陰谷川樋門	山口谷川	〃	東三好町中庄【山陰谷 川樋門】	〃					
ハシクラハシ 箸蔵橋	鮎苦谷川	〃	三好市州津【箸蔵橋】	〃					

付表－２（３）（１）（２）以外の水位観測所

河川名	所 属 観 測 所	所 属	通報責任者	水 位 (m)				計画高水位
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険※	
吉 野 川	池田 (無堤)	国	国土交通省	4.10	6.70	7.40	8.00	11.872
〃	池田 (有堤)	〃	〃	4.10	6.70	8.00	9.70	11.872
〃	岩 津	〃	〃	3.30	5.30	6.80	7.50	12.937
〃	瀬 詰	〃	〃					
〃	江 口	〃	〃					
〃	中 央 橋	〃	〃	3.40	4.90			8.795
〃	第 十	〃	〃	3.70	5.30			9.064
〃	中 敷	〃	〃					
〃	西条大橋	〃	〃					
〃	高 瀬 橋	〃	〃					
旧吉野川	鍋 川	〃	〃				2.50	3.953
〃	旧吉野川	水資源 機構	〃					
〃	旧吉野川河 口堰上流	〃	〃					
〃	大 寺 橋	〃	〃	1.25	2.15		2.85	4.827
〃	大 正 橋	国	〃					
〃	牛屋島大橋	〃	〃					
宮川内谷川	矢 武 大 橋	〃	〃					
今 切 川	北島応神橋	〃	〃					
〃	今切川河 口堰上流	水資源 機構	〃				1.80	3.331

※水位周知河川においては水防法第１３条で規定される洪水特別警戒水位

河川名	観測所	所属	通報責任者	水位 (m)				計画高水位
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険※	
那賀川	古庄(上流)	国	国土交通省	3.50	5.00	5.80	6.60	8.823
〃	古庄(下流)	〃	〃	3.50	5.00	7.90	8.80	8.823
〃	加茂谷	〃	〃					
〃	和食	〃	〃					
派川那賀川	豊益	〃	〃					
桑野川	明谷	〃	〃					
〃	大原(有堤)	〃	〃	3.40	4.15	5.30	6.10	6.275
〃	大原(無堤)	〃	〃	3.40	4.15		4.70	6.275
坂州木頭川	名古ノ瀬	〃	〃					

付表－３ 流量を通報すべきダム

河川名	観測所	位置	通報流量 m ³ /s	警戒流量 m ³ /s	計画流量 m ³ /s	管理者	備考
宮川内谷川	宮川内ダム	阿波市土成町宮川内	20	100	364	徳島県	
那賀川	川口ダム	那賀郡那賀町吉野	600	2,400	8,000	徳島県 企業局	
勝浦川	正木ダム	勝浦郡上勝町大字正木	100	300	1,500	徳島県	
福井川	福井ダム	阿南市福井町鉦打		70	540	〃	

付表－４ 潮 位 観 測 所

港湾・漁港 名等	設 備 箇 所	型 式	取 扱 機 関	連絡方法	所 轄
折 野 港	鳴門市北灘町折野	電 波 式	東部県土整備局 (徳島庁舎)	インター ネット	県
撫 養 港	鳴門市撫養町大桑島	水 圧 式	〃	〃	〃
徳島小松島港	小松島市小松島町外開 地先	電 波 式	徳島地方気象台	〃	気象台
〃	徳島市万代町５丁目	水 圧 式	東部県土整備局 (徳島庁舎)	〃	県
橘 港	阿南市橘町大浦	電 波 式	南部総合県民局 (阿南庁舎)	〃	〃
由 岐 漁 港	海部郡美波町西由岐字 西地先	精密型電波式津波計	徳島地方気象台	〃	気象台
浅 川 港	海部郡海陽町浅川	電 波 式	南部総合県民局 (美波庁舎)	〃	県
日 和 佐 港	海部郡美波町奥河内	水 圧 式	〃	〃	〃

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 1 / 13

付図番号	河川名	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域						対策
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	
1	吉野川	左	国	徳島市	川内町	1,988	800	975 213 (210)		越水 堤体漏水 水衝・洗掘	積土の工 現状監視 － 捨てブロック工
2	〃	〃	〃	〃	応神町	1,884		284 (95) 1,600		堤体漏水 〃 水衝・洗掘	シート張り工 月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工
3	〃	〃	〃	〃	吉野川橋	1箇所		吉野川橋		工作物(橋梁)	－
4	〃	右	〃	〃	北沖洲 金沢	1,199		1,199		越水	積土の工 現状監視
5	〃	〃	〃	〃	春日町 不動東	1,737		1,737		堤体漏水	五徳縫い工 土のう羽口工
6	〃	〃	〃	〃	国府町	3,081	999	1,082 (1,285) 800 200		堤体漏水 基盤漏水 水衝・洗掘 洗掘	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 シート張り工 捨てブロック工 〃
7	今切川	左	〃	〃	川内町 中島	1,251 1箇所	1,085 鯛浜橋	166 (89)		溢水 洗掘 工作物(橋梁)	－ 捨土の工 積土の工 捨土の工
8	〃	〃	〃	〃	川内町 榎瀬	253			253	工事施工	－
9	〃	右	〃	〃	川内町 米津	725 3箇所 5箇所	越水	193 532 (532)	陸開	洗掘 堤体漏水 基盤漏水 越水 工作物(陸開)	捨土の工 シート張り工 月の輪工 〃 積土の工 〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
小 松 西 小 松 東	61 43	132 97	川内・応神 78	川内南小学校	470	
東 貞 方	476	1,043	〃 (78)	応神小学校 応神中学校	360 368	
古 川	977	1,661	〃 (78)	四国大学 徳島市立スポーツセンター	1,000 466	
金 沢 1 ～ 2 北 沖 洲 1	626 894	1,168 1,941	沖洲渭東 52	徳島市立高校	1,160	
春 日 不動東4丁目 不動東5丁目	6 311 58	13 537 119	加 茂 28 不 動 24	不動文化会館 徳島科学技術高校 加茂コミュニティセンター 不動小学校 不動中学校	33 764 128 220 250	
東 黒 田 西 黒 田 佐 野 塚	253 261 98	599 582 226	国府・不動 65 (24)	JA徳島市北井上支所 北井上小学校 北井上中学校 北井上コミュニティセンター	50 400 240 80	
中 大 島 松	179 859	441 1,935	川内・応神 (78)	川内北小学校	310	
榎 瀬	1,217	2,215	〃 (78)	〃	(310)	
米 津 加 賀 須 野	223 664	546 1,269	〃 (78)	川内北小学校 川内中学校 川内町民会館 川内南小学校 徳島市立スポーツセンター	(310) 360 398 (470) (466)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 2 / 13

付図番号	河川名	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域						対策
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	
10	今切川	右	国	徳島市	川内町津米	1,103 3箇所		(467) 833 270 (540)	陸閘	洗掘 堤体漏水 越水 工作物（陸閘）	捨土のう工 シート張り工 月の輪工 現状監視 バラベット部 積土のう工
11	〃	〃	〃	〃	川内町加賀須野～島中	1,280	400	880 (89) (674)		越水 溢水 洗掘 堤体漏水	積土のう工 現状監視 一部バラベット部 積土のう工 捨土のう工 シート張り工 －
12	〃	〃	〃	〃	川内町瀬	200		200		越水	積土のう工
13	〃	〃	〃	〃	応神町	2,625 1箇所 5箇所 1箇所	365 越水 溢水	2,260	陸閘	越水 溢水 工作物（陸閘） 越水 溢水	現状監視 バラベット部 － 積土のう工 〃 〃
14	吉野川	左	〃	藍住町	小塚	3,968	1,419 1,400 (200)	595 554 (375)		堤体漏水 基盤漏水 水衝・洗掘	月の輪工 シート張り工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工
15	〃	〃	〃	〃	東中富	146		146	(90)	洗掘 旧川跡	木流し工 シート張り工 現状監視
16	旧吉野川	〃	〃	〃	乙瀬	950 1箇所	950 溢水	(221)		洗掘 溢水 〃	捨土のう工 シート張り工 － 積土のう工
17	〃	〃	〃	〃	東中富	1,030 3箇所	1,030 藍園橋 旧吉野川橋 (徳島自動車道)	中富大橋		溢水 工作物（橋梁） 〃	－ － －
18	〃	右	〃	〃	富乙～吉瀬	3,360 1箇所	3,360 溢水			溢水 〃	－ 積土のう工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
米 津 加 賀 須 野	(223) (664)	(546) (1, 269)	川内・応神 (78)	川内北小学校 川内中学校 川内町民会館 川内南小学校 徳島市立スポーツセンター	(310) (360) (398) (470) (466)	
中 島 加 賀 須 野	(179) (664)	(441) (1, 269)	〃 (78)	〃	(310) (360) (398) (470) (466)	
榎 瀬	(1, 217)	(2, 215)	〃 (78)	川内町民会館 JA徳島市川内支所 川内中学校	(398) 70 (360)	
中 原 吉 成	105 843	234 1, 724	〃 (78)	四国大学 応神中学校 応神小学校 生光学園 応神コミュニティセンター 市立応神公栄会館	(1, 000) (368) (360) 500 100 285	
徳 命	1, 625	3, 446	第15, 16, 17 分団 41	藍住中学校 藍住町民体育館 藍住南小学校	1, 516 2, 133 1, 010	
東 中 富	114	253	第15分団 (14)	藍住南小学校 藍住西小学校	(1, 010) 825	
乙 瀬	0	0	第12, 13 分団 27	藍住北小学校	1, 169	
東 中 富	3	9	第15分団 (14)	藍住南小学校 藍住西小学校	(1, 010) (825)	
富 乙 吉 瀬	1, 283	2, 979	第11, 13, 14 分団 39 (13)	藍住西小学校 藍住北小学校 藍住中学校	(825) (1, 169) (1, 516)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 3 / 13

付 図 番 号	河 川 名 別 左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域							対 策
				場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法	
19	旧吉野川	右	国	藍住町	東中富	575 1箇所	575 溢水			溢水 〃	一 積土のう工
20	〃	左	〃	北島町	新高 喜来 房	40 2箇所 1箇所	40 送水管橋 新高橋 溢水			溢水 工作物(橋梁) 〃 溢水	一 一 一 積土のう工
21	〃	〃	〃	〃	〃	40 1箇所	40 溢水			溢水 〃	一 積土のう工
22	〃	〃	〃	〃	新高 喜来 房	109 1箇所	109 溢水			溢水 〃	一 積土のう工
23	〃	右	〃	〃	北村	200 1箇所	200 溢水			溢水 〃	一 積土のう工
24	〃	〃	〃	〃	新高 喜来 房	560		560 (400)		洗掘 越水	捨土のう工 シート張り工 積土のう工
25	〃	〃	〃	〃	〃	830 1箇所	830 越水			越水 〃	積土のう工 〃
26	今切川	左	〃	〃	中江 村 ～ 尻	1,231 2箇所	610	621	陸開	溢水 堤体漏水 工作物(陸開)	一 一 積土のう工
27	〃	〃	〃	〃	江尻	130		130		越水	現状監視
28	〃	〃	〃	〃	中川 ～ 久保	30 1箇所	30 溢水			溢水 〃	積土のう工 〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
東 中 富	339	650	第15分団 (14)	藍住南小学校	(1,010)	
新 喜 来 字 南 ハリ 中 村 字 八 丁 野 高 房 字 八 丁 野 東	183	418	第7分団 17	北島中学校 北島町役場	1,373 128	
中 村 字 八 丁 野 高 房 字 八 丁 野 東 字 八 丁 野 西	141 (120)	288 (246)	〃 (17)	〃	(1,373) (128)	
高 房 字 八 丁 野 西 中 村 字 八 丁 野	(65)	(165)	〃 (17)	〃	(1,373) (128)	
新 喜 来 字 北 古 田 北 村 字 西 久 保	152	416	〃 (17)	北島北小学校	927	
新 喜 来 字 南 古 田 高 房 字 東 堤 下	93	223	〃 (17)	北島中学校 北島町役場	(1,373) (128)	
高 房 字 勝 瑞 境 字 居 内 字 川 ノ 上	412	877	第10分団 20	〃	(1,373) (128)	
中 村 字 本 須 字 前 須 字 牛 飼 原 字 井 利 ノ 口	304	768	第8分団 18	北島小学校	1,099	
江 尻 字 松 ノ 本 字 川 中 須 中 村 字 東 堤 ノ 内	209	446	〃 (18)	〃	(1,099)	
鯛 浜 字 外 野 徳 島 市 中 島	109 *北島町分のみ	171 *北島町分のみ	第8分団 (18) 徳島市消防 団川内応神 (78)	北島南老人憩いの家 北島南小学校	81 985	

()は重複人数

附表－5 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 4／13

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域						対 策
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	
29	今 切 川		左	国	北 島 町 徳 島 市	鯛 浜	1,250	1,250			溢 水	－
30	〃		〃	〃	北 島 町	高 房	262		262		洗 掘	捨土のう工 シート張り工
31	〃		〃	〃	〃	中 村	1箇所	三合橋			工作物(橋梁)	積土のう工 捨土のう工
32	〃		右	〃	〃	高 房	585	585			溢 水	－
33	勝 浦 川		左	県	徳 島 市	丈 六 町 溝 筋	800	800			堤体漏水	月の輪工
34	〃		右	〃	〃	沖 野	450	450			越 水 堤体漏水	積土のう工
35	園 瀬 川		左	〃	〃	八 万 町 大 坪	200	200			堤体漏水	月の輪工
36	〃		左右	〃	〃	上 八 万 町 下 中 筋	400		400		越 水	積土のう工
37	〃		右	〃	〃	上 八 万 町 川 西	600	600			〃	〃
38	〃		〃	〃	〃	上 八 万 町 西地橋の上	700	700			〃	－
39	榎瀬江湖川		〃	〃	〃	川内町鈴江 樋 門 の 上	200	100	100		堤 防 高	積土のう工
40	〃		〃	〃	〃	川 内 町 沖 島	90	90			〃	〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
鯛 浜 字 大 西 字 西 ノ 須	934	1,976	第6分団 19	北島南小学校 北島中学校 北島町武道館	(985) (1,373) 272	
高 房 字 百 北	18	44	第10分団 (20)	北島南小学校	(985)	
中 村 字 江 口	172	391	〃 (20)	北島中学校	(1,373)	
高 房 字 川 ノ 上	(5)	(15)	第10分団 (20)	〃	(1,373)	
溝 筋	55	125	多家良 46	渋野小学校	261	
沖 野	31	51	多家良、勝占 84 (46)	天理教勝浦分教会	100	
大 坪	867	1,836	八万 38	八万中央コミュニティセンター 八万南小学校	189 278	
下 中 筋	216	437	上八万 37	上八万小学校 JA徳島市眉山支所 明善会館	272 (65) (65)	
川 西	35	71	〃 (37)	〃	(272) (65) (65)	
西 地	42	94	〃 (37)	しらさぎドーム	95	
上 別 宮 金 岡	272 386	542 626	川内、応神 (78)	川内中学校 徳島市立スポーツセンター 川内町民会館	(360) (466) (398)	
沖 島	655	1,436	〃 (78)	〃	(360) (466) (398)	

()は重複人数

付表－ 5 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 5 / 13

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
41	田 宮 川	右	県	徳 島 市	北 佐 古 一 番 町		40		40		堤 防 高	積土のう工
42	小 松 海 岸	一	〃	〃	川 内 町		540		540		〃	〃
43	鮎 喰 川	左	〃	〃	不 動 本 町 一 丁 目 ～ 不 動 西 町 二 丁 目		900		900		堤体漏水	月の輪工
44	〃	〃	〃	〃	南 環 状 線 の		600			600	越 水	積土のう工
45	〃	右	〃	〃	北 矢 三 町 三 丁 目		700		700		堤体漏水	月の輪工
46	〃	左右	〃	〃	JR高徳本線	1箇所			鉄橋		工作物（橋梁）	積土のう工
47	〃	〃	〃	〃	不 動 橋	1箇所			不動橋		〃	〃
48	〃	〃	〃	〃	JR徳島本線	1箇所			JR 徳島本線 鉄 橋		〃	〃
49	八 多 川	右	〃	〃	八 多 町 金 堂		200	200			堤 防 高	〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
北 佐 古 一 北 佐 古 二	393	690	加茂、佐古 55 (28)	JA会館	167	
旭 野	150	313	川内、応神 (78)	川内南小学校	(470)	
不動本町一 ～ 不 動 西 二	237	474	不動 (24)	不動中学校	250	
延 命	135	280	国府、加茂名 (81)	西矢野会館	40	
北 矢 三 町 三 丁 目	771	1,606	加茂 (28)	加茂コミュニティセンター	(128)	
春 日 町 春日一丁目 春日二丁目	(6) 963	(13) 2,212	加茂、佐古 (55)	不動文化会館 城北高校 千松小学校 城西中学校 徳島科学技術高校 加茂コミュニティセンター	(33) 662 465 744 (764) (128)	J R 高徳本線鉄橋
不 動 本 町 不 動 西 町 北 島 田 町 中 島 田 町	403 2,216	796 3,991	不動、加茂名 (64) 加茂名、佐古 (67)	不動小学校 不動中学校 不動文化会館 加茂名中学校 加茂名小学校 島田会館 徳島県立総合看護学校	(220) (250) (33) 938 280 15 200	不動橋
鮎 喰 町 南 島 田 町 南 岩 延	1,888 559	3,612 572	加茂名、佐古 (67) 国府、加茂名 (81)	加茂名中学校 加茂名小学校 城西高校 加茂名コミュニティセンター 加茂名中央会館 国府中学校 国府小学校 国府コミュニティセンター	(938) (280) 478 142 35 500 330 74	J R 徳島本線鉄橋
金 堂	48	107	多家良、勝占 (84)	八多分校 八多保育所 多家良中央コミュニティセンター	94 35 61	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表
①東部県土整備局（徳島）管内 6 / 13

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
50	神 田 瀬 川		左右	県	小松島市	田 浦 町	600		600		堤 防 高	積土のう工
51	〃	〃	〃	〃	〃	田 浦 町 近 里 ～ 金	930		930		〃	〃
52	〃	〃	〃	〃	〃	小 松 島 町 菖 蒲 田	1箇所		橋梁		工作物（橋梁）	－
53	〃	〃	〃	〃	〃	日 開 野 町 勝 久	1箇所		樋門		工作物（樋門）	－
54	〃	〃	〃	〃	〃	日 開 野 町 加 々 ミ 松	1箇所		橋梁		工作物（橋梁）	－
55	〃	〃	〃	〃	〃	田 浦 町 近 里	1箇所		〃		〃	－
56	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1箇所		〃		〃	－
57	〃	〃	〃	〃	〃	田 浦 町 岩 金	1箇所		〃		〃	－
58	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1箇所		〃		〃	－
59	芝 生 川		〃	〃	〃	芝 生 町 馬 洗 堰 か 上 ら 流	1,700		1,700		堤 防 高	積土のう工
60	〃	〃	〃	〃	〃	横 須 町 芝 生 ～ 赤 町 石	2,000	2,000			〃	〃
61	〃	〃	右	〃	〃	金 磯 町	450	450			〃	〃
62	〃	〃	左右	〃	〃	芝 生 町 網 干	1箇所	橋梁			工作物（橋梁）	－

（ ）は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
田 浦 町 日 開 野 町 小 松 島 町	291	622	第5、9、11 分団 (54)	児安小学校 小松島高等学校 小松島中学校	(1, 062) (1, 460) (3, 078)	
田 浦 町	182	436	第5分団 (20)	児安小学校	(1, 062)	
小 松 島 町	49	96	第1、7分団 (32)	小松島中学校 児安小学校	(3, 078) (1, 062)	
日 開 野 町	12	31	第5、9分団 (40)	児安小学校	(1, 062)	
〃	79	134	〃 (40)	〃	(1, 062)	
田 浦 町	151	361	第5分団 (20)	〃	(1, 062)	
〃	(151)	(361)	〃 (20)	〃	(1, 062)	
〃	31	75	第5、11分団 (34)	〃	(1, 062)	
〃	(31)	(75)	〃 (34)	〃	(1, 062)	
芝 生 町 日 開 野 町 田 浦 町 新 居 見 町	172	407	第3、5、9、11 分団 (74)	芝田多目的研修センター 小松島高等学校 小松島中学校	123 (1, 460) (3, 078)	
横 須 町 芝 生 町	366	983	第3、13分団 38 (20)	小松島市総合福祉センター 芝田多目的研修センター	452 (123)	
金 磯 町	433	983	第4分団 (18)	小松島市総合福祉センター コミュニティ金磯会館	(452) 84	
日 開 野 町 芝 生 町	112	275	第3、9分団 (40)	小松島高等学校 芝田多目的研修センター	(1, 460) (123)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 7／13

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
63	勝 浦 川		左	県	小松島市	江 田 町 中 道	700	700			堤体漏水	月の輪工
64	〃		右	〃	〃	前 原 町	180	180			〃	〃
65	〃		〃	〃	〃	田 浦 町	38			38	〃	〃
66	天 王 谷 川		左右	〃	〃	田 野 町 奥 角	200	200			堤 防 高	積土のう工
67	〃		左	〃	〃	〃	3箇所			陸 閘	工作物（陸閘）	－
68	田 野 川		〃	〃	〃	田 野 町	800	800			堤 防 高	積土のう工
69	〃		〃	〃	〃	金 磯 町	68	68			〃	〃
70	立 江 川		〃	〃	〃	立 江 町 小 田 ノ 浦	200			200	〃	〃
71	〃		左右	〃	〃	立 江 町 清 水	1箇所		橋 梁		工作物（橋梁）	－
72	〃		〃	〃	〃	立 江 町 江 ノ 上	1箇所		〃		〃	－
73	〃		右	〃	〃	赤 石 町	200			200	堤 防 高	積土のう工
74	〃		〃	〃	〃	立 江 町 赤 石	120	120			〃	〃
75	石 見 川		左右	〃	〃	赤 石 町 大 林 町	480	480			〃	〃

（ ）は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
江 田 町	31	89	第8分団 15	千代小学校 小松島西高等学校	1,547 882	
前 原 町	161	436	第2分団 18	児安小学校 小松島中学校	(1,062) (3,078)	
田 浦 町	793	2,001	第5分団 (20)	児安小学校	(1,062)	
田 野 町	31	82	第6分団 (16)	芝田小学校	697	
〃	(31)	(82)	〃 (16)	〃	(697)	
田 野 町 金 磯 町	277	634	第4、6分団 (34)	芝田小学校 コミュニティ金磯会館	(697) (84)	
金 磯 町	78	155	第4分団 (18)	小松島市総合福祉センター コミュニティ金磯会館	(452) (84)	
立 江 町	14	33	第14分団 (21)	立江小学校	172	
〃	111	290	〃 (21)	〃	(172)	
〃	34	78	〃 (21)	〃	(172)	
赤 石 町	67	128	第16分団 (17)	小松島南中学校	3,897	
立 江 町	0	0	第14分団 (21)	〃	(3,897)	
立 江 町 赤 石 町 大 林 町	256	557	第14、16、 18分団 (51)	〃	(3,897)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表
①東部県土整備局（徳島）管内 8／13

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 岸	名 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域						対 策
							場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
76	中	津	川	左右	県	小松島市	大 林 町 赤 石 ノ ～ 本 宮	460			460	堤 防 高	積土のう工
77	北	馬	川	〃	〃	〃	大 林 町 赤 石 ノ ～ 岡 金	500			500	〃	〃
78	豊	ノ	本 川	〃	〃	〃	中 郷 町 豊 ノ 本 川	650	650			〃	〃
79	太	田	川	右	〃	〃	和 田 島 町 元 開	1,300		1,300		〃	〃
80	〃			左右	〃	〃	坂 野 町 高 塚 和 田 島 町	1,200		1,200		〃	〃
81	政	所	谷 川	〃	〃	〃	田 野 町 本 村	1箇所		橋梁		工作物（橋梁）	一
82	徳島小松島港 海		岸	一	〃	〃	港 口 地 区	1,100		1,100		法 崩 れ	積土のう工 シート張り工
83	〃			一	〃	〃	赤 石 ・ 坂 野 地 区	1,400		1,400		〃	〃
84	勝	浦	川	右	〃	勝 浦 町	中 角	400		400		越 水	積土のう工
85	〃			〃	〃	〃	沼 江	250		250		〃	〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
大 林 町	120	301	第18分団 (13)	新開小学校 コミュニティセンター新開会館	1,019 110	
〃	148	402	〃 (13)	〃	(1,019) (110)	
中 郷 町	217	397	第7分団 (13)	泰地総合センター	241	
和 田 島 町	7	15	第20分団 20	和田島小学校 和田島公民館	1,090 124	
坂 野 町	1	1	第23分団 14	坂野小学校	1,147	
田 野 町	104	265	第6分団 (16)	芝田小学校	(697)	
南小松島町	243	517	第1分団 (19) 第13分団 (18)	南小松島小学校 小松島高等学校 小松島市総合福祉センター	1,628 (1,460) (452)	
赤 石 町	521	1,151	第6分団 第16分団 (33)	坂野小学校 新開小学校	(1,147) (1,019)	
中 角	158	360	第6分団 30	住民福祉センター2階以上 かつうら国土と 未来振興協会3階	503	
掛沼石 谷江原	261	590	第9分団 22	石原集会所 勝浦町子育て交流 支援センター	158	

()は重複人数

付表－ 5 局別重要水防区域等一覧表
①東部県土整備局（徳島）管内 9 / 13

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
86	勝 浦 川		右	県	勝 浦 町	中 角	200		200		堤体漏水	月の輪工
87	鮎 喰 川		左	〃	神 山 町	上 分	1,200		1,200		越 水	積土のう工
88	〃		〃	〃	〃	阿 野	800	800			〃	〃
89	〃		右	〃	〃	〃	400		400		〃	〃
90	園 瀬 川		左	〃	佐那河内村	高 樋	400		400		〃	〃
91	〃		〃	〃	〃	井 関	300		300		〃	〃
92	〃		〃	〃	〃	根 郷	700		700		〃	〃
93	〃		〃	〃	〃	戎 浦	1,300		1,300		〃	〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
中 角	(158)	(432)	第6分団 (30)	住民福祉センター2階以上 かつうら国土と 未来振興協会3階	(503)	
川 又	61	112	上分分団 28	上分小学校 上分公民館	170	
五 反 地	62	175	広野分団 60	広野支所	90	
広 野	37	104	広野分団 (60)	旧広野小学校体育館 広野小学校体育館	300	
高 樋	11	28	第3分団 15	保健センター	100	
井 関	10	25	第7分団 25	公民館	100	
根 郷	11	28	第4分団 23	保健センター	(100)	
戎 浦	5	14	第3分団 (15)	〃	(100)	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 １０／１３

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
94	旧 吉 野 川		左	国	鳴 門 市	里 浦 町 恵 美 寿	1,040 10箇所	1,040		陸 閘	溢 水 工作物(陸閘)	－ 積土のう工
95	〃		〃	〃	〃	大 津 町 徳 長	700 1箇所 1箇所 1箇所	溢 水	700 大津橋 越 水		越 水 工作物(橋梁) 溢 水 越 水	現状監視 バラベット部 － 積土のう工 〃
96	〃		〃	〃	〃	大 麻 町 牛 屋 島 等	965 2箇所 1箇所	965 牛屋島橋 越 水	馬 詰 橋		溢 水 工作物(橋梁) 越 水	－ － 積土のう工
97	〃		〃	〃	〃	大 麻 町 中 馬 詰 等	20 1箇所 1箇所	20 共栄橋 溢 水			溢 水 工作物(橋梁) 溢 水	－ － 積土のう工
98	〃		〃	〃	〃	〃	1,820 4箇所 4箇所	1,820 東市場橋 川崎橋 溢 水	JR高徳線鉄橋 大正橋		溢 水 工作物(橋梁) 〃 溢 水	－ － － 積土のう工
99	〃		〃	〃	〃	大 麻 町 津 慈	579 1箇所	北岸用水 取水樋門	579 (200)		洗 掘 堤体漏水 工作物(樋門)	捨土のう工 シート張り工 五徳縫い工 土のう羽口工 積土のう工 捨土のう工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
里 粟 浦 津	1,107	3,226	里浦北 16 里浦仲 19 里浦南 21	里浦公民館 アミノバリューホール 里浦南防災センター 里浦北集会所	56 945 87 15	
木 津 野 倉 長 永 矢 徳 吉	1,916	5,585	木津野 16 矢 倉 16 大津第一 24 大津第二 30	第一中学校（体育館） アミノバリューホール 鳴門渦潮高校撫養グラ ウンド クラブハウス 鳴門市学校給食センター	422 (945) 77 103	
姫 大 牛 東 松 段 屋 馬 島 詰 村 関	826	2,409	姫田 20 大 幸 15 段 関 11 堀江南 14	大津中央公民館 堀江北小学校（体育館） 大津西小学校（校舎） 堀江公民館 堀江南小学校（校舎）	94 140 203 427 905	
高 三 中 西 東 市 馬 馬 馬 場	579 (116)	1,689 (337)	堀江南 (14) 堀江中 12 市 場 21	堀江南小学校（校舎） 人権福祉センター 板東南ふれあいセンター	(905) 828 552	
萩 川 三 市 板 原 崎 俣 場 東	1,567 (355)	4,568 (1,034)	板 東 33 板東南 29 市 場 (21)	板東南ふれあいセンター 板東連絡所 板東小学校（体育館） 板東公民館 人権福祉センター	(552) 19 163 510 (84)	
板 津 東 慈	842 (801)	2,454 (2,336)	板 東 (33) 板東南 (29)	板東南ふれあいセンター 板東小学校（体育館） 板東公民館 板東連絡所	(552) (163) (510) (19)	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 １１／１３

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 岸	名 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策
							場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
100	旧 吉 野 川	左	国	鳴門市	大 津 町 大 津 橋 南	1,690 1箇所	1,690 新桧橋				溢 水 工作物(橋梁)	— —	
101	〃	右	〃	〃	大 津 町 大 津 橋 南	200		200			越 水	積土のう工	
102	〃	〃	〃	〃	〃	600 1箇所	越 水		600	新 堤 防 越 水	〃 〃		
103	〃	〃	〃	〃	大 津 町 大 津 橋 南	2,285 1箇所 1箇所	2,285 溢 水		陸 閘	溢 水 工作物(陸閘) 溢 水	— — 積土のう工		
104	〃	〃	〃	〃	大 津 町 大 津 橋 南	2,028 1箇所 2箇所	280 1,640 越 水 越 水	108		越 水 掘 水 越 水 越 水	積土のう工 — シート張り工 捨土のう工 積土のう工 〃		
105	〃	左	〃	板 野 町	西 中 富 川 端	3,395 4箇所	650 2,745 川端橋 板野大橋 大寺橋 高樹大橋			越 水 水 水 工作物(橋梁) 〃 〃 〃	— — — — —		
106	〃	〃	〃	〃	西 中 富 川 端	1,950 3箇所	1,950 西中富橋 西中富自歩道橋 栄橋			溢 水 工作物(橋梁) 〃 〃	— — — —		
107	〃	右	〃	〃	新 田	2,265	2,265			溢 水	—		
108	〃	〃	〃	藍 住 町	日 出 家 東 中 富	1,870	1,870			〃	—		

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
津板 慈東 板 桧	1,552 (842)	4,525 (2,454)	板東 (33) 板東南 (29) 桧 38	板東南ふれあいセンター 板東小学校 (体育館) 板東公民館 板東連絡所	(552) (163) (510) (19)	
徳 長	(180)	(525)	大津第一 (24)	第一中学校 (体育館) アミノバリューホール 鳴門市学校給食センター	(422) (945) (103)	
矢徳 倉長	(713)	(2,079)	矢倉 (16) 大津第一 (24)	〃	(422) (945) (103)	
東 馬 詰	(116)	(337)	堀江南 (14)	堀江南小学校 (校舎)	(905)	
市川 場崎	(372)	(1,085)	市場 (21) 板東南 (29)	板東南ふれあいセンター 板東連絡所 板東小学校 (体育館) 板東公民館	(110) (19) (163) (510)	
一 希 才 希 望 ケ 丘 大 寺 南 高 大 樹 荒 蒔	396	930	第1分団 14 第2分団 14 第4分団 27	板野町南公会堂 板野町町民センター 川端老人憩の家	210 202 31	
〃	(396)	(930)	第1分団 (14) 第2分団 (14) 第4分団 (27)	〃	(210) (202) (31)	
大 寺 新 田 川 端 新 田	323	707	第1分団 (14)	板野町町民センター 川端老人憩の家	(202) (31)	
東 中 富	(71)	(144)	第15分団 (14)	藍住南小学校	(1,010)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 12／13

付 図 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域						対 策
					場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	
109	旧吉野川	右	国	松茂町	豊久	1箇所			陸閘	工作物（陸閘）	－
110	〃	〃	〃	〃	中喜来福 有開拓	80		80		堤体漏水	積土のう工
111	〃	〃	〃	〃	長岸 広島 中喜来群恵	1,630 1箇所	溢 水	1,630		越 水 溢 水	〃 〃
112	〃	左	〃	〃	長中喜岸 中広来島	1,665 3箇所 3箇所 1箇所	735 長岸橋 広島橋 越 水 溢 水	930 新広島橋		溢 水 越 水 工作物（橋梁） 〃 越 水 溢 水	－ 現状監視 パラベット部 積土のう工 － 積土のう工 〃
113	今切川	〃	〃	〃	長原	1箇所			陸閘	工作物（陸閘）	積土のう工
114	〃	〃	〃	〃	〃	1箇所			〃	〃	〃
115	〃	〃	〃	〃	笹木野 住吉中岡 豊	960 11箇所 2箇所	越 水	960 (333)	陸閘	越 水 堤体漏水 工作物（陸閘） 越 水	現状監視 パラベット部 － 積土のう工 〃
116	〃	〃	〃	〃	広島	400 5箇所		400 (20)	陸閘	越 水 洗 掘 工作物（陸閘）	現状監視 パラベット部 捨土のう工 積土のう工
117	樋殿谷川	左右	県	鳴門市	大三 麻町俣	1,200		1,200		堤防断面	積土のう工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
豊 久	0	0	第5分団 18	徳島県運転免許センター	248	
中 喜 来 福 有 開 拓	167	340	第5分団 (18)	松茂町総合体育館	260	
長 岸 広 島 中 喜 来 群 恵	(858)	(1,798)	第1分団 20 第2分団 19 第5分団 (18)	津波防災センター・中央庁舎 松茂町総合会館 松茂町総合体育館 松茂町老人福祉センター 松茂町保健相談センター 松茂町地域子育て支援センター 春叢園 松茂町議会棟	122 544 (260) 114 394 209 27 70	
長 岸 広 島 中 喜 来	(498)	(1,197)	第1分団 (20) 第2分団 (19)	喜来小学校 JA大津・松茂長岸梨選果場 (株)ハルヤ 本社工場	445 60 243	
長 原	340	689	第4分団 (21)	長原小学校 松茂町津波防災センター	240 315	
〃	(340)	(689)	〃 (21)	〃	(240) (315)	
笹 木 野 住 吉 豊 中 岡	(795)	(1,638)	第3分団 20 第4分団 (21)	松茂小・中学校 長原小学校 松茂町津波防災センター 特別養護老人ホーム和光園	1,935 (240) (315) 164	
広 島	(269)	(619)	第2分団 (19)	松茂町保健相談センター 松茂町総合会館 松茂町老人福祉センター 松茂町地域子育て支援センター 津波防災センター・中央庁舎 松茂町議会棟	(394) (544) (114) (209) (108) (70)	
市 三 場 俣	(355)	(1,034)	板東南 (29) 市場 (21)	板東小学校 (体育館) 板東南ふれあいセンター 板東連絡所 板東公民館	(163) (110) (19) (510)	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 １３／１３

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 策 法
118	新 池 川		左右	県	鳴 門 市	撫 養 町 大 津 町	100		100		堤防断面	積土のう工
119	明 神 川		〃	〃	〃	瀬 戸 町 明 神	900		900		〃	〃
120	撫 養 川		右	〃	〃	里 浦 町 栗 津	130		130		漏 水	〃
121	泉福寺谷川		左右	〃	板 野 町	羅 漢	353		353		堤 防 高	〃
122	宮川内谷川		〃	〃	〃	下 庄 園 唐 古 民 富 町 民 地	2,400		2,400		洪水痕跡	〃
123	鍋 川		右	〃	松 茂 町	広 島	400		400		堤 防 高	〃
124	〃		左	〃	〃	〃	1,100		1,100		〃	〃
125	長 原 漁 港		一	〃	〃	長 原	130		130		洗 堀	〃
126	中 内 谷 川		左右	準	鳴 門 市	大 麻 町 高 松 畑 村	1,000	1,000			〃	〃
小 計	国土交通省			55			58,764	36,032	21,879	853		
	徳 島 県			70			34,359	9,588	22,773	1,998		
	市 町 村			1	10		1,000	1,000	0	0		

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
南吉木 備前津 木津野	3,058 (1,203)	8,916 (3,506)	南浜 15 大津第二 (30) 備前島 16 木津野 (16)	鳴門渦潮高校撫養グラ ウンド クラブハウス 第一中学校 (体育館) 木津元村集会所 大津中央公民館 大津西小学校 (校舎) 鳴門市学校給食センター	(77) (422) 23 (94) (203) (103)	
明 神	940	2,740	明神 29	瀬戸中学校 瀬戸公民館	310 45	
里 粟 浦 津	(1,107)	(3,226)	里浦南 (21)	アミノバリューホール 第一中学校 (体育館) 里浦南防災センター	(945) (422) (87)	
羅 漢	245	541	第3分団 16	板野町町民センター 町民ふれあいプラザ	(202) 178	
下唐古 民 富 庄園町 地	565	1,299	第4分団 (27)	板野町町民センター 板野町南公会堂	(202) (210)	
広 島	(218)	(445)	第2分団 (19)	津波防災センター・中央庁舎 松茂町総合会館 松茂町老人福祉センター 松茂町子育て支援センター 松茂町保健相談センター 松茂町議会棟	(122) (544) (114) (209) (394) (70)	
〃	(269)	(619)	〃 (19)	〃	(122) (544) (114) (209) (394) (70)	
長 原	(340)	(689)	第4分団 (21)	長原小学校 松茂町津波防災センター	(240) 315	
高池 畑 谷	(237)	(691)	池高 20	堀江北小学校 (体育館) 堀江公民館	(140) (427)	
	42,593	96,367	1,480		53,119	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

②南部総合県民局（阿南）管内 1 / 4

付図 番号	河 海 湾	川 岸 岸	名 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策		
							場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		種 別	水 防 対 策 工 法
1	那	賀	川	左	国	阿 南 市	那 賀 川 町 中 島	1,890	440 330	520 (440) 600		越 水 〃 基盤漏水 洗 堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工	
2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	那 賀 川 町 赤 池	510	270	70 170 (70)		越 水 堤体漏水 〃 洗 堀	— シート張工	
3	〃	〃	〃	〃	〃	〃	那 賀 川 町 大 京 原 西 原	1,165		96 174 (96) 895		堤体漏水 基盤漏水 〃 洗 堀	— 月の輪工 シート張工	
4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	羽 ノ 浦 町 古 岩 脇 庄 脇	4,020	100 2,000	1,140 (270) (330) 780	那賀川橋 岩脇陸開その1 岩脇陸開その2 岩脇陸開その3 岩脇陸開その4	堤体漏水 〃 基盤漏水 〃 越 水 洗 堀 橋 梁 陸 開	月の輪工 〃 積み土のう工 せき板工 シート張工	
5	〃	〃	〃	〃	〃	〃	羽 ノ 浦 町 古 大 野 町 上 萱 原	2,050	107 400	1,470 (140) 73			越 水 堤体漏水 基盤漏水 洗 堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工
6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	楠 根 町	1,794	240	544 (31) (508) 1,010 (458)			越 水 〃 堤体漏水 基盤漏水 〃	積土のう工 〃 — 月の輪工 〃
7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	深 瀬 町	589 1箇所	中央橋	589			越 水 橋 梁	積土のう工
8	〃	〃	〃	〃	〃	〃	辰 巳 町	1,060		1,060		洗 堀	シート張工	
9	〃	〃	〃	〃	〃	〃	住 吉 町	2,762		1,142 280 1,340		越 水 堤体漏水 洗 堀	積土のう工 せき板工 シート張工	

()は重複距離

関係区域危険な場合の措置						備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
那 賀 川 町 中 島	806	1,831	那賀川1班 15	平島小学校 那賀川公民館平島分館 科学センター	260 143 182	
那 賀 川 町 赤 池	464	1,081	〃 (15)	平島小学校 那賀川公民館平島分館	(260) (143)	
大 京 原 西 原	294 102	586 239	那賀川3班 20	那賀川中学校 那賀川図書館 平島こどもセンター	229 139 162	
古 庄 岩 脇	641 771	1,566 2,113	羽ノ浦3・4班 41	阿南市情報文化センター 羽ノ浦公民館 あすみが丘集会所 岩脇小学校 岩脇こどもセンター	195 207 32 192 160	
古 毛 萱 原	138 12	313 28	羽ノ浦5班 13 大野2班 16	阿南市情報文化センター 岩脇小学校 あすみが丘集会所 大野小学校	(195) (192) (32) 310	
楠 根 町	163	382	加茂谷1班 23	吉井小学校	252	
深 瀬 町	51	107	加茂谷 1, 2班 30 (23)	加茂谷総合センター	258	
中 島	—	—	富岡4～6班 55	—	—	
住 吉 町	194	409	富岡4～6班 (55)	富岡小学校	550	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

②南部総合県民局（阿南）管内 ２／４

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
10	那 賀 川		右	国	阿南市	柳 島 町 上 中 町 下 大 野 町 中 大 野 町	7,145	210 1,600	3,605 1,730 (1,430)	(1,785)	堤体漏水 基盤漏水 〃 洗 堀 旧 川 跡	一 月の輪工 シート張工 一
11	〃		〃	〃	〃	上 大 野 町	485	100	385		基盤漏水	月の輪工
12	〃		〃	〃	〃	吉 井 町	1,563 1箇所 1箇所	100 吉井樋門	1,463 (100) (650)		越 水 〃 堤体漏水 基盤漏水 樋 門 橋 梁	積土のう工 〃 一 月の輪工 シート張工 捨土のう工
13	〃		〃	〃	〃	加 茂 町	950		950	(950)	越 水 新 堤 防	積土のう工 せき板工
14	桑 野 川		左	〃	〃	横 見 町 宝 田 町	2,181 1箇所		1,561 120 (80) 500 (1,730)		越 水 堤体漏水 〃 基盤漏水 〃 橋 梁	積土のう工 一 月の輪工 せき板工
15	〃		〃	〃	〃	宝 田 町 長 生 町	2,919 5箇所		2,919	(140)	越 水 旧 川 跡 橋 梁	積土のう工 せき板工
16	〃		〃	〃	〃	長 生 町	785 2箇所		675 110 津乃峰橋 長生橋		越 水 洗 堀 橋 梁	積土のう工 シート張工
17	〃		〃	〃	〃	長 生 町 宝 田 町	455		455		越 水	積土のう工 せき板工

()は重複距離

関係区域危険な場合の措置						備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
柳島町 上中町 下大野町 中大野町	374 806 542 240	744 1,960 1,296 527	中野島1,3班 35 大野1,3班 32	中野島総合センター 中野島小学校 大野小学校 大野保育所	238 310 (310) 41	
上大野町	162 (12)	448 (28)	大野2班 (16)	阿南支援学校	263	
吉井町	180	465	加茂谷5,6班 40	吉井小学校 阿南市クリーンピュア	(252) 163	
加茂町	165	388	加茂谷6,7班 50 (27)	加茂谷中学校 加茂谷総合センター	458 (258)	
横見町 宝田町 住吉町	898 1,284 (194)	1,892 2,956 (409)	中野島1,2班 36 (19) 宝田1班 (19) 富岡5班 (21)	横見老人ホーム 横見小学校 横見保育所	14 252 34	
宝田町 長生町	(1,284) 1,297	(2,956) 2,803	宝田1,2班 (40) 長生 1～5班 75	宝田小学校 長生小学校 阿南第一中学校 宝田公民館 長生公民館 阿南工業高等学校 本庄老人ホーム	310 310 387 212 160 1,070 44	
長生町						
長生町 宝田町						

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

②南部総合県民局（阿南）管内 ３／４

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
18	派川那賀川		右	国	阿南市	原ヶ崎町 黒津地町 向原町	302 1箇所 7箇所	302 原ヶ崎第1樋門		0 豊益陸閘(第1) 豊益陸閘(第2) 豊益陸閘(第3) 豊益陸閘(第4) 豊益陸閘(第5) 豊益陸閘(第6) 豊益陸閘(第7)	越 水 樋 門 陸 閘	積土のう工 せき板工 捨土のう工
19	桑 野 川		〃	〃	〃	原ヶ崎町	372		372		越 水	積土のう工 せき板工
20	〃	〃	〃	〃	住吉岡町 富宝田町		3,730		2,570 1,110 (1,578) (1,398) 50		越 水 堤体漏水 〃 基盤漏水 洗 堀	積土のう工 せき板工 － 〃 月の輪工 シート張工
21	〃	〃	〃	〃	長 生 町		1,374	1,374			越 水	積土のう工 せき板工
22	〃	〃	〃	〃	〃		677		677		〃	〃
23	那 賀 川		〃	県	〃	大 井 町	20		20		洗 堀	積土のう工
24	福 井 川		左	〃	〃	福 井 町	600	600			越 水	〃
25	〃	〃	〃	〃	〃		600		600		堤体漏水	月の輪工
26	〃	〃	〃	〃	〃		100		100 (100)		堤体漏水 基盤漏水	積土のう工
27	〃	〃	〃	〃	〃		700		700		洪水痕跡	〃
28	〃	〃	〃	〃	〃					4箇所	陸 閘	〃

()は重複距離

関係区域危険な場合の措置						備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
原ヶ崎町 黒津地町 向原町	62 107 221	126 228 465	富岡4, 5班 (40)	富岡小学校 スポーツ総合センター 老人ホーム福寿荘	(550) 1, 519 101	
住吉町 富岡町	(194) 1, 590	(409) 3, 074	富岡1, 2, 5班 (45)	ひまわり会館 富岡公民館 阿南市文化会館	525 236 458	
宝田町 領家町	(1, 284) 481	(2, 956) 1, 167	宝田1, 2班 (40) 富岡4班 (19)	富岡小学校 富岡幼稚園 富岡東中高等学校 富岡西高等学校 富岡保育所 商工業振興センター 阿南社会福祉会館	(550) 104 823 722 75 161 110	
長生町	(1, 297)	(2, 803)	長生 1～5班 (75)	長生公民館 長生小学校	(160) (310)	
〃	(1, 297)	(2, 803)	長生 1～5班 (75)	〃	(160) (310)	
水井	35	95	加茂谷 8班 11	桑野小学校	252	
元西吉 の末前谷	18 25 31	47 43 65	福井 1～3班 29	福井町総合センター 福井小学校	163 310	
湊 土井ヶ崎	53 10	108 28	福井 1～3班 (29) 橘2班 15	〃	(163) (310)	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

②南部総合県民局（阿南）管内 ４／４

付図番号	河川名	海岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域					種別	対策
						場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
29	福井川		左	県	阿南市	福井町	900	550	300	50 (50)	越新堤防水	積土のう工
30	〃		右	〃	〃	〃	700		700		洪水痕跡	〃
31	椿地川		左右	〃	〃	〃	212		106	106 (106)	堤防高 新堤防	〃
32	桑野川		左	〃	〃	桑野町	3箇所			3箇所	陸 閘	〃
33	〃		右	〃	〃	新野町	300	300 (300)			越水 堤体漏水	〃
34	〃		〃	〃	〃	〃	4箇所			4箇所	陸 閘	〃
35	〃		〃	〃	〃	桑野町	1箇所			1箇所	〃	〃
36	〃		〃	〃	〃	〃	20 1箇所	20		1箇所	洗 掘	一
37	〃		〃	〃	〃	〃	1,400		1,400		基盤漏水	月の輪工
38	椿川		左右	〃	〃	椿町	800	800			洪水痕跡	積土のう工
39	〃		右	〃	〃	〃	1箇所			1箇所	陸 閘	〃
小計	国土交通省		22	1			38,778	7,573	31,205	0		
	徳島県		17				6,352	2,270	3,926	156		
	市町村		0									

()は重複距離

関係区域危険な場合の措置						備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
羽中 長古平	広連 野毛田 10 23 2 36 0	23 48 2 72 0	福井 1～3班 (29)	福井町総合センター 福井小学校	(163) (310)	
大中 宮平	宮内 宅田 18 17 10 0	37 50 18 0	〃 (29)	福井中学校	488	
大地	37	67	桑野 1～5班 84	桑野小学校	252	
重友	29	79	新野 1～7班 86	新野公民館 新野小学校	108 310	
馬場	61	127	〃 (86)	〃	(108) (310)	
落合	10	32	桑野 1～5班 (84)	桑野小学校	(252)	
〃	(10)	(32)	〃 (84)	〃	(252)	
桑野	773	1,814	〃 (84)	大井小学校	265	
黒加茂 田前岸	9 27 13	25 54 29	椿 1～4班 93	椿小学校	242	
地藏ヶ谷	5	8	椿 1～4班 (93)	椿会館	206	
	13,285	30,065	715		14,967	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

③南部総合県民局（那賀）管内 1 / 2

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 岸	名 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
							場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
1	那 賀 川			左右	県	那 賀 町	仁 宇	130		130		洪水痕跡	積土のう工
2	那 賀 川 中 山		川 川	右	〃	〃	和 喰 字 町 和 食 郷 字 南 川、字八幡 原、字北地	2,556	0	2,556		堤 防 高	〃
3	臼 ケ 谷 川			左右	準	〃	小 浜	150		150		水 衝	捨土のう工 木流し工 シート張り工
4	坂州木頭川			右	県	〃	名 古 ノ 瀬	400		400		堤 防 高	積土のう工
5	藤ヶ内谷川			左右	〃	〃	川 成	100		100		洪水痕跡	〃
6	那 賀 川			左	〃	〃	木 頭 出 原 和 無 田	500		500		堤防断面	〃
7	〃			〃	〃	〃	木 頭 助 字 冬 口	100		100		洪水痕跡	〃
8	宮 ケ 谷 川			左右	〃	〃	平 谷	300	300			堤 防 高	〃
9	海 川 谷 川			〃	〃	〃	海 川	80		80		洪水痕跡	〃
10	丈 ケ 谷 川			〃	〃	〃	御 所 谷	180		180		〃	〃
11	成 瀬 川			左	〃	〃	府 殿	200	200			〃	〃
12	坂州木頭川			〃	国	〃	木 頭 下	200			200	〃	〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
仁 小 阿 仁 宇 井	110	320	驚敷第3,4分 団 35	阿井公民館 小仁宇集会所 阿井体育館	100 20 450	
八 幡 原 地 川 北 南 町	260	880	驚敷第2分団 23	中央公民館 デイサービスセンター 地域交流センター	500	那賀川分延長356m
小 浜 下	7	7	上那賀 第2分団 14	山村開発センター	100	
名 古 ノ 瀬	18	52	木沢第3 分団1班 5	名古ノ瀬公民館	50	
川 成	6	11	横谷、岩倉、 川成地区 木沢第3分団 3	最寄民家	30	
出 和 原 田 無 田	6	6	木頭 第2,3分団 25	出原集会所 木頭文化会館	(50) 300	
冬 口	3	5	木頭第1分団 8	旧 助小学校講堂	100	
下 ノ 内 下 下 ノ 内 向	15	31	上那賀 第5分団 14	那賀町福祉センター	100	
ナ ツ キ リ	2	6	上那賀 第8分団 12	上海川消防詰所	10	
半 名 御 所 谷	7	18	上那賀 第7分団 17	御所谷集会所	40	
大 バ リ	1	2	〃 (17)	府殿集会所	20	
木 頭 下	6	20	木沢 第1分団 16	木沢防災センター	300	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

③南部総合県民局（那賀）管内 2 / 2

付図番号	河川名 海岸岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域						対策	
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	水防対策工	策法
13	那賀川	右	県	那賀町	木頭出原 クボヲ	350	350			洪水痕跡	積土のう工	
小計	国土交通省		1	1		200	0	0	200			
	徳島県		11			4,896	850	4,046	0			
	市町村		1			150	0	150	0			

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
ク ボ ヲ	36	47	木頭 第2分団 (16)	川切集会施設 出原集会施設	150	
	477	1,405	172		2,270	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

④南部総合県民局（美波）管内 1 / 3

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域						対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工	法
1	伊 座 利 川		左	県	美 波 町	伊 座 利 字 片 山	1箇所			樋門	工作物（陸間）	積土のう工	
2	志 和 岐 川		左右	〃	〃	志 和 岐 字 田井ヶ浦 字 中ノ谷	左岸2箇所 右岸1箇所			〃	〃	〃	〃
3	日 和 佐 川		右	〃	〃	奥 河 内 字 寺 前	300	300			堤体漏水	シート張り工	
4	〃		〃	〃	〃	〃	3箇所			樋門	工作物（陸間）	積土のう工	
5	〃		左	〃	〃	奥 河 内 字 井ノ上	1箇所			〃	〃	〃	〃
6	〃		右	〃	〃	西 河 内 字 庄 瀬	500	500			越 水	〃	〃
7	〃		左	〃	〃	西 河 内 字 馬 木	300	300			〃	〃	〃
8	〃		〃	〃	〃	西 河 内 字 原ヶ野	400	400			〃	〃	〃
9	〃		〃	〃	〃	西 河 内 字 永 田	1,700		1,700		堤体漏水	〃	〃
10	北 河 内 谷 川		〃	〃	〃	北 河 内 字 北 分	800	800			堤 防 高	〃	〃
11	〃		〃	〃	〃	〃	1,100	1,100			〃	〃	〃
12	西 谷 川		右	〃	〃	〃	400	400			洪水痕跡	〃	〃
13	奥 潟 川		左右	〃	〃	奥 河 内 字 弁 財 天～ 字 櫛ヶ谷	800	800			堤 防 高	〃	〃
14	牟 岐 川		〃	〃	牟 岐 町	中村字清水 (川長字山戸 ～川長字関)	2,000		2,000		〃	〃	〃
15	牟 岐 川		左	〃	〃	河 内	250	250			〃	堆積物 除去作業	

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
伊 座 利	34	83	由岐第8分団 19	にぎわいの館 伊座利校	30 150	
志 和 岐	90	162	由岐第1分団 14	志和岐公民館	200	
桜 町	251	540	日和佐 第4分団 19	日和佐公民館 美波町役場	540 900	
〃	(251)	(540)	〃 (19)	〃	(540) (900)	
西 天 町 神 町	117	220	日和佐 第1分団 20	日和佐隣保館 美波町役場	60 (900)	
西 河 内 字 中 村	2	4	日和佐 第7分団 17	ヒワサ荘 2 階以上	90	
西 河 内 字 馬 木	6	12	〃 (17)	〃	(90)	
西 河 内 字 原 ヶ 野	9	23	〃 (17)	〃	(90)	
西 河 内 字 永 田	3	10	〃 (17)	〃	(90)	
北 河 内 字 北 分	0	0	第6分団 15	深瀬集会所	20	
〃	4	11	〃 (15)	〃	(20)	
〃	8	17	〃 (15)	〃	(20)	
奥 河 内 字 奥 潟	14	28	日和佐 第4分団 (19)	日和佐公民館	(540)	
清 水 関 長 川	158	317	第5, 6分団 24 23	皆の谷団地駐車場 三崎神社 山戸地区高台 1	751	
平 野	48	95	第3分団 32	平野コミュニティーセンター	30	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

④南部総合県民局（美波）管内 2 / 3

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
16	橘	川	右	県	牟岐町	河内	550	550			堤防高	堆積物 除去作業
17	瀬戸川		左	〃	〃	牟岐浦 字浜崎	1箇所			樋門	工作物（陸閘）	堆積物 除去作業
18	善蔵川		〃	〃	海陽町	大字里 浜崎	1箇所			〃	〃	積土のう工
19	海部川		右	〃	〃	相川中 字野	250		250		洪水痕跡	〃
20	〃		〃	〃	〃	小川字 三ヶ尻	550	550			越水	〃
21	〃		〃	〃	〃	小川字 櫓ノ瀬	350		350		〃	〃
22	相川		〃	〃	〃	相川字 惣ヶ瀬	150		150		洪水痕跡	〃
23	〃		〃	〃	〃	相川日 字浦	800		750 50		堤防高 法崩れ	〃
24	〃		左	〃	〃	相川柱 字野	1,100		1,100		堤防高	〃
25	〃		〃	〃	〃	相川室 字津	550	550			〃	〃
26	〃		〃	〃	〃	相川大 字又	200	200			〃	〃
27	善蔵川		左右	〃	〃	大里字 尾ノ鼻 字竹ノ鼻	300		300		洪水痕跡	〃
28	海部川		右	〃	〃	瀬浦山下 字奥浦 脇ノ宮	750	750			堤体漏水	シート張り工
29	〃		〃	〃	〃	吉田字 上川原	1箇所			樋門	工作物（陸閘）	積土のう工
30	〃		左	〃	〃	大井字 土手ノ元	250		250		堤体漏水	シート張り工

（ ）は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
平 野	(48)	(95)	第3分団 (32)	第3分団	(30)	
西 の 西	62	113	第2分団 25	大谷避難広場	633	
浜 崎	5	8	川東第1分団 19	浜崎地区集会所兼 避難所	23	
中 野	22	42	川上第3分団 26	相川健康管理センター	65	
三 ケ 尻	1	3	川上第1分団 14	旧川上小学校	160	
榎 ノ 瀬	9	21	川上第4分団 21	〃	(160)	
惣 ケ 瀬	0	0	川上第3分団 (26)	相川健康管理センター	(65)	
日 浦	4	7	〃 (26)	〃	(65)	
柱 野	9	21	〃 (26)	〃	(65)	
室 津	10	20	〃 (26)	〃	(65)	
大 又	4	5	〃 (26)	〃	(65)	
尾 ノ 鼻 竹 ノ 鼻	87	170	川東第2分団 25	海陽町役場海南庁舎 2階	300	大里字松ノ本、尾ノ鼻 片山、 多良字片山、高橋
鞆 浦 奥 浦	502	969	海部 第1,2分団 43	海部小学校2階以上 海陽町役場海部庁舎 (海部公民館2階以上)	170 170	
吉 田	25	42	海部 第5分団 11	〃	(170) (170)	
大 井	41	72	〃 (11)	〃	(170) (170)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

④南部総合県民局（美波）管内 3／3

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 岸	名 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
							場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
31	海	部	川	左	県	海陽町	大井字 薬師前 ～字井口	350	350			堤体漏水	シート張り工
32	宍喰	川		〃	〃	〃	宍喰浦 字 宍喰	1箇所			樋門	工作物（陸閘）	積土のう工
33	〃			〃	〃	〃	日比原 字 比大野	7箇所			〃	〃	〃
34	〃			〃	〃	〃	尾崎 字 尾崎	200		200		洪水痕跡	〃
35	〃			〃	〃	〃	宍喰浦 字 正保 久中角	800		800		堤体漏水	〃
36	〃			右	〃	〃	宍喰浦 字 正保	80		80		基盤漏水	〃
37	広岡	川	左	〃	〃	〃	尾崎字 芥附安井	500	500			堤防高	〃
38	〃			左右	〃	〃	芥附 字 芥附 (字安井)	450	450			〃	〃
39	〃			右	〃	〃	広岡 字 岡岡 字 岡岡	300	300			〃	〃
40	野根	川	左	〃	〃	〃	船津字 ～字宮前 (船津橋)	50	50			工 作 物	流下物 除去作業
小 計	国土交通省			0		3		0	0	0	0		
	徳島県			40				17,080	9,100	7,980	0		
	市町村			0				0	0	0	0		

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
姫 能 山	8	14	海部 第5分団 (11)	海部小学校 2 階以上 海陽町役場海部庁舎 (海部公民館 2 階以上)	(170) (170)	
宍 喰 浦 字 宍 喰	62	179	宍喰第1, 4 分団 56	宍喰中学校 3 階以上 海陽町役場宍喰庁舎 3 階	220 280	
大 野	22	49	宍喰第3分団 27	〃	(220) (280)	
尾 崎	9	17	〃 (27)	〃	(220) (280)	
字 正 梶 字 中 角	15	36	宍喰第2分団 27	〃	(220) (280)	
字 正 梶	22	56	宍喰第4分団 (24)	〃	(220) (280)	
尾 崎	(9)	(17)	宍喰第 3 分団 (27)	〃	(220) (280)	
芥 附	8	15	宍喰第5分団 24	〃	(220) (280)	
広 岡 芥 附	22	47	〃 (24)	広岡集会所	20	
船 津	4	6	〃 (24)	宍喰中学校 3 階以上 海陽町役場宍喰庁舎 3 階	(220) (280)	
	1, 697	3, 434	501		4, 812	

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局（吉野川）管内 １／７

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
1	吉 野 川		右	国	吉野川市	知 恵 島	1,542	542 (542)	1,000		水衝・洗掘 堤体漏水 基盤漏水	捨てブロック工 月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 シート張り工
2	〃		〃	〃	〃	川 島	1,682 1箇所	川島橋	1,263	419	基盤漏水 旧 川 跡 工作物（橋梁）	月の輪工 現状監視 －
3	〃		〃	〃	〃	鍛 冶 屋 敷 三 軒 屋 須 中	620	174	446		基盤漏水	月の輪工
4	〃		〃	〃	〃	三 ツ 島 学	3,590 1箇所	3,296 294 (633) (1,000) 学島橋	(294)		基盤漏水 堤体漏水 水衝・洗掘 工作物（橋梁）	－ － 捨てブロック工 －
5	〃		〃	〃	〃	瀬 詰	2,740		2,740		基盤漏水	月の輪工
6	〃		〃	〃	〃	川 田	3,352		3,352 (3,352) (1,200)		基盤漏水 堤体漏水 水衝・洗掘	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工
7	〃		左	〃	阿 波 市	大 野 島 香 美	4,895 1箇所	大野島橋	3,895 (1,199) 1,000 (400)		堤体漏水 基盤漏水 工作物（橋梁） 水衝・洗掘 〃	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 － 捨てブロック工 〃
8	〃		〃	〃	〃	郷 社 前 住 吉 本 善 吉 寺 八 入 幡 西 渡 原	2,156 1箇所 1箇所	2,156 千田橋 香美橋			堤体漏水 工作物（橋梁） 〃	－
9	〃		〃	〃	〃	伊 勝 西 前 沢 命 原 島	2,878		270 (270) 378 (1,033) (1,411) 1,200	1,030 (306)	水 衝 洗 掘 新 堤 防 〃 堤体漏水 基盤漏水 水衝・洗掘	シート張り工 木流し工 － 月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
北 須 賀	305	1,056	鴨島方面 第12,13分団 27	知恵島小学校 知恵島小学校体育館	110 60	
城 山 城 東	78	235	川島方面 第2分団 14	川島公民館	121	
鍛 冶 屋 敷 敷 敷 地	129	382	川島方面 第4,5分団 27	川島体育館	224	
伊 加 々 志 長 塚、児 島 む つ み 北 久 保	424	1,221	川島方面 第5,8,10分団 41 (14)	交流センター	141	
湯 立 北 外 7 自 治 会	568	2,042	山川方面 第1,2,3分団 71	山川中学校 山川中学校体育館 山瀬小学校 山瀬小学校体育館 瀬詰教育集会所 山川体育館	413 232 298 95 19 168	
北 村 島 雲	114	435	山川方面 第7分団 23	山川中学校 山川中学校体育館 旧川田西小学校 旧川田西小学校体育館 高越小学校	(413) (232) 205 106 200	
伊 郷 月 江 社 ノ 島	153	612	市場方面 第1,2,3分団 58	市場小学校(体育館) 八幡小学校(体育館) 八幡公民館	300 250 100	
郷 社 前 住 吉 本 善 入 寺 八 幡 本 渡 渡 西 原	21 53 91 92 21 123	38 124 192 195 55 243	市場方面 第3分団 (19)	市場小学校(体育館) 市場コミュニティセンター 市場武道館 市場中学校(体育館)	(300) 100 350 500	
伊 沢 市 勝 命 外 2 西 原 元 町 南 元 町 北	37 30 173	112 90 613	阿波方面 第1,2分団 32 阿波方面 第5分団 15	久勝小学校(体育館) 阿波久勝公民館 阿波体育館 阿波農村環境改善センター	250 200 500 250	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局（吉野川）管内 ２／７

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
10	吉 野 川		左	国	阿 波 市	川 久 保	1,245		1,245 (1,245)		堤体漏水 基盤漏水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工
11	〃		〃	〃	〃	西 林	944		944 (944)		堤体漏水 基盤漏水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工
12	〃		〃	〃	〃	西 林 乙 岩 津	620		620 (185)		堤体漏水 洗 堀	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 木流し工 シート張り工
13	〃		右	〃	石 井 町	第 十 藍 畑	1,960 1箇所	557 200 第十堰	167 (557) 236 800		堤体漏水 基盤漏水 洗 堀 水衝・洗掘 工作物(堰)	月の輪工 〃 捨てブロック工 〃 一
14	〃		左	〃	上 板 町	第 十 新 田 佐 藤 塚 六 條	2,658 1箇所	400 第十堰	273 887 (831) 558 540 (60)	(558)	堤体漏水 基盤漏水 〃 洗 堀 旧 川 跡 水衝・洗掘 工作物(堰)	月の輪工 〃 〃 木流し工 シート張り工 現状監視 捨てブロック工 一
15	〃		〃	〃	〃	高 瀬	1箇所	高瀬橋			工作物（橋梁）	一
16	〃		〃	〃	〃	瀬 部	600		600		水衝・洗掘	捨てブロック工
17	旧 吉 野 川		右	〃	〃	第 十 新 田	200		200		越 水	積土のう工
18	飯 尾 川		左右	県	吉野川市	石 井 町 界 鳥 取 畑	12,520	8,360 (2,840)	4,160 (300)		洪水痕跡 堤 防 高	積土のう工 むしろ張工 木流し工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
南 組 川 久 保	107	356	阿波方面 第6分団 21	阿波体育館 阿波農村環境改善センター	(500) (250)	
枯 木 外 12	337	1,267	阿波方面 第7分団 16	阿波農村環境改善センター	(250)	
岩 津	141 (337)	423 (1,267)	〃 (16)	〃	(250)	
第 十 藍 東 覚 東 覚 (一 部)	733	2,437	藍畑分団 68	藍畑小学校 高川原小学校 藍畑分館	320 390 70	
第 十 新 田 佐 藤 塚 六 條	456	992	第6分団 15	神宅小学校 上板中学校 松島小学校	190 340 210	
高 瀬 高 磯 六 條	808 (247)	1,878 (557)	第3,6分団 34 (15)	〃	(190) (340) (210)	
瀬 部	367	896	第3分団 19	〃	(190) (340) (210)	
第 十 新 田	(50)	(106)	第6分団 (15)	健祥会ハート	50	
上浦・牛島 山路・中島 飯尾・敷地	430	1,210	鴨島方面 第1,3,4 5,6,7,8 9,10分団 168	上浦公民館 上浦小学校 上浦小学校体育館 牛島小学校 牛島小学校体育館 森山小学校 森山小学校体育館 飯尾敷地小学校 飯尾敷地小学校体育館	55 108 60 184 125 157 126 222 145	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局（吉野川）管内 ３／７

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水防対策 工 法
19	三 谷 川		左右	県	吉野川市	森 藤 ～ 飯 尾 川 合流点まで	250	250			堤 防 高	積土のう工
20	寺 谷 川		〃	〃	〃	山 路	960	480	480		〃	〃
21	立 石 谷 川		左	〃	〃	上 浦	300	300			〃	〃
22	江 川		右	〃	〃	鴨 島 新 橋 か 吉 野 川 高校裏まで	1,000	1,000			〃	〃
23	〃		〃	〃	〃	石 井 町 界 ～ 江 川 北 橋	400 (400)		400 (400)		堤 防 高 洪水痕跡	〃
24	寺 谷 川		左	〃	〃	飯 尾 川 合 流 点 ～ 山 路 橋	480	480			堤 防 高	〃
25	藤 井 川		左右	〃	〃	飯尾川合流 点～鴨島町 飯 尾 辻	1,000	1,000			〃	〃
26	桑 村 川		〃	〃	〃	吉野川合流 点～学、桑 村の字界	5,300	(1,650)	5,300		堤 防 高 洪水痕跡	〃
27	〃		〃	〃	〃	近 久 ～ 大 戸 井	1,796		1,796		堤 防 高	〃
28	学 島 川		〃	〃	〃	吉 野 川 合 流 点 ～ 山 川 町 流	7,300	(2,000)	6,000 1,300		堤 防 高 洪水痕跡	〃
29	ほ たる 川		〃	〃	〃	〃	5,600	3,400	2,200		洪水痕跡	〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
森 藤	50	200	鴨島方面 第7分団 (15)	森山小学校 森山小学校体育館 森山公民館	(157) (126) 52	
山 路	40	150	鴨島方面 第5分団 (15)	森山小学校 森山小学校体育館 岡野コミュニティセンター	(157) (126) 19	
辻 丸 川 山	50	200	鴨島方面 第4分団 (15)	上浦小学校 上浦小学校体育館 上浦公民館	(108) (60) (55)	
新 開 地 神 島	400	1,200	鴨島方面 第1分団 (30)	鴨島小学校 鴨島小学校体育館 鴨島第一中学校 鴨島第一中学校体育館 鴨島公民館 鴨島老人福祉センター 市民プラザ	363 143 355 ~~237~~ 121 52 ~~726~~	
牛 島	3	10	鴨島方面 第3分団 (34)	牛島小学校 牛島小学校体育館	(184) (125)	
山 路	40	120	鴨島方面 第5分団 (15)	森山小学校 森山小学校体育館	(157) (126)	
飯 尾	70	200	鴨島方面 第8分団 (14)	飯尾敷地小学校 飯尾敷地小学校体育館	(222) (145)	
宮 桑 島 村	84	252	川島方面 第4, 5分団 (27)	川島公民館 川島体育館	(121) (224)	
近 久 第一 近 久 第二 近 久 第三	76	189	川島方面 第6分団 14	こだま会館	66	
児 三 島 ツ 学 島	55	165	川島方面 第8, 10分団 (27)	東児島老人憩いの家 川島老人福祉センター	32 55	
諏 訪 ほ た る 川 宮 地	141	436	山川方面 第1, 2, 8分団 71 (51)	西久保地区コミュニティセンター 山瀬小学校 山瀬小学校体育館	15 298 95	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局（吉野川）管内 ４／７

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
30	源光寺谷川		左右	県	吉野川市	桑 村 湯浅フサ子 宅 西	100		100		堤 防 高	積土のう工
31	岩 谷 川		〃	〃	〃	吉 野 川 合 流 点 上 流 端	5,000	5,000			洪水痕跡	〃
32	〃		〃	〃	〃	J R 橋から 川田川合流 点 ま で	(1,265)		(1,265)		法すべり	積土のう工 木流し工
33	大 藤 谷 川		〃	〃	〃	岩 屋 谷 川 合 流 点 山 川 町 川 田	3,200	3,200			洪水痕跡	〃
34	船 戸 谷 川		〃	〃	〃	大 藤 谷 川 合 流 点 上 流 端	1,400		1,400		〃	〃
35	中 川		〃	〃	〃	岩 屋 谷 川 合 流 点 上 流 端	2,200	2,200			〃	〃
36	風呂の谷川		〃	〃	〃	岩 屋 谷 川 合 流 点 山 川 町 井 上	2,000		2,000		〃	〃
37	川 田 川		右	〃	〃	庄 司 橋 川 田 橋	237		237		堤体漏水	積土のう工 せき板工 シート張り工
38	〃		左	〃	〃	堰 川 田 橋	320	320			基盤漏水	漏水対策工
39	ほたる川		左右	〃	〃	季 邦 前 ～ 川	1,910	1,910			洗 堀	積土のう工 木流し工
40	学 島 川		〃	〃	〃	忌 部 山 ～ 路	2,100	2,100			堤 防 高	積土のう工 木流し工 シート張り工
41	願成寺谷川		〃	〃	阿波市	東 原	150		150		洗 堀	むしろ張工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
南 寺 中 央 南 寺 ノ 島 江	71	176	川島方面 第3分団 19	川島公民館	(121)	
北 島 村 雲 片 岸	164	682	山川方面 第6,7分団 47 (23)	中部農業構造改善センター 高越小学校	28 (200)	
北 町 外 4 自治会	306	1,104	〃 (47)	〃	(28) (200)	
瀬 津 貞 田	68	210	山川方面 第7分団 (23)	舟戸農業改善センター 旧川田西小学校 旧川田西小学校体育館	15 (205) (106)	
舟 戸 西 舟 戸 東	14	45	〃 (23)	〃	(15) (205) (106)	
町	12	38	山川方面 第6分団 (24)	高越小学校 中部農業構造改善センター	(200) (28)	
〃	(4)	(15)	〃 (24)	〃	(200) (28)	
恵 下 外 6 自治会	409	1,445	山川方面 第3,4,8分団 64 (40)	山川地域総合センター 吉野川市アムニティーセンター	264 49	
瀬 津 外 15 自治会	703	1,648	山川方面 第5,6,7分団 68 (47)	旧川田西小学校 山川地域総合センター 吉野川市アムニティーセンター 旧川田小学校 旧川田小学校体育館	(205) (264) (49) (190) (90)	
季 邦 外 4 自治会	100	300	山川方面 第1,2,3分団 (71)	山川地域総合センター 吉野川市アムニティーセンター 山川体育館	(264) (49) (168)	
西 久 保 外 11 自治会	539	2,015	山川方面 第1分団 (22)	山瀬小学校 山瀬小学校体育館 西久保地区コミュニティセンター	(298) (95) (15)	
東 原	25	93	阿波方面 第4分団 15 第5分団 (15)	伊沢小学校（体育館） 阿波伊沢公民館	(250) (200)	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局（吉野川）管内 ５／７

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
42	市 場 谷 川		左右	県	阿 波 市	香 美	1,000		1,000		堤 防 高	積土のう工
43	〃		〃	〃	〃	吉野川合流 点～鳴池 県 道 境	200		200 (1,000)		洪水痕跡	〃
44	柿ノ木谷川		〃	〃	〃	大 野 島	1,000		1,000		堤 防 高	〃
45	〃		〃	〃	〃	吉野川合流 点～鷺谷川 合 流 点	1,120		1,120		洪水痕跡	〃
46	宮ノ内谷川		〃	〃	〃	水 田	300		300		堤 防 高	〃
47	鷺 谷 川		〃	〃	〃	山 野 上	730		730		洗 掘	木流し工 シート張り工
48	〃		〃	〃	〃	柿ノ木谷川 合流点～大野 島・江ノ島	3,200		3,200		洪水痕跡	積土のう工
49	九頭宇谷川		〃	〃	〃	伊 月	300	300			法すべり	シート張り工
50	熊 谷 川		〃	〃	〃	鳴門池田線 下 流	730		730		堤 防 高	積土のう工
51	〃		〃	〃	〃	土 成	2,000	2,000			〃	積土のう工 シート張り工 木流し工
52	〃		右	〃	〃	吉 野 川 合 流 点 ～ 柿原シノ原	600	600			洪水痕跡	積土のう工
53	蛇 池 川		左右	〃	〃	吉 野 川 上 流 点 ～ 上 流 端	2,000		2,000		堤 防 高	〃
54	九頭宇谷川		〃	〃	〃	土 成 成 当	3,000	3,000			〃	積土のう工 シート張り工 木流し工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
香 美	115	400	市場方面 第3分団 (19)	市場小学校	(300)	
〃	84	275	〃 (19)	〃	(300)	
大野島一松 大野島二	30	100	市場方面 第1分団 (24)	八幡小学校(体育館) 八幡公民館	(250) (100)	
大 野 島	224	680	〃 (24)	〃	(250) (100)	
八 幡 月 伊	60	200	〃 (24)	〃	(250) (100)	
山 野 上 二 山 野 上 三	15	40	市場方面 第2分団 (15)	市場小学校(体育館)	(300)	
大 野 島	120	380	市場方面 第 1 分団 (24)	八幡小学校(体育館) 八幡公民館	(250) (100)	
伊 月 四 伊 月 五	30	200	〃 (24)	〃	(250) (100)	
西二条昭和 南 北 二 条	277	895	吉野方面 第6,7分団 30	阿波高等学校(体育館) 柿原小学校(体育館)	550 200	
土 成	(60)	(350)	土成方面 第5,6分団 30	土成中学校(体育館)	500	
シノ原南 南 二 条 一 丁 目	97	256	吉野方面 第6,7分団 (30)	柿原小学校(体育館)	(200)	
亀 田 折 口	12	37	吉野方面 第3分団 15	吉野中学校(体育館)	550	
土 成 郡 成 当	150	800	土成方面 第5,6,7分団 48 (30)	土成小学校(体育館)	350	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局（吉野川）管内 6／7

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
55	指 谷 川		左右	県	阿 波 市	水 田 秋 月	100	100			堤 防 高	積土のうエ シート 張り工 木流し工
56	〃		右	〃	〃	吉野川合流 点～間谷川 合 流 点	750	750			洪水痕跡	積土のう工
57	五 明 谷 川		〃	〃	〃	吉野川合流点 ～第二中坪橋 中河原橋～ 五 明 谷 橋	450		330 120			
58	飯 尾 川		左右	〃	石 井 町	徳 島 市 界 ～ 吉 野 川 界 吉 市	18,800	10,800 (1,350)	8,000 (17,450)		堤 防 高 洪水痕跡	積土のう工
59	渡 内 川		〃	〃	〃	飯 尾 川 合 流 点 上 流 端	10,800	1,700	9,100		堤 防 高	〃
60	神宮入江川		〃	〃	〃	吉 野 川 合 流 点 上 流 端	10,800		10,800		〃	〃
61	立 石 谷 川		右	〃	〃	上 浦	1,000	350	650		〃	〃
62	〃		左右	〃	〃	飯 尾 川 合 流 点 浦庄字下浦	1,700		1,700		洪水痕跡	〃
63	宮川内谷川		〃	〃	上 板 町	上板橋上流 100mから 七条橋まで	800	200	600		堤体漏水 水 衝	月の輪工 積土のうエ シート 張り工 木流し工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
水 田 秋 月	50	250	土成方面 第8分団 15	土成小学校 (体育館)	(350)	
秀 清 六 反 池 田	31	91	市場方面 第1分団 (24) 土成方面 第5分団 (16)	八幡小学校(体育館)	(250)	
五 明 王 子 川	91	333	阿波方面 第6分団 (21)	阿波農村環境改善センター	(250)	
石井・城ノ内 重松・下浦 上浦・諏訪 国実・大万 天神・南島 高 川 原 天 神	5,794 (3,906)	17,020 (11,273)	石井分団 88 高川原分団 68 浦庄分団 67	石井小学校 石井中学校 浦庄小学校 高浦中学校 石井町中央公民館 石井分館 石井町地域防災交流センター 浦庄分館 名西高校 フジグラン石井	490 960 290 740 290 70 50 60 400 1,000	
城 ノ 内 白 ノ 鳥 市 桜 楽 下 間 加 茂 浦 野	1,743 (1,109)	5,142 (3,244)	石井分団 (88) 高川原分団 (68) 浦庄分団 (67)	石井小学校 徳島県立農林水産 総合技術支援センター 浦庄小学校 浦庄分館 高川原小学校 高川原分館 社会福祉法人有誠福祉会	(490) 370 (290) (60) (390) 70 100	
中 関 平 須 高 島 畑	761	2,472	高原分団 48 藍畑分団 (68)	高原小学校 藍畑小学校 藍畑分館	(360) (320) (70)	
上 浦	(50)	(200)	浦庄分団 (67)	浦庄小学校	(290)	
〃	(250)	(681)	浦庄分団 (67)	浦庄小学校 浦庄分館	(290) (60)	
七 条 西 分	379	894	第1,3,5 分団 54 (19)	松島小学校 上板中学校 神宅小学校	210 340 190	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑤東部県土整備局（吉野川）管内 ７／７

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
64	宮川内谷川		左	県	上 板 町	上板町界 から松島橋 まで	300	300			堤体漏水	釜 段 工
65	湯 吸 谷 川		左右	準	吉野川市	川島町界か ら麻名用水 合流点まで	500		500		堤 防 高	積土のう工
66	鳶ヶ巣谷川		〃	〃	〃	桑 池 ノ 村 秀 治 宅 西	30		30		〃	〃
67	吉本東谷川		〃	〃	〃	吉 本 麻 野 義 光 宅 西	100		100		〃	〃
68	湯 吸 谷 川		〃	〃	〃	山 阿 田 阿 部 俊 仁 宅 下 流	400		400		〃	〃
69	祇 園 谷 川		〃	〃	〃	祇 園	500	150	350		洗 掘	積土のう工 木流し工
70	旗 見 谷 川		〃	〃	〃	旗見から川 田川合流点 ま で	1,150	450	700		法すべり	積土のう工 木流し工 シート張り工
71	八 幡 谷 川		〃	〃	〃	宮谷から風 呂ノ谷川の 合流点まで	1,000	800	200		〃	〃
72	翁喜台谷川		〃	〃	〃	川 東 季 ～ 邦	300		300		〃	〃
73	王 子 谷 川		〃	普	〃	王 子	40	40			〃	〃
小 計	国土交通省			17	4		31,682	8,819	21,414	1,449		
	徳 島 県			47			117,203	50,100	67,103	0		
	市 町 村			9			4,020	1,440	2,580	0		

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
門 田	(19)	28	第4分団 18	松島小学校	(210)	
新 田	50	150	鴨島方面 第11分団 31	西麻植小学校 西麻植小学校体育館	159 137	
鳶 ヶ 巣	17	39	川島方面 第6分団 (14)	こだま会館	(66)	
吉 本	81	247	川島方面 第7分団 13	学島小学校 学島小学校体育館	170 104	
山 田 北 部	25	80	川島方面 第1分団 12	川島公民館山田西分館	14	
祇 園	27	106	山川方面 第2分団 (29)	八坂会館	42	
旗 川 見 東	67	233	山川方面 第4分団 (24)	旧川田小学校 旧川田小学校体育館	190 90	
西 南 山 町	146	520	山川方面 第6分団 (24)	高越小学校	(200)	
翁 喜 台 外 2 自 治 会	156	539	山川方面 第4, 8分団 (44)	吉野川市立アミティセンター 山川地域総合センター	(49) (264)	
王 子	38	126	川島方面 第9分団 14	学島小学校 学島小学校体育館	(170) (104)	
	19, 648	59, 964	1, 246		19, 615	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑥西部総合県民局（美馬）管内 1／5

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 種 別 (m)	水 防 対 策 工 法	
1	吉 野 川		左	国	美 馬 市	拝 原	267		267		堤体漏水	五徳縫い工 土のう羽口工
2	〃		〃	〃	〃	拝 猪 原 尻	2,824		2,824 (720)		堤体漏水 越 水	五徳縫い工 土のう羽口工 積土のう工
3	〃		〃	〃	〃	猪 尻 1箇所	1,785	脇町潜水橋	1,785 (1,785) (1,312)		堤体漏水 基盤漏水 工作物(橋梁) 越 水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 － 積土のう工
4	〃		〃	〃	〃	木 の 内	1,325	1,325			溢 水	－
5	〃		〃	〃	〃	東 原	252 1箇所	252	美馬橋		溢 水 工作物(橋梁)	－ －
6	〃		〃	〃	〃	沼 宗 ノ 田 分	1,631	1,159	472	(252)	溢 水 越 水 新 堤 防	－ － －
7	〃		〃	〃	〃	西 村 中 島 1箇所	935		850 青石橋	85	越 水 旧 川 跡 工作物(橋梁)	積土のう工 現状監視 －
8	〃		右	〃	〃	穴 吹 九 反 地	405		405 (405)		堤体漏水 基盤漏水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工
9	〃		〃	〃	〃	舞 中 島 1箇所	717		717 穴吹自歩道橋		越 水 工作物(橋梁)	積土のう工 －
10	〃		〃	〃	〃	〃	141			141	旧 川 跡	現状監視
11	〃		〃	〃	〃	小 島 1箇所	1,527		1,527 小島橋		基盤漏水 工作物(橋梁)	月の輪工 －

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
拝 原 東	345	736	脇町方面隊 第1分団 43	江原南小学校 江原中学校	306 155	
中西路尻 (天王下・池 端南部・西 ノ丁)	842	1,804	脇町方面隊 第1,5分団 67 (43)	江原南小学校 江原中学校 脇町小学校	(306) (155) 176	
脇 町 (落久保・突 抜・本町・島 口西・島口 東)	244	524	脇町方面隊 第5分団 (24)	脇町小学校 脇町中学校	(176) 228	
木 の 内	183	417	脇町方面隊 第10分団 39	岩倉中学校 地域共生交流施設小星ベース	134 69	
東 原 a	163	387	第4分団 15	美馬中学校等	445	
沼 田 宗 ノ 分	246	555	〃 (15)	重清東地域活動センター	222	
西 村 中 島	113	248	第5分団 23	重清西地域活動センター	225	
九 反 地	57	132	穴吹方面隊 第2分団 47	穴吹小学校 穴吹中学校	91 139	
東 舞 東	63	162	穴吹方面隊 第1分団 35	三島小学校 三島中学校	126 85	
大 原 大 原 南	132	296	〃 (35)	〃	(126) (85)	
東分・石神 中村・西分	222	440	〃 (35)	〃	(126) (85)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

⑥西部総合県民局（美馬）管内 2 / 5

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
12	吉 野 川		右	国	つるぎ町	貞 光	1,597		1,597 (1,597)		堤体漏水 基盤漏水	月の輪工 五徳縫い工 士のう羽口工
13	〃		〃	〃	〃	半 田	1,016	1,016			溢 水	－
14	〃		〃	〃	〃	〃	1,083	1,083			〃	積土のう工
15	〃		〃	〃	〃	貞 光	1箇所		美馬中央橋		工作物(橋梁)	－
16	井 口 谷 川		〃	県	美 馬 市	別 所 浜	150		150		洗 掘	木流し工
17	大 谷 川		〃	〃	〃	西 大 谷	100	100			〃	木流し工 積土のう工
18	東 俣 谷 川		〃	〃	〃	古 屋 敷	100	100			水 衝	木流し工
19	曾 江 谷 川		左	〃	〃	宮 井	100	100			洗 掘	木流し工 積土のう工
20	吉 田 谷 川		左右	〃	〃	小 長 谷	500		500 (500)		堤 防 高 洗 掘	積土のう工 木流し工
21	嫁 坂 谷 川		〃	〃	〃	沼 田	543	543 (543)			〃	〃
22	高 瀬 谷 川		〃	〃	〃	西 村	1,400		1,400 (1,400)		堤 防 高	積土のう工
23	一 の 谷 川		左	〃	〃	小 島	150		150		堤防断面	月の輪工
24	〃		右	〃	〃	〃	150		150		〃	〃
25	三 谷 川		左	〃	〃	三 谷	300		300		洪水痕跡 工 作 物	積土のう工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
江 ノ 脇 太 田	211	510	第17分団 15	江ノ脇集会所 太田小学校 太田中央集会所	169	
小 野 西 旭	60	140	第7分団 15	小野コミュニティーセンター 小野老人憩いの家 やすらぎ苑	165	
松 生	71	140	第7分団 (15)	うらら荘	91	
小 山 北	0	0	第17分団 (15)	太田中央集会所	14	工業団地
別 所 浜 西	82	179	脇町方面隊 第9分団 27	岩倉小学校 岩倉中学校	117 (134)	
西 大 谷 口 西 大 谷 奥	40	71	脇町方面隊 第7分団 30	大谷せせらぎの里	72	
古 屋 敷	27	77	脇町方面隊 第4分団 27	東俣ふれあいの里	67	
宮 井	33	73	脇町方面隊 第3分団 49	江原北小学校	81	
東 宗 重 南 東 宗 重 中 島	79	129	第1分団 20	郡里地域活動センター 寺町防災交流センター	140 48	
西 荒 川 沼 田	182	470	第4分団 (15)	重清東地域活動センター	(222)	
西 宮 村 北	155	336	第5分団 (23)	重清西地域活動センター	(225)	
東 分	(48)	(120)	穴吹方面隊 第1分団 (35)	三島小学校 三島中学校	(126) (85)	
〃	(48)	(120)	〃 (35)	〃	(126) (85)	
谷 谷 西 東	58	133	〃 (35)	〃	(126) (85)	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑥西部総合県民局（美馬）管内 3／5

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
26	三 谷 川		右	県	美 馬 市	三 谷	300		300		洪水痕跡 工 作 物	積土のう工
27	穴 吹 川		左	〃	〃	土 場	500		500		堤 防 高	〃
28	〃		〃	〃	〃	初 草	300		300		水 衝 洗 堀	〃
29	〃		〃	〃	〃	宮 内	500		500		〃	築き廻し工
30	〃		右	〃	〃	知 野	200		200		洪水痕跡	積土のう工
31	内 田 谷 川		左	〃	〃	古 宮	1,000	100	900		水 衝 洗 堀	木流し工
32	〃		右	〃	〃	〃	1,000	100	900		〃	〃
33	穴 吹 川		左右	〃	〃	川 上	1,000	1,000			〃	〃
34	〃		〃	〃	〃	谷 口	800	800 (800)			堤 防 高 洗 堀	積土のう工 捨土のう工
35	〃		〃	〃	〃	檜 原 谷	400		400		洗 堀	捨土のう工
36	半 田 川		〃	〃	つるぎ町	東 久 保	200	200			堤 防 高	〃
37	井 川 谷 川		〃	〃	〃	蔭 名	100		100		洗 堀	木流し工
38	貞 光 川		左	〃	〃	長 橋 付 近	350		350		洪水痕跡	積土のう工 木流し工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
谷 西 谷 東	(58)	(133)	穴吹方面隊 第1分団 (35)	三島小学校 三島中学校	(126) (85)	
土 井 場 井 手 端	60	151	穴吹方面隊 第2分団 (47)	穴吹小学校 穴吹中学校	(91) (139)	
初 草	40	77	穴吹方面隊 第3分団 34	初草ふれあい館	106	
調 子 野	31	86	穴吹方面隊 第4分団 49	宮内交流の里	106	
知 野	35	88	〃 (49)	〃	(106)	
内 小 田 小 谷	10	12	穴吹方面隊 第5分団 33	古宮生活改善センター	32	
〃	(10)	(12)	〃 (33)	〃	(32)	
谷 口 カ ケ	6	10	木屋平方面隊 第1分団 33 木屋平方面隊 特設分団 19	谷口公民館	71	
谷 口 中 谷 口 東	16	23	〃 (33) 〃 (19)	〃	(71)	
檜 原 谷	5	7	木屋平方面隊 第2分団 21 木屋平方面隊 特設分団 (19)	三ツ木集会所	41	
東 久 保	17	28	第8分団 23	東久保老人憩いの家	30	
陰 名	3	10	第9分団 10	日浦小学校	117	
東 浦	5	20	第15分団 24	農業構造改善センター	119	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑥西部総合県民局（美馬）管内 ４／５

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水 防 対 策 工 法
39	貞 光 川		左	県	つるぎ町	木綿麻橋 下 流	200		200		洗 堀	木流し工
40	〃		右	〃	〃	〃	1,000	1,000			洪水痕跡	積土のう工
41	〃		〃	〃	〃	宅熊橋 下 流	250		250		洗 堀	木流し工
42	〃		〃	〃	〃	吉良橋 付 近	300	300			洪水痕跡	積土のう工
43	〃		〃	〃	〃	宮平橋 付 近	300	300			〃	〃
44	〃		〃	〃	〃	切 越	200		200		洗 堀	木流し工
45	日野谷川		左右	準	美馬市	山 路	100	40	60		〃	〃
46	梶山谷川		左	〃	〃	口 山	1,000	200	800		漏 水	〃
47	〃		右	〃	〃	〃	1,000	200	800		〃	〃
48	太合谷川		左	〃	〃	太 合	1,000	1,000			〃	〃
49	内川地谷川		左右	〃	〃	下 名	200	200			洗 堀	捨土のう工
50	川井谷川		〃	〃	〃	川 井	1,000	1,000			〃	〃
51	瀬開谷川		右	〃	つるぎ町	川 又	700		700		〃	〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
別 所	3	9	第15分団 (24)	木綿麻会館	11	
岡、岡 北 宮 宮 内 北	50	190	第16分団 15	川東集会所 農業構造改善センター	133	
井 折	4	14	第18分団 15	皆瀬小学校体育館	102	
広 瀬	8	18	第20分団 19	端山住民センター 広瀬集会所	63	
長 瀬	9	23	第20分団 (19)	長瀬集会所 剣山木綿麻温泉	29	
切 越	45	71	第21分団 23	一字中学校体育館 つるぎの宿岩戸	188	
山 路	(131)	(288)	脇町方面隊 第5分団 (24)	脇町小学校 脇町中学校	(176) (228)	
梶 山	17	37	穴吹方面隊 第4分団 (49)	宮内交流の里	(106)	
〃	(17)	(37)	〃 (49)	〃	(106)	
寺 内 滝 ノ 宮 谷 口 中	22	31	木屋平方面隊 第1分団 (33) 木屋平方面隊 特設分団 (19)	谷口公民館	(71)	
内 川 地 堂 久 保	9	22	〃 (33) 〃 (19)	木屋平複合施設等	102	
川 井 奥	16	27	木屋平方面隊 第2分団 (21) 木屋平方面隊 特設分団 (19)	〃	(102)	
川 又	11	16	第24分団 9	錦谷小学校	108	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑥西部総合県民局（美馬）管内 ５／５

付図番号	河川名 海岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域						対策	
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	水防対策工	法
52	山彦谷川	左右	普	美馬市	曾江	40		40		堤防断面	積土のう工	
53	塩水谷川	〃	〃	〃	藤川	100	100			〃	〃	
54	広棚谷川	左	〃	〃	谷口	100	100			洗掘	木流し工 積土のう工	
小計	国土交通省		15			15,505	4,835	10,444	226			
	徳島県		29			12,393	4,643	7,750	0			
	市町村		10			5,240	2,840	2,400	0			

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
貞 安	56	128	脇町方面隊 第2分団 42	江原南小学校 江原中学校	(306) (155)	
藤 川	10	30	脇町方面隊 第3分団 (49)	江原北小学校	(81)	
谷 口	(10)	(30)	〃	〃	(81)	
	4,096	9,087	778		4,723	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域等一覧表

⑦西部総合県民局（三好）管内 1／3

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
1	吉 野 川		左	国	三 好 市	中 津	1箇所 1,817	1,817	四国中央橋		工作物(橋梁) 溢 水	－ －
2	〃		右	〃	〃	辻	1,386	1,386			溢 水	－
3	〃		〃	〃	〃	西 井 川	192	192			〃	－
4	〃		〃	〃	〃	ヤ マ ダ	191	191			〃	－
5	〃		左	〃	東みよし町	足 代	1,147	1,147			〃	－
6	〃		〃	〃	〃	昼 間	1,745	1,745			〃	－
7	〃		右	〃	〃	毛 田	706	706			〃	－
8	〃		〃	〃	〃	稲 持	3,767 2箇所	480 3,287 高島橋		三三大橋	越 水 溢 水 工作物(橋梁)	積土のう工 － －
9	〃		〃	〃	〃	中 庄	1箇所		角の浦大橋		工作物(橋梁)	－
10	鮎 苦 谷 川		左	県	三 好 市	下 ノ 段	200	200			洗 掘	積土のう工 捨土のう工
11	弥 十 柳 川		〃	〃	〃	島 堤 宮 西 南 新 町 下 南 新 町 ハ 親 愛 川 ヤ 柳 川 東	1,500	700	800		堤 防 高	積土のう工

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
中 津	81	165	池田第3分団 36	箸蔵小学校 体育館	210	
旭 町 浜 町 浜 西 新 町 仲 町 本 町 西 村 中 村 中 法 女 寺	401	934	井川 第1, 2, 3分団 73	池田高校辻校体育館 井川中学校体育館	500	
森	55	140	井川第4分団 37	西井川保育所	50	
島 東 島 南 供 養 地 西	271	504	池田第1分団 43	三好市役所 公民館供養地分館 三好市池田総合体育館	720	
伊月・東原 宮 ノ 岡	153	343	第12, 13分団 59	足代小学校 足代公民館	613	
中 屋・荒 天 神・京 宮 内・重 光 下・光 西	215	539	第14, 15分団 68	東みよし町役場 (三好庁舎) 中央公民館	1, 531	
毛 田	41	61	第2分団 10	毛田小学校 毛田公民館	818	
稲 持	21	42	第10, 11分団 24	稲持集会所 貞広集会所 滝下生活改善センター	127	
角	83	176	第3分団 37	三加茂公民館	226	
下 ノ 段	132	182	池田第3分団 36	箸蔵小学校 体育館	(210)	
島 西 堤 宮 下 南 新 町 南 南 新 町 ハ 南 新 町 ヤ 親 愛 会 柳 川 東	309	639	池田 第1・2分団 74 (43)	池田小学校 体育館 池田中学校 体育館	400	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑦西部総合県民局（三好）管内 ２／３

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	担 当 防 団 体 名	水 理 の 称	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策 水防対策工 法
							場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
12	弥 十 柳 川		右	県	三好市	柳 川 西 高 池 友 池 南 北 池 南 東 池 南 東 池 南 南		1,400	600	800		堤 防 高	積土のう工
13	井ノ内谷川		〃	〃	〃		井 内 東	100		100		洗 掘	〃
14	白 川 谷 川		左	〃	〃	中 野 白 川 光 兼		1,300	300	1,000		堤 防 高	〃
15	〃		右	〃	〃	光 兼		300		300		〃	〃
16	〃		左	〃	〃	栗 山		100	100			〃	〃
17	〃		右	〃	〃	〃		100	100			〃	〃
18	銅 山 川		左	〃	〃	大 月 橋 下 流		200		200		〃	〃
19	〃		右	〃	〃	信 正		200		200		〃	〃
20	小 川 谷 川		〃	〃	東みよし町	昼 間		250		250		〃	積土のう工 捨土のう工
21	〃		左	〃	〃	〃		150		150		洗 掘	〃
22	稲 持 谷 川		右	〃	〃	稲 持		500		500		堤 防 高	積土のう工
23	〃		左	〃	〃	〃		500		500		〃	〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
柳 川 西 高 池 友 池 南 北 池 南 東 池 南 東 池 南 南	472	994	池田 第1・2分団 (74)	池田小学校 体育館 池田中学校 体育館	(400)	
上 吹 下 吹	37	59	井川第5分団 26	母子センター	30	
中野・有宮 白 川 光 兼	98	163	山城第5分団 11	河内分館 (旧河内小学校)	30	
光 兼	(44)	(74)	〃 (11)	〃	(30)	
栗 山	11	17	〃 (11)	栗山地区集会所	15	
〃	(13)	(20)	〃 (11)	〃	(15)	
大 月 大 野	120	229	山城第4分団 28	大野地域多目的施設体育館 (旧大野小学校 体育館) 大野分館・大野体育館 (旧大野中学校 体育館)	310	
信 正	62	109	〃 (28)	〃	(310)	
光 北 住 宅 南 平 台 敷 地 東 小 川 谷 団 地	110	217	第15分団 35	東みよし町役場 (三好庁舎) 中央公民館	(1,531)	
光 北 光 下 光 西	74	187	第15分団 (35)	〃	(1,531)	
稲 持	161	316	第10, 11分団 (24)	稲持集会所 貞広集会所 滝下生活改善センター	(127)	
〃	(161)	(316)	〃 (24)	〃	(127)	

()は重複人数

付表－５ 局別重要水防区域等一覧表

⑦西部総合県民局（三好）管内 ３／３

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	担 当 防 管 団 体 名	水 理 の 称	重 要 水 防 区 域					対 策	
							場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	水防対策 工 法
24	加 茂 谷 川		左	県	東みよし		古 東 新 川 町	900		900		堤 防 高	積土のう工
小 計	国土交通省			9				10,951	10,951	0	0		
	徳 島 県			15				7,700	2,000	5,700	0		
	市 町 村			0				0	0	0	0		

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
古 川 東 新 町	226	450	第7,9分団 50	東みよし町役場	2,102	
	3,133	6,466	571		7,682	

()は重複人数

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等
①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
吉野川	飯尾川第一 樋門	徳島市	不動	東町４丁目	上流4.00*4.00 下流2.60*2.60	1 2
〃	新町 〃	〃	北田宮	1丁目	6.92*5.60	2
〃	宮島 〃	〃	川内	鶴島	5.50*6.50	1
〃	榎瀬川 〃	〃	〃	金岡	7.0*10.0	2
〃	正法寺 〃	〃	応神	東貞方	2.80*3.20	1
〃	新正法寺 〃	〃	〃	西貞方	7.75*3.60	3
〃	正法寺排水 〃	〃	〃	〃	3.00*3.00	1
〃	沖ノ洲 〃	〃	住吉	6丁目	5.55*6.64	1
〃	中原 〃	〃	応神	中原	2.06*1.65 1.925*1.75	1 1
〃	角ノ瀬 〃	〃	国府	東黒田	5.80*7.00	3
今切川	高良第一 〃	〃	応神	高良	1.68*1.57	1
〃	高良第二 〃	〃	〃	〃	2.00*3.00 2.00*1.00	1 1
〃	小井利 〃	〃	〃	古川北	0.80*0.75	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	油圧シリンダ [※] 式(連動) 〃 (単動)	国土交通省	吉野川鴨島出張所 (0883) 24-4334
鋼 製	電動ワイヤーロープ	〃	〃
〃	電動ラック式 (連動)	〃	吉野川上板出張所 (088) 694-2531
ステンレス製	電動ワイヤーロープ	〃	〃
鋼 製	電動ラック式 (連動)	〃	〃
〃	〃	〃	正法寺排水機場併任 徳島県 (088) 653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	〃	〃	吉野川鴨島出張所 (0883) 24-4334
鋼 製	フラップゲート スルースゲート	徳島市 (河川水路課)	徳島市 (河川水路課) (088) 621-5309
〃	電動ワイヤーロープ	国土交通省	角ノ瀬排水機場併任 徳島県 (088) 653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
〃	手動スピンドル式 スライドゲート	徳島市 (耕地課)	徳島市 (耕地課) (088) 621-5258
〃	電動ラック式 ローラーゲート 電動ラック式 スライドゲート	〃	〃
〃	手動スピンドル式 スライドゲート	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
今切川	近藤樋門	徳島市	川内	米津	2.55*3.40 2.55*1.10	1 1 1
〃	中島外間	〃	〃	中島	0.84*0.84	1
〃	百間場	〃	〃	米津	2.05*2.15	1
〃	戎子野	〃	〃	加賀須野	0.47*0.45	1 1
〃	大塚化学横	〃	〃	〃	2.80*3.40	2
〃	有天只津	〃	応神	吉成	1.50*2.00	2
〃	有天西	〃	〃	吉成	1.44*1.08	1
〃	有天第二	〃	〃	〃	3.65*2.075	1
〃	富久	〃	川内	富久	門扉なし	
〃	近藤排水樋門	〃	〃	米津	2.60*3.40 2.60*1.70	1 1
〃	高良中	〃	応神	中原	1.07*1.04	1
〃	高良東	〃	〃	古川	1.50*1.0	1
〃	有天	〃	〃	中原	1.575*1.65	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
鋼 製	フラップゲート 電動ラック式 スライドゲート 〃	川内土地改良区	川内土地改良区 (088) 665-0955
鋼製及び木製	手動スピンドル式 スライドゲート	徳島市（耕地課）	徳島市 （耕地課） (088) 621-5258
鋼 製	電動スピンドル式 スライドゲート	〃	〃
アルミ製・鋼製	フラップゲート スライドゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市 （河川水路課） (088) 621-5309
鋼 製	手動スピンドル式 スライドゲート	〃	〃
〃	電動ラック式 スライドゲート	徳島市（耕地課）	徳島市 （耕地課） (088) 621-5258
ＦＲＰ製	手動スピンドル式 スライドゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市 （河川水路課） (088) 621-5309
鋼 製	電動ラック式 ローラーゲート	徳島市（耕地課）	徳島市 （耕地課） (088) 621-5258
		川内土地改良区	川内土地改良区 (088) 665-0955
鋼 製 〃	電動ラック式 ローラーゲート 〃	徳島市（耕地課）	徳島市 （耕地課） (088) 621-5258
〃	原動機ラック式 ローラーゲート	〃	〃
〃	手動ラック式 ローラーゲート	〃	〃
〃	ラック式 ローラーゲート	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦×横 (m)	連数
今切川	米津第一 樋門	徳島市	川内	米津	2.50*1.10	3
〃	米津第二 〃	〃	川内	米津	2.10*1.80	2
宮島江湖川	旭野 〃	〃	川内	旭野	1.50*1.50 1.50*1.50	2 2
〃	鴨州 〃	〃	〃	小松北	1.50*1.20 1.70*1.50 1.60*1.90 2.10*0.90 1.45*1.70	2 2 3 2 1
〃	小松西 〃	〃	〃	小松西	1.40*1.40 1.10*1.10 1.05*1.00 0.85*1.10	1 1 2 2
〃	鶴島 〃	〃	〃	鶴島	1.375*1.07 0.80*0.80	1 1
〃	宮島 〃	〃	〃	宮島	1.70*1.70 2.30*2.00	3 2
〃	小松東 〃	〃	〃	小松	2.50*1.60	2
〃	小松西 〃	〃	〃	〃	1.50*1.50	2
〃	亀が岡 〃	〃	〃	小松西		1 1
榎瀬江湖川	鈴江 〃	〃	〃	鈴江	1.40*1.40 2.50*1.40	1 1
〃	金岡 〃	〃	〃	金岡		1 1
〃	沖島川向 〃	〃	〃	沖島	1.25*1.25 1.10*1.10	1
〃	上別宮 〃	〃	〃	上別宮	1.60*2.70 1.60*1.60 1.80*2.70	1 1 1

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
鋼 製	招 戸	川内土地改良区	川内土地改良区 (088) 665-0955
〃	手動スピンドル	〃	〃
〃 〃	電動ラック式 スルースゲート フラップゲート	徳島市（耕地課）	徳島市 （耕地課） (088) 621-5258
木 製 〃 〃 〃 〃	吹 戸 差 戸 吹 戸 〃 〃	川内土地改良区	川内土地改良区 (088) 665-0955
〃 〃 〃 〃	差戸及び吹戸	〃	〃
鋼製・アルミ製	スルース及び フラップゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市 （河川水路課） (088) 621-5309
鋼 製 〃	電動スピンドル式 スルースゲート フラップゲート	徳島市（耕地課）	徳島市 （耕地課） (088) 621-5258
〃		川内土地改良区	川内土地改良区 (088) 665-0955
〃		〃	〃
〃 〃	手動スピンドル式 スルースゲート フラップゲート	〃	〃
木 製 鋼 製	〃	徳島市（耕地課）	徳島市 （耕地課） (088) 621-5258
鋼 製 〃	〃	〃	〃
ステンレス製	〃	〃	〃
〃 〃 〃	手動スピンドル式 ローラーゲート 〃 フラップゲート	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦×横 (m)	連数
源九郎川	勝瑞 樋門	徳島市	応神	吉成	3.50*3.00	2
						1
					3.50*3.00	2
新町川	東船場 //	//	東船場町	1丁目	2.40*1.00	1
//	春日橋 //	//	西船場町	3丁目	3.60*0.90	1
//	西船場四丁目 //	//	//	4丁目	0.78*0.78	1
//	南出来島第一 //	//	藍場町	2丁目	0.72*0.71	1
//	西船場 //	//	西船場町	4丁目	0.65*0.50	1
//	南内町2丁目 //	//	南内町	2丁目	0.5*0.5	1
//	南出来島第二 //	//	南出来島	//	0.40*0.40	1
沖洲川	城東町市住横 //	//	城東	//	φ250	1
田宮川	田宮川第一 //	//	北佐古	一番町宮古橋の上	2.00*2.00	1
//	田宮川第二 //	//	//	一番町煙硝橋の上	2.40*1.50	1
//	田宮川第三 //	//	佐古	七番町	2.00*2.00	1
//	田宮川第四 //	//	//	八番町	1.50*1.00	1
//	田宮川 //	//	南矢三	3丁目	2.00*4.00	1
//	南田宮 //	//	南田宮	4丁目	1.50*2.00	1
//	矢蔵 //	//	蔵本元	2丁目	1.50*1.50	1
//	田宮川 No.80+28.6 //	//	中島田	1丁目	1.67*2.18	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
ステンレス製 〃 〃	電動ラック式 ローラーゲート 手動スピンドル式 スルースゲート マイターゲート	徳島市（耕地課）	徳島市（耕地課）（088）621-5258
アルミ製	手動スピンドル式 スルースゲート	徳島市上下水道局	徳島市上下水道局（下水道整備課）（088）621-5305
ステンレス製	〃	〃	〃
アルミ製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
アルミ製	手動スピンドル式 スルースゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市（河川水路課）（088）621-5309
ステンレス製	フラップゲート	〃	〃
アルミ製	手動スピンドル式 スルースゲート	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	徳島市（河川水路課）	徳島市（河川水路課）（088）621-5309

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦×横 (m)	連数
田宮川	田宮川 樋門 No.82+27.6	徳島市	中島田	1丁目	2.58*1.56	1
〃	田宮川 〃 No.75+33.1	〃	北島田	〃	2.00*2.18	1
〃	田宮川 〃 No.78+25.0	〃	中島田	〃	1.52*1.88	1
〃	田宮川蔵本 〃	〃	蔵本町	3丁目	1.6*1.85	1
佐古川	佐古川 〃	〃	西船場	5丁目	2.90*2.30	4
園瀬川	津田 〃	〃	新浜	1丁目	2.00*1.20	2
〃	昭和第一 〃	〃	南昭和	7丁目	3.10*1.60	1
〃	昭和第二 〃	〃	〃	〃	0.98*1.25	1
〃	昭和第三 〃	〃	〃	6丁目	3.70*2.50	1
〃	長谷 〃	〃	八万	長谷	2.68*2.95	2
〃	長田堰 〃	〃	〃	法花谷	1.05*0.80	1
〃	水越 〃	〃	〃	犬山	1.60*1.25	1
〃	万松庵 〃	〃	〃	〃	1.50*1.00 1.50*1.00	1 1
〃	元井 〃	〃	上八万	上中筋	1.50*1.20	1
〃	五輦 〃	〃	八万	新貝	2.20*2.20	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
アルミ製	手動ラック式 スルースゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市（河川水路課）（088）621-5309
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼 製	手動スピンドル式 スルースゲート	徳島市上下水道局	徳島市上下水道局（下水道整備課）（088）621-5305
〃	電動ラック式 スルースゲート	徳島県（河川政策課） （徳島市中央浄化 センターへ委託）	中央浄化センター（088）652-9406
アルミ製	手動スピンドル式 スルースゲート	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
ステンレス製	電動ラック式 スルースゲート	〃	〃
鋼 製	手動スライドゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動スピンドル式 スルースゲート	徳島市（耕地課）	徳島市（耕地課）（088）621-5258
〃	電動ラック式 スルースゲート	〃	〃
鋼 製 アルミ製	電動ラック式 スルースゲート フラップゲート	〃	〃
鋼 製	手動スピンドル式 スルースゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
園瀬川	新浜 樋門 陸閘	徳島市	新浜	1丁目	1.80*12.50	1
〃	東渡場 樋門	〃	山城	東浜傍示	1.60*0.88	1
〃	大谷前 〃	〃	八万	大野	3.05*3.60 3.05*3.60 2.00*2.00	2 2 1
〃	犬山 〃	〃	〃	犬山	2.10*2.40	1
〃	犬山排水機場 〃	〃	〃	〃	2.20*2.00 2.20*2.90	1 1
〃	寺山 〃	〃	〃	寺山	4.20*2.10	3
〃	橋北 〃	〃	〃	橋北	3.50*3.00	1
〃	川北 〃	〃	上八万	川北	2.08*3.65	1
大松川	大松川 〃	〃	大松	西奥外	3.20*2.00	1
〃	多々羅川 水門	〃	西新浜	1丁目	3.75*19.4	2
多々羅川	雑賀開 樋門	〃	雑賀	西開	2.30*3.40 2.30*3.40	2 2
〃	東張一番 〃	〃	〃	東開	2.0*2.0 2.15*2.0	1 1
冷田川	冷田川 〃	〃	八万	沖須賀	2.95*13.31	2
鮎喰川	西海師用水 〃	〃	一宮	西丁	1.00*0.65	2

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
鋼 製	手動マイターゲート	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
合成樹脂製	スルースゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市（088）621-5309 （河川水路課）
鋼 製 〃 〃	電動ラック式 ローラーゲート フラップゲート 電動スピンドル式 スルースゲート	徳島市（耕地課）	徳島市（088）621-5258 （耕地課）
ステンレス製	電動油圧式 ローラーゲート	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
〃	スルースゲート 角落し式ゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市（088）621-5309 （河川水路課）
鋼 製	電動ラック式 ローラーゲート	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動スピンドル式 スルースゲート	〃	〃
ステンレス製	ステンレス製 ローラーゲート	〃	〃
〃 〃	電動ラック式 スライドゲート フラップゲート	徳島市（耕地課）	徳島市（088）621-5258 （耕地課）
〃 木 製	〃	〃	〃
ステンレス製	電動ワイヤーロープ ウインチ式 ローラーゲート	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
鋼 製	手動スピンドル式 スライドゲート	一宮土地改良区	

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
鮎喰川	以西 樋門	徳島市	国府	延命	1.80*1.60	1
〃	国府東部 〃	〃	〃	南岩延	2.75*4.00	1
〃	一宮 〃	〃	一宮	西丁	1.0*4.0	1
〃	不動東 〃	〃	不動東 (潜水橋北詰め)	5丁目	1.7*4.1	1
飯尾川	飯尾川第二 〃	〃	春日	宝野	5.60*7.45	4
〃	神島 〃	〃	不動本町	3丁目	1.40*1.10	1
〃	訳分 〃	〃	〃	〃	0.70*0.70	1
〃	本力前 〃	〃	〃	4丁目	1.20*1.10	1
〃	宮前 〃	〃	〃	5丁目	1.40*1.80	1
〃	山本前 〃	〃	〃	〃	2.10*2.50	1
〃	飯尾川 堰	〃	不動北	1丁目	4.86*17.5	2
〃	とう原東 樋門	〃	不動東	5丁目	2.00*2.00	1
〃	東原西 〃	〃	〃	〃	1.80*1.35	1
〃	飯尾川 〃	〃	春日町	宝野	1.50*1.50	1
〃	赤池川 〃	〃	不動東	4丁目	4.00*2.50	2
〃	逆瀬川 水門	〃	不動西	〃	4.25*21.5	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
鋼 製	手動スピンドル式 スライドゲート	以西土地改良区	以西土地改良区 (088) 642-1402
〃	電動ラック式 ローラーゲート	徳島市（耕地課）	徳島市（耕地課） (088) 621-5258
アルミ合金製 小型水門	手動スピンドル式 スルースゲート	徳島県（河川政策課）	上八万消防分団詰所 642-0582 一宮会館 644-0524
木 製	角落し	〃	徳島西消防署 (088) 632-0119
〃	電動ラック式 ローラーゲート	〃	徳島県 (088) 653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
鋼 製	フラップゲート	徳島市（耕地課）	徳島市（耕地課） (088) 621-5258
〃	〃	〃	〃
〃	手動スピンドル式 スルースゲート	〃	〃
〃	吹 戸	〃	〃
〃	手動スピンドル式 スルースゲート	〃	〃
〃	電動ワイヤー式 ローラーゲート	飯尾川堰土地改良区	飯尾川堰土地改良区 (088) 633-5289
鋼製一部木製	両開きフラップゲート	徳島市（耕地課）	徳島市（耕地課） (088) 621-5258
鋼 製	両開ゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市（河川水路課） (088) 621-5309
〃	手動ラック式 スルースゲート	徳島市（耕地課）	徳島市（耕地課） (088) 621-5258
〃	両開ゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市（河川水路課） (088) 621-5309
〃	電動ワイヤーロープ 巻取式ローラゲート	徳島市（耕地課）	徳島市（耕地課） (088) 621-5258

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
角ノ瀬放水路	角ノ瀬 堰	徳島市	国 府	東黒田	4.71*24.0	1
正 法 寺 川	正法寺川 樋門	〃	応 神	西貞方	2.00*3.00	1
勝 浦 川	津 田 〃	〃	津田本	5 丁目	2.50*1.30	1
〃	沖 野 〃	〃	飯 谷	沖 野	2.65*3.70	1
〃	本村 2 号 〃	〃	〃	本 村	1.00*1.00	1
〃	丈 六 〃	〃	丈 六	丈 領	2.00*2.00	1
〃	野上前第二 〃	〃	〃	川 縁	1.50*1.00	1
〃	野 上 〃	〃	多家良	野 上	1.00*1.00	1
〃	萱 野 〃	〃	大 松	緑	1.40*2.00	1
〃	川 添 〃	〃	大 原	川 添	1.05*0.80	1
〃	多々羅吐出 〃	〃	新浜本	2 丁目	3.50*3.60	1
打 樋 川	打樋川 〃	〃	論 田	新 開	6.00*15.20	1
〃	〃 〃	〃	大 原	籠	1.20*3.70	6
八 多 川	北 内 〃	〃	多家良	北 内	1.55*1.40	1
〃	吉田橋 〃	〃	〃	吉 田	2.75*1.95 2.75*3.75	1 2
大 松 川	平治開 〃	〃	西新浜町	1 丁目	1.00*1.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
ゴム製	ファブリ式	徳島県（河川政策課） （徳島市へ委託）	飯尾川堰土地改良区 （088）633-5289
鋼 製	電動ラック式 スルースゲート	徳島県（河川政策課）	徳島県 （088）653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
ステンレス製	〃	〃	〃
鋼 製	手動ワイヤー巻上式 フラップゲート	〃	〃
〃	フラップゲート	本村土地改良組合	
〃	スライドゲート	徳島市中央浄化センター	勝浦川土地改良区 （088）669-0258
〃	手動ラック式 スルースゲート	多家良土地改良区	多家良土地改良区 （088）645-2074
〃	スライドゲート	〃	〃
木 製	手動スピンドル式 スルースゲート	徳島市（耕地課）	徳島市 （耕地課） （088）621-5258
〃	差 戸	〃	〃
鋼 製	電動ラック式 スルースゲート	徳島県（河川政策課） （徳島市へ委託）	中央浄化センター （088）652-9406
〃	スルースゲート ローラーゲート	〃	〃
〃	電動スピンドル式 スルースゲート	〃	〃
〃	電動ラック式 ローラーゲート	多家良土地改良区	多家良土地改良区 （088）645-2074
〃 〃	〃	徳島市（耕地課）	〃
ステンレス製	手動スピンドル式 スルースゲート フラップゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市 （河川水路課） （088）621-5309

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦×横 (m)	連数
住吉島川	新居 樋門	徳島市	城東	2丁目	0.85*0.60	1
					0.60*0.60	1
神田瀬川	菖蒲田 "	小松島市	小松島	領田	1.70*2.40	2
"	神田瀬第1 "	"	神田瀬	神代橋の上	0.80*0.90	1
"	神田瀬第2 "	"	"	小松島小 学校の所	0.90*0.70	1
"	神田瀬第3 "	"	"	逢来橋の下	1.20*1.40	1
"	大瀬 "	"	中郷	大瀬町	1.25*1.00	1
新堀川	新堀川 "	"	小松島	馬場ノ本	4.10*8.20	1
豊ノ本川	豊ノ本第1 "	"	中郷	大瀬町	3.52*12.00	1
"	豊ノ本第2 "	"	"	"	2.00*2.00	1
立江川	立江第1 "	"	赤石	11番	1.00*1.40	1
"	立江川 水門	"	"		4.25*24.0	2
"	立江川1号 樋門	"	立江	高田	1.25*1.25	1
"	立江川2号 "	"	"	"	1.25*1.25	1
"	立江川3号 "	"	"	"	2.00*1.00	1
芝生川	芝生川 "	"	金磯	8番	3.70*12.30	2
"	" "	"	横須町	10番	2.09*3.80	1
					1.96*1.73	2
"	天神堰 堰	"	日開野	川村塚	10.4*24.9	1 1

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
鋼 製 ステンレス製	手動スピンドル式 スルースゲート フラップゲート	徳島市（河川水路課）	徳島市（河川水路課）（088）621-5309
鋼 製	電動スライドゲート	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
ステンレス製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	スライドゲート	〃	〃
鋼 製	電動スライドゲート	〃	〃
〃	電動ローラーゲート	徳島県（河川政策課） （小松島市へ委託）	小松島市（0885）32-2218 （都市整備課）
〃	電動スルースゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
アルミ合金	手動スピンドル	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
ステンレス製	ワイヤーロープ式 ローラーゲート	〃	〃
〃	油圧式スライドゲート	〃	〃
〃	〃	立江協議会	
〃	〃	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
鋼 製	電動スルースゲート	〃	〃
〃	電動ラック式 ローラーゲート フラップゲート	小松島市	小松島市（0885）32-2218 （都市整備課）
ゴム製 ステンレス製	ファブリ式 手動ローラーゲート	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
太田川	太田川 樋門	小松島市	和田島	松田新田	4.00*3.50	5
田野川	田野川3号 //	//	田野	赤石北	2.65*4.50	1
//	月ノ輪 堰	//	//	月ノ輪	2.08*13.5	1
外開川	外開川 樋門	//	小松島	外開	2.40*2.00	2
川北排水路	元根井 //	//	//	元根井	2.50*1.20	2
天王谷川	天王谷川第1 //	//	田野	宮下	1.75*2.00	1
//	天王谷川第2 //	//	//	//	1.50*3.00	1
//	天王谷川第5 //	//	//	高田	1.30*1.60	2
//	天王谷川 陸閘	//	//	鳥居本	0.77*3.05	1
坂野海岸	No. 1 //	//	和田島	東浜手	1.20*3.50	1
//	No. 2 //	//	//	//	1.20*4.00	1
//	No. 3 //	//	//	//	1.30*2.00	1
//	No. 5 //	//	//	東新開	0.80*4.00	1
//	No. 6 //	//	//	//	0.80*4.50	1
//	No. 8 //	//	//	//	1.10*4.00	1
//	No. 9 //	//	//	明神東	1.10*4.00	1
//	No. 10 //	//	//	//	1.10*2.00	1

[illegible]

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦×横 (m)	連数
坂野海岸	No. 11 陸閘	小松島市	和田島	明神東	1.10*2.00	1
〃	No. 12 〃	〃	〃	〃	1.10*3.50	1
〃	No. 13 〃	〃	〃	〃	1.10*2.00	1
〃	No. 14 〃	〃	〃	外開	1.10*2.00	1
〃	No. 15 〃	〃	〃	〃	1.10*2.00	1
〃	No. 17 〃	〃	〃	〃	1.10*3.50	1
〃	No. 18 〃	〃	〃	〃	1.10*2.00	1
〃	No. 19 〃	〃	〃	〃	1.10*3.00	1
〃	No. 20 〃	〃	〃	浜田	1.10*2.00	1
〃	No. 21 〃	〃	〃	〃	1.00*3.50	1
〃	No. 22 〃	〃	〃	遠見	1.10*3.50	1
〃	No. 23 〃	〃	〃	〃	1.10*3.50	1
〃	No. 24 〃	〃	〃	東浜手	1.20*6.00	1
〃	No. 25 〃	〃	〃	明神東	1.20*7.90	1
〃	No. 34 〃	〃	〃	外開	1.10*6.00	1
生名谷川	中角馬越 樋門	勝浦郡	勝浦町	中角	1.20*6.70	1
今切川	百石須 〃	板野郡	北島町	高房	1.00*1.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
アルミ製	引 戸	徳島県（河川政策課）	小松島市消防本部（第20分団） (0885) 32-0119
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	小松島市消防本部（第25分団） (0885) 32-0119
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	小松島市消防本部（第20分団） (0885) 32-0119
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼 製	手動スピンドル	勝浦町	中角区自主防災隊（0885）42-2511 勝浦町
ステンレス製	フラップゲート内蔵 式電動ラック式スラ イドゲート	国土交通省	旧吉野川出張所 （088） 692-5355

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
今切川	左岸 今切川河口堰 樋門 右岸	板野郡 徳島市	北島町 川内町	鯛浜 榎瀬	6.00*25.00	7
〃	水神社 〃	板野郡	北島町	鯛浜	1.00*1.00	1
〃	江尻用水 〃	〃	〃	中村	2.00*1.40	1
鍋川	鍋川第1 〃	〃	〃	〃	2.20*200	3
〃	鍋川第2 〃	〃	〃	太郎八須	1.60*1.45	3
〃	川端 〃	〃	〃	〃	2.00*3.15	2
旧吉野川	グリーンタウン第2 〃	〃	〃	新喜来	2.84*4.43	1
〃	中内第7 〃	〃	〃	〃	1.65*1.60	1
〃	千田池 〃	〃	〃	北村	1.28*0.85	1
〃	北島長門 〃	〃	〃	太郎八須	1.05*1.10	1
今切川	河原 〃	〃	〃	中村	1.325*1.40	1
〃	鍬ノ先 〃	〃	〃	〃	1.325*1.40	1
旧吉野川	西高房第1 〃	〃	〃	高房	1.875*2.75	1
〃	西高房第2 〃	〃	〃	〃	1.325*1.40	1
吉野川	前川 〃	〃	藍住町	徳命名田	3.20*5.00	3
今切川	老門地区 陸閘	〃	北島町	江尻	1.00*2.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼 製	ローラーゲート	独立行政法人 水資源機構	独立行政法人水資源機構 (088) 665-1435
〃	電動スピンドル式 スルースゲート	北島町	北島町 (088) 698-9808
〃	電動ラック式 スライドゲート	吉野川土地改良区	吉野川土地改良区 (088) 665-7585
〃	電動スルースゲート	徳島県（河川政策課）	北島町 (088) 698-9808
〃	〃	〃	〃
〃	電動ローラーゲート	〃	〃
〃	電動ラック式 ローラーゲート	北島町	〃
〃	電動スピンドル式 スルースゲート	〃	〃
木 製	手動スピンドル式 ローラーゲート	吉野川土地改良区	吉野川土地改良区 (088) 665-7585
鋼 製	電動スピンドル式 ローラーゲート	中国四国農政局 四国東部事務所	四国東部事務所 (088) 672-5252
〃	電動ローラーゲート ラック式	北島町	北島町 (088) 698-9808
〃	電動スライドゲート ラック式	〃	〃
〃	電動ローラーゲート ラック式	〃	〃
〃	電動ラック式 ローラーゲート	〃	〃
〃	電動ラック式（連動）	国土交通省	前川救急排水機場併任 徳島県 (088) 653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
アルミ製	引戸式	〃	旧吉野川出張所 (088) 692-5355

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
今切川	防潮扉	板野郡	北島町	中村	0.31*9.90	1
〃	日清紡北樋門	〃	〃	鯛浜	1.00*1.30	2
〃	米津地区陸閘 〃 (その1)	徳島市	川内町	平石夷野	1.00*1.50	1
〃	米津地区陸閘 〃 (その2)	〃	〃	〃	1.00*2.00	1
旧吉野川	八丁野東 〃	板野郡	北島町	高房	1.575*1.65	1
〃	八丁野西 〃	〃	〃	〃	1.00*1.00	1
徳島小松島港	徳島港－０７ 〃	徳島市	万代	３丁目	2.20*2.00	1
〃	徳島港－０６ 〃	〃	〃	６丁目	2.90*3.60	1
〃	徳島港－０５ 〃	〃	津田浜之	１番	3.20*4.00	1
〃	徳島港－０１ 〃	〃	津田海岸		6.20*10.00	1
〃	徳島港－１０ 〃	〃	南沖洲	５丁目	6.00*5.50	1
〃	小松島港－０１０ 〃	小松島市	小松島	外開	2.40*2.00	2
〃	小松島港－０１４ 〃	〃	南小松島	１番	3.18*3.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鉄 製	引戸式	徳島県（河川政策課）	板野東部消防組合 （088）698-3299 第8分団
鋼 製	電動スライドゲート	北島町	北島町 （088）698-9808
アルミ製	手動横引きゲート	国土交通省	旧吉野川出張所 （088）692-5355
〃	〃	〃	〃
鋼 製	電動ラック式 ローラーゲート	北島町	〃
〃	手動スライドゲート （堤内）・フラップゲート （堤外）	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（港湾政策課）	徳島県 （088）653-8892 東部県土整備局＜徳島＞
鉄 製	電動スルースゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	〃	〃	〃
〃	電動ローラーゲート	〃	徳島県 （0885）32-3422 東部県土整備局＜徳島＞ （小松島県民サービスセンター）
〃	〃	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
徳島小松島港	小松島港－０２０樋門 小松島港－０２１	小松島市	金 磯	１４番	3.00*2.50 3.00*1.80	4 6
〃	小松島港－０１９ 〃	〃	〃		2.05*1.85	2
〃	小松島港－０２５ 〃	〃	和田津開		2.10*1.85	2
〃	小松島港－０２６ 〃	〃	〃	松田新田	4.65*2.50 4.65*2.50	5 5
〃	小松島港－０２４－１ 〃	〃	豊 浦	１番地	2.70*3.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	電動ローラーゲート	徳島県（港湾政策課）	徳島県（0885）32-3422 東部県土整備局＜徳島＞ （小松島県民サービスセンター）
〃	手動スルースゲート	〃	〃
アルミニウム製	〃	〃	〃
ステンレス製 〃	半自動マイターゲート 電動ローラーゲート	徳島県（港湾政策課） （小松島市へ委託）	小松島市（0885）32-2118 （都市整備課）
〃	電動スライドゲート	〃	小松島市（0885）32-3809 （商工観光課）

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
旧吉野川	徳長 樋門	鳴門市	大津	徳長	2.075*1.90	1
〃	矢倉 〃	〃	〃	矢倉	2.315*2.38	2
大谷川	野崎 〃	〃	〃	段関	1.80*1.60	1
撫養川	長江第三 〃	〃	〃	長江	1.00*1.00	1
旧吉野川	恵美寿 〃	〃	里浦	恵美寿	2.00*2.00	2
〃	里浦地区1号 陸閘	〃	〃	〃	1.42*4.00	1
〃	里浦地区2号 〃	〃	〃	〃	1.56*15.30	1
〃	里浦地区3号 〃	〃	〃	〃	1.51*3.00	1
〃	里浦地区4号 〃	〃	〃	〃	1.54*7.00	1
〃	里浦地区5号 〃	〃	〃	〃	1.87*8.00	1
〃	里浦地区6号 〃	〃	〃	〃	1.56*13.60	1
〃	里浦地区7号 〃	〃	〃	〃	1.89*12.30	1
〃	里浦地区8号 〃	〃	〃	〃	2.08*3.00	1
〃	里浦地区9号 〃	〃	〃	〃	1.06*8.00	1
第二大谷川	惣ヶ渕 樋門	〃	大麻	松村	2.00*2.00	2
旧吉野川	鍛冶屋川 〃	〃	〃	板東	1.80*3.70	1
〃	川崎 〃	〃	〃	川崎	0.70*0.70	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	電動式ラック式 スライドゲート	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（農林水産課） (088) 684-1156
〃	電動ラック式 ローラーゲート	〃	〃
木 製	手動式 （簡易巻揚機付）	〃	〃
鋼 製	ジャッキ式	〃	〃
ステンレス製	電動ラック式 ローラーゲート	〃	〃
〃	自動起立式	国土交通省	旧吉野川出張所 (088) 692-5355
〃	〃	〃	〃
アルミ製	横引き手動式	〃	鳴門市（土木課） (088) 684-1177
ステンレス製	自動起立式	〃	旧吉野川出張所 (088) 692-5355
アルミ製	横引き電動式	〃	鳴門市（土木課） (088) 684-1177
ステンレス製	自動起立式	〃	旧吉野川出張所 (088) 692-5355
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼 製	電動ラック式	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（農林水産課） (088) 684-1156
〃	電動ラック式（連動）	国土交通省	鳴門市（土木課） (088) 684-1177
〃	フラップゲート	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（農林水産課） (088) 684-1156

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
旧吉野川	新道地 樋門	鳴門市	大麻	三俣	2.30*1.40	1
第二大谷川	堀江 "	"	"	牛屋島	5.50*3.30	2
"	松村 "	"	"	松村	2.00*2.00	1
旧吉野川	大谷川排水 "	"	"	牛屋島	3.06*4.14	1
"	馬詰 "	"	"	中馬詰	2.50*2.75	1
撫養川	立岩四枚 "	"	撫養	立岩	3.25*4.50	1
"	立岩 "	"	"	"	2.30*1.10	2
旧吉野川	福泉寺裏 "	"	大麻	市場	3.10*2.10	2
"	市場 "	"	"	"	1.20*1.70	1
撫養川	立岩区画 "	"	撫養	立岩	4.20*5.15	1
"	内田 "	"	"	"	1.28*0.70	1
"	文化会館 "	"	"	南浜	1.00*1.00	1
"	大津東部 "	"	大津	長江	5.00*3.00 3.00*3.00	2 1
"	弁財天住宅 "	"	撫養	弁財天	1.20*1.10	1
"	林崎第一 "	"	"	林崎	3.55*4.60	1
"	西浜 "	"	里浦	里浦	1.00*1.00	1
"	大久保 "	"	"	"	1.80*2.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	電動式	三俣土地改良区	三俣土地改良区
鋼 製	〃	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（農林水産課）（088）684-1156
〃	電動ラック式	〃	〃
〃	電動スピンドル式 ローラーゲート	〃	〃
〃	電動ラック式（連動）	国土交通省	鳴門市（土木課）（088）684-1177
〃	〃	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）684-4621 東部県土整備局 ＜徳島＞（鳴門担当）
ステンレス製	電動式	鳴門市（土木課）	鳴門市（土木課）（088）684-1177
アルミ製	電動ラック式 ローラーゲート	〃	〃
木 製	手動式	〃	〃
鋼 製 ステンレス製	〃	〃	〃
鋼 製	手動式	〃	〃
アルミ製	電動式	〃	〃
ステンレス製	〃	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（農林水産課）（088）684-1156
木 製	手動式	鳴門市（土木課）	鳴門市（土木課）（088）684-1177
鋼 製	電動式	〃	〃
ステンレス製	手動式	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（農林水産課）（088）684-1156
FFU製	〃	鳴門市（土木課）	鳴門市（土木課）（088）684-1177

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
撫養川	小高塚 樋門	鳴門市	里 浦	里 浦	1.10*1.50	1
〃	平 松 〃	〃	〃	〃	1.25*1.10	1
〃	中 岸 〃	〃	〃	栗 津	0.9*1.40	2
撫養港	北 浜 〃 (M-114)	〃	撫養	北 浜	1.30*2.00	1
〃	北浜第三 〃 (M-115)	〃	〃	〃	2.575*2.35	1
〃	北 浜 〃 (M-116)	〃	〃	〃	1.45*3.00	1
〃	藻塩橋 〃 (M-33)	〃	〃	黒 崎	3.40*4.20	1
〃	大桑島 〃 (M-38)	〃	〃	〃	2.075*2.05	1
〃	北浜第四 〃 (M-101)	〃	〃	北 浜	0.50*0.50	1
〃	林崎小学校樋門 〃	〃	〃	立 岩	2.00*2.00	1
〃	立 岩 〃 (M-47)	〃	〃	大桑島	3.60*4.20	1
〃	八千代橋 〃 (M-64)	〃	〃	〃	2.60*3.50	1
〃	弁財天 〃 (M-117)	〃	〃	弁財天	3.30*3.65	1
〃	弁財天 〃 (M-119)	〃	〃	〃	1.90*2.00	1
〃	黒 崎 〃 (M-26)	〃	〃	黒 崎	2.80*4.00	1
〃	式軒家第一 〃 (M-23)	〃	瀬 戸	明 神	4.00*2.15	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
木 製	手動式	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（農林水産課） (088) 684-1156
〃	〃	〃	〃
〃	梯子式 手動式	〃	〃
ステンレス製	電動式	徳島県（港湾政策課）	鳴門市（土木課） (088) 684-1177
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	徳島県（088）684-4621 東部県土整備局 ＜徳島＞（鳴門担当）
〃	〃	〃	鳴門市（土木課） (088) 684-1177
〃	〃	〃	〃
アルミ製	手動式	〃	〃
ステンレス製	電動式	鳴門市（土木課）	〃
〃	〃	徳島県（港湾政策課）	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
撫養港	明神第二 樋門 （M－１０）	鳴門市	瀬戸	明神	1.50*1.63	2
〃	明神第七 〃 （M－１１）	〃	〃	〃	3.15*3.15	1
〃	板屋島第二 〃 （M－１５）	〃	〃	〃	1.47*1.54	1
〃	式軒家第二 〃 （M－２１）	〃	〃	〃	1.97*1.94	1
〃	明神第一 〃 （M－１２）	〃	〃	〃	2.60*3.15	1
〃	板屋島第一 〃 （M－１４）	〃	〃	〃	3.09*3.15	1
〃	竹島 〃 （M－１４７）	〃	鳴門	高島	3.60*3.80	1
〃	塩田公園 〃 （M－１４８）	〃	〃	〃	3.60*3.80	1
〃	ごいさき 〃 （M－１４９）	〃	〃	〃	3.60*4.20	1
ウチノ海	高島長崎 〃	〃	〃	〃	2.00*3.00	1
高島海岸	竹島 〃	〃	〃	〃	2.575*2.65 1.05*1.10	2 1
撫養港	鳴門町 〃 （M－１４８－１）	〃	〃	〃	2.00*1.75	1
〃	中島 〃 （M－１５１）	〃	〃	〃	3.70*4.20	1
〃	合の水尾川 〃 （M－１５２）	〃	〃	三ツ石	6.50*5.00	2
〃	三ツ石 〃 （M－１５３－１）	〃	〃	〃	1.30*1.50	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	手動式	徳島県（港湾政策課）	鳴門市（土木課） (088) 684-1177
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	鳴門市（土木課）	〃
鋼 製	〃	徳島県（河川政策課）	徳島県 東部県土整備局 <徳島>（鳴門担当） (088) 684-4621
〃	〃	徳島県（港湾政策課）	〃
ステンレス製	〃	〃	鳴門市（土木課） (088) 684-1177
〃	〃	〃	〃
〃	手動式	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
撫養港	高砂樋門 (M-158, 159)	鳴門市	鳴門	土佐泊浦	1.60*1.50	2
〃	江尻山 〃 (M-153)	〃	〃	三ツ石	1.20*1.15	1
鳴門海岸	鯛越水門	〃	〃	土佐泊浦	7.50*4.70	1
瀬戸漁港	堂の浦樋門 (S-56)	〃	瀬戸	堂浦	2.50*3.10	1
〃	堂浦 〃	〃	〃	〃	1.52*1.60	1
〃	小島田 〃 (S-87-1)	〃	〃	小島田	4.915*4.11	1
日出漁港	日出 〃	〃	〃	日出	4.20*3.20	1
〃	日出湊谷 〃	〃	〃	湊谷	1.00*1.00	1
〃	日出 〃	〃	〃	〃	0.80*0.72	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	3.00*3.32	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	1.54*1.90	1
大代谷川	団地北 〃	〃	大津	大代	1.36*0.75	1
〃	立 〃	〃	〃	〃	1.6*1.28	1
〃	西の須 〃	〃	〃	〃	2.00*2.00	1
新池川	新池 〃	〃	〃	〃	2.15*2.15	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	ピンジャッキ手動式	徳島県（港湾政策課）	鳴門市（土木課）（088）684-1177
鋼 製	手動式スルースゲート	〃	〃
〃	電動式	徳島県（生産基盤課） （鳴門市へ委託）	鳴門市（農林水産課）（088）684-1156
アルミ製	〃	徳島県（生産基盤課）	堂浦漁業協同組合（088）688-0533
木 製	手動式	鳴門市（土木課）	鳴門市（土木課）（088）684-1177
ステンレス製	電動式	徳島県（生産基盤課）	〃
銅製	手動併用 電動ピンジャッキ	鳴門市（土木課）	〃
鋼 製	手動式	〃	〃
アルミ製	〃	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（農林水産課）（088）684-1152
アルミ合金製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）684-4621 東部県土整備局 ＜徳島＞（鳴門担当）
鉄 製	〃	〃	〃
鋼 製	〃	徳島県（河川政策課） （鳴門市に管理委託）	鳴門市（農林水産課）（088）684-1156
〃	エンジンスルース式	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）684-4621 東部県土整備局 ＜徳島＞（鳴門担当）

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	連数
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横（m）	
新池川	新池川 水門	鳴門市	撫養	南浜	13.90*4.58	3
スクノ海	高島八軒浜 //	//	鳴門	高島	4.00*4.00	1
新池川	斎田発 //	//	撫養	南浜	1.00*1.40	2
//	西発 樋門	//	//	//	1.25*1.10	1
//	木津野 //	//	大津	木津野	1.25*1.00	1
中山谷川	中山 //	//	撫養	木津	2.08*3.65	1
大谷川	大津西部 //	//	大津	大代	3.55*1.50	2
//	大谷川 水門	//	//	矢倉	16.00*5.367	3
明神川	明神第三 //	//	瀬戸	明神	1.10*1.20	1
//	明神第四 (明神第7号ゲート) //	//	//	//	1.893*1.15	1
//	明神第五 (明神第8号ゲート) //	//	//	//	1.80*1.50	1
//	明神第六 (明神第10号ゲート) //	//	//	//	1.70*1.80	1
堂の浦海岸	堂の浦 //	//	//	堂浦	4.00*4.10	1
//	明神 //	//	//	明神	3.01*2.1	1
//	明神第1 //	//	//	//	0.97*1.61	1
//	明神第2 //	//	//	//	0.97*1.61	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼 製	電動式	徳島県（河川政策課） （鳴門市に管理委託）	鳴門市（農林水産課） （088）684-1156
〃	〃	鳴門市（土木課）	鳴門市（土木課） （088）684-1177
木 製	手動式	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（農林水産課） （088）684-1156
鋼 製	〃	鳴門市（土木課）	鳴門市（土木課） （088）684-1177
〃	〃	〃	〃
〃	電動式	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）684-4621 東部県土整備局 ＜徳島＞（鳴門担当）
〃	〃	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（農林水産課） （088）684-1156
〃	電動式及び手動式	徳島県（河川政策課） （松茂町に管理委託）	松茂町（産業環境課） （088）699-8714
〃	手動式	鳴門市（土木課）	鳴門市（土木課） （088）684-1177
ステンレス製	電動式	徳島県（河川政策課）	〃
〃	〃	〃	〃
鋼 製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	徳島県（088）684-4621 東部県土整備局 ＜徳島＞（鳴門担当）
ステンレス製	〃	〃	〃
アルミ製	片開戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
堂の浦海岸	明神第3 水門	鳴門市	瀬戸	明神	1.39*1.6	1
〃	大毛 樋門	〃	〃	〃	2.00*3.00	2
〃	大毛第二 〃	〃	〃	〃	1.50*1.50	2
旧吉野川	戎面第1 〃	〃	大麻	中馬詰	2.075*1.90	1
〃	戎面第2 〃	〃	〃	〃	1.60*1.65	1
第二大谷川	松村 〃	〃	〃	大谷	1.55*1.80	2
三津漁港	三津 〃	〃	北灘	三津	2.15*2.60	2
折野漁港	折野 〃	〃	〃	折野	1.18*1.26	1
宮川内谷川	宮川内第1 〃	板野郡	板野町	矢武	1.55*1.63	1
〃	宮川内第2 〃	〃	〃	下庄	2.08*2.15	1
黒谷川	岡の前 〃	〃	〃	岡の前	3.10*4.0	1
〃	唐の口 〃	〃	〃	大寺	3.60*7.20	1
〃	黒谷川第3号 〃	〃	〃	〃	1.865*2.630	1
〃	黒谷川第4号 〃	〃	〃	古城	1.32*1.39	1
〃	黒谷川第5号 〃	〃	〃	〃	1.975*3.15	1
〃	黒谷川第6号 〃	〃	〃	那東	2.325*2.15	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
アルミ製	片開戸	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）684-4621 東部県土整備局 ＜徳島＞（鳴門担当）
鋼 製	手動・電動式	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（088）684-1156 （農林水産課）
〃	手動式 （簡易巻揚機付）	〃	〃
〃	原動機ラック式 ローラーゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	スライドゲート式	徳島県（河川政策課）	徳島県（088）684-4621 東部県土整備局 ＜徳島＞（鳴門担当）
ステンレス製	電動式	鳴門市（農林水産課）	鳴門市（088）684-1156 （農林水産課）
〃	手動式	鳴門市（土木課）	鳴門市（088）684-1177 （土木課）
鋼 製	〃	徳島県（河川政策課）	板野町（088）672-5996 （建設課）
〃	〃	〃	〃
〃	電動式	〃	徳島県（088）684-4621 東部県土整備局 ＜徳島＞（鳴門担当）
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	板野町（088）672-5996 （建設課）

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
黒谷川	黒谷川第7号 樋門	板野郡	板野町	那 東	1.075*1.15	1
〃	黒谷川第8号 〃	〃	〃	〃	1.075*1.15	1
〃	黒谷川第9号 〃	〃	〃	〃	1.25*1.1	1
〃	黒谷川第10号 〃	〃	〃	矢 武	1.05*1.1	1
泉福寺谷川	第1号 〃	〃	〃	〃	1.37*1.54	1
〃	第2号 〃	〃	〃	〃	1.575*2.65	1
旧吉野川	旧吉野川河口堰 〃	〃	松茂町	中喜来	7.30*25.00	6
〃	中須入江川 〃	〃	〃	〃	3.40*5.00	2
〃	伊沢裏排水 〃	〃	〃	〃	1.675*2.55 1.675*3.75	2 1
〃	豊久排水 〃	〃	〃	豊 久	2.60*3.10	4
〃	長 岸 〃	〃	〃	長岸字上/越	1.76*1.12	1
今切川	長 原 〃	〃	〃	長 原	2.05*2.0	1
〃	笹木野排水 〃	〃	〃	笹木野	2.575*2.90	1
旧吉野川	丸 須 水門	〃	〃	広島丸須	5.50*6.20	1
今切川	豊 岡 樋門	〃	〃	豊 岡	1.60*2.60 1.60*1.80	1 1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼 製	手動式	徳島県（河川政策課）	板野町（建設課） (088) 672-5996
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	電動式	〃	〃
〃	ローラーゲート	独立行政法人 水資源機構	独立行政法人水資源機構 (088) 665-1435
ステンレス製	〃	松茂町 （産業環境課）	松茂町 （産業環境課） (088) 699-8714
鋼 製	ラック式 ローラーゲート	〃	〃
〃	電動スピンドル式 ローラーゲート	〃	〃
〃	電動ラック式（単動）	国土交通省 旧吉野川出張所	松茂町 （産業環境課） (088) 699-8714
ステンレス製	ローラーゲート（手動）	松茂町	松茂町 （建設課） (088) 699-8718
〃	ローラーゲート（電動） ラック式	〃	〃
鋼 製	電動ラック式（連動）	国土交通省 旧吉野川出張所	松茂町 （産業環境課） (088) 699-8714
〃	ローラーゲート	松茂町	〃

付表－ 6 （ 1 ） 重要な水門・樋門等

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
今切川	広島排水 樋門	板野郡	松茂町	広島	2.075*2.15	1
鍋川	鍋川 閘門	〃	〃	〃	6.00*3.50	2

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式 スライドゲート	松茂町（建設課）	松茂町（建設課） (088) 699-8718
〃	電動ラック式	独立行政法人 水資源機構	独立行政法人水資源機構 (088) 665-1435

付表－ 6 （ 1 ） 重要な水門・樋門等
②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
那賀川	富岡水門	阿南市	辰巳		8.00*5.50	1
〃	楠根下流樋門	〃	楠根	金石	3.20*4.00	1
〃	楠根上流 〃	〃	〃	津越	1.50*1.50	1
〃	熊谷川堤外 〃	〃	上大野	尻谷	4.80*6.45	6
〃	熊谷川堤内 〃	〃	〃	〃	4.80*6.45	1
〃	岡崎川 〃	〃	深瀬	中洲	4.00*4.90	1
〃	那賀川南岸用水 〃	〃	上大野	久留米田	3.00*1.30	1
〃	那賀川（眉毛） 〃	〃	辰己		2.00*5.00	1
派川那賀川	辰巳派川那賀川 〃	〃	〃		1.97*4.20	1
〃	福村東排水 〃	〃	向原	下ノ浜	2.25*2.50	1
〃	向原排水 〃	〃	〃	〃	2.00*2.80	1
〃	原ヶ崎第2 〃	〃	西路見	堤外	1.23*1.00	2
桑野川	天神前 〃	〃	住吉	六反地	2.00*2.50	2
〃	前田 〃	〃	横見	前田	2.00*1.50	1
〃	井関 〃	〃	宝田	井開	2.00*3.50	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製 ローラーゲート	電動ワイヤーロープ式	国土交通省	那賀川河川事務所（0884）22-6592
鋼製ローラーゲート	電動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	油圧シリンダ式	〃	〃
〃	電動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	電動スピンドル式	那賀川南岸土地改良区	那賀川南岸土地改良区 （0884）22-1024
〃	電動ラック式	阿南市（土木課）	阿南市（土木課） （0884）22-9596
ステンレス製 ローラーゲート	〃	阿南市 （下水道課）	阿南市 （下水道課） （0884）22-1796
〃	〃	〃	〃
ステンレス製 ローラーゲート （フラップゲート）	〃	〃	〃
鋼製スライドゲート	手動スピンドル式	〃	〃
ステンレス製 ローラーゲート ステンレス製 プレートガータ構造	電動ラック式 バランスウエイト式 フラップゲート	国土交通省	那賀川河川事務所（0884）22-6592
鋼製ローラー ステンレス製 プレートガータ構造	電動ラック式 バランスウエイト式 フラップゲート	〃	〃
鋼製ゲート	浮体構造起伏式	〃	〃

〃	桑野樋管	〃	富岡	車ノ口	0.60*0.60	1
〃	川原排水機場 接合槽 樋門	〃	宝田	川原	1.70*1.00	1
〃	井 関	〃	宝 田	井 開	2.00*3.50	1

プレートゲータ構造	フラップゲート	〃	〃
鋼製ローラーゲート	電動ラック式	〃	〃
鋼製ゲート	浮体構造起伏式	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
桑野川	大津田堤外 樋門	阿南市	長生	平久保	3.55*5.25	3
〃	大津田堤内 〃	〃	〃	〃	3.55*5.25	1
〃	上荒井下流 〃	〃	〃	下田尻	2.00*2.00	1
〃	長生第一 〃	〃	〃	祖ヶ谷	2.50*2.50	1
〃	長生第二 〃	〃	〃	〃	1.50*1.50	1
〃	段 〃	〃	〃	段	4.00*5.00	1
〃	明谷 〃	〃	〃	岩ノ下	0.80*0.80	1
〃	大地 〃	〃	桑野	車ノ口	4.00*4.00	2
〃	谷 〃	〃	〃	井ノ口原	4.00*4.00	2
〃	向地 〃	〃	長生	岩ノ脇	1.20*1.20	1
〃	北山 〃	〃	山口	前山田	2.00*2.00	1
〃	田野 〃	〃	〃	末広	1.50*3.00	1
〃	内田 〃	〃	〃	前山田	1.75*1.50	1
〃	岡本 〃	〃	住吉	岡本	2.00*3.50	1
〃	五反地 〃	〃	横見	前田	2.29*2.60	2
〃	富岡排水 〃	〃	富岡	佃町	2.50*4.00	1
〃	三田 〃	〃	横見	中川原	2.00*3.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省	那賀川河川事務所（0884）22-6592
〃	〃	〃	〃
鋼製ゲート	浮体構造起伏式	〃	〃
鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川政策課）	徳島県（直通） 南部総合県民局（0884）24-4230 県土整備部（阿南）
〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式	〃	〃
スライドゲート	手動ラック式	〃	〃
ローラーゲート	電動ラック式	〃	〃
スライドゲート	〃	〃	〃
〃	手動ラック式	〃	〃
〃	電動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動ラック式	〃	〃
ステンレス製 ローラーゲート	〃	阿南市（土木課）	阿南市（土木課）（0884）22-9596
鋼製ローラーゲート	〃	阿南市（農地整備課）	阿南市（農地整備課）（0884）22-1599
〃	電動ラック式	阿南市（下水道課）	阿南市（下水道課）（0884）22-1796
〃	手動ラック式	阿南市（土木課）	阿南市（土木課）（0884）22-9596

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
桑野川	高川原 樋門	阿南市	富岡	中川原	2.09*2.60	1
〃	川原 〃	〃	宝田	川原	2.50*2.00	2
〃	石塚 〃	〃	富岡	庄境	1.80*1.80	1
〃	一の堰取水 〃	〃	〃	西仲町	1.80*1.80	1
〃	井之口 〃	〃	桑野	桑野	1.20*1.40	1
〃	戸崎 〃	〃	長生	戸崎	1.50*2.10	1
〃	大原 〃	〃	〃	うその口	1.25*1.25	1
岡川	岡川左岸1号 〃	〃	富岡	中川原	1.15*1.07	1
〃	岡川左岸2号 〃	〃	柳島	〃	1.15*1.05	1
〃	岡川左岸3号 〃	〃	〃	〃	1.55*2.10	1
〃	岡川左岸4号 〃	〃	〃	〃	1.02*1.65	1
〃	岡川右岸1号 〃	〃	宝田	川原	2.10*2.10	1
〃	岡川右岸2号 〃	〃	〃	今市山の北	2.10*2.10	1
〃	岡川左岸5号 〃	〃	柳島	中川原	1.55*1.10	1
蛭地川	蛭地 水門	〃	桑野	蛭地	7.63*9.70	2
〃	〃 吐出樋門	〃	〃	〃	2.00*2.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼製ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（農地整備課）	阿南市（農地整備課）（0884）22-1599
〃	〃	阿南市（土木課）	阿南市（土木課）（0884）22 - 9596
鋼製ゲート	浮体構造起状式	阿南市（農地整備課）	阿南市（農地整備課）（0884）22-1599
鋼 製	電動スピンドル捲揚	阿南東部土地改良区	阿南東部土地改良区（0884）22-0559
〃	手動ラックギヤー	桑野土地改良区	桑野土地改良区（0884）26-0888
鋼製ゲート	浮体構造起状式	阿南市（農地整備課）	阿南市（農地整備課）（0884）22-1599
〃	〃	〃	〃
鋼製スライドゲート	手動ハンドルラック式	〃	〃
〃	手動ハンドルスピンドル式	〃	〃
鋼製ローラーゲート	〃	〃	〃
鋼製スライドゲート	〃	〃	〃
鋼製ローラーゲート	手動ハンドルラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼製スライドゲート	〃	〃	阿南市（0884）22-1599
鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ	徳島県（河川政策課）	桑野土地改良区（0884）26-0888
鋼製スライドゲート	電動スピンドル式	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
打樋川	打樋川 樋門	阿南市	津乃峰	長浜	3.10*5.10	1
	水門				4.10*17.00	2
	樋門				3.80*3.00	1
	〃				3.80*3.00	1
〃	〃 樋門	〃	〃	〃	3.20*3.40	3
〃	打樋川第一 〃	〃	〃	〃	1.70*2.50	1
〃	打樋川第二 〃	〃	〃	〃	1.70*2.20	1
〃	打樋川第三 〃	〃	〃	〃	1.45*1.90	1
〃	打樋川第四 〃	〃	〃	〃	1.35*1.25	1
鵠川	鵠川 〃	〃	橘	北新田	2.15*2.10	3
福井川	湊第一 〃	〃	〃	南新田	2.50*1.75	1
〃	湊第二 〃	〃	福井	袴	3.00*2.10	1
〃	福井 〃	〃	〃	大原	1.50*2.00	1
〃	大原 〃	〃	〃	〃	1.70*2.00	1
〃	(仮)福2 陸閘	〃	橘	土井崎	1.05*1.05	1
〃	(仮)福3 〃	〃	〃	〃	1.00*1.08	1
〃	(仮)福5 〃	〃	〃	〃	1.00*1.08	1
〃	(仮)福6 〃	〃	〃	〃	1.01*1.08	1
〃	湊その1 〃	〃	福井	湊	1.50*1.20	1
〃	湊その2 〃	〃	〃	〃	1.50*1.20	1
〃	湊その3 〃	〃	〃	〃	1.40*2.00	1
〃	湊その4 〃	〃	〃	〃	1.20*1.20	1

[illegible]

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
椿川	椿川第一 陸閘	阿南市	椿	地蔵ヶ谷	1.30*1.70	2
〃	椿川第二 樋門	〃	〃	〃	1.30*1.70	1
〃	椿川第三 陸閘	〃	〃	〃	1.00*5.00	1
橘港	橘No.1 樋門	〃	津乃峰	新 浜	2.20*2.70	1
〃	橘No.1-1 陸閘	〃	〃	〃	1.10*6.55	2
〃	橘No.1-2 〃	〃	〃	〃	1.10*6.55	2
〃	橘外15 〃	〃	〃	〃	0.95*0.58	1
〃	橘外58 〃	〃	〃	〃	0.60*0.90	1
〃	橘No.2 〃	〃	〃	戎 山	1.96*2.39	2
〃	橘No.3 〃	〃	〃	〃	2.05*2.07	2
〃	橘No.4 〃	〃	〃	〃	2.05*2.05	2
〃	橘No.5 〃	〃	〃	〃	2.02*2.18	1
〃	橘No.6 〃	〃	〃	〃	2.00*4.17	1
〃	橘No.7 〃	〃	〃	〃	2.00*4.20	1
〃	橘No.8 〃	〃	〃	〃	1.97*4.19	1
〃	橘No.9 〃	〃	〃	〃	2.02*1.68	1
〃	橘No.10 〃	〃	〃	〃	2.00*4.16	1
〃	橘No.11 〃	〃	〃	〃	1.65*2.05	1
〃	橘No.12 〃	〃	〃	〃	2.03*2.19	1
〃	橘No.13 〃	〃	〃	〃	2.00*4.16	1
〃	橘No.14 〃	〃	〃	〃	2.05*2.07	2

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川政策課）	徳島県（0884）24-4230 南部総合県民局 県土整備部（阿南）
〃	〃	〃	〃
鋼製片引ゲート	人 力	〃	〃
ステンレス製	ローラーゲート （電動・手動併用）	〃	〃
アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（港湾政策課）	〃
〃	〃	〃	〃
木 製	差し戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
アルミニウム製	両開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
橘 港	橘No. 15 陸閘	阿南市	津乃峰	戎 山	2.05*2.13	1
〃	橘No. 16 〃	〃	〃	〃	1.96*2.06	2
〃	橘No. 17 〃	〃	〃	〃	1.90*6.15	1
〃	橘No. 18 〃	〃	〃	〃	1.85*9.50	1
〃	橘No. 19 〃	〃	〃	〃	2.25*2.15	2
〃	橘No. 20 〃	〃	〃	〃	1.30*4.20	1
〃	橘No. 21 〃	〃	〃	〃	1.32*3.75	1
〃	橘No. 22 〃	〃	〃	〃	1.26*4.99	1
〃	橘No. 23 〃	〃	〃	〃	1.22*3.74	1
〃	橘No. 24 〃	〃	〃	〃	1.25*3.70	1
〃	橘No. 25 〃	〃	〃	〃	1.30*8.95	1
〃	橘No. 26 〃	〃	〃	〃	1.30*4.70	1
〃	橘No. 27 〃	〃	〃	〃	1.45*1.55	2
〃	橘No. 28 〃	〃	〃	〃	1.45*1.55	2
〃	橘No. 29 樋門 （舳崎樋門）	〃	〃	中 分	3.00*3.20	2
〃	橘No. 30 陸閘	〃	〃	〃	1.05*1.10	1
〃	橘No. 30-1 〃	〃	〃	〃	0.90*3.60	1
〃	橘No. 31 〃	〃	〃	新 浜	1.53*1.67	1
〃	橘他19 〃	〃	〃	〃	1.25*1.20	1
〃	橘No. 32 〃	〃	橘	東中浜	1.70*3.77	2

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（港湾政策課）	徳島県（0884）24-4230 南部総合県民局 県土整備部（阿南）
〃	両開き式ゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸（電動式）	〃	〃
ステンレス製 ローラーゲート	手動ラック式	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	引 戸（電動式）	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	電動スライドゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
橋 港	橋No. 33 陸閘	阿南市	橋	東中浜	1.70*7.20	1
〃	橋No. 34 〃	〃	〃	〃	2.25*2.20	1
〃	橋No. 35 〃	〃	〃	〃	2.25*2.20	1
〃	橋No. 36 樋門	〃	〃	〃	1.10*1.65	1
〃	橋No. 37 陸閘	〃	〃	〃	2.20*2.20	1
〃	橋No. 38 樋門	〃	〃	〃	1.18*1.65	1
〃	橋No. 39 陸閘	〃	〃	〃	2.27*2.00	1
〃	橋No. 40 〃	〃	〃	〃	2.25*2.00	1
〃	橋No. 41 〃	〃	〃	〃	1.58*6.25	1
〃	橋No. 42 〃	〃	〃	〃	1.06*1.10	1
〃	橋No. 43 〃	〃	〃	〃	1.05*1.10	1
〃	橋No. 44 〃	〃	〃	〃	1.07*1.40	1
〃	橋No. 45 樋門	〃	〃	豊 浜	2.08*2.15	1
〃	橋No. 47 陸閘	〃	〃	〃	1.75*1.50	1
〃	橋No. 48 〃	〃	〃	〃	1.76*1.50	1
〃	橋No. 49 〃	〃	〃	〃	1.7*3.7 1.7*1.85	2
〃	橋No. 49-1 〃	〃	〃	〃	1.65*5.50	1
〃	橋No. 50 〃	〃	〃	〃	1.70*5.20	1
〃	橋No. 51 〃	〃	〃	〃	2.20*9.10	1
〃	橋No. 54-1 〃	〃	〃	〃	1.90*10.50	1
〃	橋No. 54-2 〃	〃	〃	〃	2.10*10.20	1
〃	橋No. 54-3 〃	〃	〃	〃	2.10*10.20	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
アルミニウム製	引 戸（電動式）	徳島県（港湾政策課）	徳島県（0884）24-4230 南部総合県民局 県土整備部（阿南）
〃	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動スライドゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
鋼 製	引 戸	〃	〃
アルミニウム製	〃	〃	〃
〃	引 戸（電動式）	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
橘 港	橘No. 54-4 陸閘	阿南市	橘	豊 浜	2.10*10.50	1
〃	橘No. 54-5 〃	〃	〃	〃	1.70*9.80	1
〃	橘No. 54-6 〃	〃	〃	〃	1.70*10.50	1
〃	橘No. 55 〃	〃	〃	〃	1.90*6.70	1
〃	橘No. 56 〃	〃	〃	西 浜	1.15*1.63	1
〃	橘No. 57 〃	〃	〃	〃	1.05*1.64	1
〃	橘No. 60 〃	〃	〃	〃	1.44*1.68	1
〃	橘No. 61 樋門	〃	〃	〃	1.15*1.30	1
〃	橘No. 63 陸閘	〃	〃	〃	1.72*6.20	1
〃	橘No. 64 樋門	〃	〃	〃	1.78*1.85	1
〃	橘No. 65 陸閘	〃	〃	中 浦	1.25*1.75	1
〃	橘No. 67 〃	〃	〃	大 浦	1.53*1.57	1
〃	橘No. 68 〃	〃	〃	〃	1.55*1.50	1
〃	橘No. 69 樋門 （亀の森樋門）	〃	〃	〃	2.10*2.15	1
〃	橘No. 70 陸閘	〃	〃	〃	1.00*3.20	1
〃	橘No. 71 樋門	〃	〃	幸 田	2.30*1.70	1
〃	橘No. 72 陸閘	〃	〃	〃	1.25*2.65	1
〃	橘No. 73 〃	〃	〃	青 木	1.52*1.10	1
〃	橘No. 74 〃	〃	〃	〃	1.70*1.60	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
アルミニウム製	引 戸（電動式）	徳島県（港湾政策課）	徳島県（0884）24-4230 南部総合県民局 県土整備部（阿南）
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	引 戸（電動式）	〃	〃
鋼 製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦×横（m）	連数
橘 港	橘No. 75 樋門	阿南市	橘	北新田	2.10*2.10	1
〃	橘No. 76 陸閘	〃	〃	〃	1.85*1.10	1
〃	橘No. 77-1 〃	〃	〃	〃	2.50*1.15	1
〃	橘No. 77-2 〃	〃	〃	〃	2.50*1.15	1
〃	橘No. 77-3 〃	〃	〃	〃	2.50*1.15	1
〃	橘No. 77-4 〃	〃	〃	〃	2.50*1.15	1
〃	橘No. 78 〃	〃	〃	袴傍示	1.05*1.14	1
〃	橘No. 79 〃	〃	〃	〃	1.05*1.10	1
〃	橘No. 80 〃	〃	〃	〃	1.06*1.10	1
〃	橘No. 81 樋門	〃	〃	〃	2.10*1.10	1
〃	橘No. 82 陸閘	〃	〃	〃	1.05*1.10	1
〃	橘No. 83 樋門	〃	〃	〃	1.05*1.15	1
〃	橘No. 84 陸閘	〃	〃	〃	1.53*4.75	1
〃	橘No. 87 〃	〃	福井	大戸	1.56*1.10	1
〃	橘No. 88 樋門	〃	〃	〃	2.20*2.20	1
〃	橘No. 88-2 陸閘	〃	〃	〃	1.75*1.00	1
〃	橘No. 89 〃	〃	〃	寒谷	1.06*1.10	1
〃	橘No. 91 〃	〃	〃	〃	1.56*1.10	1
〃	橘No. 91-1 〃	〃	〃	〃	1.73*1.10	1
〃	橘No. 92 〃	〃	〃	〃	1.55*1.14	1
〃	橘No. 93 〃	〃	〃	〃	1.55*1.39	2

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（港湾政策課）	徳島県（0884）24-4230 南部総合県民局 県土整備部（阿南）
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動ローラーゲート	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦×横 (m)	連数
橘 港	橘No. 94 樋門 (赤崎樋門)	阿南市	福 井	赤 崎	3.70*5.15	1
〃	橘No. 95 陸閘	〃	〃	〃	1.80*1.65	2
〃	橘No. 96 〃	〃	〃	〃	1.66*1.10 1.66*1.10	1
〃	橘No. 97 〃	〃	椿	香	1.50*1.15	1
〃	橘No. 98 〃	〃	〃	〃	1.50*1.15	1
〃	橘No. 99 〃	〃	〃	〃	1.50*1.15	1
〃	橘No. 100 樋門 (香樋門)	〃	〃	〃	4.10*4.25	1
〃	橘No. 100-1 陸閘	〃	〃	〃	0.73*1.10	1
〃	橘No. 101 〃	〃	〃	〃	1.50*1.05	1
〃	橘No. 102 〃	〃	〃	〃	1.46*1.05	1
〃	橘No. 103 〃	〃	〃	〃	1.41*1.81	2
〃	新浜排水 樋門	〃	津乃峰	新 浜	1.75*1.64	1
〃	舩崎排水 〃	〃	〃	戎 山	1.00*1.00	1
〃	幸野排水 〃	〃	橘	幸 野	1.50*2.50	1
大 潟 漁 港	大潟第 1 〃	〃	大 潟		1.55*1.38	1
〃	大潟第 2 〃	〃	〃		1.50*0.50	1
〃	大潟第 3 〃	〃	〃		1.35*1.13	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	スライドゲート (電動・手動併用)	徳島県（港湾政策課）	徳島県（0884）24-4230 南部総合県民局 県土整備部(阿南)
アルミニウム製	両開き式ゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	スライドゲート (電動・手動併用)	〃	〃
木 製	差 戸	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
鋼製スライドゲート	手動スピンドル式	阿南市（下水道課）	阿南市（0884）22-1796 （下水道課）
ステンレス製 フラップゲート	フロート式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製 スライドゲート	手動ラック式	〃	〃
〃	手動スピンドル式	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
大 潟 漁 港	大潟C 水門	阿南市	大 潟		2.00*2.50	1
〃	大潟D 〃	〃	〃		1.10*1.20	1
〃	大潟A 陸閘	〃	〃		1.44*3.00	1
〃	大潟B 〃	〃	〃		1.94*4.70	1
〃	大潟C 〃	〃	〃		1.94*4.70	1
〃	大潟D 〃	〃	〃		1.94*2.60	1
〃	大潟E 〃	〃	〃		2.00*2.00	1
〃	大潟F 〃	〃	〃		1.98*4.70	1
〃	大潟G 〃	〃	〃		0.80*2.50	1
〃	大潟H 〃	〃	〃		0.8*1.20	1
〃	大潟I 〃	〃	〃		1.61*1.53	1
〃	大潟J 〃	〃	〃		0.88*2.16	1
後 戸 漁 港	後戸A 樋門	〃	福 井	浜 田	2.50*2.50	1
〃	後戸B 〃	〃	〃	〃	2.50*2.50	1
〃	後戸C 〃	〃	〃	〃	2.40*1.50 2.40*1.50	1 1
〃	後戸A 水門	〃	〃	〃	D=0.80 (0.87*0.90)	1
〃	後戸B 〃	〃	〃	〃	D=0.80 (0.87*0.90)	1
〃	後戸C 〃	〃	〃	〃	1.10*1.10	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製 スライドゲート	電動ラック式	阿南市（土木課）	阿南市（土木課） (0884) 22-9596
鋼 製	手動スライドゲート	〃	〃
ステンレス製	両開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	手動スライドゲート	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
アルミニウム製	手動スライドゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼 製	電動ラック式 スライドゲート	〃	〃
ステンレス製	巻上げ式フラップゲート	〃	〃
鋼 製 ステンレス製	フラップ式ゲート 手動ラック式 スライドゲート	〃	〃
ステンレス製	手動スピンドル式 スライドゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動ラック式 スライドゲート	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
後戸漁港	後戸D 水門	阿南市	福井	浜田	D=0.80 (0.87*0.90)	1
〃	後戸E 〃	〃	〃	〃	D=0.80 (0.87*0.90)	1
〃	後戸A 陸閘	〃	〃	〃	2.00*3.50	1
〃	後戸B 〃	〃	〃	〃	2.00*2.00	1
〃	後戸C 〃	〃	〃	出見	2.30*1.00	1
〃	後戸D 〃	〃	〃	〃	2.30*2.40	1
〃	後戸E 〃	〃	〃	〃	2.30*1.00	1
桑野川	上荒井中流 樋門	〃	長生	滝ノ下	1.65*1.65	1
出島川	中島川①（水色） 〃 中島No. 22	〃	那賀川	中島	2.20*2.20 2.00*2.20	1 1
〃	中島川②（緑色） 〃 中島No. 23	〃	〃	〃	2.10*2.10 2.10*2.10	1 1
〃	こがね① 〃	〃	〃	上福井	1.60*1.70	1
〃	こがね② 〃 中島No. 18	〃	〃	〃	1.60*2.40	1
〃	こがね③ 〃 中島No. 19	〃	〃	〃	1.60*1.30	2

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	手動スピンドル式 スライドゲート	阿南市（土木課）	阿南市（土木課）（0884）22-9596
〃	〃	〃	〃
アルミニウム製	手動スライドゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
ステンレス製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼製ゲート	浮体構造起状式	阿南市（農地整備課）	阿南市（農地整備課）（0884）22-1599
鉄 製	フラップ式 手動ラック式	徳島県（港湾政策課）	徳島県（直通） 南部総合県民局（0884）24-4230 県土整備部（阿南）
〃	〃	〃	〃
鋼 製	手動ラック式	阿南市（土木課）	阿南市（土木課）（0884）22-9596
〃	〃	徳島県（港湾政策課）	徳島県（直通） 南部総合県民局（0884）24-4230 県土整備部（阿南）
〃	フラップ式	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
出島川	出島川 水門	阿南市	那賀川	上福井	3.78*18.85 5.78* 4.5 3.48* 3.0 3.48* 3.0	2 1 1 1
幾島川	野上排水 樋門	〃	〃	色ヶ島	2.45*2.00	4
〃	左岸下流 〃	〃	〃	江野島	2.65*2.00	3
〃	今津川制水 水門	〃	〃	〃	2.50*8.00	1
〃	江野島 樋門	〃	〃	〃	2.00*4.00	3
〃	今津調整 樋門 〃 陸閘	〃	〃	〃	1.00*1.80 1.00*2.00 0.70*0.80	1 1 1
苅屋川	苅屋 水門 閘門 〃 樋門	〃	〃	芳崎	3.25*12.25 3.75*3.00 4.05*3.00 2.00*1.50	2 1 1 1
〃	〃 陸閘	〃	〃	〃	2.00*1.00	1
〃	平島 樋門	〃	〃	苅屋	2.10*2.20	2
〃	芳崎 〃	〃	〃	芳崎	1.80*3.60	1
今津地区海岸	今津浦 〃	〃	〃	今津浦	2.20*2.10	2
〃	今津No.4 陸閘	〃	〃	色ヶ島	1.10*4.20	1
〃	今津No.6 〃	〃	〃	江野島	1.20*4.00	1
〃	今津No.7 〃	〃	〃	〃	1.45*2.00	1
〃	今津No.8 〃	〃	〃	〃	1.25*2.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼製ローラーゲート 〃 〃 〃	電動ワイヤーロープ 巻取式 電動ワイヤーロープ 巻取式 電動ラック式 自然開閉	徳島県（河川政策課） （阿南市に管理委託）	上福井土地改良区（0884）42-3246
鋼製ローラーゲート （フラップゲート）	電動スピンドル式 フラップ式	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合	那賀川北岸地域（0884）22-1599 湛水防除施設組合
ステンレス製 スライドゲート （フラップゲート）	〃 フラップ式	〃	〃
鋼製ローラーゲート	油圧式	〃	〃
〃	開閉扉	江野島土地改良区	江野島土地改良区（0884）42-1322
鋼製ローラーゲート アルミニウム製	手動スライドゲート フラップゲート 差し戸	徳島県（河川政策課）	徳島県（0884）24-4230 南部総合県民局 県土整備部（阿南）
ステンレス製 ローラーゲート 〃 ステンレス製 マイターゲート ステンレス製 スライドゲート	電動油圧式 〃 〃 〃	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
鋼 製	電動式スルースゲート フラップゲート	徳島県（生産基盤課）	徳島県（0884）24-4230 南部総合県民局 県土整備部（阿南）
ステンレス製 ローラーゲート	電動油圧式	徳島県（河川政策課）	〃
〃	電動ラック式	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
今津地区海岸	今津No. 9 陸閘	阿南市	那賀川	江野島	1. 20*4. 00	1
〃	今津No. 10 〃	〃	〃	〃	1. 10*3. 00	1
〃	今津No. 10-1 〃	〃	〃	〃	1. 00*1. 50	1
〃	今津No. 11 〃	〃	〃	〃	1. 30*4. 00	1
〃	今津No. 12 〃	〃	〃	〃	1. 05*1. 20	1
〃	今津No. 13 〃	〃	〃	〃	1. 10*3. 15	1
〃	今津No. 14 〃	〃	〃	〃	1. 20*2. 15	1
〃	今津No. 15 〃	〃	〃	〃	1. 10*1. 20	1
〃	今津No. 16 〃	〃	〃	〃	1. 00*3. 15	1
〃	今津No. 17 〃	〃	〃	〃	1. 25*4. 00	1
〃	今津No. 18 〃	〃	〃	〃	0. 95*3. 15	1
〃	今津No. 20 〃	〃	〃	〃	1. 25*4. 20	1
〃	今津No. 21 〃	〃	〃	〃	1. 10*4. 00	1
中 島 港	中島港No. 2 〃	〃	〃	上福井	1. 30*3. 25	1
〃	中島港No. 3 〃	〃	〃	〃	1. 03*3. 25	1
〃	中島港No. 6 〃	〃	〃	〃	1. 00*4. 37	2
〃	中島港No. 7 〃	〃	〃	〃	1. 85*2. 20	1
〃	中島港No. 8 〃	〃	〃	〃	1. 27*8. 60	1
〃	中島港No. 9 〃	〃	〃	〃	0. 95*4. 70	1
〃	中島港No. 11 〃	〃	〃	〃	0. 95*9. 90	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
アルミニウム製	引 戸	徳島県（河川政策課）	徳島県（0884）24-4230 南部総合県民局 県土整備部（阿南）
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	引 戸	徳島県（港湾政策課）	〃
〃	〃	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
中 島 港	中島港No. 12 陸閘	阿南市	那賀川	上福井	1. 25*4. 70	1
〃	中島港No. 13 〃	〃	〃	〃	1. 85*2. 20	1
〃	中島港No. 14 〃	〃	〃	〃	0. 80*1. 60	1
〃	中島港No. 15 〃	〃	〃	〃	1. 00*1. 70	1
〃	中島港No. 20 〃	〃	〃	〃	0. 82*1. 00	1
〃	中島港No. 21 〃	〃	〃	〃	0. 78*3. 00	1
〃	中島港No. 23-1 〃	〃	〃	中 島	0. 70*3. 00	1
〃	中島港No. 23-2 〃	〃	〃	〃	0. 80*3. 00	1
〃	中島港No. 24 〃	〃	〃	〃	1. 18*5. 30	1
〃	中島港No. 25 〃	〃	〃	〃	1. 18*5. 30	1
〃	中島港No. 26 〃	〃	〃	〃	1. 18*7. 60	1
〃	中島港No. 27 〃	〃	〃	〃	1. 13*3. 15	1
〃	中島港外3 〃	〃	〃	〃	0. 84*1. 12	1
〃	中島港No. 4 樋門	〃	〃	上福井	1. 30*1. 50	1
〃	中島港No. 10 〃	〃	〃	〃	1. 92*2. 15	2
〃	中島港No. 28 〃 （汐口樋門）	〃	〃	中 島	7. 67*6. 00	1
〃	中島港No. 23-4 〃	〃	〃	〃	1. 22*1. 64	1
〃	中島港No. 23-6 〃 （井利樋門）	〃	〃	〃	2. 17*1. 30	1
〃	中島港外 1 〃	〃	〃	みどり台	2. 90*1. 65	2
見能林地区海岸	中 林 陸閘	〃	中 林	南 林	3. 00*1. 00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
アルミニウム製	引 戸	徳島県（港湾政策課）	徳島県（0884）24-4230 南部総合県民局 県土整備部（阿南）
〃	〃	〃	〃
ネオランバー	差し戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼 製	片開き式ゲート	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼 製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
アルミニウム製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
〃	手動ローラーゲート	〃	〃
〃	ローラーゲート （電動・手動併用）	〃	〃
〃	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	スライドゲート （電動・手動併用）	〃	〃
〃	手動スライドゲート	〃	〃
〃	引 戸	徳島県（河川政策課）	〃

付表－ 6 （ 1 ） 重要な水門・樋門等

②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
那賀川	那賀川北岸紫池 樋門	〃	〃	岩脇	1.00*1.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
〃	手動式捲揚機	〃	〃

付表－ 6 （ 1 ） 重要な水門・樋門等

③南部総合県民局（那賀）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
那賀川	和食樋門	那賀郡	那賀町	和食	3.00*5.00	1
〃	北地〃	〃	〃	和食郷	2.10*4.20	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式	徳島県（河川政策課）	徳島県（0884） 南部総合県民局 県土整備部（那賀）
〃	〃	〃	〃

1 / 1

62-0219

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

④南部総合県民局（美波）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
木岐川	木岐川第二 樋門	海部郡	美波町	木岐	2.00*2.20	1
〃	木岐川第三 〃	〃	〃	〃	2.50*2.59	1
田井川	田井川 〃	〃	〃	田井	3.08*9.48	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	1.58*1.65	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	1.55*1.65	1
〃	中田 〃	〃	〃	〃	1.40*3.10	1
〃	中田第一 〃	〃	〃	〃	1.20*2.50	1
〃	中田第二 〃	〃	〃	〃	1.60*2.30	1
日和佐川	本村 〃	〃	〃	奥河内	2.08*2.15	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2.15*2.15	1
〃	月輪 〃	〃	〃	西河内	0.67*0.74	1
〃	永田 〃	〃	〃	〃	2.07*2.62	1
〃	長谷田 〃	〃	〃	〃	1.85*2.17	1
〃	張間 〃	〃	〃	〃	1.86*2.66	1
〃	梅ノ木谷 〃	〃	〃	〃	1.83*2.15	1
丹前谷川	丹前 〃	〃	〃	〃	2.30*4.35	2
北河内谷川	大久保 〃	〃	〃	〃	3.60*4.20	2

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼 製	手動ラック式	徳島県（河川政策課）	美波町消防団（0884）77-3619 由岐第6分団
〃	手動スピンドル式	〃	〃
ステンレス製	電動ワイヤーロープ巻取式	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
〃	電動スピンドル式	〃	〃
アルミ合金製	自然開閉及び手巻上式	〃	〃
鋼 製	手動ラック式	〃	美波町（0884）77-3619 （消防防災課）
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動スピンドル式	〃	美波町消防団（0884）77-3619 日和佐第1分団
アルミ合金製	手動ワイヤーロープ巻取式	〃	〃
鋼 製	手動ラック式	〃	美波町消防団 〃 日和佐第7分団
〃	〃	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
〃	手動スピンドル式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動ラック式	〃	美波町消防団（0884）77-3619 日和佐第7分団
〃	電動ラック式	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
〃	エンジン油圧 スピンドル式	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

④南部総合県民局（美波）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	連数
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	
北河内谷川	大久保第１ 樋門	海部郡	美波町	西河内	1.00*1.00	1
〃	井ノ上 〃	〃	〃	奥河内	1.05*1.10	1
〃	登第１ 〃	〃	〃	北河内	1.40*1.30	1
〃	登第３ 〃	〃	〃	〃	1.90*3.60	1
奥 潟 川	奥潟第１ 〃	〃	〃	奥河内	1.25*1.74	1
〃	奥潟第２ 〃	〃	〃	〃	1.20*1.80	2
〃	奥潟第３ 〃	〃	〃	〃	1.83*1.90	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2.06*1.95	1
〃	奥潟第４ 〃	〃	〃	〃	2.08*3.15	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2.62*3.20	1
〃	奥潟第５ 〃	〃	〃	〃	2.68*3.65	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2.72*3.70	1
〃	奥潟第６ 〃	〃	〃	〃	2.00*3.50	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2.00*3.50	1
〃	奥潟第７ 〃	〃	〃	〃	1.50*1.60	1
〃	奥潟第８ 〃	〃	〃	〃	1.80*2.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	手動ラック式	徳島県（河川政策課）	美波町消防団（0884）77-3619 日和佐第7分団
鋼 製	手動スピンドル式	〃	美波町（0884）77-3619 （消防防災課）
〃	手動ラック式	〃	美波町消防団（0884）77-3619 日和佐第6分団
〃	〃	〃	〃
〃	手動スピンドル式	〃	美波町（0884）77-3619 （消防防災課）
〃	手動ラック式	〃	美波町消防団（0884）77-3619 日和佐第6分団
〃	手動スピンドル式	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
アルミ合金製	手動ワイヤーロープ巻取式	〃	〃
鋼 製	電動スピンドル式	〃	美波町（0884）77-3619 （消防防災課）
アルミ合金製	手動ワイヤーロープ巻取式	〃	〃
鋼 製	電動ラック式	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
アルミ合金製	手動ワイヤーロープ巻取式	〃	〃
鋼 製	電動ラック式	〃	美波町（0884）77-3619 （消防防災課）
アルミ合金製	内外水位差による開閉 及び手動	〃	〃
ステンレス製	電動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

④南部総合県民局（美波）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
日和佐港	港日－１９ 樋門	海部郡	美波町	奥河内	2.30*1.80	1
〃	港日－５８ 陸閘	〃	〃	恵比須浜	2.45*6.00	1
〃	港日－５０ 樋門	〃	〃	奥河内	5.35*12.50	1
牟岐川	中村 〃	〃	牟岐町	中村	1.85*3.00	1
〃	川長 〃	〃	〃	川長	2.00*3.40	1
〃	市宇谷 〃	〃	〃	〃	2.50*4.00	1
瀬戸川	瀬戸川 〃	〃	〃	中村	1.10*1.00	1
内妻海岸	内妻第１ 〃	〃	〃	内妻	1.15*1.07	1
〃	内妻第２ 〃	〃	〃	〃	1.15*1.07	1
〃	内妻第３ 〃	〃	〃	〃	2.0*2.50	1
馬地地先海岸	馬地地先海岸 〃	〃	〃	灘	1.10*1.20	1
出羽島海岸	出羽島 〃	〃	〃	牟岐浦	1.55*1.60	1
牟岐漁港	牟岐防波水門 水門 （漁牟－４２）	〃	〃	中村	3.30*20.30	1
伊勢田川	柳ノ内 〃	〃	海陽町	浅川	2.15*1.51	1
浦上川	浦上第１ 〃	〃	〃	〃	1.45*1.10	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	手動スピンドル式	徳島県（港湾政策課）	美波町消防団（0884）77-3619 日和佐第4分団
アルミ合金製	電動引戸式	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
ステンレス製	電動ローラーゲート	〃	〃
〃	電動ラック式	徳島県（河川政策課）	牟岐町（0884）72-3412 （総務課）
鋼 製	手動、エンジンラック式	〃	〃
ステンレス製	電動ラック式	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
〃	手動スピンドル式	〃	牟岐町（0884）72-3412 （総務課）
合成木材	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動ラック式	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
アルミ合金製	手動スピンドル式	〃	牟岐町（0884）72-3412 （総務課）
鋼 製	手動ラック式	〃	〃
〃	電動ローラーゲート	徳島県（生産基盤課）	徳島県（0884）74-7383 南部総合県民局 農林水産部（美波）
〃	手動、エンジンラック	徳島県（河川政策課）	海陽町消防団（0884）73-4163 浅川第3分団
木 製	手動スピンドル式	〃	海陽町消防団（0884）73-4163 浅川第1分団

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

④南部総合県民局（美波）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
浦上川	浦上第２水門	海部郡	海陽町	浅川	1.85*2.50	1
〃	〃	〃	〃	〃	1.85*2.50	1
〃	浦上第１	〃	〃	〃	2.00*2.00	1
〃	稲	〃	〃	〃	1.56*3.65	1
長泉寺川	長泉寺川	〃	〃	多良	2.68*5.15	3
善蔵川	大里	〃	〃	大里	3.2*6.50	3
〃	〃	〃	〃	〃	3.38*1.65	1
浅川港	港浅－３６	〃	〃	浅川	2.00*7.60	1
〃	港浅－３３	〃	〃	〃	2.50*3.00	1
〃	港浅－３２	〃	〃	〃	3.10*3.00	1
〃	港浅－２９樋門	〃	〃	〃	1.60*1.00	1
〃	港浅－０１	〃	〃	〃	4.00*4.00	1
母川	母川第１	〃	〃	高園	2.05*2.13	1
〃	母川第２	〃	〃	〃	2.05*1.43	1
〃	母川第３	〃	〃	〃	2.06*2.16	1
〃	母川第４	〃	〃	〃	1.55*1.65	1
〃	母川第５	〃	〃	〃	1.57*1.65	1
〃	母川第６	〃	〃	馬路	1.88*1.97	1
〃	母川第７	〃	〃	野江	1.37*2.65	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼 製	手動ラック式	徳島県（河川政策課）	海陽町消防団（0884）73-4163 浅川第1分団
アルミ合金製	手動ワイヤーロープ 巻取式	〃	〃
鋼 製	手動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	電動ワイヤーロープ 巻取式	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
〃	〃	徳島県（河川政策課） （海陽町へ委託）	海陽町（0884）73-4159 （建設防災課）
〃	電動ラック式	〃	〃
ステンレス製	電動ローラーゲート	徳島県（港湾政策課）	海陽町消防団（0884）73-4163 浅川第2分団
〃	手動式ローラーゲート	〃	〃
〃	電動ローラーゲート	〃	〃
アルミ合金製	手動スライドゲート	〃	〃
ステンレス製	電動ローラーゲート	〃	海陽町（0884）73-4159 （建設防災課）
鋼 製	手動エンジンラック式	徳島県（河川政策課）	海部第3分団1班（0884）73-4163
〃	油圧エンジンラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動エンジンラック式	〃	〃
〃	〃	〃	海部第3分団2班（0884）73-4163
〃	〃	〃	〃
〃	手動ラック式	〃	海部第4分団1班（0884）73-4163

附表－6 （１）重要な水門・樋門等

④南部総合県民局（美波）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
母川	母川第 8 樋門	海部郡	海陽町	野江	1.10*1.50	1
〃	母川第 1 1 〃	〃	〃	〃	1.57*3.14	1
〃	母川第 1 3 〃	〃	〃	高園	2.60*2.75	2
〃	母川第 1 4 〃	〃	〃	中山	1.20*1.00	1
〃	母川第 1 5 〃	〃	〃	〃	1.40*2.50	1
〃	母川第 1 6 〃	〃	〃	高園	2.50*2.50	1
居敷川	居敷 〃	〃	〃	中山	2.90*5.20	2
海部川	富田 〃	〃	〃	富田	1.10*0.95	1
〃	大井 〃	〃	〃	〃	2.90*3.90	1
〃	姫 〃	〃	〃	大井	2.75*1.28	1
宍喰川	中角 〃	〃	〃	宍喰浦	3.50*1.80	2
宍喰海岸	宍喰 〃	〃	〃	〃	2.20*3.34	1
金目海岸	金目 水門	〃	〃	〃	2.00*3.00	1
那佐港	港那－ 0 4 樋門	〃	〃	〃	2.00*1.80	1
〃	港那－ 0 1 〃	〃	〃	〃	1.50*2.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼 製	手動ラック式	徳島県（河川政策課）	海部第4分団1班（0884）73-4163
〃	手動エンジンラック式	〃	〃
〃	〃	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
〃	手動ラック式	〃	海部第6分団1班（0884）73-4163
〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式	〃	海部第3分団2班（0884）73-4163
〃	〃	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
〃	手動スピンドル式	〃	海部第5分団1班（0884）73-4163
ステンレス製	電動ラック式	〃	海部第5分団2班（0884）73-4163
木 製	手動スピンドル式	〃	〃
鋼 製	電動ラック式	〃	徳島県（0884）74-7461 南部総合県民局 県土整備部（美波）
ステンレス製	電動スピンドル式	〃	海陽町（0884）73-4159 （建設防災課）
鋼 製	電動ラック式	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（港湾政策課）	〃
アルミ合金製	〃	〃	〃

付表－ 6 （ 1 ） 重要な水門・樋門等
⑤東部県土整備局（吉野川）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横（m）	連数
吉野川	神宮入江川排水 樋門	名西郡	石井町	藍 畑	3.10*5.60	1
〃	江川排水 〃	〃	〃	西覚円	3.10*6.05	2
	（江川） 〃	〃	〃	〃	3.10*5.55	3
〃	飯尾川排水 〃	〃	〃	〃	3.10*3.75	1
〃	神宮入江川 〃	〃	〃	藍 畑	2.00*5.50	1
〃	新飯尾川排水 〃	〃	〃	西覚円	3.70×4.75	1
飯尾川放水路	飯尾川 堰	〃	〃		1.6*18.6	
吉野川	第 十 樋門	板野郡	上板町	第十新田	6.10*6.20	6
〃	六條排水 〃	〃	〃	下六条	3.50*4.50 3.5*2.0	2 1
鳶谷川	下 原 〃	〃	〃	西 分	5.50*2.60	4
吉野川	柿 原 〃	阿波市	吉野町	柿 原	1.50*1.50	1
吉野川	熊 谷 〃	阿波市	吉野町	柿 原	3.00*3.00 3.00*3.70	2 1
〃	柿原取水口 〃	〃	〃	〃	2.30*2.60	3

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式（連動）	国土交通省	神宮入江川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動ラック式（連動） 電動ワイヤーロープ式	〃	江川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動ラック式（連動）	〃	飯尾川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	〃	〃	神宮入江川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動ワイヤーロープ式	〃	新飯尾川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
	ファブリ式	徳島県（河川政策課）	石井町（建設課）（088）674-1117
鋼 製	電動ワイヤーロープ	国土交通省	旧吉野川出張所（088）692-5355
〃	〃	上板町	上板町（088）694-3111
〃	〃	徳島県（河川政策課）	徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	国土交通省	操作人不要
鋼 製	電動ラック式（連動）	国土交通省	阿波市（危機管理課）（0883）36-8703
〃	電動式	中国四国農政局	四国東部農地防災事務所 （088）672-5252

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

⑤東部県土整備局（吉野川）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横（m）	連数
吉野川	蛇池川排水 樋門	阿波市	吉野町	西条北須賀	3.60*5.25	2
〃	熊谷川排水 〃	〃	〃	柿原	3.00*5.20	1
〃	記念大正 〃	〃	〃	〃	2.365*3.60	1
蛇池川	蛇池川 〃	〃	〃	西条	1.80*8.50	1
吉野川	香美第二 〃	〃	市場町	香美	1.575*1.65	1
〃	香美第三 〃	〃	〃	〃	2.06*2.60	2
〃	伊月 〃	〃	〃	伊月	3.2*6.00	2
〃	市場谷 〃	〃	〃	香美	3.10*5.00	1
〃	指谷 〃	〃	土成町	郡	2.50*3.00	2
〃	柿の木谷川排水 〃	〃	市場町	伊月	2.50*4.30	1
〃	指谷川排水 〃	〃	土成町	郡	2.60*5.00	2
〃	鶯谷川 〃	〃	市場町	大野島	3.20*5.70	3

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ワイヤーロープ式	国土交通省	蛇池川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動ラック式（連動）	〃	熊谷川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動ラック	阿波市	吉野町土地改良区事務所 （088）696-3909
〃	電動ワイヤーロープ	徳島県（河川政策課）	徳島県（0883）26-3732 東部県土整備局 ＜吉野川＞
〃	手動ラック式	阿波市	阿波市（0883）36-8703 （危機管理課）
〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式（連動）	国土交通省	柿ノ木谷川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	〃	〃	阿波市（0883）36-8703 （危機管理課）
〃	〃	〃	指谷川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	〃	〃	柿ノ木谷川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動ワイヤーロープ式	〃	指谷川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動油圧 シリンダ式（連動）	〃	阿波市（0883）36-8703 （危機管理課）

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等

⑤東部県土整備局（吉野川）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
吉野川	本村 樋門	阿波市	阿波町	元町	2.50*2.50	1
〃	西原 樋門	阿波市	阿波町	西原	1.00*1.00	1
〃	川久保 〃	〃	〃	川久保	2.50*2.00	2
〃	西林 〃	〃	〃	乙岩津西林	1.20*0.90	1
〃	五明谷 〃	〃	〃	南川原	3.00*3.00	4
〃	切戸 〃	〃	〃	乙岩津	2.50*3.80	1
〃	王地 〃	〃	〃	南谷島	2.5*3.9	1
〃	伊沢市 〃	〃	〃	伊沢市	1.6*2.0	1
〃	中ノ坪排水 〃	〃	〃	川久保	2.075*2.15	1
〃	五明谷排水 〃	〃	〃	中州	2.075*2.15	1
江川	江川 堰	吉野川市	鴨島町		2.4*22.5	
吉野川	学島 樋門	〃	川島町	伊賀々志	3.47*3.76	1
〃	学島川排水 〃	〃	〃	北中須	3.0*3.0	1
〃	川島 〃	〃	〃	川島	3.64*4.25	1
〃	川島排水 〃	〃	〃	宮島	上流4.00*4.00 下流4.00*3.00	1 1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式（連動）	国土交通省	阿波市（危機管理課）（0883）36-8703
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	〃	操作人不要
鋼 製	電動ラック式（単動）	〃	阿波市（危機管理課）（0883）36-8703
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	〃	操作人不要
鋼 製	電動ラック式（単動）	〃	阿波市（危機管理課）（0883）36-8703
〃	電動ラック式（連動）	〃	〃
〃	電動ラック式（単動）	阿波市	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
	ファブリ式	徳島県（河川政策課）	吉野川市（0883）22-2252
鋼 製	電動ラック式（連動）	国土交通省	学島排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動ラック式（連動）	〃	学島川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動ラック式（連動）	〃	川島排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動ラック式（連動） 電動ラック式（単動）	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

⑤東部県土整備局（吉野川）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横（m）	連数
吉野川	学島排水 樋門	吉野川市	川島町	北中須	1.55*2.90(2段) 3.0*2.5	1
〃	麻名用水取水 〃	〃	〃	川島	1.875*2.65	2
〃	ほたる川 〃	〃	山川町	中須賀	3.10*6.70	6
〃	ほたる川排水 〃	〃	〃	〃	2.00*2.50	1
岩谷川	岩屋谷 〃	〃	〃	川田	6.80*3.20	4

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式（連動）	国土交通省	学島排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞
〃	電動油圧式	麻名用水土地改良区	麻名用水土地改良区 （088）674-0037
〃	電動ワイヤーロープ式 （連動）	国土交通省	ほたる川排水機場併任 吉野川市（0883）22-2252
〃	油圧シリンダ ワイヤーロープ式（連動）	〃	〃
〃	電動式	徳島県（河川政策課）	岩屋谷川排水機場併任 徳島県（直通） 東部県土整備局（0883）26-3730 ＜吉野川＞

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等
⑥西部総合県民局（美馬）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
吉野川	城の谷 樋門	美馬市	脇町	脇町	3.18*3.10	2
〃	新町谷 〃	〃	〃	新町	3.60*5.45	2
〃	ふくろ谷 〃	〃	〃	助松	2.59*2.16	1
〃	清谷 〃	〃	〃	〃	3.60*7.69	1
〃	大楠 〃	〃	〃	岩倉	2.075*2.150	1
〃	別所 〃	〃	〃	別所	2.10*2.10	1
〃	脇町第3 〃	〃	〃	猪尻	2.05*2.02	1
〃	脇町第4 〃	〃	〃	〃	1.15*1.00	1
〃	土井谷 〃	〃	〃	拝原	6.00*2.80	2
〃	喜来 〃	〃	美馬町	大宮西	3.09*3.12	1
〃	郡里 〃	〃	〃	寺ノ下	2.60*3.13	1
〃	黒谷川 〃	〃	〃	谷口	2.50*4.95	2
〃	露の谷 〃	〃	〃	長畑	3.60*4.25	1
〃	中鳥川 〃	〃	〃	中鳥	3.00*5.00	3
〃	明連川 〃	〃	穴吹町	明連	4.10*5.72	4
〃	神田谷 〃	〃	〃	小島	2.55*4.10	1
〃	佐古谷 〃	〃	〃	〃	1.565*1.620	1
〃	穴吹第一 〃	〃	〃	岩手	2.07*1.64	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式（連動）	国土交通省	城の谷排水機場併任 美馬市 (0883) 52－1677
〃	〃	〃	美馬市 (0883) 52－1677
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	〃	操作人不要
鋼 製	電動ラック式（連動）	〃	美馬市 (0883) 52－1677
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	〃	操作人不要
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	フラップゲート	〃	〃
鋼 製	電動ワイヤーロープ	〃	美馬市 (0883) 52－1677
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	〃	〃 (操作人不要)
鋼 製	電動ラック式（単動）	〃	美馬市 (0883) 52－1677
〃	〃	〃	〃
〃	油圧シリンダ式（連動）	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式（連動）	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	フラップゲート	〃	操作人不要
〃	バランスウェイト式 フラップゲート	〃	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

⑥西部総合県民局（美馬）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
吉野川	穴吹第二 樋門	〃	〃	市ノ須賀	2.07*1.64	1
〃	堀の谷 〃	〃	〃	三島字小島	2.05*3.12	1
〃	一の谷 〃	〃	〃	〃	3.065*2.875	2
〃	不定谷 〃	〃	〃	〃	3.065*3.100	1
〃	西分 〃	〃	〃	〃	2.573*2.120	1
〃	穴吹第三 〃	〃	〃	穴吹	2.075*2.400	1
〃	穴吹 閘門	〃	〃	岩手	3.00*3.20	1
〃	宮原 樋門	〃	〃	小島	1.10*1.10	1
〃	由佐 〃	〃	〃	〃	1.56*1.60	1
穴吹川	井口谷 〃	〃	〃	井口	1.50*1.25	1
〃	風呂ノ谷 〃	〃	〃	松の本	2.10*2.00	1
〃	小屋谷 〃	〃	〃	井口	2.50*2.80	1
吉野川	太田第一 〃	美馬郡	つるぎ町	太田	1.07*1.13	1
吉野川	太田第二 〃	美馬郡	つるぎ町	太田	2.595*2.710	1
〃	太田第三 〃	〃	〃	〃	1.075*1.150	1
〃	太田第四 〃	〃	〃	〃	2.575*2.900	1
〃	太田第五 〃	〃	〃	〃	3.095*4.220	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	国土交通省	操作人不要
鋼 製	電動ラック式（連動）	〃	美馬市 (0883) 52-1677
〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式（単動）	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動ラック式	美馬市	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動ラック	徳島県（河川政策課）	徳島県 (0883) 53-2232 西部総合県民局 県土整備部（美馬）
〃	電動油圧式	〃	〃
〃	電動連動ラック式	〃	〃
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	国土交通省	操作人不要
鋼 製	電動ラック式（連動）	〃	つるぎ町 (0883) 62-3111 （管理防災課）
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	〃	操作人不要
鋼 製	電動ラック式（連動）	〃	つるぎ町 (0883) 62-3111 （管理防災課）
〃	〃	〃	〃

付表－ 6 （１）重要な水門・樋門等

⑥西部総合県民局（美馬）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦＊横（m）	連数
吉野川	馬出第一第二 樋門	〃	〃	馬出 （第一）	4.10*3.95	1
				大須賀 （第二）	2.30*2.62	1
〃	吉田谷 〃	〃	〃	小山北	4.00*5.00	2
太田川	太田第六 〃	〃	〃	太田	3.10*4.20	1
貞光川	貞光川第一 〃	〃	〃	大須賀	3.00*5.00	1
〃	貞光川第二 〃	〃	〃	中須賀	1.25*1.25	1
〃	貞光川第三 〃	〃	〃	〃	1.25*1.50	1
〃	江ノ脇 〃	〃	〃	江ノ脇	2.05*2.12	1

機 能		管 理 者	代表連絡先（TEL）
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式（連動） 電動ラック式（単動）	国土交通省	つるぎ町（0883）62－3111 （管理防災課）
〃	電動ワイヤーロープ式	〃	美馬市（0883）52－1677
〃	電動ピンジャッキ	徳島県（河川政策課）	徳島県（0883）53-2232 西部総合県民局 県土整備部（美馬）
〃	電動ラック	〃	つるぎ町（0883）62-3112 （上下水道課）
〃	電 動	〃	つるぎ町（0883）62－3111 （管理防災課）
〃	ディーゼル エンジンラック	〃	〃
〃	手動ラック	つるぎ町	〃

付表－6 （１）重要な水門・樋門等

⑦西部総合県民局（三好）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
吉野川	書院谷 樋門	三好市	池田町	シマ	2.065*2.150	1
弥十柳川	弥十柳川第1 樋門	三好市	池田町	サラダ	1.30*1.10	1
〃	弥十柳川第2 〃	〃	〃	シマ	1.30*1.10	1
加茂谷川	横手第1 〃	三好郡	東みよし町	西庄	2.00*2.00	1
吉野川	角の浦 〃	〃	〃	中庄	2.05*2.15	1
〃	末石 〃	〃	〃	西庄	1.85*2.15	1
〃	京免 〃	〃	〃	〃	2.675*2.150	1
〃	芝生中鳥川 〃	三好市	三野町	清水	5.00*3.80	3
〃	大イデ川 〃	〃	〃	太刀野	4.05*2.05	1
〃	馬谷川 〃	〃	〃	〃	2.60*2.65	1
〃	堂の谷川 〃	〃	〃	〃	2.60*2.65	1
〃	孫十郎谷 〃	〃	〃	〃	1.80*1.90	1
〃	杉の宮 〃	〃	〃	〃	1.00*1.00	1
〃	浪打 〃	〃	〃	〃	1.00*1.00	1
〃	馬場谷川 〃	〃	〃	芝生	3.20*1.80	1
〃	滝谷川 〃	〃	〃	〃	3.50*5.60	2
山蔭谷川	山蔭谷川 〃	三好郡	東みよし町	中庄	4.00*2.50	2

機 能		管 理 者	代表連絡先（ＴＥＬ）
何製扉	何 式		
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	国土交通省	操作人不要
鋼 製	手動スピンドル	徳島県（河川政策課）	徳島県（0883）76-0616 西部総合県民局 県土整備部（三好）
〃	電動ラック式	〃	〃
〃	ディーゼル エンジンラック式	〃	〃
〃	油圧シリンダー式（単動）	国土交通省	東みよし町（0883）79-5342
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式（連動）	〃	三好市（0883）72-7623
〃	油圧シリンダー式（単動）	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	バランスウェイト式 フラップゲート	〃	操作人不要
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼 製	電動ラック式（連動）	〃	三好市（0883）72-7623
〃	〃	〃	〃
〃	鋼製ローラーゲート	徳島県（河川政策課）	徳島県（0883）76-0616 西部総合県民局 県土整備部（三好）

付表－ 6 （ 2 ） 排水機場
①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所 在 地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
吉 野 川	加門林 排水機場	徳島市	上吉野	3 丁目	
〃	金 沢 〃	〃	金 沢	2 丁目	
〃	北沖洲 〃	〃	北沖洲	〃	
大 松 川	多々羅川 〃	〃	新浜本町	〃	2. 20
冷 田 川	冷田川 〃	〃	八 万	沖須賀	2. 20
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2. 20
打 樋 川	打樋川 〃	〃	論 田	新 開	2. 00
〃	大 原 〃	〃	大 原	中 須	
角ノ瀬放水路	角ノ瀬 〃	〃	国 府	東黒田角ノ瀬	(AP) 4. 20
正 法 寺 川	正法寺川 〃	〃	応 神	西貞方字前須	(AP) 2. 00
園 瀬 川	八 万 ポンプ場	〃	山城西	4 丁目	
〃	八万（新） 〃	〃	〃	〃	
〃	新 浜 〃	〃	新 浜	1 丁目	
〃	新浜住宅 排水機場	〃	〃	〃	
〃	新浜（仮） 〃	〃	〃	〃	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
500 500 600	37KW 0.7m3/S 30KW 0.667m3/S 45KW 0.9m3/S	1 1 1	徳島市	小川製作所 (088) 642-1328
80 500 400 200	2.2KW 0.013m3/S 30KW 0.5m3/S 19KW 0.333m3/S 7.5KW 0.083m3/S	1 1 1 1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
400	22KW 0.333m3/S	1	〃	ニシテック (088) 663-9071
1,500	320HP 5.0m3/S	3	徳島県 (河川政策課) (徳島市に管理委託)	小川製作所 (088) 642-1328
1,350 1,800	400HP 4.0m3/S 550HP 8.0m3/S	2 1	〃 〃	中央浄化センター (088) 652-9406
500	37KW 0.5m3/S	4	徳島市	〃
1,800	279KW 6.7m3/S	2	徳島県 (河川政策課) (徳島市に管理委託)	〃
400	11KW 0.367m3/S	1	徳島市	〃
2,600	1,170KW 20.0m3/S	1	国土交通省 (徳島県に管理委託)	徳島県 (088) 653-8847 東部県土整備局<徳島>
1,200	284kW 4.0m3/S	2	〃	〃
1,400 600	235KW 4.0m3/S 50KW 0.658m3/S	4 1	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
1,500	331KW 4.833m3/S	3	〃	〃
500 900 300	45KW 0.6m3/S 118KW 1.75m3/S 15KW 0.187m3/S	1 2 1	〃	〃
300 300 150	15KW 0.25m3/S 22KW 0.25m3/S 5.5KW 0.052m3/S	1 1 1	〃	〃
500	37KW 0.75m3/S	1	〃	〃

付表－ 6 （ 2 ） 排水機場
①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所 在 地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
園 瀬 川	南 浜 排水機場	徳島市	沖 浜	3 丁目	
〃	西新浜 〃	〃	西新浜	1 丁目	
〃	大 野 〃	〃	八 万	大 野	
〃	犬 山 〃	〃	〃	犬 山	
〃	山城団地 〃	〃	山 城	東浜傍示	
〃	昭 和 ポンプ場	〃	南昭和	5 丁目	
〃	昭和東 排水機場	〃	昭 和	8 丁目	
〃	津田北部 〃	〃	津 田	1 丁目	
大 岡 川	大岡川（新） 〃	〃	東吉野	3 丁目	
〃	大岡川（第2） 〃	〃	〃	〃	
〃	常三島 ポンプ場	〃	北常三島	3 丁目	
〃	南常三島 排水機場	〃	南常三島	1 丁目	
〃	住吉西 〃	〃	住 吉	〃	
〃	住吉北 〃	〃	〃	4 丁目	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
500	22KW 0.5m3/S	1	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
500 600	22KW 0.5m3/S 30KW 0.75m3/S	5 2	〃	〃
400 500	22KW 0.25m3/S 22kw 0.5m3/S	1 1	〃	〃
500 200	37kw 0.5m3/S 7.5KW 0.075m3/S	1 1	〃	〃
500 500 150 150	37KW 0.5m3/S 37KW 0.583m3/S 6.5KW 0.053m3/S 6.5KW 0.053m3/S	1 1 1 1	〃	〃
1,000 1,000 800 300 200	220KW 2.25m3/S 230KW 2.25m3/S 121KW 1.3m3/S 30KW 0.2m3/S 15KW 0.097m3/S	1 1 2 3 1	徳島市上下水道局	〃
400	22KW 0.333m3/S	1	徳島市	小川製作所 (088) 642-1328
200 600 600	11kw 0.075m3/S 75kW 1.167m3/S 45KW 0.75m3/S	1 1 1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
350 1,400 600 1,400	37KW 0.35m3/S 147KW 4.0m3/S 37KW 0.75m3/S 176KW 4.0m3/S	1 1 1 1	〃	〃
600	37KW 0.833m3/S	2	〃	〃
1,000 1,200 300	300HP 2.5m3/S 450HP 3.33m3/S 37KW 0.2m3/S	2 2 1	徳島市上下水道局	東芝インフラシステムズ(株) (088) 625-6955
500	37KW 0.6m3/S	1	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
300	15KW 0.233m3/S	1	徳島市上下水道局	小川製作所 (088) 642-1328
150 200	6.5KW 0.047m3/S 11KW 0.105m3/S	1 1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406

付表－6 (2) 排水機場
①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地				異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字		
新 町 川	佐 古 ポンプ場	徳島市	佐 古	1 番町		
〃	北田宮 排水機場	〃	北田宮	1 丁目		
〃	北田宮第 2 〃	〃	〃	〃		
〃	久保田 〃	〃	南田宮	〃		
〃	南田宮第 2 〃	〃	〃	〃		
〃	下の瀬 〃	〃	〃	2 丁目		
〃	上助任蛭子 〃	〃	上助任	蛭 子		
〃	下助任 4 〃	〃	下助任	4 丁目		
〃	田宮北 ポンプ場	〃	北田宮	1 丁目		
〃	新町橋 排水機場	〃	南 内	3 丁目		
〃	両国橋 〃	〃	両国橋	4 丁目		
〃	寺島川 〃	〃	幸	3 丁目		
〃	万代第 1 〃	〃	万 代	6 丁目		
〃	万代第 3 〃	〃	〃	7 丁目		
〃	万代第 4 〃	〃	昭 和	8 丁目		

機 能				管 理 者	代表連絡先 (T E L)
口径 ϕ (mm)	出 力	台数			
350 700 1,500 1,200 1,500	26KW 0.233m ³ /S 150KW 1.0m ³ /S 166kw 5.0m ³ /S 225kw 3.17m ³ /S 254KW 5.0m ³ /S	2 1 2 2 1		徳島市上下水道局	中央浄化センター (088) 652-9406
100 150	2.2KW 0.014m ³ /S 7.5KW 0.039m ³ /S	2 1		徳島市	〃
500	22KW 0.5m ³ /S	1		〃	〃
500 150 500	30KW 0.5m ³ /S 6.5KW 0.047m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S	1 1 2		〃	〃
150 500	6.5KW 0.047m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S	1 3		〃	〃
200	15KW 0.117m ³ /S	1		〃	〃
150 250 250	5.5KW 0.05m ³ /S 15KW 0.167m ³ /S 15KW 0.117m ³ /S	1 1 1		〃	〃
200	11KW 0.087m ³ /S	1		〃	〃
800 800 300	90HP 1.35m ³ /S 90HP 1.35m ³ /S 22KW 0.233m ³ /S	1 1 1		〃	〃
400	22KW 0.333m ³ /S	2		〃	〃
500	22KW 0.5m ³ /S	2		〃	〃
400 200	22KW 0.333m ³ /S 22KW 0.092m ³ /S	3 1		〃	〃
500 400 500	24KW 0.59m ³ /S 22KW 0.35m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S	1 1 1		〃	〃
300	37KW 0.367m ³ /S	1		〃	〃
500 300	22KW 0.5m ³ /S 15KW 0.217m ³ /S	1 1		〃	〃

付表－6 (2) 排水機場
①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地				異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字		
新 町 川	南福島 排水機場	徳島市	福 島	1 丁目		
〃	末広西 〃	〃	末 広	〃		
〃	大工島 〃	〃	〃	〃		
〃	大 提 〃	〃	南沖洲	4 丁目		
〃	内 町 ポンプ場	〃	南内町	1 丁目		
〃	中 折 排水機場	〃	南沖洲	5 丁目		
住 吉 島 川	住吉東 〃	〃	城 東	2 丁目		
〃	福島住宅前 〃	〃	福 島	1 丁目		
〃	桜の馬場 〃	〃	〃	〃		
〃	住吉橋南 〃	〃	〃	〃		
〃	東照寺裏 〃	〃	〃	2 丁目		
〃	宮ノ本 〃	〃	住 吉	1 丁目		
〃	住吉橋 〃	〃	〃	〃		
〃	徳住橋 〃	〃	〃	〃		

機 能			管 理 者	代表連絡先（TEL）
口径φ (mm)	出 力	台数		
300	15KW 0.2m3/S	1	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
150 500	5.5KW 0.037m3/S 22KW 0.5m3/S	1 2	〃	小川製作所 (088) 642-1328
500 150	22KW 0.5m3/S 7.5KW 0.047m3/S	2 1	〃	〃
900 1,000 350 600 900	129KW 1.917m3/S 217KW 2.5m3/S 22KW 0.25m3/S 45KW 0.667m3/S 145KW 1.917m3/S	1 1 1 2 1	〃	〃
800 800 800 300 350	66kw 1.42m3/s 85kw 1.42m3/s 92kw 1.42m3/s 22kw 0.16m3/s 30kw 0.25m3/s	2 1 1 2 1	徳島市上下水道局	〃
300	15KW 0.233m3/S	1	徳島市	〃
900 800 500 500 500 200	100KW 1.917m3/S 90KW 1.56m3/S 40KW 0.6m3/S 37KW 0.4m3/S 22KW 0.5m3/S 15kw 0.083m3/S	1 1 2 1 2 1	〃	〃
100	5.5KW 0.01m3/S	1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
500 100	22KW 0.5m3/S 7.5KW 0.022m3/S	1 1	〃	〃
250	15KW 0.167m3/S	1	〃	〃
400 150	22KW 0.333m3/S 5.5KW 0.05m3/S	1 1	〃	小川製作所 (088) 642-1328
500 150 500	31KW 0.6m3/S 5.5KW 0.037m3/S 22KW 0.5m3/S	1 1 2	徳島市上下水道局	中央浄化センター (088) 652-9406
350	37KW 0.383m3/S	1	〃	〃
500	37KW 0.6m3/S	1	〃	〃

付表－6 （２）排水機場

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名		所在地		異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
住吉島川	福島ポンプ場	徳島市	安宅	2丁目	
鮎喰川	名東西 "	"	名東	"	
田宮川	矢三東 "	"	南矢三	1丁目	
"	南田宮第1排水機場	"	南田宮	3丁目	
"	北佐古 "	"	北佐古	1番町	
"	北佐古第2 "	"	"	2番町	
"	田宮西ポンプ場	"	南田宮	3丁目	
"	矢三西雨水排水 "	"	北島田	1丁目	
今切川	今切川排水機場	"	川内	加賀須野	
榎瀬江湖川	鈴江南 "	"	"	鈴江南	
"	久木 "	"	"	北原	
宮島江湖川	鶴島 "	"	"	鶴島	
"	下別宮西 "	"	"	下別宮西	
福島川	中徳島第1 "	"	中徳島	1丁目	
"	中徳島第2 "	"	"	"	

機 能				管 理 者	代表連絡先（T E L）		
口径φ （mm）	出 力		台数				
1,000 800 500 350	220KW 150KW 95KW 50KW	2.33m3/S 1.42m3/S 0.56m3/S 0.28m3/S	2 2 1 2	徳島市上下水道局	東芝インフラシステムズ(株) (088) 625-0410		
300 300 3,200 3,200 2,400	22KW 22KW 441KW 530KW 221KW	0.15m3/S 0.175m3/S 4.0m3/S 4.0m3/S 1.667m3/S	1 1 2 4 1				
3,000 3,000 1,650	220kw 221KW 75KW	3.7m3/S 3.7m3/S 0.917m3/S	1 2 2			〃	〃
500	22KW	0.5m3/S	2			〃	〃
600 200	37KW 11KW	0.783m3/S 0.105m3/S	2 1	〃	〃		
500	22KW	0.5m3/S	1	〃	〃		
1,200 1,200 500	150KW 147KW 45KW	2.8m3/S 2.8m3/S 0.55m3/S	2 2 1	〃	〃		
500 1,200	37KW 147KW	0.5m3/S 3.333m3/S	1 1	〃	〃		
500	19KW	0.508m3/S	2	〃	〃		
500	22KW	0.5m3/S	2	〃	〃		
150 500 500	6.5KW 22KW 30KW	0.05m3/S 0.5m3/S 0.61m3/S	1 3 2	〃	〃		
150 500	5.5KW 22KW	0.037m3/S 0.5m3/S	1 2	〃	〃		
200 500	11KW 22KW	0.1m3/S 0.5m3/S	1 1	〃	〃		
400	11KW	0.333m3/S	1	〃	〃		
350	22KW	0.25m3/S	2	〃	〃		

付表－ 6 （ 2 ） 排水機場
①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
福島川	新蔵排水機場	徳島市	新蔵	3丁目	
助任川	南前川第1 "	"	南前川	1丁目	
"	南前川第2 "	"	"	2丁目	
"	南前川第3 "	"	"	3丁目	
"	出来島第1 "	"	徳島	城内	
"	出来島第2 "	"	"	"	
"	北出来島 "	"	北出来島	1丁目	
沖洲川	金沢西 "	"	金沢	"	
"	火薬庫横 "	"	住吉	6丁目	
"	城東 "	"	安宅	3丁目	
"	末広住宅団地 No. 1 "	"	末広	4丁目	
"	末広住宅団地 No. 2 "	"	"	"	
"	末広東 "	"	"	5丁目	
"	沖洲橋北 "	"	北沖洲	1丁目	
"	市立高校前 "	"	"	"	
"	沖洲橋南 "	"	南沖洲	"	

機 能			管 理 者	代表連絡先（TEL）
口径φ (mm)	出 力	台数		
350	22KW 0.25m3/S	2	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
200 250 350	11KW 0.083m3/S 11KW 0.133m3/S 22KW 0.267m3/S	1 1 1	〃	〃
400	22KW 0.35m3/S	1	〃	〃
350	22KW 0.283m3/S	2	〃	〃
600 400	42.7KW 0.75m3/S 22KW 0.388m3/S	1 1	〃	〃
350	11KW 0.25m3/S	2	〃	〃
350	22KW 0.25m3/S	2	〃	〃
400 400	22KW 0.333m3/S 22KW 0.45m3/S	2 1	〃	〃
150 500	7.5KW 0.07m3/S 37KW 0.75m3/S	1 2	徳島市上下水道局	(株)ニシテック (088) 663-9071
400 800 400	22KW 0.35m3/S 90KW 1.5m3/S 22KW 0.333m3/S	1 1 1	徳島市	小川製作所 (088) 642-1328
100	4.5KW 0.03m3/S	1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
100 400	5.5KW 0.02m3/S 22KW 0.45m3/S	1 1	〃	〃
150 500 600	7.5KW 0.065m3/S 22KW 0.5m3/S 37KW 0.75m3/S	1 2 1	〃	〃
500 100	22KW 0.5m3/S 5.9KW 0.019m3/S	2 1	〃	〃
300 200	15kw 0.217m3/S 11KW 0.067m3/S	1 1	〃	〃
600 200	30KW 0.667m3/S 11KW 0.108m3/S	1 1	〃	〃

付表－6 (2) 排水機場
①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地				異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字		
沖洲川	南沖洲第1 排水機場	徳島市	南沖洲	1丁目		
〃	南沖洲第2 〃	〃	〃	〃		
〃	南沖洲第3 〃	〃	〃	〃		
〃	南沖洲第4 〃	〃	〃	5丁目		
御座船入江川	眉山 ポンプ場	〃	明神	6丁目		
〃	沖浜第2 排水機場	〃	沖浜	北畑		
〃	中央浄化センター ポンプ場	〃	南昭和	3丁目		
勝浦川	丈六 排水機場	〃	丈六	丈領		
〃	論田 〃	〃	論田	中開		
〃	津田与茂田 〃	〃	津田	4丁目		
〃	津田中央 ポンプ場	〃	津田本町	5丁目		
新堀川	新堀川 排水機場	小松島市	小松島	馬場の本	2.00	
豊ノ本川	豊ノ本川 〃	〃	中郷	大瀬町	2.50	

機 能				管 理 者	代表連絡先（T E L）
口径φ （mm）	出 力		台数		
50 300	0.4KW 11KW	0.003m3/S 0.192m3/S	1 1	徳島市	中央浄化センター（088）652-9406
400 100	22KW 3.7KW	0.375m3/S 0.033m3/S	1 1	〃	〃
150 500 600	5.5KW 22KW 37KW	0.05m3/S 0.5m3/S 0.75m3/S	1 2 1	〃	〃
200	11KW	0.075m3/S	1	〃	〃
1,500 400	728KW 37KW	4.9m3/S 0.25m3/S	2 2	徳島市上下水道局	（株）小川製作所（088）642-1328
50	0.4KW	0.002m3/S	2	徳島市	中央浄化センター（088）652-9406
600 800 1,000 700 500 400	110KW 163HP 255HP 95KW 55KW 55KW	0.73m3/S 1.47m3/S 2.42m3/S 1.042m3/S 0.521m3/S 0.38m3/S	1 1 4 1 1 1	徳島市上下水道局	〃
1,350	471KW	4.0m3/S	3	徳島市	〃
400 400 600	37KW 22KW 37KW	0.433m3/S 0.367m3/S 0.833m3/S	1 1 1	〃	小川製作所（088）642-1328
500 200	22KW 11KW	0.5m3/S 0.1m3/S	3 1	〃	中央浄化センター（088）652-9406
800 600 400 400 200 800 800 250	74KW 37KW 30KW 30KW 11KW 60KW 110KW 15KW	1.47m3/S 0.75m3/S 0.417m3/S 0.417m3/S 0.108m3/S 1.333m3/S 1.333m3/S 0.133m3/S	1 3 1 1 1 1 1 1	〃	〃
1,000	150PS	2.0m3/S	2	徳島県 （河川政策課） （小松島市に管理委託）	小松島市（0885）32-2118 （都市整備課）
1,000	120PS	2.0m3/S	1	〃	〃

付表－ 6 （ 2 ） 排水機場
①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名		所 在 地		異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
川北排水路	川 北排水機場	小松島市	小松島	元根井	
川南排水路	川 南〃	〃	横 須	1 番	
太 田 川	太田川〃	〃	和田島	松田新田	1. 1
田 野 川	田野川〃	〃	金 磯	1 4 番	1. 4
立 江 川	石見川〃	〃	赤 石	1 1 番	
〃	立江川〃	〃	〃	3 番	
立 江 川 石 見 川	赤 石〃	〃	〃	1 1 番 1 2 番	
外 開 川	外開雨水ポンプ場	〃	小松島	外 開	
芝 生 川	芝生川排水機場	〃	金 磯	8 番	
今 切 川	老 門〃	板野郡	北島町	江 尻	
鍋 川	中 央〃	〃	〃	中 村	
〃	鍋 川〃	〃	〃	太郎八須	

機 能			管 理 者	代表連絡先（TEL）
口径φ (mm)	出 力	台数		
1,000 800 500 300	2.1m ³ /S 1.4m ³ /S 水中ポンプ 0.5m ³ /S 水中ポンプ 0.33m ³ /S	1 2 3 1	小松島市	小松島市 (0885) 32-2118 (都市整備課)
1,200 400	260HP 4.17m ³ /S 水中ポンプ 0.33m ³ /S	2 4	〃	〃
1,200	180PS 2.75m ³ /S	2	徳島県 (河川政策課) (小松島市に管理委託)	〃
1,500	250PS 4.5m ³ /S	2	〃	〃
1,350	240KW 4.25m ³ /S	2	小松島市	小松島市 (0885) 34-9292 (農林水産課)
1,650	510PS 6.66m ³ /S	3	徳島県 (河川政策課) (小松島市に管理委託)	小松島市 (0885) 32-2118 (都市整備課)
300 300	70KW 0.2m ³ /S 70KW 0.2m ³ /S	1 1	小松島市	〃
400 700 600 800	水中ポンプ 0.3m ³ /S 水中ポンプ 1.1m ³ /S 水中ポンプ 0.8m ³ /S 120HP 1.4m ³ /S	1 1 2 1	〃	小松島市 (0885) 32-3957 (まちづくり推進課)
1,200	170PS 3.0m ³ /S	2	徳島県 (河川政策課) (小松島市に管理委託)	小松島市 (0885) 32-2118 (都市整備課)
1,500 1,200 1,200 600	410PS 5.2m ³ /S 280PS 3.3m ³ /S 210KW 3.3m ³ /S 65KW 0.8m ³ /S	2 1 1 2	北島町	北島町 (088) 698-9808
1,200 800 800	230PS 3.7m ³ /S 95PS 1.9m ³ /S 65KW 1.9m ³ /S	1 1 1	〃	〃
1,000 700 600 500	73KW 2.4m ³ /S 41KW 1.2m ³ /S 35KW 0.8m ³ /S 27KW 0.6m ³ /S	1 1 1 1	〃	〃

付表－ 6 （ 2 ） 排水機場
①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名		所 在 地		異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
鍋 川	北 島 排水機場	板野郡	北島町	太郎八須	
旧 吉 野 川	中 須 ポンプ場	〃	〃	新喜来	
〃	西高房 〃	〃	〃	高 房	
鍋 川	井利ノ口 〃	〃	〃	中 村	
今 切 川	百石須 〃	〃	〃	高 房	
〃	水神社 〃	〃	〃	鯛 浜	
旧 吉 野 川	八丁野東 〃	〃	〃	高 房	
今 切 川	日清紡北 〃	〃	〃	榎 瀬	
前 川	前川救急 排水機場	〃	藍住町	徳命字名田	(A. P.) 3. 5
徳島小松島港	豊 浦 ポンプ場	小松島市	豊 浦	1 番地	DL+1. 3
川 北 2 号 川 北 3 号 雨 水 幹 線	小松島雨水 〃	〃	小松島	港 口	
上 湯 用 水	勢合雨水 〃	〃	田 野	赤石南	
金 磯 2 号 金 磯 3 号 雨 水 幹 線	金磯南雨水 〃	〃	金 磯	土手町	
太 田 川	日の出内水 〃	〃	和田島	遠 見	

機 能			管 理 者	代表連絡先（T E L）
口径φ (mm)	出 力	台数		
700 700	20PS 37KW	1.0m3/S 1.0m3/S	2 1	北島町 北島町 (088) 698-9808
300 250		0.38m3/S 0.12m3/S	2 1	〃 〃
500		0.5m3/S	1	〃 〃
500	22KW	0.5m3/S	2	〃 〃
300		0.19m3/S	1	〃 〃
700	110KW	1.1m3/S	2	〃 〃
300		0.19m3/S	1	〃 〃
300		0.19m3/S	2	〃 〃
700	140KW	1.0m3/S	2	国土交通省 (徳島県へ管理委託) 徳島県 (088) 653-8847 東部県土整備局＜徳島＞
500	37KW	0.5m3/S	2	小松島市 (0885) 32-3809 (商工観光課)
1,500 700		5.5m3/S 1.2m3/S	2 1	小松島市 (0885) 32-3957 (まちづくり推進課)
700 500		1.2m3/S 0.5m3/S	2 2	〃 〃
1,350 450		4.4m3/S 0.5m3/S	2 2	〃 〃
400	22kW	0.34m3/S	2	小松島市 (0885) 32-2118 (都市整備課)

付表－6 （２）排水機場

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
旧吉野川	徳長排水機場	鳴門市	大津	徳長	
〃	矢倉東 〃	〃	〃	矢倉	
大谷川	矢倉西 〃	〃	〃	〃	
撫養川	長江第三 〃	〃	〃	長江	
大谷川	野崎 〃	〃	〃	段関	
〃	池谷柳の本 〃	〃	大麻	池谷	
旧吉野川	大谷川 〃	〃	〃	牛屋島	
〃	恵美寿 〃	〃	里浦	恵美寿	
〃	市場 〃	〃	大麻	市場	
〃	福泉寺裏 〃	〃	〃	〃	
〃	戎免第1 〃	〃	〃	中馬詰	
〃	戎免第2 〃	〃	〃	〃	
第二大谷川	堀江 〃	〃	〃	牛屋島	
〃	松村 〃	〃	〃	松村	
大谷川	大幸 〃	〃	大津	大幸	
〃	大津西部 〃	〃	〃	大代	
撫養川	平松 〃	〃	里浦	里浦	

機 能				管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径 ϕ (mm)	出 力	台数			
500	37KW 0.533m ³ /S	1	鳴門市	鳴門市 (農林水産課)	(088) 684-1156
700	55KW 1.0m ³ /S	1	〃	〃	〃
800 400	114KW 3.1m ³ /S	2 1	〃	〃	〃
400	26.5KW 0.3m ³ /S	1	〃	〃	〃
250	22KW 0.133m ³ /S	1	〃	〃	〃
500	0.4m ³ /S	1	〃	鳴門市 (土木課)	(088) 684-1177
1,500 1,000	258KW 12.8m ³ /S	2 1	〃	鳴門市 (農林水産課)	(088) 684-1156
900	73.5KW 3.3m ³ /S	2	〃	〃	〃
350	37KW 0.6m ³ /S	2	〃	鳴門市 (土木課)	(088) 684-1177
500	37KW 2.0m ³ /S	3	〃	〃	〃
150	23KW 0.05m ³ /S	1	〃	鳴門市 (農林水産課)	(088) 684-1156
200	25.7KW 0.133m ³ /S	1	〃	〃	〃
1,200 1,800	257.4KW 17m ³ /S	1 2	〃	〃	〃
800	58.8KW 1.4m ³ /S	1	〃	〃	〃
1,000 500	100.6KW 2.567m ³ /S	1 1	〃	〃	〃
800 350	55.1KW 2.75m ³ /S	2 1	〃	〃	〃
500 200	45KW 0.733m ³ /S	1 1	〃	〃	〃

付表－6 （２）排水機場

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
撫養川	西浜排水機場	鳴門市	里浦	里浦	
〃	小高塚	〃	〃	〃	
〃	中岸	〃	〃	栗津	
〃	鳴南	〃	〃	〃	
〃	弁財天	〃	撫養	弁財天	
〃	北浜第三	〃	〃	北浜	
〃	北浜第四	〃	〃	〃	
〃	北浜第二	〃	〃	〃	
〃	北浜第一	〃	〃	〃	
〃	林崎第一	〃	〃	林崎	
〃	林崎第二	〃	〃	〃	
〃	立岩区画	〃	〃	立岩	
〃	文化会館	〃	〃	南浜	
〃	八千代橋	〃	〃	大桑島	
〃	弁財天住宅	〃	〃	弁財天	
〃	内田	〃	〃	立岩	
〃	立岩	〃	〃	〃	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径 ϕ (mm)	出 力	台数		
700 200	85.1KW 1.155m ³ /S	1 1	鳴門市	鳴門市 (088) 684-1156 (農林水産課)
350 350	52KW 0.54m ³ /S	1 1	〃	〃
800 1,000 350	195.3KW 3.747m ³ /S	1 1 1	〃	〃
500	37kw 0.583m ³ /S	1	〃	〃
500	1.9m ³ /S	3	〃	鳴門市 (088) 684-1177 (土木課)
350 300	37KW 0.7m ³ /S 37KW	2 1	〃	〃
150	13KW 0.05m ³ /S	1	〃	〃
150	13KW 0.05m ³ /S	1	〃	〃
100	4.5KW 0.03m ³ /S	1	〃	〃
350 500	37KW 3.2m ³ /S 37KW	2 4	〃	〃
150	13KW 0.05m ³ /S	1	〃	〃
2,800	280PS 9.0m ³ /S	3	〃	〃
500	37KW 0.6m ³ /S	1	〃	〃
500 350 200	37KW 1.0m ³ /S 37KW 22KW	1 1 1	〃	〃
150	13KW 0.05m ³ /S	1	〃	〃
200	22KW 0.08m ³ /S	1	〃	〃
350	22KW 0.7m ³ /S	2	〃	〃

付表－6 （２）排水機場

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
撫養川	大久保排水機場	鳴門市	里浦	栗津	
〃	四枚水尾川 〃	〃	〃	栗津	
〃	大津東部 〃	〃	大津	長江	
〃	塩田公園 〃	〃	鳴門	高島	
新池川	新池川 〃	〃	撫養	南浜	
〃	斎田発 〃	〃	〃	〃	
〃	西発 〃	〃	〃	〃	
〃	宮川 〃	〃	〃	木津	
〃	木津野 〃	〃	大津	木津野	
明神川	明神第三 〃	〃	瀬戸	明神	
〃	明神第四 〃	〃	〃	〃	
〃	明神第五 〃	〃	〃	〃	
〃	明神第六 〃	〃	〃	〃	
明神海岸	明神第一 〃	〃	〃	〃	
〃	明神第二 〃	〃	〃	〃	
〃	明神第七 〃	〃	〃	〃	
〃	明神第八 〃	〃	〃	〃	

機 能			管 理 者	代表連絡先（T E L）
口径φ （mm）	出 力	台数		
300 400 500	37KW 1. 3m3/S	1 1 1	鳴門市	鳴門市（088）684-1177 （土木課）
600	45KW 0. 8m3/S	1	〃	〃
1, 500 1, 000	214. 7KW 12. 2m3/S	2 1	〃	鳴門市（088）684-1156 （農林水産課）
350	0. 766m3/S	2	〃	鳴門市（088）686-8803 （生涯学習人権課）
1, 500 1, 350	404. 4KW 13m3/S	2 1	徳島県 （河川政策課） （鳴門市に管理委託）	鳴門市（088）684-1156 （農林水産課）
500 500	44KW 1. 0m3/S	1 1	鳴門市	〃
350	37KW 0. 8m3/S	2	〃	鳴門市（088）684-1177 （土木課）
500	22KW 0. 5m3/S	1	〃	鳴門市（088）684-1156 （農林水産課）
200	21KW 0. 13m3/S	1	〃	〃
300	37KW 0. 2m3/S	1	〃	鳴門市（088）684-1177 （土木課）
400 350	37KW 0. 7m3/S 37KW	1 1	〃	〃
500	37KW 1. 3m3/S	2	〃	〃
200 350	7. 5KW 0. 4m3/S 37KW	1 1	〃	〃
350 500	37KW 1. 9m3/S 37KW	1 3	〃	〃
350 500	37KW 0. 9m3/S 37KW	1 1	〃	〃
500	37KW 0. 7m3/S	1	〃	〃
500	0. 6m3/S	1	〃	〃

付表－６ （２）排水機場

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
撫養港	宍岩排水機場	鳴門市	撫養	大桑島	
〃	大桑島	〃	〃	〃	
〃	藻塩橋	〃	〃	黒崎	
新池川	撫養ポンプ場	〃	〃	南浜	
撫養港	黒崎排水機場	〃	〃	黒崎	
〃	式軒家第一	〃	瀬戸	明神	
〃	式軒家第二	〃	〃	〃	
〃	板屋島第一	〃	〃	〃	
〃	高島田中	〃	鳴門	高島	
〃	高島山路	〃	〃	〃	
〃	高島ポンプ場	〃	〃	〃	
〃	三ツ石排水機場	〃	〃	三ツ石	
鳴門海岸	黒山	〃	〃	土佐泊浦	
土佐泊漁港	土佐泊第一	〃	〃	〃	
〃	土佐泊第二	〃	〃	〃	
〃	土佐泊第三	〃	〃	〃	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径 ϕ (mm)	出 力	台数		
500	1.8m ³ /S	3	鳴門市	鳴門市 (土木課) (088) 684-1177
350 500	22KW 37KW 1.1m ³ /S	2 1	〃	〃
350 500	37KW 37KW 10.8m ³ /S	13 8	〃	〃
500 1,000 1,800	17.7m ³ /S	1 1 2	〃	鳴門市 (下水道課) (088) 684-1172
800 500 400 350	90KW 37KW 22KW 22KW 2.9m ³ /S	1 1 1 1	〃	鳴門市 (土木課) (088) 684-1177
500	0.6m ³ /S	1	〃	〃
500 80	37KW 0.62m ³ /S 0.02m ³ /S	1 1	〃	〃
150	7.5KW 0.03m ³ /S	1	〃	〃
350 500	37KW 37KW 2.4m ³ /S	4 2	〃	〃
350	37KW 0.4m ³ /S	1	〃	〃
1,350	257.4KW 4.0m ³ /S	1	〃	鳴門市 (下水道課) (088) 684-1172
100	7.5KW 0.01m ³ /S	1	〃	鳴門市 (土木課) (088) 684-1177
150	6.5KW 0.1m ³ /S	2	〃	〃
150	5.5KW 0.04m ³ /S	1	〃	〃
150	13KW 0.05m ³ /S	1	〃	〃
150	13KW 0.05m ³ /S	1	〃	〃

付表－6 （２）排水機場

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
スクノ海	横山第一 排水機場	鳴門市	鳴門	三ツ石	
〃	横山第二 〃	〃	〃	〃	
瀬戸漁港	堂浦 〃	〃	瀬戸	堂浦	
〃	堂浦第二 〃	〃	〃	〃	
〃	小島田 〃	〃	〃	小島田	
日出漁港	日出 〃	〃	〃	堂浦	
〃	日出第二 〃	〃	〃	〃	
鳴門海岸	日出湊谷 〃	〃	〃	湊谷	
	大毛第二 〃	〃	〃	〃	
三津漁港海岸	三津 〃	〃	北灘	折野	
折野港	折野 〃	〃	〃	〃	
旧吉野川	伊沢裏 〃	板野郡	松茂町	中喜来	TP+0.370
〃	豊久 〃	〃	〃	豊久	TP+0.500
〃	中喜来 〃	〃	〃	中喜来	TP+0.392
〃	喜来 〃	〃	〃	〃	TP±0
〃	小喜来 〃	〃	〃	広島	
〃	蔵野 〃	〃	〃	〃	

機 能				管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数			
200	22KW 0.5m3/S	1	鳴門市	鳴門市 (土木課)	(088) 684-1177
200	22KW 0.5m3/S	1	〃	〃	〃
350	37KW 0.4m3/S	1	〃	〃	〃
500	30KW 0.6m3/S	1	〃	〃	〃
600	37KW 0.8m3/S	1	〃	〃	〃
500	0.6m3/S	1	〃	〃	〃
350	0.3m3/S	1	〃	〃	〃
250	0.1m3/S	1	〃	〃	〃
300	15KW 0.866m3/S	2	〃	〃	〃
500	37KW 0.5m3/S	1	〃	〃	〃
150	13KW 0.2m3/S	2	〃	鳴門市 (土木課)	(088) 684-1177
1,200	100PS 2.8m3/S 80PS 2.5m3/S	1 1	松茂町	松茂町 (産業環境課)	(088) 699-8714
400 1,350 1,000	30KW 0.417m3/S 160PS 2.08m3/S 195PS 2.45m3/S	3 3 2	〃	松茂町環境センター	(088) 699-5934
1,000 800	110KW 2.5m3/S 75KW 1.5m3/S	1 1	〃	松茂町 (産業環境課)	(088) 699-8714
1,000	100PS 2.0m3/S	1	〃	〃	〃
350	37KW 0.25m3/S	2	〃	〃	〃
400	18.5KW 0.33m3/S	2	〃	〃	〃

付表－6 （2）排水機場

①東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
今切川	豊岡排水機場	板野郡	松茂町	豊岡	TP-0.200
〃	長原ポンプ場	〃	〃	長原	TP-2.650
〃	笹木野ポンプ場	〃	〃	笹木野	TP±0.000
〃	広島ポンプ場	〃	〃	広島	TP±0.000
鍋川	南ノ川ポンプ場	〃	〃	広島	
旧吉野川	北ノ川ポンプ場	〃	〃	広島	TP-0.033 TP+0.167
大谷川	大谷川〃	〃	〃	中喜来	
新池川	木津野〃	〃	大津	木津野	

機 能				管 理 者	代表連絡先（TEL）
口径φ (mm)	出 力	台数			
1,000 600	70PS 25PS	2.0m ³ /S 0.7m ³ /S	1 1	松茂町	松茂町 (088) 699-8714 (産業環境課)
300 2,500	22KW 350PS	0.167m ³ /S 2.1m ³ /S	2 2	〃	松茂町 (088) 699-8718 (建設課)
500 1,000	37KW 200PS	0.5m ³ /S 2.42m ³ /S	2 4	〃	〃
500 900	37KW 150PS	0.5m ³ /S 1.75m ³ /S	2 2	〃	〃
300 250	15KW	0.19m ³ /S	1 1	〃	〃
200 200	11KW 152PS	0.07m ³ /S 1.75m ³ /S	1 1	〃	〃
1,000	75KW 150PS	2.0m ³ /S	2	徳島県 (河川政策課) (松茂町に管理委託)	松茂町 (088) 699-8714 (産業環境課)
500	37KW 30KW	1.0m ³ /S	2	鳴門市	鳴門市 (088) 684-1177 (土木課)

付表－ 6 （ 2 ） 排水機場
 ②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
蛭地川	蛭地川排水機場	阿南市	桑野	蛭地	3.5
打樋川	打樋川左岸	〃	津乃峰	新浜	0.6
〃	打樋川右岸	〃	〃	長浜	0.6
派川那賀川	福村東雨水ポンプ場	〃	向原	下ノ浜	(T. P.) 3.40(-0.20) 3.10(-0.40)
〃	西路見	〃	西路見	堤外	
那賀川	楠根排水機場	〃	楠根	金石	
〃	熊谷川排水機場	〃	上大野	尻谷	
〃	楠根津越	〃	楠根町	津越	
桑野川	日開野団地ポンプ場	〃	日開野	宮原	
〃	佃町立体交差	〃	富岡	佃町	
〃	富岡雨水	〃	〃	佃町	(T. P.) 低段 3.30(-9.82) 高段 3.00(+0.36)

機 能				管 理 者	代表連絡先（TEL）
口径φ (mm)	出 力	台数			
1,000	230HP 200HP	2.0m3/S 2.0m3/S	2 1	徳島県 (河川政策課) (阿南市に管理委託)	桑野土地改良区 (0884) 26-0888
1,650	350KW	6.6m3/S	2	〃	阿南東部土地改良区 (0884) 22-0559 排水機場 (0884) 27-3318
1,500 700	320PS 45kw	5.0m3/S 1.0m3/S	3 1	〃	〃
700 300	45KW 15KW	0.95m3/S 0.17m3/S	2 1	阿南市 (下水道課)	阿南市 (0884) 22-1796 (下水道課)
700 400	75KW 22KW	1.00m3/S 0.33m3/S	1 1	〃	〃
700	140KW	1.0m3/S	2	国土交通省	那賀川河川事務所 (0884) 22-6592
900	170KW	2.5m3/S	2	〃	〃
400	55KW	0.38m3/S	2	阿南市 (農地整備課)	阿南市 (0884) 22-1599 (農地整備課)
300 150	51KW 11KW	0.22m3/S 0.04m3/S	1 1	阿南市 (下水道課)	阿南市 (0884) 22-1796 (下水道課)
250 250	48KW 非常68KW	0.11m3/S 0.11m3/S	2	徳島県 (道路整備課)	徳島県 (0884) 24-4230 南部総合県民局 県土整備部(阿南)
1,500 700 800 700	930KW 220KW 165KW 100KW	5.13m3/S 1.03m3/S 1.83m3/S 1.00m3/S	3 1 1 2	阿南市 (下水道課)	阿南市 (0884) 22-1796 (下水道課)

付表－ 6 （ 2 ） 排水機場
 ②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
派川那賀川	川原排水機場	阿南市	宝田	川原	
〃	大津田	〃	長生	平久保	
〃	井関	〃	宝田	井関	
〃	上荒井	〃	長生	下田尻	
橘港	新浜ポンプ場	〃	津乃峰	新浜	
〃	戎山	〃	〃	戎山	(T. P.) 3. 69(+0. 29) 3. 15(−0. 25)
〃	舳崎	〃	〃	〃	
〃	西分	〃	〃	中分	
〃	大浦	〃	橘町	大浦	(T. P.) 3. 45(+0. 77) 2. 22(+0. 67)
中林漁港	中林第1	〃	中林	大浜	
〃	中林第2	〃	〃	〃	

機 能			管 理 者	代表連絡先（TEL）
口径φ (mm)	出 力	台数		
700	90KW 1.25m ³ /S	4	国土交通省 (阿南市に操作委託)	阿南市消防団 宝田分団 (0884) 22-9596 阿南市（土木課）
1,350	240KW 5.0m ³ /S	2	国土交通省	那賀川河川事務所 (0884) 22-6592
300	15KW 0.15m ³ /S	2	〃	〃
400	18.5KW 0.3m ³ /S	2	国土交通省 (阿南市に操作委託)	阿南市消防団 (0884) 22-4187 長生分団 1 班
250	15KW 0.10m ³ /S	2	阿南市 (下水道課)	阿南市 (0884) 22-1796 (下水道課)
1,200	81KW 2.67m ³ /S (120KW) (3.42m ³ /S)	2	〃	〃
400	22KW 0.33m ³ /S	2		
400	22KW 1.08m ³ /S	1	〃	〃
700	45KW 1.0m ³ /S	1		
1,200	74kw 2.85m ³ /S	1	阿南市	阿南市 (0884) 22-1599
300	15kw 0.15m ³ /S	1	(農地整備課)	(農地整備課)
1,000	185KW 1.95m ³ /S	2	〃	〃
500	45KW 0.40m ³ /S	1		
250	22KW 0.17m ³ /S	1	〃	〃
250	15KW 0.13m ³ /S	1	〃	〃

付表－ 6 （ 2 ） 排水機場
②南部総合県民局（阿南）管内

河 川 名 海 岸 名 港 湾 名	排水機場名	所 在 地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
大 潟 漁 港	大潟第 1 ポンプ場	阿南市	大 潟		
福 井 川	大 西 //	//	福 井	大 西	1. 20
福 井 川 (準用河川古津川)	湊 排水機場	//	//	湊	0. 95
桑 野 川 (準用河川古川)	井ノ口原 ポンプ場	//	桑 野	井ノ口原	
桑 野 川 (準用河川川西川)	大 地（車ノ口） //	//	//	車ノ口	
太 田 川	太田川 //	//	那賀川	江野島	1. 43
幾 島 川	野 上 //	//	//	色ヶ島	1. 43
出 島 川	出島川 排水機場	//	//	中 島	0. 4
//	出 島 ポンプ場	//	//	上福井下ノ川	
苅 屋 川	苅屋川 排水機場	//	//	苅 屋	0. 25
//	工 地 ポンプ場	//	//	上福井	

機 能				管 理 者	代表連絡先（TEL）
口径φ (mm)	出 力	台数			
300	22KW 0.22m3/S	1	阿南市 まちづくり推進課	阿南市 まちづくり課	(0884) 22-1596
500	30KW 0.5m3/S	2	阿南市 (土木課)	阿南市 (土木課)	(0884) 22-9596
900	100PS 1.5m3/S	2	〃	阿南市 (土木課)	(0884) 22-9596 (福井消防団)
500	22KW 0.5m3/S	1	〃	阿南市 (土木課)	(0884) 22-9596
500	22KW 0.5m3/S	1	〃	〃	〃
600 1,350	50HP 0.75m3/S 240HP 3.9m3/S	1 1	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合	(0884) 22-1599
600	45HP 0.75m3/S	1	〃	〃	〃
1,350	200ps 3.5m3/S	2	徳島県 (河川政策課) (阿南市に管理委託)	上福井土地改良区 排水機場	(0884) 42-3246 (0884) 42-2068
250	11KW 0.11m3/S	1	阿南市 (農地整備課) (上福井土地改良区に管理委託)	上福井土地改良区	(0884) 42-3246
800	69KW 1.5m3/S	2	徳島県 (河川政策課)	徳島県 南部総合県民局 県土整備部 (阿南)	(0884) 24-4230
300	22KW 0.22m3/S	1	阿南市 (農地整備課) (上福井土地改良区に管理委託)	上福井土地改良区	(0884) 42-3246

付表－6 （2）排水機場
③南部総合県民局（美波）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
善 蔵 川	善蔵川 排水機場	海部郡	海陽町	大 里	1.85
外 磯 川	奥潟川 "	"	美波町	奥河内字 櫛ヶ谷	1.00
主要地方道 日和佐小野線	寺 前 "	"	"	奥河内字 寺 前	4.23
新 中 村 川	牟岐川 "	"	牟岐町	中村字 本 村	1.14
中 角 川	宍喰川 "	"	海陽町	宍喰浦字 中 角	2.00
海 部 川	海部川 "	"	"	奥 浦	2.40

機 能				管 理 者	代表連絡先（TEL）
口径φ (mm)	出 力	台数			
1,000	185PS 2.5m ³ /S	2	徳島県（河川政策課） （海陽町に管理委託）	海陽町 （建設防災課）	（0884）73-4159
700	1.0m ³ /S	1	徳島県（河川政策課） （美波町に管理委託）	美波町 （建設課）	（0884）77-3618
100	3.7KW 0.813m ³ /S	3	徳島県（道路整備課） （美波町に管理委託）	〃	
700	1.0m ³ /S	1	徳島県（河川政策課） （牟岐町に管理委託）	牟岐町 （建設課）	（0884）72-3418
700	1.0m ³ /S	2	徳島県（河川政策課） （海陽町に管理委託）	海陽町 （建設防災課）	（0884）73-4159
500	45KW 0.5m ³ /S	2	〃	〃	

付表－6 （2）排水機場

④東部県土整備局（吉野川）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
飯尾川 放水路	飯尾川 排水機場	名西郡	石井町	藍畑字西覚円	AP+7.5
〃	新飯尾川 〃	〃	〃	〃	AP+7.8
神宮入江川	神宮入江川 〃	〃	〃	藍畑字第十	AP+5.8
〃	新神宮入江川 〃	〃	〃	〃	AP+5.800
江 川	江 川 〃	〃	〃	藍畑字西覚円	AP+8.00
蛇池川	蛇池川 〃	阿波市	吉野町	西条字大牛	AP+11.3
熊谷川	熊谷川 〃	〃	〃	柿原	AP+15.70
柿ノ木谷川	柿ノ木谷川 〃	〃	市場町	伊月	AP+17.50
指谷川	指谷川 〃	〃	土成町	郡	AP+17.00
桑村川	川島 〃	吉野川市	川島町	宮島字東中須	AP+18.80
学島川	学島 〃	〃	〃	桑村	AP+20.60
〃	学島川 〃	〃	〃	〃	AP+20.60
岩谷川	岩屋谷川 〃	〃	山川町	大塚	3.00
ほたる川	ほたる川 〃	〃	〃	中須賀	AP+24.800

機 能			管 理 者	代表連絡先（TEL）
口径φ (mm)	出 力	台数		
1,500	331kW 5.0m3/S	4	国土交通省 (徳島県に管理委託)	徳島県 (0883) 26-3730 東部県土整備局 ＜吉野川＞
2,000	846kW 10.0m3/S	2	〃	〃
1,000	184kW 2.5m3/S	2	〃	〃
1,500	441kW 5.0m3/S	1	〃	〃
1,500	485kW 5.0m3/S	2	〃	〃
1,500 1,500	360kW 5.0m3/S 346kW 5.0m3/S	1 1	〃	〃
1,500 1,500	257kW 5.0m3/S 353kW 5.0m3/S	1 1	〃	〃
1,400	154kW 4.0m3/S	2	〃	〃
1,350	199kW 4.0m3/S	2	〃	〃
1,800	620kW 9.0m3/S	2	〃	〃
1,200	223kW 4.25m3/s	2	〃	〃
1,800	478kW 7.0m3/S	2	〃	〃
1,100	150HP 2.6m3/S	2	徳島県 (河川政策課)	〃
1,350	262kW 5.0m3/S	2	国土交通省 (吉野川市に管理委託)	吉野川市 (0883) 22-2252

付表－ 6 （ 2 ） 排水機場
 ⑤西部総合県民局（美馬）管内

河 川 名 海 岸 名 港 湾 名	排水機場名	所 在 地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
城 の 谷 川	城の谷 排水機場	美馬市	脇 町	大字脇町	AP＋38.500
吉 野 川	小山北 ”	美馬郡	つるぎ町	字小山北	AP47.00
貞 光 川	江ノ脇 ”	”	”	字江ノ脇	AP48.78

機 能			管 理 者	代表連絡先（TEL）
口径φ (mm)	出 力	台数		
800	316kW 2.0m3/S	2	国土交通省 (美馬市に管理委託)	美馬市 (0883) 52-1677
700	110kW 1.0m3/S	2	つるぎ町	つるぎ町 (0883) 62-3111 (管理防災課)
300	22kW 10.0m3/M	2	〃	〃

付表－6 （３）排水ポンプ車

管理者	保管場所	所 在 地			処理能力 (m3/min)
		郡・市	町・村	字	
国土交通省	飯尾川排水機場ポンプ車庫	名西郡	石井町	藍 畑	150
	〃	〃	〃	〃	60(30)
	西村中島ポンプ車庫	美馬市	美馬町	中 島	〃
	蛇池川排水機場ポンプ車庫	阿波市	吉野町	西条大牛	〃
	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃
	百石須ポンプ車庫	板野郡	北島町	高 房	30
	舞中島ポンプ車庫	美馬市	穴吹町	三 島	60(30)
	辰巳ポンプ車庫	阿南市	辰巳町	一	〃
	〃	〃	〃	一	30(15)
	大野水防倉庫	〃	下大野町	一	30
	熊谷川排水機場ポンプ車庫	〃	上大野町	一	150
	那賀町役場	那賀郡	那賀町	和食郷南川	30

形 式	機 能		全揚程 (m)	ホース長 (m)	管理事務所
	口径φ (mm)	ポンプ台数			
水中モーターポンプ	400	30.0m ³ /min × 5台	8	50	徳島河川国道事務所
軽量水中モータポンプ (高揚程型)	200	5.0m ³ /min × 12台	10(並列使用) 20(直列接続)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
軽量水中モータポンプ	〃	7.5m ³ /min × 4台	10	〃	〃
軽量水中モータポンプ (高揚程型)	〃	5.0m ³ /min × 12台	10(並列使用) 20(直列接続)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	那賀川河川事務所 <R02-4895>
〃	〃	5.0m ³ /min × 6台	〃	〃	〃 <25-4891>
軽量水中モータポンプ	〃	7.5m ³ /min × 4台	10	〃	〃 <19-4891>
水中モーターポンプ	400	30m ³ /min × 5台	8	〃	〃 <11-4891>
軽量水中モータポンプ	200	7.5m ³ /min × 4台	10	〃	〃 <21-4893>

付表－6 （３）排水ポンプ車

管理者	保管場所	所 在 地			処理能力 (m3/min)
		郡・市	町・村	字	
徳島県	排水ポンプ車格納庫（勝浦川左岸）	徳島市	雑賀町	東 開	30
	吉野川合同庁舎公用車車庫	吉野川市	川島町	宮 島	〃
	南部総合県民局阿南庁舎公用車車庫	阿南市	富岡町	あ王谷	〃
	南部総合県民局県土整備部海部詰所車庫	海部郡	海陽町	奥 浦	〃
美馬市	排水ポンプ車車庫	美馬市	脇 町	小 星	30(15)

形 式	機 能		全揚程 (m)	ホース長 (m)	管理事務所
	口径φ (mm)	ポンプ台数			
軽量水中モータポンプ	200	5.5m ³ /min × 6台	10	60	東部県土整備局 ＜徳島＞
〃	〃	〃	〃	〃	東部県土整備局 ＜吉野川＞
〃	〃	〃	〃	〃	南部総合県民局 県土整備部（阿南）
〃	〃	〃	〃	〃	南部総合県民局 県土整備部（美波）
軽量水中モータポンプ	200	5.0m ³ /min × 6台	10(並列使用) 20(直列接続)	50	美馬市 危機管理課

付表－ 7 （１）県備蓄資器材

県民局 又は 県土整備局	設 置 場 所 水 防 倉 庫	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
南 部	県土整備部阿南庁舎 水防倉庫	管内河川 海岸、港湾		7			28	14	7	20
	県土整備部那賀庁舎 水防倉庫	管内河川	5	20	2	4	17	10	5	15
	県土整備部美波庁舎 水防倉庫	管内河川 海岸、港湾		10	20		14	10	7	4
	〃 海部地区水防倉庫	〃		5			30	10	10	10
西 部	県土整備部美馬庁舎 水防倉庫	管内河川		6		1	30	3	6	5
	県土整備部三好庁舎 水防倉庫	〃		30	4	16	25	13	4	9
東 部	徳島市万代町東部県土 整備局(徳島)水防倉庫	管内河川 海岸、港湾		20	1	3	57	13	5	9
東 部 (鳴門担当)	東部県土整備局(徳島) 水防倉庫	〃		10	4	7	67	55	10	26
	〃 大 麻 水 防 倉 庫	〃					17			20
東 部	東部県土整備局(吉野川) 水防倉庫	管内河川		4	3	4	31	1	4	10
	〃 吉 野 地 区 水 防 倉 庫	〃		5		1	9	3		3
計	11		5	117	34	36	325	132	58	131

ンカ マー 類	土 の う 袋 類	ニ ー ル シ ー ト	む しろ ・ ビ ト	縄 ・ ロ ー プ	竹	丸 太	く い	板 類	鉄 線	く ぎ	か す が い	蛇 籠	土 砂	袋 入 土 砂
丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋	
5	1,600	2	150		3	120	40	50	50	65				
3	1,000	4	6			60	21	30	12					
10	6,100	10	20					12						
20	5,025		20											
2	1,350		1			720		10			テミ 36			
4	550	5	3			16		27				2		
8	1,600		125		50	700		80	50					
2	6,800	16	4		14	129		30		40				
	400				60	100		20						
5	4,000	93	92	40	200	60	24	5	100	200				
2	3,700	3	69	51		40	5	4						
61	32,125	133	490	91	327	1,945	90	268	212	305	36	2		

付表－7 （２）市町村の備蓄資器材

①東部県土整備局（徳島）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコ ップ	ツ ル ハ シ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
徳島市	上八万 水 防 倉 庫	園瀬川		12		14	84	8		
	勝占 水 防 倉 庫			5			22	2		
	福島 水 防 倉 庫	住吉島川		35		13	74	8		
	大原 水 防 倉 庫	勝浦川		12			84	8		
	多家良 水 防 倉 庫	〃		3			10	2		
	今切危険物防災倉庫	今切川		12			82	8		
	西消 防 署 水 防 倉 庫	〃		4		3	15	2		
	名東 水 防 倉 庫	鮎喰川		12		2	48	11		
	不動 水 防 倉 庫	〃		12		10	52	13		
	一宮（大日寺） 水 防 倉 庫	〃		7			10	2		
	一宮（西丁） 水 防 倉 庫	〃		2			10	2		
	入田 水 防 倉 庫	〃		15			52	8		
	国府 水 防 倉 庫	吉野川		3			10	2		
小 計	13		0	134	0	42	553	76	0	0
小松島市	横須町 消 防 本 部		8	6	7	6	42	13	6	10
	神田瀬町 第 1 分 団	神田瀬川			2		3			
	前原町 第 2 分 団	勝浦川	3	3	1	1	1	1	4	9
	芝生町 第 3 分 団	芝生川 田野川		3	2		4		1	
	金磯町 第 4 分 団	金磯海岸		3	1		3			
	田浦町 第 5 分 団	勝浦川		8			3	1	3	2
	田野町 第 6 分 団	各河川		3	6	2	3	1	2	1
	中郷町 第 7 分 団	〃					4		2	3
	江田町向江田 第 8 分 団	〃		12	5	2	11	4	9	5
	日開野町 第 9 分 団	〃	2	4			1		4	

[illegible]

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材

①東部県土整備局（徳島）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコ ップ	ツ ル ハ シ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
小松島市	新居見町 第 1 1 分 団	〃	2	3	1		3		3	1
	小松島町新港 第 1 2 分 団	小松島港		1	2		9			2
	横須町 第 1 3 分 団	〃	1				6	2		
	立江町 第 1 4 分 団	立江川		4	1	1	4	1	5	6
	櫛淵町 第 1 5 分 団	立江川 溜池	2	2	2		4			
	豊浦町 第 1 6 分 団	赤石港		2	2	1	6	4	3	
	大林町 第 1 8 分 団	中津川 石見川	2	3	1		3		2	1
	坂野町刈野 第 1 9 分 団	和田島海岸		4	5		15	3	2	3
	和田島町山のはな 第 2 0 分 団	和田島町 大手海岸	4	3		1	9	3	4	4
	坂野町田北 第 2 1 分 団	北馬川	1	5	1		3	2	2	1
	坂野町目佐 第 2 2 分 団	中津川		1	1		4		4	1
	坂野町天神東 第 2 3 分 団	北馬川	2	3	1		5		2	1
	和田島町西浜手 第 2 5 分 団	和田島海岸	1		1		3			
小 計	23		28	73	42	14	149	35	58	50
勝浦町	坂本 第 1 分 団	坂本川	2	2			3	1		
	三溪 第 2 分 団	〃	2	2			3	1		
	三溪 第 3 分 団	〃	2	1			3	1		
	三溪 第 4 分 団	婆羅尾谷川	2	1			3	1		
	棚野 第 5 分 団	勝浦川	2	1			3	1		
	沼江 第 6 分 団	〃	2	1			3	1		
	生名 第 7 分 団	〃	2	1			3	1		
	星谷 第 8 分 団	〃	2	1			3	1		
	沼江 第 9 分 団	〃	2	1			3	1		
	久国 本 部 機 動 隊		2	10			20	5		

[illegible]

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材

①東部県土整備局（徳島）管内

水防管理 団体名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコ ップ	ツ ル ハ シ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
勝浦町	久国 役 場 水 防 倉 庫									5
小 計	11		20	21	0	0	47	14	0	5
上勝町	上勝町 役 場 倉 庫	勝浦川	5	5	2	3	5		3	
	上勝町 支 所 倉 庫	〃	1	3	1	1	1		1	
小 計	2		6	8	3	4	6	0	4	0
佐那河内村	役 場 倉 庫	園瀬川	2							
小 計	1		2	0	0	0	0	0	0	0
神山町	神領字本野開 神 山 町 役 場	鮎喰川	2				5			5
	上分字川又西 上 分 公 民 館	〃	1				3			2
	下分字今井 下 分 公 民 館	〃	1				3			2
	鬼籠野字川東 鬼 籠 野 公 民 館	鬼籠野谷川	1				3			2
	阿野字五反地 広 野 支 所	鮎喰川	1				2			2
	阿野字地ノ平 阿 川 公 民 館	広石谷川	1							
小 計	6		7	0	0	0	16	0	0	13
北島町	役 場	旧吉野川 今切川 鍋川	30							
	土 の う 置 き 場	旧吉野川 今切川 鍋川								
	出 来 須 水 防 倉 庫	旧吉野川 今切川 鍋川	3	21			16	4	10	5
小 計	3		33	21	0	0	16	4	10	5
藍住町	役 場	各河川	10	30			30			
	徳 命 字 新 居 須	吉野川		10			15	7		15
	徳 命 字 小 塚	〃		11		4	20	3		10
	東 中 富 字 大 塚	〃		16		4	20	4		15
小 計	4		10	67	0	8	85	14	0	40

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン	土 の う 袋 類 枚	む し ろ シ ー ト ビ 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m ³	袋 入 土 砂 袋
	500	17											
0	1,000	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	200												
1	200												
4	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	500												
0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	3,000												
1	300												
	200												
	200												
1	500												
	200												
3	4,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													500
													500
10	2,000	60	25		60	40		250					
10	2,000	60	25	0	60	40	0	250	0	0	0	0	1,000
18	500		5					10					700
9	200		2										
	200		2		100								
15	200		2		100								
42	1,100	0	11	0	200	0	0	10	0	0	0	0	700

附表－7 （２）市町村の備蓄資器材

①東部県土整備局（徳島）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 名 海 岸 名 名 港 湾 名 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	鍬	ジハ ヨ グ レ チ ン
鳴門市	市 役 所 倉 庫	市内各河川					20	20		
	市 消 防 本 部	〃	6	5	6		20	10		
	撫養地区 消 防 分 団	撫養川 新池川	6	5	6	6	10	6		
	里浦地区 消 防 分 団	撫養川 里浦海岸	3	5	3	3	6	3		
	鳴門地区 消 防 分 団	瀬戸内海岸	5	5	5	5	4	5		
	瀬戸地区 消 防 分 団	〃	5	5	7	5	3	5		
	大津地区 消 防 分 団	旧吉野川 新池川	8	5	13	10	20	10		
	北灘地区 消 防 分 団	折野川 瀬戸内海岸	4	5	10	5	27	5		
	大麻・堀江地区 消 防 分 団	旧吉野川 樋殿谷川	8	5	8	8	16	8		
	大麻・板東地区 消 防 分 団	〃	3	5	8	4	19	4		
	池高・松村 水 防 倉 庫									
小 計	11		48	45	66	46	145	76	0	0
松茂町	松茂町 松 茂 水 防 倉 庫	町内各河川	2				15			
	中喜来 第 1 分団消防倉庫	旧吉野川 大谷川	4	1			7			
	広島 第 2 分団消防倉庫	旧吉野川 今切川、鍋川	4	2	1		7			
	笹木野 第 3 分団消防倉庫	今切川	4	1	2	2	7			
	長原 第 4 分団消防倉庫	今切川 松茂海岸	4		2	2	6			
	福有 第 5 分団消防倉庫	旧吉野川 松茂海岸	4	1	1	2	7			
	津波防災センター	今切川 松茂海岸								
小 計	7		22	5	6	6	49	0	0	0
板野町	消 防 セ ン タ ー	町内各河川	5	10	4	20	50	4	1	
小 計	1		5	10	4	20	50	4	1	0
合 計	82		181	384	121	140	1,116	223	73	113

マ ー ケ ー ヤ ・ ハ ン	土 の う 袋 類 枚	ト ビ ニ ール シ ー 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m ³	袋 入 土 砂 袋
丁	200	70	10			100						3	500
2	400												
6	600												
3	300												
5	500												
5	500												
8	800												
4	400												
8	800												
3	300												
44	4,800	70	10	0	0	100	0	0	0	0	0	3	500
4	500	1	2			300							
2	600												
1													
1	100												
1	100												
	4,500												
9	5,800	1	2	0	0	300	0	0	0	0	0	0	0
3	4,000	100	10			10		20	10			15	
3	4,000	100	10	0	0	10	0	20	10	0	0	15	0
304	52,290	378	132	3	1,060	3,913	205	1,226	44	5	0	68	3,864

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材
②南部総合県民局（阿南）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
阿南市	辰己町 阿南市消防本部倉庫	桑野川	3	27	7	18	76	21	11	31
	桑野町中野 水防倉庫 桑野一班詰所	〃					5			5
	山口町森国 消防倉庫 桑野五班詰所	〃		6	6	4	25	4	5	6
	新野町西馬場 水防倉庫 新野一班詰所	〃		6	6	2	10	1	4	3
	上大野町城之内 消防倉庫 大野二班詰所	那賀川		3	4	1	20	4	4	7
	楠根町 水防倉庫	〃		5	5	5	19	4	8	5
	深瀬町岡崎 水防倉庫 加茂谷二班詰所	〃		4	4	4	20	4	4	7
	福井町高田 消防倉庫 福井一班詰所	福井川		6	7	4	20	5	2	7
	椿町浜 椿三班詰所	椿 川		4	2	1	21	4	8	6
	大潟町 水防倉庫 見能林四班詰所	海 岸		6	4	4	21	4	5	3
	阿南市消防本部 南 出 張 所	〃	1	4	2	10	40	5	6	12
	那賀川町赤池 赤 池 水 防 倉 庫	那賀川 大手海岸		15		3	35	1	1	20
	羽ノ浦町岩脇 水防倉庫 羽ノ浦三班詰所	那賀川		22	3		70	25	18	24
	阿南市消防本部 西 出 張 所		1	5	2	11	31	9	8	12
小 計	14		5	113	52	67	413	91	84	148
合 計	14		5	113	52	67	413	91	84	148

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類	ル む シ ー ト ・ ビ ニ ー	縄 ・ ロ ー プ	竹	丸 太	く い	板 類	鉄 線	く ぎ	か す が い	蛇 籠	土 砂	袋 入 土 砂
丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m³	袋
69	6,751	28	9			370							150
15	2,000					30							
10	1,800	2	2	20		70							
7	2,300	10	2			40							
9	1,400	4	7			45							
6	2,000	10				50							
9	1,600	4	3			100							
9	2,000	3	3			60							
9	1,800	4	5			40							
6	1,600	4	3			60							
10	4,600	4	2			42							80
	1,200	1,000				40							
2	1,000		150	18		145		3					
17	4,665	10	6			78							134
178	34,716	1,083	192	38	0	1,170	0	3	0	0	0	0	364
178	34,716	1,083	192	38	0	1,170	0	3	0	0	0	0	364

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材
③南部総合県民局（那賀）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
				丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
那賀町	役 場 倉 庫	那賀川 中山川・南川	6	10	2	2	50	4	3	
	朴野 消 防 倉 庫	那賀川	7	2	4	1	2	2		
	大久保 消 防 倉 庫	〃	8	2	4	1	2	2		
	吉野 消 防 倉 庫	〃	5	2	4	1	2	2		
	延野 消 防 倉 庫	〃	5	2	4	1	1	2		
	鮎川 消 防 倉 庫	〃	5	2	4	1	1	2		
	平野 消 防 倉 庫	谷内川	5	2	4	1	1	2		
	西納 消 防 倉 庫	紅葉川	5	2	4	1	2	2		
	延野 消 防 倉 庫	那賀川	7	2	2	1	2	2		
	桜谷 消 防 倉 庫	正木谷川	2		1	1	5	1	1	
	小浜 消 防 倉 庫	白ヶ谷川 菖蒲谷川	5		1	1	6	2	2	
	拝宮 消 防 倉 庫	拝宮谷川	3		1	1	2	1	1	
	深森 消 防 倉 庫	古屋谷川	2		1	1	3	1	1	
	平谷 消 防 倉 庫	宮ヶ谷川 丈ヶ谷川	4		1	1	4	2	2	
	市宇 消 防 倉 庫	林谷川	3		1	1	2	1	1	
	御所谷 消 防 倉 庫	丈ヶ谷川 成瀬川	3		1	1	4	1	1	
	海川 消 防 倉 庫	海川谷川	2		1	1	2	3	1	
	役 場 消 防 詰 所	坂州木頭川 藤ヶ内谷川	2	3			5	2	5	
	役 場 木 頭 支 所 倉 庫	那賀川	3	10					10	
	出原 分 団 詰 所	〃	1	5					6	
	和無田 分 団 詰 所	〃	6	5					6	

[illegible]

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材
③南部総合県民局（那賀）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
那賀町	南宇 分 団 詰 所	那賀川	1	4					5	
	西宇 分 団 詰 所	〃	1	6					6	
	折宇 分 団 詰 所	〃	1	5					6	
	北川 分 団 詰 所	〃	1	5					6	
	助 分 団 詰 所	〃	1	5					5	
小 計	26		94	74	40	18	96	34	68	0
合 計	26		94	74	40	18	96	34	68	0

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類	む しろ ・ ビ ニ ー ル シ ー ト	縄 ・ ロ ー プ	竹	丸 太	く い	板 類	鉄 線	く ぎ	か す が い	蛇 籠	土 砂	袋 入 土 砂
丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
	100												
	100												
	100												
	100												
	100												
16	2,500	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	150
16	2,500	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	150

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材
④南部総合県民局（美波）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハヨグレチン
牟岐町	牟岐町中村字本村 水 防 倉 庫	町内各河川					23	10	5	11
小 計	1		0	0	0	0	23	10	5	11
美波町	西の地字東地 由 岐 支 所 水 防 倉 庫	木岐川				2	2		3	
	奥河内字弁財天 日 和 佐 駅 前 水 防 倉 庫	町内各河川					13	5	3	
	北 河 内 本 村 水 防 倉 庫	〃		5		2	4	2	5	
	小 計	3		5	0	4	19	7	11	
海陽町	神野字神野前 川 上 水 防 倉 庫	海部川		15			17	5	7	
	若松字大野 若 松 水 防 倉 庫	〃		15			10	5	5	
	奥浦字町内 奥 浦 水 防 倉 庫	〃	1	10			35	5	5	
	富田字五反田 富 田 水 防 倉 庫	〃		12			6	5	8	
	中山字中屋敷 中 山 水 防 倉 庫	槇山川		3						
	四方原字杉谷 川 東 地 区 水 防 倉 庫	海部川 善蔵川					10			
	大字宍喰浦字三反田 役 場 水 防 倉 庫	宍喰川					30		5	
	小 計	7	1	55	0	0	108	20	30	0
合 計	11		1	60	0	4	150	37	46	11

カケヤ・ハン マー類	土のう袋類	むしろ・ビニールシート	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m³	袋
5	500							20					
5	500	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0
2													
5	50		4			50		15					5
3	1,400	3	4					4					25
10	1,450	3	8		0	50		19					30
1	1,300		5		40	50		5	1				
	1,500					50							
11	1,300	500	2			200		2					
1	500	100	2			100							
	1,000					100							
	500												
2	800		2			50							
15	6,900	600	11	0	40	550	0	7	1	0	0	0	0
30	8,850	603	19	0	40	600	0	46	1	0	0	0	30

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材
⑤東部県土整備局（吉野川）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
吉野川市	敷地唐谷 水 防 倉 庫	飯尾川		10	1	1	4	2		2
	呉郷 水 防 倉 庫	藤井谷川		6			3			1
	寺谷 水 防 倉 庫	寺谷谷川		10			3	3		4
	西出目、学 水 防 倉 庫	学島川	2	10	10	5	15	10		5
	翁 喜 台	吉野川 各河川	5	35	10	19	20	10	22	13
	町	川田川	2				15	15	5	10
	美 郷 庁 舎 倉 庫	川田川 東山谷川	1	20	15	7	20	7	7	7
	吉野川市消防団美郷方面第1分団	東山谷川								
	吉野川市消防団美郷方面第2分団	川田川								
	吉野川市消防団美郷方面第3分団	〃								
	吉野川市消防団美郷方面旧第5分団	〃								
小 計	11		10	91	36	32	80	47	34	42
阿波市	吉野 防 災 倉 庫	旧吉野町内 各河川	35		1	1	8		3	5
	土成 防 災 倉 庫	旧土成町内 各河川	35		1	1	8		3	5
	市場 防 災 倉 庫	旧市場町内 各河川	35		1	1	8		3	5
	阿波 防 災 倉 庫	旧阿波町内 各河川	35		1	1	8		3	5
小 計	4		140	0	4	4	32	0	12	20
石井町	西 覚 円 水 防 倉 庫	吉野川		13	6		32		15	35
	平 島 水 防 倉 庫	〃		1	6	1	25	20	15	18
	浦庄、上浦 消 防 詰 所	立石谷川 瑞泉寺谷川					6			6
	高川原 役 場 倉 庫	町内各河川					10			
小 計	4			14	12	1	73	20	30	59

カケヤ・ハン マー類	土のう袋類	むしろ・ビニールシート	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
4	1,000		1			15		20					
2	400		1			50							
2	400		1			180							
10	2,000	30	5			70		20					
10	3,750	100	30		100	40			1	50			
10	200												
15	1,300		20					20	10	10			
	100												
	100												
	50												
	50												
53	9,350	130	58	0	100	355	0	60	11	60	0	0	0
5	2,000		2			20							
5	2,000		2			20							
5	2,000		2			20							
5	2,000		2			20							
20	8,000	0	8	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0
11			50		100	500							
6	1,150												
	200												
	1,000								20				100
17	2,350	0	50	0	100	500	0	0	20	0	0	0	100

付表－7 （２）市町村の備蓄資器材
⑥東部県土整備局（吉野川）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
			個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
上板町	井ノ内	吉野川								
	第十新田	〃			1		12	8	5	19
	松島橋	宮川内谷川		3		0	5	4		
	橋東	〃								
	神ノ木	〃					10			
	殿宮	泉谷川								
	七条（役場）	町内各河川		1	4	7	16	4	1	2
小 計	7		0	4	5	7	43	16	6	21
合 計	26		150	109	57	44	228	83	82	142

カケヤ・ハン マー類	土のう袋類 枚	むしろ・ビニール シート 枚	縄・ロープ 束(巻)	竹 本	丸太 本	くい 本	板類 枚	鉄線 kg	くぎ kg	かすがい 本	蛇籠 個	土砂 m ³	袋入土砂 袋
丁													
	2,000					0							
	50	25				10		20					
		10				50		60					
						7							
						40		0					
3													
3	2,050	35	0	0	0	107	0	80	0	0	0	0	0
93	21,750	165	116	0	200	1,042	0	140	31	60	0	0	100

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材
⑥西部総合県民局（美馬）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
美馬市	脇 町 水 防 倉 庫 (ミライズ内 含 む)	市内各河川	24				5			
	拝原中(旧東2)									
	脇 町 第 1 分 団	吉野川	1	2			2	1		
	拝原東(旧東3)									
	脇 町 第 1 分 団	曾江谷川	5		1	1	2			4
	拝原北(旧東4)									
	脇 町 第 2 分 団	〃	2				1	1		2
	拝北									
	脇 町 第 2 分 団	〃	2	2	2	2	3	1	1	6
	落合(旧東7)									
	脇 町 第 3 分 団	〃	2	15		2	7	4		4
	宮井(旧東8)									
	脇 町 第 3 分 団	西俣谷	8	9	2	4	7	2		3
	清水(旧東9)									
	脇 町 第 3 分 団	〃	1			1	1			1
	金川(旧東10)									
	脇 町 第 4 分 団	東俣谷	3	5	4	2	3	1		4
	猪尻(旧中5)	吉野川								
	脇 町 第 5 分 団	大谷川	2			1	3	1		
	庄(旧中6)									
	脇 町 第 5 分 団	〃	2	2	1	2	2	3		2
	柴床(旧中1)									
	脇 町 第 6 分 団	大谷川	2	1			2			1
	佐城(旧中3)									
	脇 町 第 6 分 団	〃	4		4		3	2		3
	大谷(旧中8)									
	脇 町 第 7 分 団	〃	3	1			5			
	新町(旧西1)									
	脇 町 第 8 分 団	新町谷川	3	3	1	1	4	1		1
	岩倉(旧西3)	清 谷								
	脇 町 第 9 分 団	井口谷川	2	3	2	1	3			1
	別所(旧西4)	吉野川								
	脇 町 第 9 分 団	井口谷川	2			2				1
	小星(旧西6)									
	脇 町 第 1 0 分 団	野村谷川	4	2			1	1		1
	野村東(旧西7)									
	脇 町 第 1 0 分 団	〃	2	1			3	1		4
	美馬町市民SC 水 防 倉 庫 (庁舎内 含 む)	市内各河川	18	4			20	2		7

[illegible]

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材
⑥西部総合県民局（美馬）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
美馬市	銀 杏 木 美 馬 西 部 消 防 団 第 1 分 団	吉野川 鍋倉谷川	4		1	5	3			1
	天 神 東 美 馬 西 部 消 防 団 第 2 分 団	吉野川 野村谷川	5	6		1	3			
	清 馬 西 部 消 防 団 美 第 3 分 団	野村谷川	4	1	1	1	2	1		
	沼 美 馬 西 部 消 防 団 美 第 4 分 団	吉野川 鍋倉谷川 中野谷川	6	1	1	6	2	1		
	宮 美 馬 西 部 消 防 団 美 第 5 分 団	高瀬谷川 中野谷川	6	3	2	4	2	1		
	葛 尾 木 美 馬 西 部 消 防 団 第 6 分 団	鍋倉谷川	4	6		4	3	1		
	美 馬 市 役 所	市内各河川	12		1	1	63			1
	三 谷 穴 吹 第 1 分 団	明連川 三谷川 一の谷川 吉野川	2				5	2		
	井 手 端 穴 吹 第 2 分 団	穴吹川	1	1	1		9	3		3
	西 山 穴 吹 第 3 分 団	〃	1	1		1	5	2	3	
	宮 内 穴 吹 第 4 分 団	〃	1	2			4	2		7
	古 宮 穴 吹 第 5 分 団	〃	1			1	5	1		
	三 島 会 館	明連川 吉野川		4	1	2	3	1	4	2
	木 屋 平 市 民 SC 倉 庫	市内各河川	41	1		1	5	1	3	
	谷 口 木 屋 平 第 1 分 団	弓道谷川 太合谷川 穴吹川	1	1			4		7	
	川 井 木 屋 平 第 2 分 団	麻衣谷川 穴吹川	1	1			2		2	
	三 ツ 木 木 屋 平 第 3 分 団	今丸谷川 檜原谷川 穴吹川	1	1			3		1	
小 計	37		183	79	25	46	200	37	21	59

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類 枚	ル シ ー ト ・ ビ ニ ー 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m³	袋 入 土 砂 袋
2			1										
1			1										
1			1										
1			1										
1			1										
2													
1	1,967	37											415
	730	4	1									2	
1	100	3	1										
1	100												
1	400	1											
	300												
2			20					2					
	400	20											100
	100												
	20												
	70												
39	11,717	312	47	0	0	0	1	93	0	2	0	2	1,522

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材
⑥西部総合県民局（美馬）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
つるぎ町	役 場 倉 庫	町内各河川	41	11		13	30	3	2	5
	半 田 支 所 倉 庫	〃		7	7	13	4	1	2	
	小野 7 分 団 格 納 庫	〃	4	2	2	2	1	2		
	東久保 8 分 団 格 納 庫	〃	4	2	2	2	1	2		
	日浦 9 分 団 格 納 庫	〃	4	2	2	2	1	2		
	紙屋 1 3 分 団 格 納 庫	〃	4	2	2	2	1	2		
	東浦 第 1 5 分 団 格 納 庫	貞光川	8	1	1	2	2	2	3	
	白村 第 1 6 分 団 格 納 庫	〃	5	1	5	2	3	3	2	3
	太田西 第 1 7 分 団 格 納 庫	〃	4	2	1	2	3	3		3
	皆瀬 第 1 8 分 団 格 納 庫	〃	3	1	1	2	1	2		
	平野 第 1 9 分 団 格 納 庫	〃	5	5	1	2	1	2		
	長瀬 第 2 0 分 団 格 納 庫	〃	4	2	1	1	2	2		
	一 字 支 所 倉 庫	〃	4	9		9	20	3	7	7
小 計	13		90	47	25	54	70	29	16	18
合 計	50		273	126	50	100	270	66	37	77

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類 枚	む しろ ・ ビ ニ ー ル シ ー ト 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m³	袋 入 土 砂 袋
9	3,150	40	6			20	10	5					300
12		6	10										120
1	100		1										
1	100		1										
1	100		1										
1	50		1										
1	100		1										
6	20		2						1				
1	60		1										
1	50		1										
1	30		1										
1	200		2										
4	60	3	4					20	7				100
40	4,020	49	32	0	0	20	10	25	8	0	0	0	520
79	15,737	361	79	0	0	20	11	118	8	2	0	2	2,042

付表－７ （２）市町村の備蓄資器材
⑦西部総合県民局（三好）管内

水防管理 団 体 名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
三好市	三 好 市 役 所 倉 庫	吉野川 弥十柳川 鮎苦谷川 馬路川 松尾川	5	4	4	4	40	17	5	5
	三 野 支 所 倉 庫	吉野川 河内谷川	2	5	5	5	5	5	3	3
	山 城 支 所 倉 庫	吉野川 白川谷川 銅山川	7	4	2	3	15	20	5	20
	井 川 支 所 倉 庫	井ノ内谷川	2	2	2	2	5	5	5	5
	西 祖 谷 支 所 倉 庫	祖谷川	3	10	3	3	15	15	5	
	東 祖 谷 支 所 倉 庫	〃	2	5	5	4	10	5		3
小 計	6		21	30	21	21	90	67	23	36
東みよし町	東みよし町役場倉庫	吉野川 稲持谷川 加茂谷川 猪ノ谷川	7	25	13	12	27	25		23
	東みよし町役場 三好庁舎倉庫	小川谷川 黒川原谷川	3	6	2	4	6	4	3	2
小 計	2		10	31	15	16	33	29	3	25
合 計	8		31	61	36	37	123	96	26	61

マーカー 類	土の う袋 類	むしろ・ビ ンシート	縄・ロ ープ	竹	丸 太	く い	板 類	鉄 線	く ぎ	か すが い	蛇 籠	土 砂	袋 入土 砂
丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
10	2,800												
3	410												
4	400												
2	2,200					50							
	1,370												
2	400		5			50							
21	7,580	0	5	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0
6	1,500												
5	800												100
11	2,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
32	9,880	0	5	0	0	100	0	0	0	0	0	0	100

付表－７ （３）資器材購入先及び能力

事務所名	購 入 及 び 調 達 先			ビニール・ アサ袋
	市 町 村 名	組 合 又 は 商 店 名	電 話	
東部県土整備局 （徳島）管内	徳島市	鎌田産業	(088) 625-8780	
		東邦セールス（株）	(088) 641-1131	10,000
		（株）大野	(088) 654-8111	
		（株）グラベル	(088) 662-0245	
	小松島市	（株）メモリアルもり	(088) 669-1115	
		中山建設（株）	(0885) 32-5026	
		協同建設（株）	(0885) 32-2252	
		今岡金物店	(0885) 32-2328	10,000
	勝浦町	J A 東とくしま 勝浦支所	(0885) 42-2521	1,000
		丸福製材所	(0885) 42-2057	
		コメリ＆グリーン阿波勝浦店	(0885) 42-2320	必要量
		時本製材所（有）	(0885) 42-3061	
	神山町	勝栄（有）	(0885) 42-2293	
		J A 名西郡 広野出張所	(088) 678-0223	
		J A 名西郡 神山支店	(088) 676-1144	
		佐藤金物店	(088) 676-0071	1,000
	藍住町	徳島中央森林組合神山本所	(088) 676-0034	
		藍住木材	(088) 641-0619	
		ナイスウッドマナベ（有）	(088) 641-1631	
		後藤金物建材店	(088) 692-2532	
	北島町	アモウ工業（株）	(088) 698-5606	
		板野郡農協北島支店	(088) 698-2511	
		コメリハード＆グリーン北島店	(088) 697-3401	必要量
		（有）浜農機商会	(088) 698-2658	
	佐那河内村	町内土木業者		
		（株）金剛	(088) 637-1177	1,000
	鳴門市	J A 徳島市 佐那河内支所	(088) 679-2221	
		三原舶用工業（株）	(088) 689-1288	
	松茂町	三原舶用工業（株）	(088) 686-6001	
		DCMダイキ鳴門店	(088) 685-7673	
		J A 大津松茂 松茂支所	(088) 699-2511	
		東邦セールス（株）	(088) 641-1131	7,000
		徳島防災（株）	(088) 623-1731	必要量
		コメリハード＆グリーン 北島店	(088) 697-3401	必要量
	板野町	町内土木業者		
		J A 板野郡 板野支店	(088) 672-1181	
		尾田木材（有）	(088) 672-0043	
		コメリハード＆グリーン板野店	(088) 672-7233	必要量

購入可能品名及び数量				
縄	杭	釘	鉄線	その他
30		50	200	
	100			
				土砂50ton
				土砂砂利必要量
				土砂砂利必要量
				土砂砂利必要量
			200	在庫中の資器材
500				
	1,000			
必要量		必要量	必要量	
	必要量			
				土砂砂利必要量
30				
30				
50		3,000	2,000	
	200			
	200			
	200			
		75	1,000	
	必要量		必要量	
				必要に応じて
必要量		必要量	必要量	
				必要に応じて
				土砂等必要量
10				
必要量				
必要量		必要量	必要量	
		40kg	50kg	
25巻				
	必要量			
必要量		必要量	必要量	
	必要量	必要量	必要量	土砂、必要量
必要量				
	必要量			
必要量	必要量	必要量	必要量	

付表－ 7 （３）資器材購入先及び能力

事務所名	購 入 及 び 調 達 先			ビニール・ アサ袋
	市 町 村 名	組 合 又 は 商 店 名	電 話	
南部総合 県民局（阿南） 管内	阿南市	黒田建材（株）	(0884) 27-2035	
		アグリ阿南本部	(0884) 26-1811	
		大坂建材店	(0884) 42-0237	
		J A 東とくしま 羽ノ浦支所	(0884) 44-3120	
		林金物店	(0884) 44-2110	
		ジャンボ児島	(0884) 44-2712	
		春日木材	(0884) 44-2764	
南部総合 県民局（那賀） 管内		新居建材店(有)	(0884) 62-1332	必要量
		JA徳島県 相生支店	(0884) 62-0034	100
		坂口金物店	(0884) 62-0017	
南部総合 県民局（那賀） 管内	那賀町	平井製材店	(0884) 62-1005	
		町内土木業者		
		JA徳島県 宮浜事業所	(0884) 66-0011	400
		JA徳島県 木頭事業所	(0884) 68-2111	50
		JA徳島県 木沢事業所	(0884) 65-2211	
		（株）コメリ驚敷店	(0884) 64-0002	必要量
		中泉商店	(0884) 65-2025	200
		森本商店	(0884) 65-2638	
南部総合 県民局（美波） 管内	美波町	J A かいふ 由岐事務所	(0884) 78-1144	1, 000
		漁業協同組合（町内 6 漁協）		
		木岐	(0884) 78-1166	
		西由岐	(0884) 78-0024	
		東由岐	(0884) 78-1188	
		志和岐	(0884) 78-1122	
		阿部	(0884) 78-1180	
		伊座利	(0884) 78-1185	
		野田産業有限会社	(0884) 77-1215	
		大黒商店（有）金物	(0884) 77-1239	500
	牟岐町	西沢建材店	(0884) 72-1155	
南部総合 県民局（美波） 管内	海陽町	J A かいふ 海南支所	(0884) 73-1216	400
		J A かいふ 川上事業所	(0884) 75-2111	
		浅川漁協	(0884) 73-1163	600
		西沢建材センター	(0884) 73-1271	1, 000
		徳島防災（株）	(088) 623-1731	1, 000
		（株）藤島	(088) 663-1516	1, 000
		高知建材店	(0884) 73-1667	
		（株）中央防災	(088) 631-6869	1, 000
		長岡船具店	(0884) 76-2169	
		穴喰漁協	(0884) 76-3101	
		佐川銘木	(0884) 76-2011	

購入可能品名及び数量				
縄	杭	釘	鉄線	その他
				土砂等必要量
必要量				食糧必要量
10	200		50	
				食糧必要量
必要量		必要量	必要量	
必要量		必要量	必要量	
	必要量			
必要量	必要量	必要量	必要量	
10		必要量	必要量	
	100			
		必要量	必要量	土砂等必要量
				ナタ、ノコギリ
50				器材
500m*10				食糧品
必要量	必要量	必要量	必要量	
100m*10		5kg入*3	100m*3	燃料
			30	食糧品、燃料
250			500	
	100			
30		70	500	器材
必要量			100	
150	100		100	
100			50	
50			200	
10				
10				
1			100	
10				
30				
30				
	150			

付表－７ （３）資器材購入先及び能力

事務所名	購 入 及 び 調 達 先			ビニール・ アサ袋
	市 町 村 名	組 合 又 は 商 店 名	電 話	
東部県土整備局 （吉野川）管内	石井町	J A徳島県 名西支店	(088) 674-2121	1,000
		加統金物店	(088) 674-0829	200
		藍畑製材	(088) 674-1266	
		岩西製材	(088) 674-0113	
	上板町	木内金物店	(088) 694-2136	200
		藤井製材店	(088) 694-2150	
	阿波市	大塚木材	(088) 696-2254	
		市川材木店	(088) 696-2203	
		J A板野郡 阿波支店	(088) 695-2356	1,000
		佐々木建設（株）	(088) 696-3121	
		スマイルショップモリ	(088) 695-3166	
		藤井木材	(088) 695-3097	
		徳島ポンプ	(088) 622-2510	1,000
		武井商店	(0883) 36-5701	1,000
		近藤製材所	(0883) 36-2028	
		近藤製材	(0883) 36-2714	
		関金物店	(0883) 36-5770	
		笠井金物店	(0883) 36-2239	
		坂本商店	(0883) 36-3008	
		安田金物店	(0883) 35-2119	
		阿波市農業協同組合	(0883) 35-2027	
東部県土整備局 （吉野川）管内	阿波市	三木金物店	(0883) 35-2446	1,000
		牛田木材	(0883) 35-2064	
		丸若木材	(0883) 35-2718	
		東端金物店	(0883) 35-4171	
	吉野川市	岡田製材所	(0883) 24-2415	
		岸田商店	(0883) 24-2360	500
		J A麻植郡 川島事業所	(0883) 25-2414	必要量
		船積金物店	(0883) 25-2945	必要量
		住友木材	(0883) 25-2254	
		J A麻植郡 西部支所	(0883) 42-6666	
		原井木材	(0883) 42-3141	
		松田金物店	(0883) 42-2009	300
		安原建材	(0883) 42-2027	300
		栗飯原金物店	(0883) 42-2136	300
		峰下製材所	(0883) 42-5485	
		長井金物店	(0883) 42-2202	300
		井上木材	(0883) 42-2236	
		井原製材	(0883) 43-2151	
		河野商店	(0883) 43-2504	300
		川又商店	(0883) 43-2309	200
		イズミコンビニエンス	(0883) 43-2040	200

購入可能品名及び数量				
縄	杭	釘	鉄線	その他
100				器具、必要量
20			30	器具、必要量
	100			角材、必要量
	100			角材、必要量
		10	必要量	
	必要量			
	100			
	300			
				土砂等必要量
100			100	
	100			
	200			
	100			
		50	100	
		150	500	
		500	200	
		必要量	必要量	
必要量				
		必要量	必要量	
		200		
		200		
30			必要量	
	20			
			50	
必要量				
必要量		必要量	必要量	
	必要量			
500				
	100			
			200	
			200	
			200	
	100			
			200	
	100			
	200			
200			200	
200			200	
100			100	ナタ、ノコギリ

付表－７ （３）資器材購入先及び能力

事務所名	購 入 及 び 調 達 先			ビニール・ アサ袋
	市 町 村 名	組 合 又 は 商 店 名	電 話	
西部総合 県民局（美馬） 管内	美馬市	脇町製材（有）	(0883) 52-1053	
		脇川商事（有）	(0883) 52-1090	1,000
		西野商店（有）	(0883) 52-1511	200
		長尾製材（有）	(0883) 52-2095	
		黒石屋	(0883) 52-2090	300
		西條金物商店（有）	(0883) 52-2128	600
		藤田豊吉商店（有）	(0883) 52-1884	
		三宅商店	(0883) 52-1691	200
		J A美馬 美馬支所	(0883) 63-3181	500
		逢坂金物店	(0883) 63-3122	2,000
		逢坂産業	(0883) 63-2528	
		藤原製材	(0883) 63-2040	
		原惣木材店	(0883) 52-1787	
		片山木材店	(0883) 52-1369	
		大山木材店	(0883) 52-1050	
		蔭山金物店	(0883) 52-1306	必要量
		中酒屋金物店	(0883) 52-1312	必要量
		中山商店	(0883) 52-0318	
		中野商店	(0883) 68-2012	
		迎商店	(0883) 68-2022	
		原商店	(0883) 68-3024	
		J A美馬 木屋平支所	(0883) 68-2311	50
	つるぎ町	（株）ハマグチ	(0883) 64-2273	100
		（有）阿佐商店	(0883) 62-2010	1,000
		（有）森長商店	(0883) 62-2701	200
		葛籠興業（有）	(0883) 67-2007	必要量
西部総合 県民局（三好） 管内	三好市	㈱コメリ三好三野店	(0883) 76-2111	必要量
		中村製材所	(0883) 77-2367	
		J A阿波みよし 池田支店	(0883) 72-0139	
		平尾（株）	(0883) 72-0392	
		峯川製材所	(0883) 72-0163	
		西徳木材	(0883) 74-0911	
		山口製材所	(0883) 74-0119	
		サカタ（有）	(0883) 72-0425	
		マナベ商事（株）	(0883) 72-2121	
		（有）原田食品	(0883) 72-0883	
		モリヤ	(0883) 72-1043	
		大野徳次商店	(0883) 86-1007	500
		三好西部森林組合	(0883) 84-1310	
		佐々木工業（有）	(0883) 78-2212	
		阿波屋	(0883) 78-3782	100
		（株）山城もくもく	(0883) 86-2000	
		（有）日浦酒店	(0883) 72-0645	

購入可能品名及び数量				
縄	杭	釘	鉄線	その他
	100			
20	必要量		750	杭4.5cm×100cm
150				
	100			
			500	
			600	
			200	
20				
50				
50				
	200		1,000	
	200			
	必要量			
	必要量			
	必要量			
		必要量	必要量	
		必要量	必要量	
		必要量	必要量	
		15	300	
10				
		15	300	
10				
	200			
40		必要量	必要量	
10				
必要量	必要量	必要量	必要量	
必要量		必要量	必要量	
	200			
100				
	100			
	200			
	100			
	100			
			200	土のう袋等
			200	
				食糧品等
				食糧品等
必要量			500	
	500			
	100			丸太100本
100			500	
	必要量			
				食糧品等

付表－ 7 （ 3 ） 資器材購入先及び能力

事務所名	購 入 及 び 調 達 先			
	市 町 村 名	組 合 又 は 商 店 名	電 話	ビニール・ アサ袋
西部総合 県民局（三好） 管内	東みよし町	横田商事	(0883) 82-2667	2,000
		伊原製材所	(0883) 82-2030	
		讃和工業所	(0883) 82-2022	
		福田金物店	(0883) 79-2416	
		J A阿波みよし 本店	(0883) 79-3122	200
		山西製材所	(0883) 79-2313	
		中川木材センター	(0883) 79-2029	
		クハラ（有）	(0883) 79-2293	

購入可能品名及び数量				
縄	杭	釘	鉄線	その他
200			2,000	
	100			
	100			
		20	300	
20				
	200			
	200			
	200			

発表者

国土交通省

気象庁

→

第1受報者

機関名

→

第2受報者

機関名

→

第3受報者

機関名

正規

吉野川氾濫注意情報

吉 野 川 洪 水 予 報 第 〇 〇 号
洪 水 注 意 報 （ 発 表 ）
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
徳島河川国道事務所・徳島地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】吉野川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】吉野川の池田（有堤）水位観測所（三好市）では、「氾濫注意水位」に
到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】吉野川の池田（無堤）水位観測所（三好市）では、「氾濫注意水位」に
到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】吉野川の岩津水位観測所（阿波市）では、「氾濫注意水位」に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨 量）

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量
吉野川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

（水 位）

吉野川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
池田(有堤) 水位観測所 (三好市)	00日00時00分の状況	xxx.x				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				
池田(無堤) 水位観測所 (三好市)	00日00時00分の状況	xxx.x				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				
岩津 水位観測所 (阿波市)	00日00時00分の状況	xxx.x				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m3/s))

観測所名	池田(有堤) 水位観測所 三好市	池田(無堤) 水位観測所 三好市	若津 水位観測所 阿波市
レベル4水位 氾濫危険水位※	9.70	8.00	7.50
レベル3水位 避難判断水位※	8.00	7.40	6.80
レベル2水位 氾濫注意水位	6.70	6.70	5.30
レベル1水位 水防団待機水位	4.10	4.10	3.30
受け持ち区間	左岸 三好市池田町から 阿波市阿波町	左岸 三好市池田町から 阿波市阿波町	左岸 阿波市阿波町から 吉野川河口
	右岸 三好市池田町から 吉野川市山川町	右岸 三好市池田町から 吉野川市山川町	右岸 吉野川市山川町 吉野川河口
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	徳島県三好市 池田、箸蔵、井川、太刀 野、芝生 徳島県三好郡東みよし町 宮岡、昼間、加茂第一 (中庄)、加茂第二(加 茂) 徳島県美馬郡つるぎ町 半田、貞光、太田 徳島県美馬市 西村中島、沼田、郡里、 小島、舞中島、穴吹、脇 町第一(猪尻)、脇町第 二(脇町)、脇町第三(岩 倉) 徳島県阿波市 切戸 徳島県吉野川市 山川	徳島県三好市 池田、箸蔵、井川、太刀 野、芝生 徳島県三好郡東みよし町 宮岡、昼間、加茂第一 (中庄)、加茂第二(加 茂) 徳島県美馬郡つるぎ町 半田、貞光、太田 徳島県美馬市 西村中島、沼田、郡里、 小島、舞中島、穴吹、脇 町第一(猪尻)、脇町第 二(脇町)、脇町第三(岩 倉) 徳島県阿波市 切戸 徳島県吉野川市 山川	徳島県板野郡藍住町 藍住町全域 徳島県徳島市 応神、高潮左岸(川内)、 徳島第二(国府から不 動)、徳島第一(田宮か ら住吉)、高潮右岸(住 吉から沖洲) 徳島県板野郡上板町 上板町全域 徳島県名西郡石井町 石井町全域 徳島県板野郡北島町 北島町全域 徳島県板野郡松茂町 松茂町全域 徳島県鳴門市 大麻、大津、里浦 徳島県板野郡板野町

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

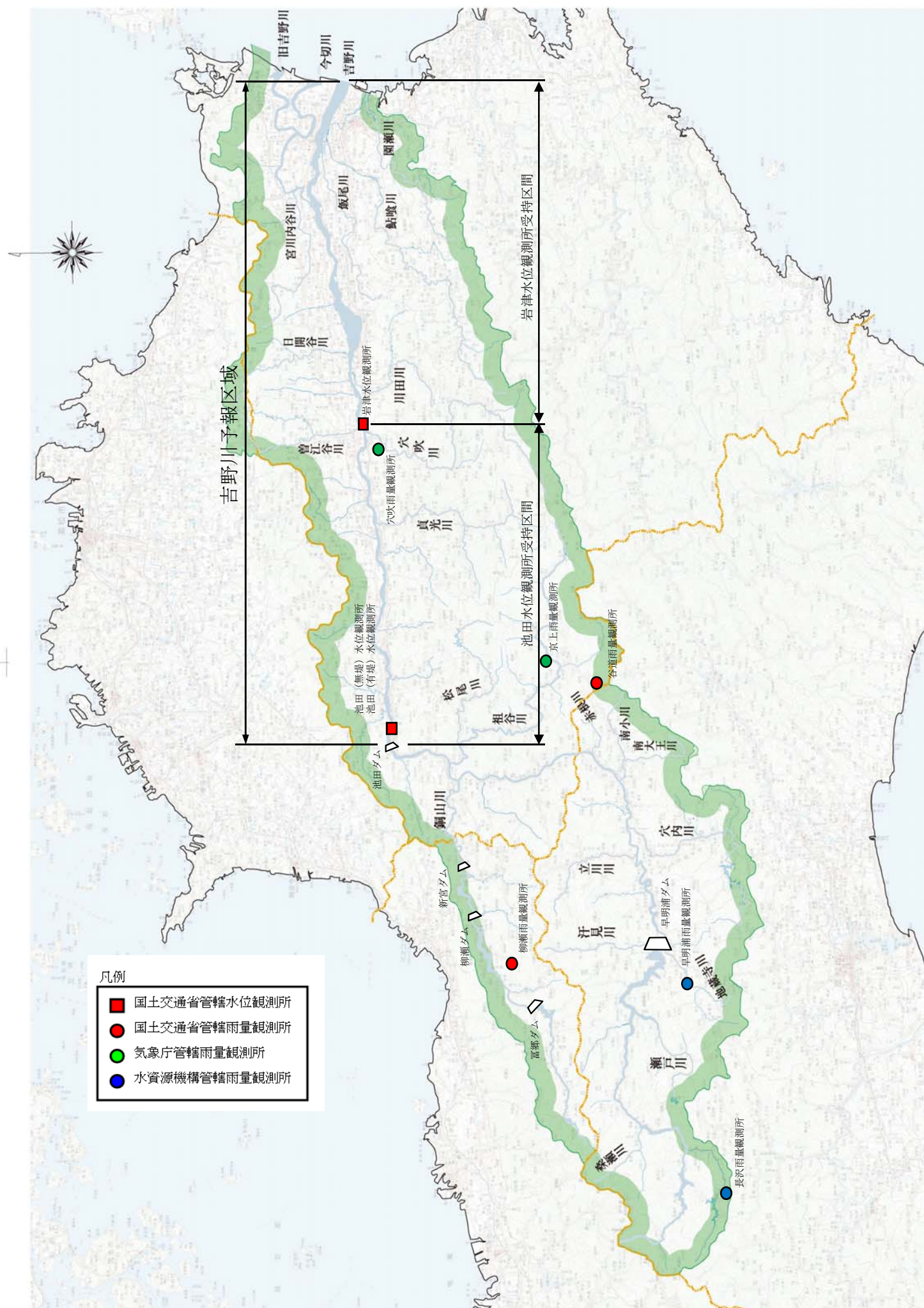
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省徳島河川国道事務所 河川調査課 電話：088-654-2211 (内線) 351
気象関係：気象庁徳島地方気象台 電話：088-622-3857

付図 1 洪水予報区域及び雨量・水位観測所配置図



発表者

国土交通省 那賀川河川事務所
気象庁 徳島地方気象台

→

第１受報者

機関名

→

第２受報者

機関名

→

第３受報者

機関名

正規

那賀川氾濫注意情報

那賀川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
那賀川河川事務所・徳島地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報〔洪水〕】那賀川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル２相当】那賀川の古庄（上流）水位観測所（阿南市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２相当】那賀川の古庄（下流）水位観測所（阿南市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後この雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
那賀川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

那賀川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル			
	水位(m)又は流量(m3/s)		レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
古庄（上流） 水位観測所 （阿南市）	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
古庄（下流） 水位観測所 （阿南市）	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	古庄(上流) 水位観測所 阿南市	古庄(下流) 水位観測所 阿南市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.60	8.80	
レベル3水位 避難判断水位※	5.80	7.90	
レベル2水位 氾濫注意水位	5.00	5.00	
レベル1水位 水防団待機水位	3.50	3.50	
受け持ち区間	那賀川 左岸 阿南市十八女町から阿南市羽ノ浦町古毛(持井地区) 右岸 阿南市加茂町から阿南市吉井町	那賀川 左岸 阿南市羽ノ浦町から河口 右岸 阿南市上大野町から河口	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	徳島県阿南市 加茂町、深瀬町、吉井町、熊谷町、楠根町、上大野町(持井地区)、羽ノ浦町古毛(持井地区) 徳島県小松島市 櫛渚町(萱原)	徳島県阿南市 上大野町、中大野町、下大野町、上中町、柳島町、横見町、住吉町、宝田町、長生町、羽ノ浦町、那賀川町(左岸)、那賀川町(右岸)、富岡町、領家町、日開野町、学原町、西路見町、七見町、原ヶ崎町、出来町、黒津地町、向原町、福村町、豊益町、才見町、畛町、中林町、見能林町、津乃峰町、橘町、大湯町 徳島県小松島市 大林町、板野町、和田島町、和田津開町、間新田町、赤石町、豊浦町、櫛渚町、立江町	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

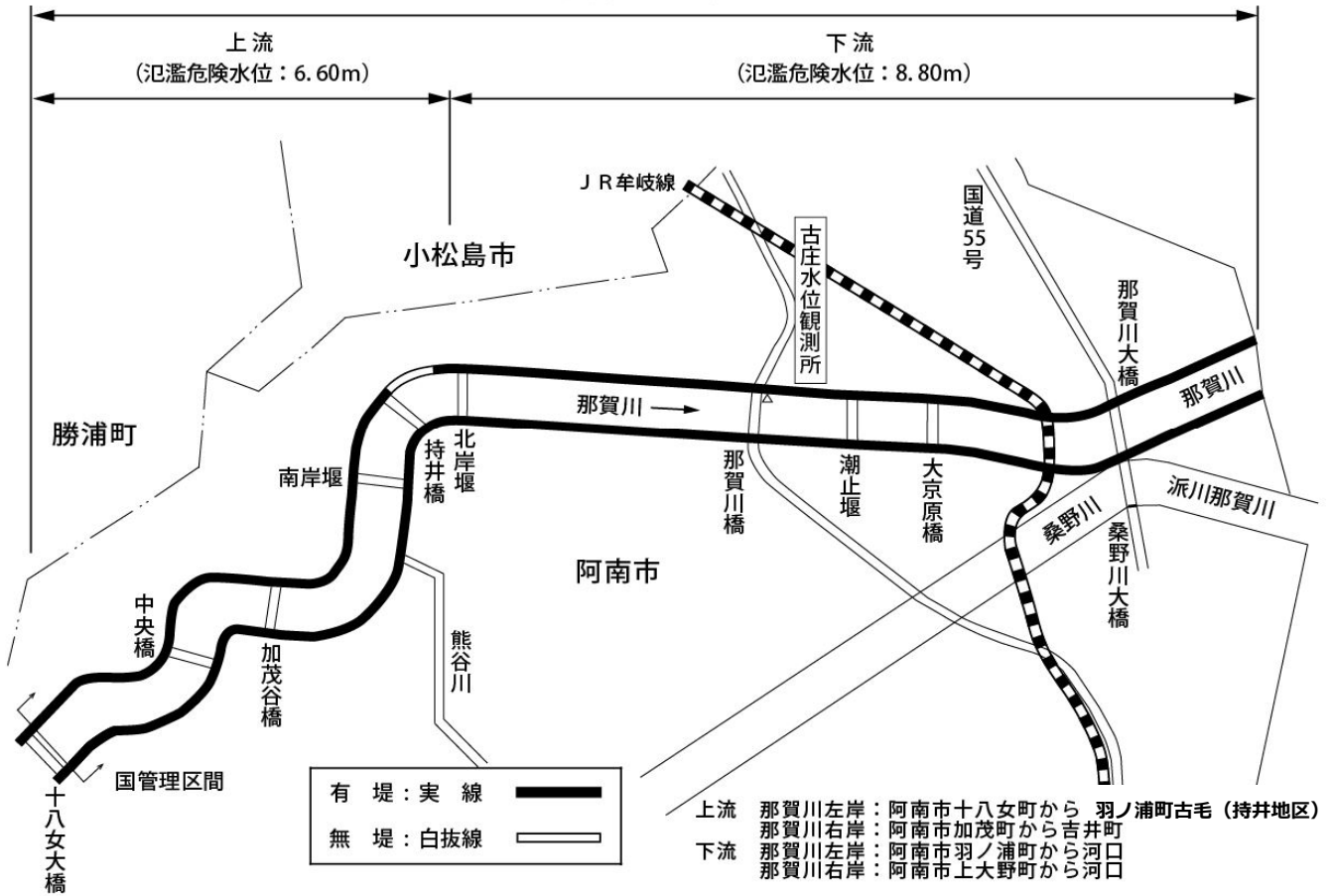
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frrl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 那賀川河川事務所 調査課 電話：0884-22-6461（内線）352

気象関係：気象庁徳島地方気象台 電話：088-622-3857

那賀川洪水予報区域



勝浦川水系勝浦川氾濫注意情報

勝浦川水系勝浦川洪水予報第〇号
洪水注意報
令和〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分
徳島県 徳島地方气象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】勝浦川水系勝浦川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】勝浦川の横瀬水位観測所（勝浦郡勝浦町）では、〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】勝浦川の江田水位観測所（小松島市）では、〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨 量）

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇日〇〇時〇〇分～〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇日〇〇時〇〇分～〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
勝浦川上流域（横瀬上流域）	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水 位）

勝浦川水系勝浦川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度	レベル1 レベル2 レベル3 レベル4			
	水位 (m) 又は 流量 (m3/s)	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
横瀬 水位観測所 （勝浦郡勝浦町）	〇日〇〇時〇〇分の状況	3.00			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.00			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.10			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.20			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.30			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.40			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.50			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.50			
江田 水位観測所 （小松島市）	〇日〇〇時〇〇分の状況	3.40			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.40			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.50			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.60			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.70			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.80			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.90			
	〇日〇〇時〇〇分の予測	3.90			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。
なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m))

観測所名	横瀬 水位観測所	江田 水位観測所	
	勝浦郡勝浦町	小松島市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.20	4.70	
レベル3水位 避難判断水位※	3.60	4.10	
レベル2水位 氾濫注意水位	3.00	3.40	
レベル1水位 水防団待機水位	2.00	2.40	
受け持ち区間	勝浦川 左岸 徳島県勝浦郡勝浦町三 湊（横瀬橋）から河口	勝浦川 左岸 徳島県勝浦郡勝浦町 三湊（横瀬橋）から 河口	
	右岸 徳島県勝浦郡勝浦町三 湊（横瀬橋）から河口	右岸 徳島県勝浦郡勝浦町 三湊（横瀬橋）から 河口	
氾濫が発生した場 合の浸水想定区域	徳島県徳島市、 徳島県小松島市、 徳島県勝浦郡勝浦町	徳島県徳島市、 徳島県小松島市、 徳島県勝浦郡勝浦町	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する 警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

徳島県ホームページ 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：徳島県 河川整備課 電話：088-621-2570

気象関係：気象庁 徳島地方气象台 電話：088-622-3857

発表者	→	第 1 受報者	→	第 2 受報者	→	第 3 受報者
国土交通省		機関名		機関名		機関名

正規

旧吉野川上流氾濫警戒情報

令和00年00月00日 00時00分
国土交通省 徳島河川国道事務所発表
(第0号)

【主文】

【警戒レベル4 相当情報〔洪水〕】旧吉野川の大寺橋水位観測所（板野郡板野町）では、00日 00時00分頃に氾濫危険水位（2.85m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

（参考）

旧吉野川 大寺橋水位観測所（板野郡板野町）
（受け持ち区間は 旧吉野川左岸：板野郡上板町佐藤塚から板野郡北島町高房、右岸：板野郡上板町第十新田から板野郡北島町高房）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	2.85m	水防法第 1 3 条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	※※※	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	2.15m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第 1 位危険箇所の避難判断水位、危険：水位観測所に換算した水位。

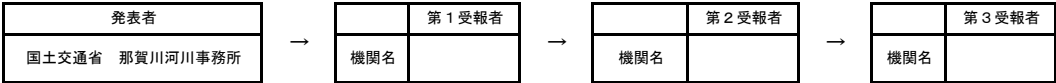
問い合わせ先
国土交通省 徳島河川国道事務所 河川調査課 電話：088-654-2211 (内線) 351

（参考資料）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

様式例



正規

桑野川氾濫危険情報

令和00年00月00日 00時00分
国土交通省 那賀川河川事務所発表
(第0号)

(主 文)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示等の発令の目安です。桑野川の大原水位観測所（阿南市）では、00日00時00分頃に、〈無堤部〉氾濫危険水位（4.70m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(参 考)

桑野川 大原水位観測所（阿南市）

(受け持ち区間 桑野川左岸：徳島県阿南市長生町諏訪の端28番地の2地先から派川那賀川合流点まで、右岸：徳島県阿南市長生町権現池5番の1地先から派川那賀川合流点まで
派川那賀川左岸：幹川分派点から河口まで、右岸：幹川分派点から河口まで)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	4.70m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	***	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	4.15m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を 水位観測所に換算した水位。

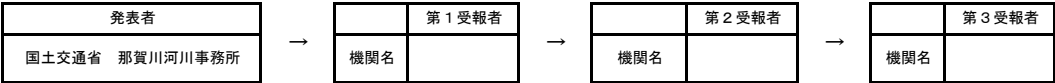
問い合わせ先
国土交通省 那賀川河川事務所 調査課 電話：0884-22-6461 （内線）352

(参考資料)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

様式例



正規

派川那賀川氾濫危険情報

令和00年00月00日 00時00分
国土交通省 那賀川河川事務所発表
(第0号)

(主 文)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示等の発令の目安です。桑野川の大原水位観測所（阿南市）では、00日00時00分頃に、〈無堤部〉氾濫危険水位（4.70m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(参 考)

派川那賀川 大原水位観測所（阿南市）

(受け持ち区間) 桑野川左岸：徳島県阿南市長生町諏訪の端28番地の2地先から派川那賀川合流点まで、右岸：徳島県阿南市長生町権現池5番の1地先から派川那賀川合流点まで

派川那賀川左岸：幹川分派点から河口まで、右岸：幹川分派点から河口まで

氾濫危険水位 (相当換算水位)	4.70m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	***	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	4.15m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を 水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 那賀川河川事務所 調査課 電話：0884-22-6461 （内線）352

(参考資料)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

()沿岸

(上昇中・下降中)
高潮氾濫発生情報

令和 年 月 日
徳島
南部総合県民局()
東部県土整備局()

【主文】

()沿岸、()時()分に、()観測所で、

○上昇中

【警戒レベル5相当情報[高潮]】 **高潮特別警戒水位** ()mに達しました。

堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。屋内の上階や近隣の高い建物など、安全な場所に避難する等、適切な防災行動をとって下さい。

()観測所では、()時()分～()時()分の1時間に、
約()m水位が上昇、今後とも水位の上昇が見込まれます。

○下降中

【警戒レベル5相当情報[高潮]】 **高潮特別警戒水位** ()mを下回りました。

()観測所では、水位は下降する見込みですが、引き続き十分な注意をしてください。

《参考》 ()沿岸 ()観測所
(対象区域は () ～ ())

レベル5 **高潮特別警戒水位** ()m

問い合わせ先
徳島県南部総合県民局()
東部県土整備局()
TEL : — —

正規

水防警報（出動）

発表河川	基準水位観測所	発表番号
吉野川	池田（無堤）水位観測所	第0号

令和00年00月00日 00時00分

国土交通省 徳島河川国道事務所発表

【現 況】

吉野川の池田（無堤）水位観測所（三好市）の水位は、00日00時00分現在6.74mです。

吉野川の池田（無堤）水位観測所（三好市）の水位は、氾濫注意水位に達し、上昇しています。

【発 表】

水防機関は出動してください。

徳島河川国道事務所の水防警報発表状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
池田（無堤）			○	
岩津				
中央橋				
第十				
大寺橋				

（参考）

吉野川 池田（無堤）水位観測所（三好市）

（受け持ち区間は 吉野川左岸：三好市池田町から阿波市阿波町、右岸：三好市池田町から吉野川市山川町）

問い合わせ先

国土交通省 徳島河川国道事務所 河川調査課 電話：088-654-9611（内線）351

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

正規

水防警報（情報）

発表河川	基準水位観測所	発表番号
吉野川	池田（無堤）水位観測所	第0号

令和00年00月00日 00時00分 国土交通省 徳島河川国道事務所発表

【現 況】
吉野川の池田（無堤）水位観測所（三好市）の水位は、00日00時00分現在7.50mです。

【被災状況】
（ ）地先の（ ）に（ ）が発生しました。

【発 表】
水防機関は嚴重に警戒してください。

【特 記】
（ ）日（ ）時現在の雨量は
早明浦＝（ ） / mm）、谷道＝（ ） / mm）
柳瀬＝（ ） / mm）、池田＝（ ） / mm）です。
池田地点の最高水位は（ ）日（ ）時頃に起こると予想され
（ ）m位に達する見込みです。
引き続き上昇しています。
池田地点の（ ）時間後の水位は（ ）mと予想されま
す。

徳島河川国道事務所の水防警報発表状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
池田（無堤）	○			
岩津				
中央橋				
第十				
大寺橋				

（参考）
吉野川 池田（無堤）水位観測所（三好市）
（受け持ち区間は 吉野川左岸：三好市池田町から阿波市阿波町、右岸：三好市池田町から吉野川市山川町）

問い合わせ先
国土交通省 徳島河川国道事務所 河川調査課 電話：088-654-9611（内線）351

（参考）
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

正規

水防警報（出動）

発表河川	基準水位観測所	発表番号
那賀川	古庄水位観測所	第0号

令和00年00月00日 00時00分 国土交通省 那賀川河川事務所発表

【現 況】

那賀川の古庄水位観測所（阿南市）の水位は、00日00時00分現在5.00mです。

那賀川の古庄水位観測所（阿南市）の水位は、氾濫注意水位に達し、上昇しています。

【発 表】

水防機関は出動してください。

那賀川事務所の水防警報発表状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
古庄			○	
大原				

（参考）

那賀川 古庄水位観測所（阿南市）
（受け持ち区間は 那賀川左岸：徳島県阿南市十八女町宮ノ前 1 3 番地先から河口まで、右岸：徳島県阿南市加茂町大西 5 6 番 1 地先から河口まで）

問い合わせ先
国土交通省 那賀川河川事務所 調査課 電話：0884-22-6461（内線）352

（参考）

古庄【徳島県阿南市】
計画高水位： 8. 8 2 m
氾濫危険水位： 6. 6 0 m
避難判断水位： 5. 8 0 m
氾濫注意水位： 5. 0 0 m
水防団待機水位： 3. 5 0 m

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

正規

水防警報（情報）

発表河川	基準水位観測所	発表番号
那賀川	古庄水位観測所	第0号

令和00年00月00日 00時00分 国土交通省 那賀川河川事務所発表

【現 況】
那賀川の古庄水位観測所（阿南市）の水位は、00日00時00分現在6.50mです。

【被災状況】
（ ）地先の（ ）に（ ）が発生しました。

【発 表】
水防機関は嚴重に警戒してください。

那賀川事務所の水防警報発表状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
古庄			○	
大原				

（参考）
那賀川 古庄水位観測所（阿南市）
（受け持ち区間は 那賀川左岸：徳島県阿南市十八女町宮ノ前13番地先から河口まで、右岸：徳島県阿南市加茂町大西56番1地先から河口まで）

問い合わせ先
国土交通省 那賀川河川事務所 調査課 電話：0884-22-6461（内線）352

（参考）
古庄【徳島県阿南市】
計画高水位：8.82m
氾濫危険水位：6.60m
避難判断水位：5.80m
氾濫注意水位：5.00m
水防団待機水位：3.50m

（参考）
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

付表－８（１０）（吉野川水防警報（津波）発表受報用紙）

所 長	副 所 長 (河川)	副所長 (地域)	課 長	係 長

() 川
水防警報（津波） 第 ○ 号

令和 年 月 日 時 分
四 国 地 方 整 備 局
徳島河川国道事務所発表

1. 待 機	() 日 () 時 () 分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 〔徳島県〕では () mの津波が予想されています。 水防団員の安全確保を前提とし、[] から〔河口〕までの水防団の安全な場所での待機を要します。
2. 出 動	() 日 () 時 () 分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 〔徳島県〕では () mの津波が予想されています。 津波到達時刻は () 日 () 時 () 分頃と予想されています。 水防団員の安全確保を前提とし、[] から〔河口〕までの水防団の出動を要します。 また、引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。 () 日 () 時 () 分に〔徳島県〕に発表されていた（大津波警報・津波警報）は、() 日 () 時 () 分に解除されました。 水防団員の安全確保を前提とし、[] から〔河口〕までの水防団の出動を要します。 また、引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。
3 解 除	巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、 [] から〔河口〕までの水防警報を解除します。

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

付表－８（１１） （那賀川・桑野川水防警報（津波）発表受報用紙）

所 長	副所長 (技術)改修	副所長 (技術)管理	課 長	係 長

那賀川（桑野川）

水防警報（津波） 第 ○ 号

令和 年 月 日 時 分
四 国 地 方 整 備 局
那 賀 川 河 川 事 務 所 発 表

1. 待 機	（ ）日（ ）時（ ）分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 〔徳島県〕では（ ）mの津波が予想されています。 水防団員の安全確保を前提とし、〔 〕から〔河口〕までの水防団の安全な場所での待機を要します。
2. 出 動	（ ）日（ ）時（ ）分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 〔徳島県〕では（ ）mの津波が予想されています。 津波到達時刻は（ ）日（ ）時（ ）分頃と予想されています。 水防団員の安全確保を前提とし、〔 〕から〔河口〕までの水防団の出動を要します。 また、引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。 （ ）日（ ）時（ ）分に〔徳島県〕に発表されていた（大津波警報・津波警報）は、（ ）日（ ）時（ ）分に解除されました。 水防団員の安全確保を前提とし、〔 〕から〔河口〕までの水防団の出動を要します。 また、引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。
3 解 除	巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、 〔 〕から〔河口〕までの水防警報を解除します。

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

付表－８（１２）

＜徳島県管理河川水防警報発表受報用紙＞

（ ）川（ ）
水防警報第（ ）号

令和 年 月 日 時 分

徳 島 県
（ ）総合県民局・東部県土整備局（ ）

1 待 機	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分現在 （ ）mに達し、なお増水する見込みです。 （ ）から（ ）までの水防団の待機を要します。
2 準 備	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分現在 （ ）mに達し、なお増水する見込みです。 （ ）から（ ）までの水防団の準備を要します。
3 出 動	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分現在 （ ）mに達し、 氾濫注意水位(警戒水位)を（ ）mを超えており なお上昇のおそれがあるので、（ ）から（ ）までの 水防団の出動を要します。
4 解 除 （水防警報）	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分現在 （ ）mになり、引き続き減少する見込みです。 （ ）から（ ）までの水防警報を解除します。

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

() 総合県民局・東部県土整備局 ()

No.	本	文
1	() 日 () 時現在の雨量は、 () {(/ mm)}, () {(/ mm)} () {(/ mm)}, () {(/ mm)} です。	
2	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () m です。	
3	引き続き上昇しています。	
4	次第に下がっています。	
5	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分に () 水位を超えました。	
6	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分最高水位 () mに達しました。	
7	() 地点の最高水位は、() 日 () 時頃に起こると予想 され () mに達する見込みです。	
8	() 地点の () 時間後の水位は、() mと予想され	
9	今後も引き続き上昇する恐れがあります。	
10	今後次第に下がる見込みです。	
11	氾濫注意水位（警戒水位）を相当に上回る恐れがあります。	
12	氾濫注意水位（警戒水位）を () 日 () 時頃、下回る見込みです。	
13	堤防の低い所では、越水する恐れがあります。	
14	() 地点の () に () が発生しました。	
15	水防団は、厳重に警戒してください。	
16	水防団は、水防体制を強化してください。	
17	()	)

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

<徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙>

（ ）川（ ）
水防警報（津波）第（ ）号

令和 年 月 日 時 分

徳 島 県
（ ）総合県民局・東部県土整備局（ ）

津波に関する情報に十分注意してください。

1 待 機	（ ）日（ ）時（ ）分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 〔 〕では（ ）mの津波が予想されています。 水防団員の安全確保を前提とし、〔 〕から〔 〕までの水防団の安全な場所での待機を要します。
2 出 動	（ ）日（ ）時（ ）分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 〔 〕では（ ）mの津波が予想されています。 津波到達時刻は（ ）日（ ）時（ ）分頃と予想されています。 水防団員の安全確保を前提とし、〔 〕から〔 〕までの水防団の出動を要します。 なお、水防作業完了後は、速やかに水防団員の安全確保に努めてください。 （ ）日（ ）時（ ）分に〔 〕に発表されていた（大津波警報・津波警報）は、（ ）日（ ）時（ ）分に解除されました。 被害等の確認または応急復旧等のため、水防団員の安全確保を前提とし、 〔 〕から〔 〕までの水防団の出動を要します。
3 解 除	巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、〔 〕から〔 〕までの水防警報を解除します。

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

付表－9 ダム放流警報通信連絡系統

(1) 長安ロダム

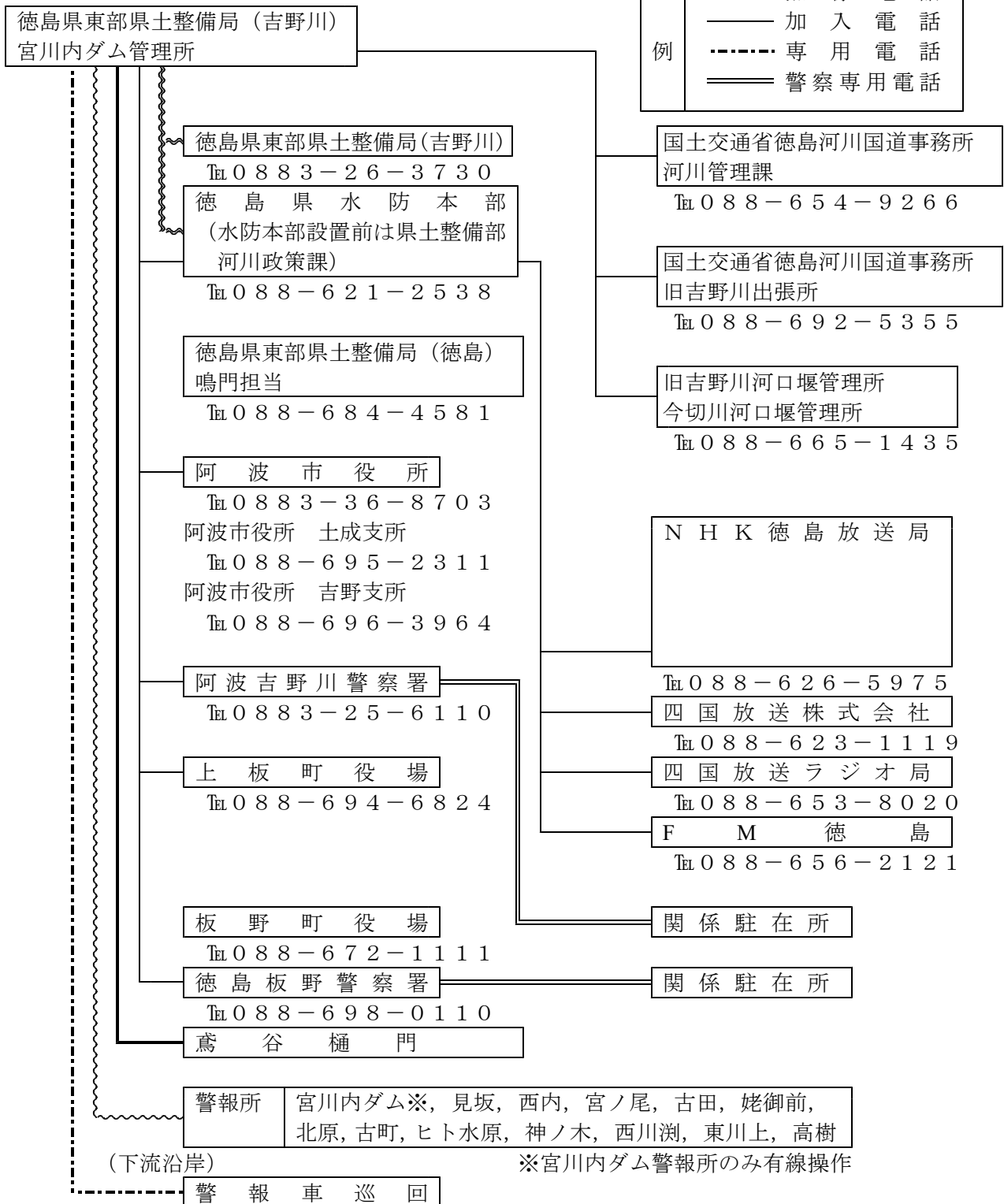
イ 警報通信系統図



ロ サイレンによる警報方法

区 分	サイレン吹鳴の方法	吹 鳴 場 所
予備放流	1 サイクル 上記吹鳴を3回繰返して行う。	長安口，小浜，桜谷，水崎，日浦， 川口ダム，とうらの滝，朝生，百合，仁宇， 田野，和食，大田井，細野，大井，水井， 加茂谷，吉井，上大野，桶田，南島， 大京原，中島，大野，出島
一般放流	上記吹鳴を1回行う。	同上
小放流	同上	長安口，小浜，桜谷，水崎，日浦

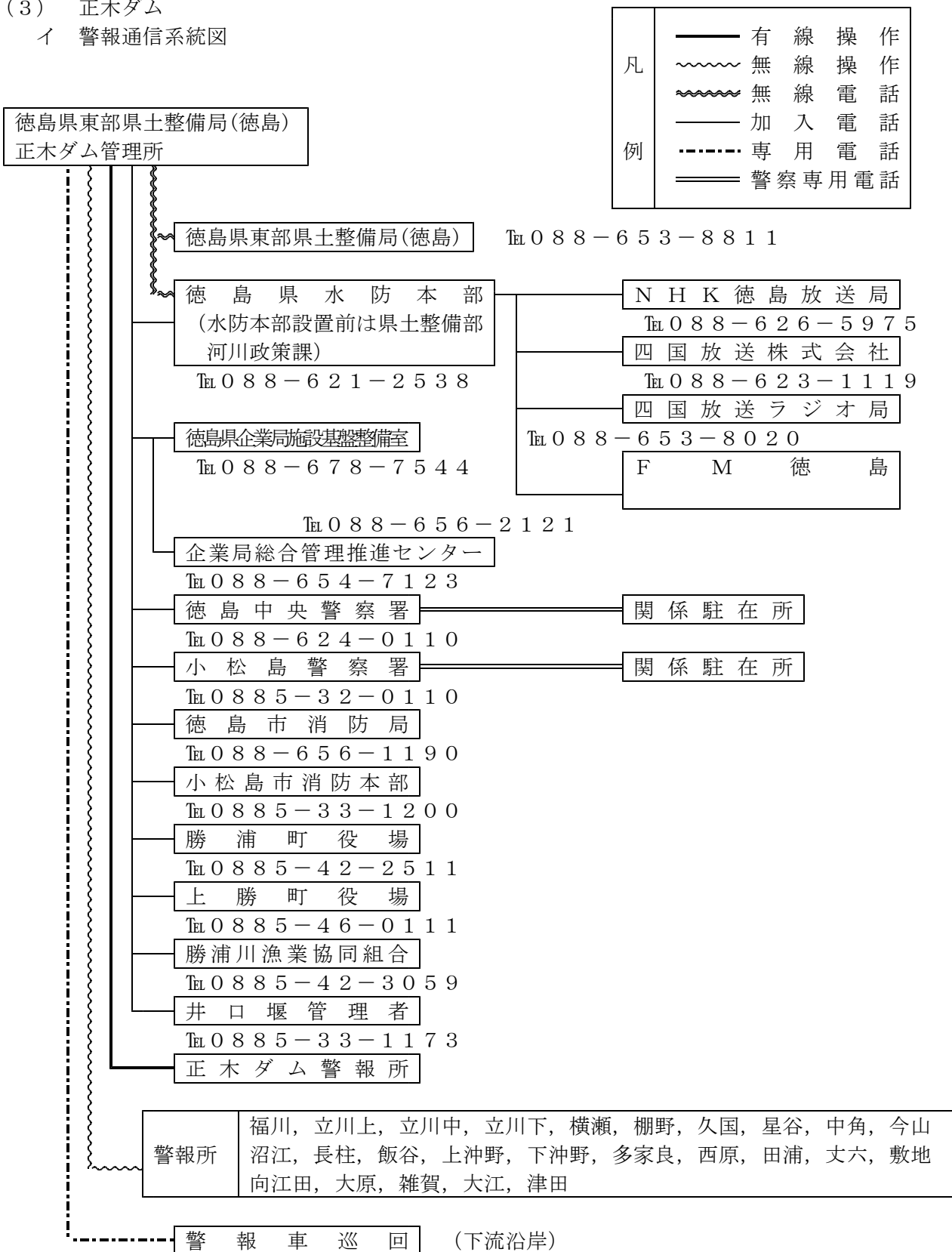
(2) 宮川内ダム
イ 警報通信系統図



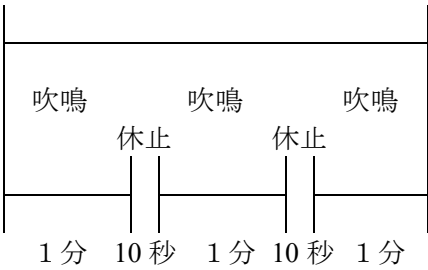
ロ スピーカーによる警報方法

区 分	サイレンの吹鳴の方法	吹 鳴 箇 所
・放流を行い下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき ・クレストゲートから放流を開始するとき	吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 1 分 1 0 秒 1 分 1 0 秒 1 分	宮川内ダム，見坂（疑），西内 宮ノ尾（疑），古田，姥御前（疑） 北原，古町（疑），ヒト水原，神ノ木（疑） 西川淵，東川上（疑），高樹 ※（疑）は疑似音のみ

(3) 正木ダム
イ 警報通信系統図



ロ サイレンによる警報方法

区 分	サイレン吹鳴の方法	吹 鳴 場 所
予備放流	1 サイクル  吹鳴 吹鳴 吹鳴 休止 休止 1 分 10 秒 1 分 10 秒 1 分 上記吹鳴を 3 回繰返して行う。	正木，福川，立川（上），立川（中）， 立川（下），横瀬，棚野，久国，星谷， 中角，今山，沼江，長柱，飯谷，上沖野， 下沖野，多家良，西原，田浦，丈六， 敷地，向江田，大原，雑賀，大江，津田
一般放流	上記吹鳴を 1 回行う。	同上
一般放流 （微少放流）	同上	正木，福川，立川（上），立川（中）

(4) 池田ダム
イ 警報通信系統図

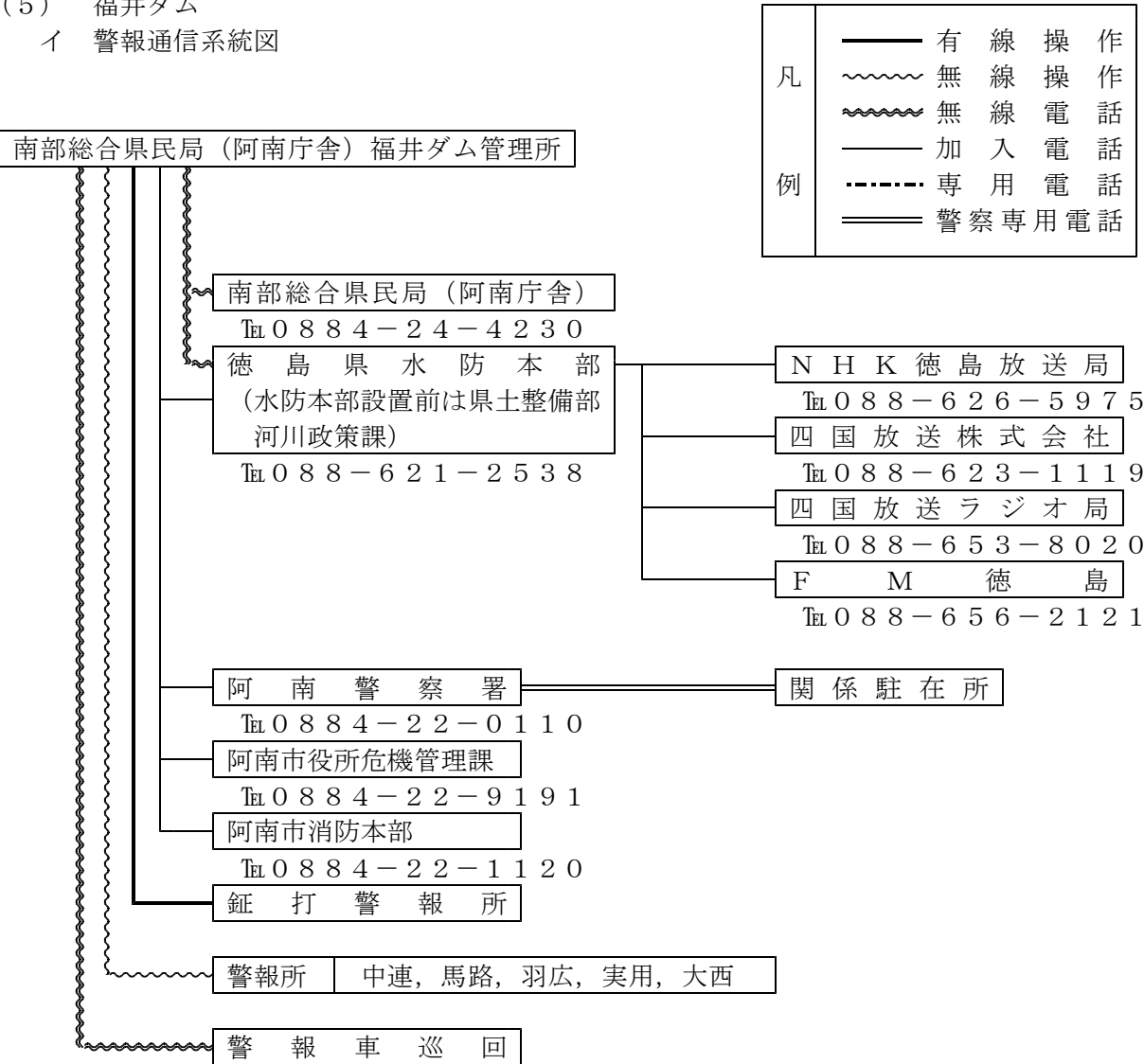
水 資 源 機 構
池 田 総 合 管 理 所

	国土交通省	吉野川ダム統合管理事務所 徳島河川国道事務所 河川調査課	0883-72-3000 088-654-9611	情報機関
県		徳島県水防本部 (水防本部設置前は県土整備部 河川政策課)	088-621-2538	
		西部総合県民局 (三好庁舎)	0883-76-0618	
		西部総合県民局 (美馬庁舎)	0883-53-2230	
		東部県土整備局 (吉野川)	0883-26-3730	
市町村		吉野川市役所	0883-22-2235	
		阿波市役所	0883-36-8703	
		美馬市役所	0883-52-1677	
		三好市役所	0883-72-7625	
		美馬郡つるぎ町役場	0883-62-3111	
		三好郡東みよし町役場	0883-82-6315	
警察		三好警察署	0883-72-0110	
		美馬警察署	0883-52-0110	
		阿波吉野川警察署	0883-25-6110	
発電所		四国電力株式会社徳島系統制御所	088-642-1677	
消防本部		みよし広域連合消防本部	0883-76-5118	
		美馬市消防本部	0883-52-3025	
		美馬西部消防組合本部	0883-63-3099	
		徳島中央広域連合消防本部	0883-26-1195	
(一財)河川情報センター		高松センター	087-851-9911	
漁業協同組合		吉野川漁業協同組合連合会	0883-96-3381	
		吉野川上流漁業協同組合	0883-72-3016	
		吉野川下流漁業対策協議会	088-665-0402	
その他		N H K 徳島放送局	088-626-5975	

ロ サイレンによる警報方法

区 分	サイレン吹鳴の方法	吹 鳴 場 所
放流量が 5 0 0 m ³ /s を超えると予想される場合	ダム下流 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 ○ — ○ — ○ 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 貯水池内 吹鳴 休止 吹鳴 ○ — ○ 1 分 15 秒 1 分	ダム下流 (供養地), 西井川, (佃), 辻, (滝下), 足代, (太刀野), 西庄, 芝生, (毛田), 半田, 西崎, 道万, 大原, 成戸, 池田ダム 貯水池内 山城, 板野
放流量が 5,000m ³ /s を超えると予想される場合	ダム下流 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 ○ — ○ — ○ — ○ 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 休止 吹鳴 休止 吹鳴 — ○ — ○ 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 貯水池内 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 ○ — ○ — ○ — ○ 1 分 15 秒 1 分 15 秒 1 分 15 秒 1 分	ダム下流 (供養地), 西井川, (佃), 辻, (滝下), 足代, (太刀野), 西庄, 芝生, (毛田), 半田, 西崎, 道万, 大原, 成戸, 池田ダム 貯水池内 山城, 板野
ダムから放流を行うことにより, 下流に急激な水位上昇を生じると予想され場合, 又は放流量が 11,100m ³ /s を超えると予想される場合	吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 ○ — ○ — ○ — ○ 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 — ○ — ○ — ○ — 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 吹鳴 休止 吹鳴 ○ — ○ 15 秒 5 秒 15 秒	ダム下流 (供養地), 西井川, (佃), 辻, (滝下), 足代, (太刀野), 西庄, 芝生, (毛田), 半田, 西崎, 道万, 大原, 成戸, 池田ダム

(5) 福井ダム
イ 警報通信系統図



ロ サイレンによる警報方法

区 分	サイレンの吹鳴の方法	吹鳴箇所
・放流を行い下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき ・水位が、非常用洪水吐を超えると予想されるとき	吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴 20秒 10秒 20秒 10秒 20秒	鉦打，中連，馬路，羽広，実用，大西

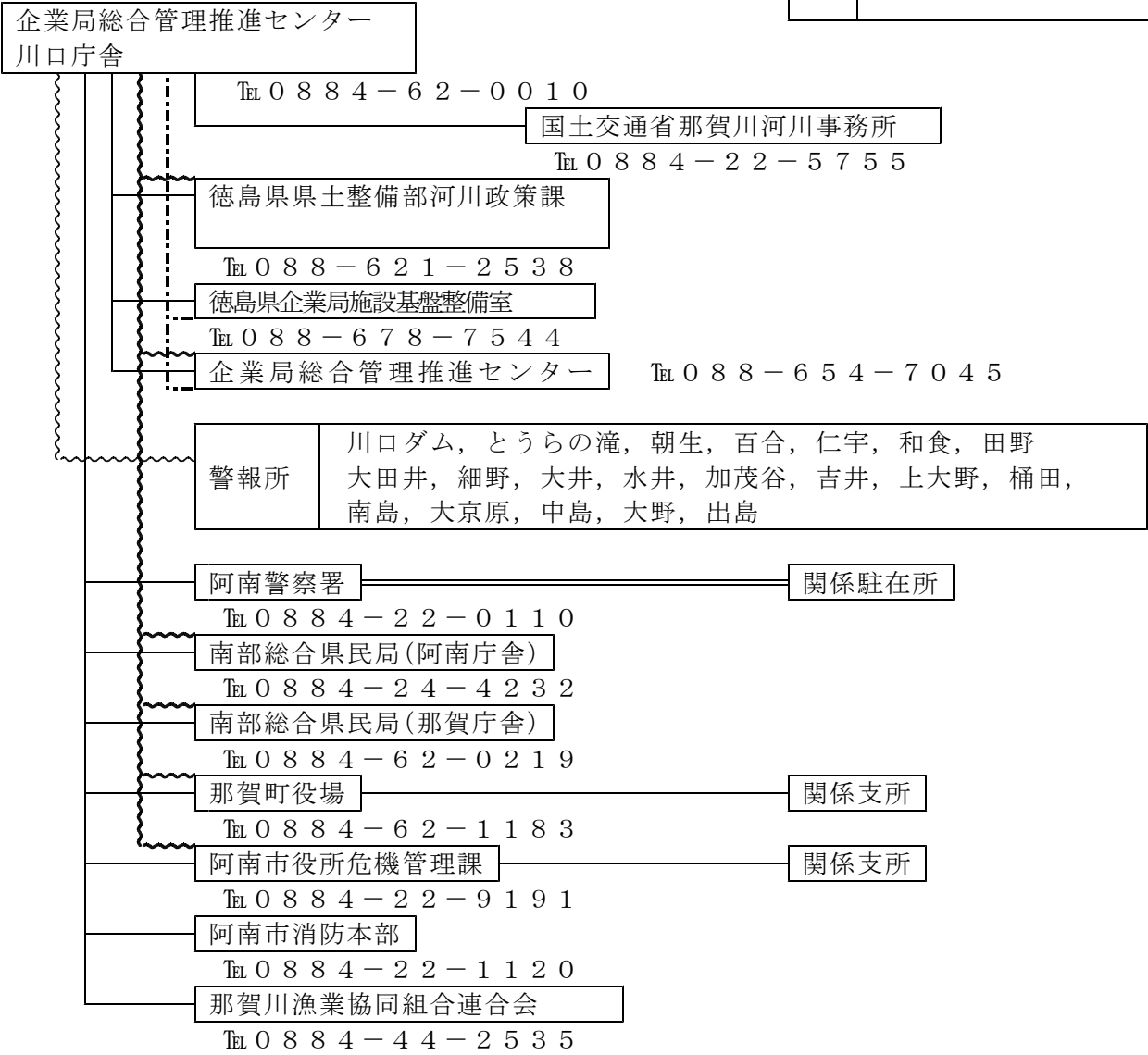
(6) 旧吉野川河口堰管理所防災本部伝達経路図



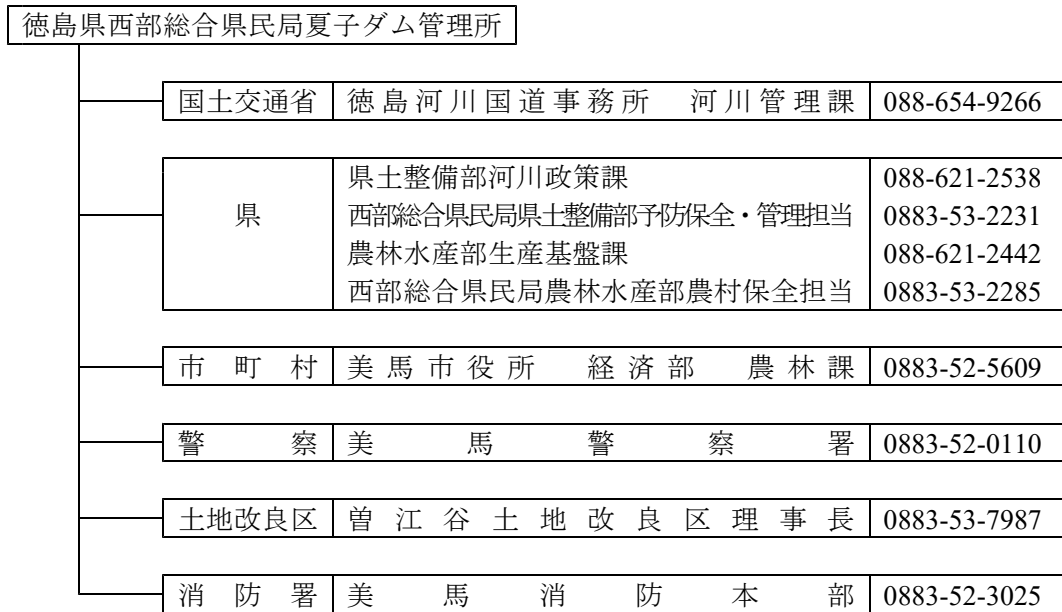
(7) 川口ダム

イ 警報通信系統図

凡 例		無	線	操	作	
		無	線	電	話	
		專	用	電	話	
		加	入	電	話	
		警	察	專	用	電



(8) 夏子ダム
イ 警報通信系統図



ロ スピーカーによる警報方法

サイレンの吹鳴の方法					吹鳴箇所
吹 鳴	休 止	吹 鳴	休 止	吹 鳴	脇町夏子ダム 脇町釜ノ池 脇町赤谷 脇町曾江 脇町共進
6 0 秒	1 0 秒	6 0 秒	1 0 秒	6 0 秒	
←-----→					
3 分 2 0 秒					

資

料

第1 水防法

昭和24・6・4法律第193号
最終改正 令和3.5.10法律第31号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第7条第3項において同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の11第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第7条第4項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津

波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする1の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道

府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
 - 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

- 第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

- 第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

- 第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項に規定する指定区間外の1級河川（同法第4条第1項に規定する1級河川をいう。次項において同じ。）で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の1級河川又は同法第5条第1項に規定する2級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

- 第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2第1項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

- 第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

- 第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の

安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は前条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は前条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、前項の国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第14条の2 都道府県知事は、第13条の2第1項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第2項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第14条の3 都道府県知事は、第13条の3の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置）

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域

ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項、第13条の2若しくは第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第6項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域同法第7条第3項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域同法第55条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び

洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行

う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用がある」と認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聞くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、

前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第1項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理団体は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による届出があった場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第3号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県の知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長

六 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第3項及び第4項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。
この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使

用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、第2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退の指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 2以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

第4章 指定水防管理団体の組織及び活動

(特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第 3 2 条の 3 津波防災地域づくりに関する法律第 5 3 条第 1 項 の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第 5 4 条第 1 項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

(水防計画)

第 3 3 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第 1 項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 1 6 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第 1 項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第 3 4 条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長 1 人及び委員 2 5 人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第 3 5 条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第 5 章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第 3 6 条 水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項 の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第 37 条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団との連携)

第 38 条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第 1 号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第 39 条 水防管理者は、第 37 条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第 37 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第 40 条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第 6 章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第 41 条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第 42 条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第 43 条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第 43 条の 2 第 32 条第 1 項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑 則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところに

より、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第 8 章 罰 則

第 5 2 条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第 5 3 条 刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 2 1 条 の規定の適用がある場合を除き、第 2 1 条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6 月以下の懲役又は 3 0 万円以下の罰金に処する。

第 5 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 1 5 条の 7 第 3 項の規定に違反した者
- 二 第 1 5 条の 8 第 1 項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚位の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第 5 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第 2 0 条第 2 項の規定に違反した者
- 三 第 4 9 条第 1 項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第1 水防法

昭和24・6・4法律第193号
最終改正 令和3．5．10法律第31号

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、

都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かななければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務

による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護

施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。

以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の

長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを

設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ

め、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、

当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。))を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。))の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれが

あると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十七号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 (昭和二七年七月三十一日法律第二五八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年七月一日法律第六一号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年六月一日法律第一四一号） 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三十三年五月一六日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三十三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三十三年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和四十七年六月二三日法律第九四号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五十九年一二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二一日法律第六九号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行(附則第一条第一号の規定による施行をいう。)前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、

届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年六月一三日法律第四六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法(以下「旧法」という。)第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。)で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの(専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。)については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条一第六十七条)」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条一第六十七条)／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二一第六十七条の七)／」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改定規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改定規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改定規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改定規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改定規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。))及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年一一月一九日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域(以下この条において単に「浸水想定区域」という。)」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定(「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。)及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。)、第七条の規定(同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第 1 水防法

昭和 24・6・4 法律第 193 号
最終改正 令和 3. 5. 10 法律第 31 号

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、

都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かななければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務

による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護

施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。

以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の

長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを

設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ

め、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、

当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。))を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。))の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれが

あると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に

関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

徳島県防災会議水防部会設置要綱

最終改正 令和6年4月1日

(設 置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項について調査審議を行うため、徳島県防災会議条例（昭和37年10月12日徳島県条例第29号）第4条第1項の規定に基づき、徳島県防災会議（以下「防災会議」という。）に水防部会（以下「部会」という。）を置く。

(委 員)

第2条 部会に属する委員（以下「委員」という。）の定数は、15名とする。

2 委員には、会長が別表に掲げる職にある者を指名する。

(部会長)

第3条 部会長には、委員のうち、会長が政策監の職にある者を指名する。

2 部会長に事故があるときは、委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部 会)

第4条 部会は、委員の3分の1以上の出席を要する。

第5条 部会は、毎年度出水期前の5月又は6月に開く。

ただし、水害の発生その他の事由により、部会の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

2 委員は、部会の必要があると認めたときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

第6条 部会長は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

一 水防計画の内容に軽易な変更が生じ、早急に修正を要するとき。

二 緊急を要する事態が発生し、部会を開くいとまがないとき。

三 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 部会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の部会にその旨を報告するものとする。

(庶 務)

第7条 部会の庶務は、県土整備部河川政策課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度部会にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

機 関 名	職 名
四国地方整備局	局 長
四国運輸局徳島運輸支局	支 局 長
徳島地方気象台	台 長
陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊	連 隊 長
徳島県警察本部	本 部 長
徳島県	政 策 監
〃	県 土 整 備 部 長
徳島県市長会	会 長
徳島県町村会	会 長
徳島県消防協会	会 長
日本赤十字社徳島県支部	事 業 推 進 課 長
日本放送協会徳島放送局	局 長
四国旅客鉄道株式会社	工 務 部 長
西日本電信電話株式会社徳島支店	支 店 長
四国放送株式会社	報 道 制 作 局 長

第 3 徳島県防災会議水防部会 構成員名簿

会長 徳島県知事 後藤田 正純

令和6年5月1日現在

機 関 名	職 名	氏 名	備 考
四国地方整備局	局 長	佐々木 淑充	
四国運輸局徳島運輸支局	支 局 長	水 口 義 幸	
徳島地方气象台	台 長	雛 川 博 文	
陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊	連 隊 長	徳 淵 文 雄	
徳島県警察本部	本 部 長	松 林 高 樹	
徳島県	政 策 監	谷 本 悦 久	部会長
徳島県	県土整備部長	松 野 秀 生	
徳島県市長会	会 長	遠 藤 彰 良	
徳島県町村会	会 長	玉 井 孝 治	
徳島県消防協会	会 長	河 野 良 雄	
日本赤十字社徳島県支部	事業推進課長	橋 本 聡	
日本放送協会徳島放送局	局 長	長野 和佳子	
四国旅客鉄道株式会社	工 務 部 長	谷 芳 彦	
西日本電信電話株式会社徳島支店	支 店 長	加 藤 拓	
四国放送株式会社	報道制作局長	武 知 浩 史	

第 3 徳島県防災会議水防部会 構成員名簿

会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

令和5年4月1日現在

機 関 名	職 名	氏 名	備 考
四国地方整備局	局 長	荒 瀬 美 和	
四国運輸局徳島運輸支局	支 局 長	寺 岡 昌 人	
徳島地方気象台	台 長	大 久 保 忠 之	
陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊	連 隊 長	福 井 謙	
徳島県警察本部	本 部 長	松 林 高 樹	
徳島県	政 策 監	瀬 尾 守	部会長
徳島県	県土整備部長	松 野 秀 生	
徳島県市長会	会 長	内 藤 佐 和 子	
徳島県町村会	会 長	影 治 信 良	
徳島県消防協会	会 長	井 住 正 三	
日本赤十字社徳島県支部	事業推進課長	橋 本 聡	
日本放送協会徳島放送局	局 長	長 野 和 佳 子	
四国旅客鉄道株式会社	工 務 部 長	谷 芳 彦	
西日本電信電話株式会社徳島支店	支 店 長	加 藤 拓	
四国放送株式会社	報道制作局長	武 知 浩 史	

第 3 徳島県防災会議水防部会 構成員名簿

会長 徳島県知事 後藤田 正純

令和5年6月6日現在

機 関 名	職 名	氏 名	備 考
四国地方整備局	局 長	荒 瀬 美 和	
四国運輸局徳島運輸支局	支 局 長	寺 岡 昌 人	
徳島地方気象台	台 長	大 久 保 忠 之	
陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊	連 隊 長	福 井 謙	
徳島県警察本部	本 部 長	松 林 高 樹	
徳島県	政 策 監		部会長
徳島県	県土整備部長	松 野 秀 生	
徳島県市長会	会 長	内 藤 佐 和 子	
徳島県町村会	会 長	影 治 信 良	
徳島県消防協会	会 長	河 野 良 雄	
日本赤十字社徳島県支部	事業推進課長	橋 本 聡	
日本放送協会徳島放送局	局 長	長 野 和 佳 子	
四国旅客鉄道株式会社	工 務 部 長	谷 芳 彦	
西日本電信電話株式会社徳島支店	支 店 長	加 藤 拓	
四国放送株式会社	報道制作局長	武 知 浩 史	

第4の1 徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島地方気象台（以下「乙」という。）とは、徳島県内における防災対策に係る事務に関し、相互に密接な連携を図るため、警報・注意報並びに気象及び地震に関する観測資料等（以下「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が発表する情報を甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

（装置等の設置）

第2条 甲は、乙が所有する庁舎内に、オンラインによる情報交換のために必要な装置（以下「通信装置」という。）を設置する。

（費用の負担）

第3条 通信装置の設置、運用及び維持管理費に要する経費は、甲が負担するものとする。

（設置場所の使用等）

第4条 乙は、通信装置の設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

2 甲は、通信装置の設置に先立ち乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

（設置場所の変更）

第5条 甲及び乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

2 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲の負担とする。

（点検及び管理）

第6条 甲は、通信装置を安全かつ確実に作動させるために、定期点検及び修理等を行うものとする。

2 前項の定期点検及び修理等の作業を実施するに当たり、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

（情報交換の手段及び内容並びに警報事項の取扱い）

第7条 甲及び乙は、それぞれ保有する計算機システムを専用線により接続し、甲は雨量、河川水位及び震度に関する情報を、乙は警報等の防災情報（以下「警報事項等」という。）をオンラインにより提供する。

2 甲及び乙は、前項に記載されたシステムによる警報事項等の伝達をもって、気象業務法第15条第1項、第15条の2第1項、水防法第10条及

び消防法第22条第1項に基づく法定通知事項の通知として取り扱うものとする。

(細目事項)

第8条 情報の提供及び交換に関する必要な細目事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何ら意思表示がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(その他)

第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙の協議の上定めるものとする。

第11条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を所持するものとする。

(附則)

本協定の締結に伴い、平成9年3月31日甲乙両者の間で締結した「徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定」は廃止する。

平成28年3月31日

甲 徳島県

徳島県知事

飯 泉

嘉 門

乙 徳島地方気象台

徳島地方気象台長

間 宮

嘉 久

第4の2 徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する細目協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島地方気象台（以下「乙」という。）とは、「徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定」（以下「協定」という。）第8条の定めに基づき、提供及び交換する情報並びにその運用に関して、次のとおり細目を定める。

（甲から提供する情報）

第1条 甲から乙に提供する情報及びその範囲は、別表1のとおりとする。

（乙から提供する情報）

第2条 乙から甲に提供する情報及びその範囲は、別表2のとおりとする。

（警報事項等の通知及び確認方法）

第3条 乙から甲に提供する情報のうち、協定第7条第2項の法定通知事項は、別表3のとおりとする。

2 この法定通知事項の通知確認は、オンライン配信における通信手順での応答機能により実施することとする。

3 回線等の障害により、前項の法定通知及び通知確認を行うことができない場合は、別紙1により対応するものとする。

4 別表4に示す情報については、法定通知事項に準ずるものとし、通知及び確認等を行うものとする。

（第三者への情報提供及び発表）

第4条 甲及び乙は第1条及び第2条に定められた情報について、それぞれ別表5及び別表6の機関に配信することができる。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有する徳島県総合情報

通信ネットワークシステムにおいても、甲の事務の一環として、各市町村及び住民に周知・啓発するため活用することができる。

3 甲が乙に提供した震度情報は、気象庁（乙及び気象官署を含む）が発表する地震情

報に含めることができる。

（情報の加工）

第5条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用するときは、事前に協議するものとする。

（目的外の利用）

第6条 甲及び乙は、この相互交換により入手した情報を、防災目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

（システムの接続方法）

第7条 甲及び乙は、甲の保有する徳島県総合情報通信ネットワークシステムと乙の保有する気象情報伝送処理システムを別紙2のとおり接続する。

(管理・運用責任者)

第8条 甲及び乙は、防災情報の相互交換を円滑に行い、また、防災情報の品質管理を行うため、このシステムの運用に関し、別紙3のとおり管理責任者及び運用責任者を置くものとする。

(管理・運用等)

第9条 システム運用、保守、点検、経費等に関する責任分界点は、別紙2のとおりとする。

2 甲及び乙のシステム運用時間は常時とする。

3 甲及び乙は、システムの定期点検及び修理等により防災情報交換を停止する場合

には、事前に相互に連絡、調整するものとする。

4 甲及び乙は、システム又は回線等に障害が認められる場合は、直ちに運用責任者

に連絡するとともに、迅速な障害復旧に努めるものとする。

5 甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の防災情報交換の再開は、障

害の復旧後速やかに実施するものとする。

6 障害期間中に地震が発生し、甲側で震度3以上の観測データが得られた場合、甲

はその観測データをファクシミリ等の方法により乙に提供しよう努めるものとする。また、障害期間中に甲が観測した観測データは復旧後に伝送するものとする。

7 甲及び乙は、伝送方法及びデータフォーマットを変更する場合には、事前に管理

責任者と協議するものとする。

(その他)

第10条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第11条 この細目協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を所持するものとする。

(附則)

本細目協定の締結に伴い、平成9年3月31日甲乙両者の間で締結した「情報交換に関する細目協定」、「情報交換に関する運用細目」及び平成11年12月20日甲乙両者の間で締結した「気象警報等の通知に関する覚書」は、廃止する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

甲 徳島県危機管理部
とくしまゼロ作戦課長 坂東 淳

乙 徳島地方気象台
観測予報管理官 佐伯 亮介

第5 雨量観測資料の通報に関する覚書

徳島県(以下「甲」という。)と徳島地方気象台(以下「乙」という。)とは、甲が乙に雨量観測資料の通報を行う場合の方法について、次のとおり覚書を交換し、昭和63年3月31日から効力を生ずるものとする。

(観測所)

第1条 甲が管理している雨量観測所のうち、乙に雨量観測資料を通報するものは、次のとおりとする。

宮川内・鳴門・吉野・長安口・川島・阿南・大里・名古ノ瀬・正木

(通報基準)

第2条 次の各号に定めるいずれかに該当する雨量を観測したときは、甲から乙にそれ以降雨が降り終わるまでの間毎時通報する。

(1) 1時間雨量が20mmに達したとき。

(2) 雨が降り始めてからの積算雨量が70mmに達したとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は可能な範囲で事後に通報する。

(1) 前条に定める観測所のうち長安口・名古ノ瀬・宮川内・正木については、休日・夜間及び河川法に基づくダム操作規則による洪水警戒体制時の場合

(2) 前条に定める観測所のうち鳴門・吉野・川島・阿南・大里については、休日及び夜間(徳島県水防計画に定める準備体制に入ったときは除く。)の場合

(通報方法)

第3条 通報は徳島県防災行政用無線電話によって行う。

(担当課)

第4条 この業務についての担当は、甲は土木部河川課、乙は技術課とする。

(通報期間)

第5条 雨量観測資料の通報期間は、原則として、6月1日から9月30日までとする。

(経過措置)

第6条 この覚書の交換に伴い、昭和48年10月5日両者の間で交換した「雨量観測資料の通報に関する覚書」は、昭和63年3月30日にその効力を失う。

(疑義等の決定)

第7条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和63年3月29日

甲 徳 島 県

徳 島 県 知 事 三 木 申 三

徳 島 県 企 業 局 長 小 原 靖 之

乙 徳島地方気象台

徳島地方気象台長 松 本 久

第6 ダム、堰、排水機場操作規則

1 長安口ダム操作規則

平成19年4月1日施行

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 貯水池の水位等(第3条～第9条)
- 第3章 貯水池の用途別利用(第10条～第12条)
- 第4章 洪水調節等(第13条～第20条)
- 第5章 貯留された流水の放流(第21条～第27条)
- 第6章 点検、整備等(第28条～第30条)
- 第7章 雑則(第31条)
- 附 則

第1章 総則

(通則)

第1条 長安口ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 長安口ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒2,500立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から10月31日までの期間
- 二 非洪水期 11月1日から翌年6月14日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位(以下「水位」という。)は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高225.0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高水位)

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高225.0メートルとし、第16条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第8条 貯水池の最低水位は、標高195.0メートルとする。

(予備放流水位)

第9条 予備放流水位の最低限度は標高218.7メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高218.7メートルから標高225.0メートルまでの容量最大1,200万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11条 流水の正常な機能の維持の供給は、標高195.0メートルから標高225.0メートルまでの容量最大3,500万立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電は、標高195.0メートルから標高225.0メートルまでの容量最大3,500万立方メートルを利用して行うものとする。

ただし、発電は第10条、第11条、第15条、第18条、第21条及び第24条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 那賀川河川事務所長(以下、「所長」という。)は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 徳島地方気象台から那賀・勝浦地方において、大雨又は洪水に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、第13条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただし、次の各号に定める措置をとらなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。

三 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 所長は、第16条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認める場合において、第9条の規定により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、下流に支障を与えない範囲で、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

一 流入量が毎秒2,500立方メートルから毎秒6,400立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(流入量 - 2,500) \times 0.744 + 2,500\}$ 立方メートルを限度として、放流すること。

二 流入量が最大に達した後は、第一号の方法による操作中における最大放流量を限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

三 流入量が最大に達した後、第二号の規定による放流量に等しくなった以後、流入量が毎秒2,500立方メートルを下回るまでの間は第二号の方法による操作中における放流量を限度として放流すること。なお、流入量が毎秒2,500立方メートルを下回るまでの間に再び増加した場合は、第一号により放流すること。

四 流入量が毎秒6,400立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒5,400立方メートルに等しくなるまで、毎秒5,400立方メートルの水量を放流すること。

(洪水に達しない流水の調節)

第17条 所長は、気象、水象、その他の状況により必要があると認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第18条 所長は、第16条本文の規定により洪水調整を行った後又は第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が予備放流水位を超えているときは、速やかに水位を予備放流水位を限度として低下させるため、洪水調整を行った後にあつては、毎秒2,500立方メートルの水量を限度として、また洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては操作中における放流量のうち最大の放流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、上記によらず、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に、放流することができる。

一 水位が平常時最高貯水位、洪水時最高水位を超えると予想される時。

二 第15条の規定により予備放流を行なうとき。

三 第16条の規定により洪水調節を行なうとき。

四 第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。

五 第18条の規定により洪水調節等の後における水位の低下を行うとき。

六 第24条の規定により流水の正常な機能の維持のため放流を行なうとき。

七 第28条の規定によりゲート又は放水管バルブの点検又は整備を行なうため特に必要があるとき。

八 その他細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行なう場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第23条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量から日野谷発電所の使用水量(毎秒60立方メートル以内)を控除した量を超えないようにしなければならない。

一 第21条第一号、第四号の場合においては、流入量に相当する量

二 第21条第二号、第七号又は第八号の場合においては、毎秒500立方メートル。ただし、第21条第二号の場合において、特にやむを得ないと認めるときは、毎秒2,500立方メートル

三 第21条第三号、第五号又は第六号の場合においては、第16条、第18条又は第24条の規定による放流量

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第24条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めるときは、必要量を放流することができる。

(放流量等の決定)

第25条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、日野谷発電所の使用水量を確認して、放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、第1項の決定をしようとする場合においては、第16条の規定により洪水調節を行う場合、または第18条の規定により洪水調整等の後における水位の低下をさせる場合を除き、あらかじめ発電所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第26条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

2 所長は、第1項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法をあらかじめ定めておくものとする

(ゲート等の操作)

第27条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第28条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、第1項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第29条 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 第28条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

(記録)

第30条 所長は、ゲート等を操作し、第28条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに第29条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(運用)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が別途定める。

附 則

この規則は、令和2年6月15日から適用する。

2 宮川内ダム操作規則

昭和45年9月18日
徳島県規則第73号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	貯水池の水位等(第3条—第10条)
第3章	貯水池の用途別利用(第11条・第12条)
第4章	洪水調節等(第13条—第20条)
第5章	貯留された流水の放流(第21条—第26条)
第6章	ゲート及び放水管バルブの操作(第27条・第28条)
第7章	点検、整備等(第29条・第30条)
第8章	記録等(第31条—第33条)
第9章	雑則(第34条)
附則	

第1章 総則 (通則)

第1条 宮川内ダムの操作については、この規則の定めるところによる。
(ダムの用途)

第2条 宮川内ダムは、洪水調節及びかんがいをその用途とする。

第2章 貯水池の水位等 (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒100立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 6月15日から10月31日まで
- 二 非洪水期間 11月1日から翌年6月14日まで

(かんがい期間)

第5条 かんがい期間は、5月15日から9月30日までとする。

(水位の測定)

第6条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第7条 貯水池の常時満水位は、標高130・6メートルとし、第十六条の規定により洪水調節を行なう場合及び第十八条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なう場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第8条 貯水池のサーチャージ水位は、標高135・0メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高117・8メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第10条 予備放流水位の最低限度は、標高124・2メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用 (洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高124・2メートルから標高135・0メートルまでの容量最大95万立方メートルを利用して行なうものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、標高130・6メートルから標高135・0メートルまでの容量最大45万立方メートルを利用して行なうものとする。

(かんがいのための利用)

第12条 かんがい用水の供給は、標高117・8メートルから標高130・6メートルまでの容量最大77万立方メートルを利用して行なうものとする。

第4章 洪水調節等 (洪水警戒体制)

第13条 徳島県東部県土整備局長(以下「局長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 徳島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他細則で定められるところにより洪水の発生が予想される時。

2 局長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに、次に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 局長は、次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第三号の規定により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 局長は、次に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が標高120.8メートル未満である場合又は標高133.3メートル以上である場合で、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、あらかじめ、知事の承認を得てこれによることができる。

- 一 流入量が毎秒100立方メートルに達した後、水位が標高125.8メートルに達するまでの間においては、自然放流とすること。
- 二 前号に規定する操作の実施後、水位が標高125.8メートルに達した後においては、毎秒200立方メートルの流量を限度として放流すること。
- 三 前号に規定する操作の実施後、放流量が毎秒200立方メートルに達した後においては、流入量が減少し始めてから毎秒200立方メートルに等しくなるまでの間は、毎秒200立方メートルの流量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 局長は、前条の規定により洪水調節を行つた後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つた後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行つた後にあつては前条第二号又は第三号に規定する方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行つた後にあつては毎秒100立方メートルの流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第18条 局長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても、調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第20条 局長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流することができる。

- 一 水位がサーチャージ水位を超えるとき。
- 二 水位が常時満水位を超えるとき。
- 三 第15条の規定により予備放流を行うとき。
- 四 第16条の規定により洪水調節を行うとき。
- 五 第17条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせるとき。
- 六 第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 七 第24条の規定により下流既得用水のための放流を行うとき。

- 八 第25条の規定によりかんがい用水の供給のため放流を行うとき。
- 九 第29条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 十 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第22条 局長は、ダムから放流を行なう場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第23条 ダムから放流を行なう場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量をこえないようにしなければならない。

- 一 第21条第一号、第二号又は第六号の場合においては、流入量に相当する量
- 二 第21条第三号、第九号又は第十号の場合においては、毎秒100立方メートル
- 三 第21条第四号、第五号、第七号又は第八号の場合においては、それぞれ第16条、第17条、第24条又は第25条の規定による放流量

(下流既得用水のための放流)

第24条 局長は、下流既得用水のため必要があると認める場合においては、毎秒0.3立方メートルの流水を限度としてダムから放流しなければならない。ただし、ダムからの放流量は、流入量の範囲内とする。

(かんがい用水の供給のための放流)

第25条 局長は、かんがい期間において、かんがい用水の供給のため必要があると認める場合においては、毎秒0.514立方メートルの流水を限度としてダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第26条 局長は、ダムにから放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第6章 ゲート及び放水管バルブの操作

(ゲートの操作)

第27条 ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第21条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行なうとき。
- 二 第29条の規定によりゲートの点検又は整備を行なうため必要があるとき。

(放水管バルブの操作)

第28条 放水管バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第21条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行なうとき。
- 二 次条の規定により放水管バルブの点検又は整備を行なうため必要があるとき。

第7章 点検、整備等

(点検及び整備)

第29条 局長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行なわなければならない。

- 一 ダム本体
- 二 ゲート及び放水管バルブ(以下「ゲート等」という。)
- 三 ゲート等を操作するため必要な機械及び器具
- 四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備
- 五 監視のため必要な船舶
- 六 警報のため必要な車両
- 七 第三号から前号までに掲げるものの操作のため必要な資材

2 局長は、メートル等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行なわなければならない。

(調査又は測定)

第30条 局長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行なわなければならない。

第8章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第31条 局長は、第15条及び第17条の規定により放流を行なつたとき、第16条の規定により洪水調節を行なつたとき、並びに第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なつたときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- 一 気象及び水象の状況
- 二 ゲート等の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動

- 三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況
 - 四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
 - 五 その他特記すべき事項
- 2 局長は、前項に規定する場合を除き、第 27 条各号の一又は第 28 条各号の一に該当する場合においてゲート等进行操作したときは、その状況を同項に準じて記録しておかなければならない。
(調査結果等の記録)
- 第 32 条 局長は、第 29 条の規定により点検及び整備を行なった結果並びに第 30 条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。
(管理月報及び管理年報の作成)
- 第 33 条 局長は、知事が別に定めるところによりダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第 9 章 雑則

(細則)

第 34 条 この規則を実施するために必要な細則は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 45 年 9 月 20 日から施行する。
- 2 宮川内ダム操作規則(昭和 39 年徳島県訓令第 304 号)は、廃止する。
附 則(昭和 53 年規則第 29 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和 57 年規則第 30 号)抄
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和 58 年規則第 73 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 13 年規則第 38 号)抄
- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 17 年規則第 95 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 20 年規則第 33 号)抄
- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第三十条関係)

調査又は測定事項

事 項	項 目
気 象	天 気 気 湿 風 量 降 水 蒸 発 積 雪
貯 水 池	水 流 放 入 取 流 水 水 堆 量 温 度 砂 量
ダ ム	揚 圧 漏 水 力 量
効 果	洪 水 かん 調 が い 節

3 正木ダム操作規則

昭和53年4月1日
徳島県規則第36号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	貯水池の水位等(第3条—第11条)
第3章	貯水池の用途別利用(第12条—第14条)
第4章	洪水調節等(第15条—第22条)
第5章	貯留された流水の放流(第23条—第29条)
第6章	ゲート及び低水管理用バルブの操作(第30条—第34条)
第7章	点検、整備等(第35条・第36条)
第8章	記録等(第37条—第40条)
第9章	雑則(第41条)
附則	

第1章 総則 (通則)

第1条 正木ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 正木ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、工業用水の供給及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等 (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒500立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

一 洪水期間 6月1日から10月15日まで

二 非洪水期間 1月1日から5月31日まで及び10月16日から12月31日まで

(水位の測定)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高183・0メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高185・0メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、標高169・3メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(確保水位)

第9条 流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給及び工業用水の供給のために確保すべき水位(以下「確保水位」という。)は、次の各号に掲げる日(以下この条において「基準日」という。)にあつては、それぞれ当該各号に定める水位とし、基準日以外の日にあつては、当該日の直前の基準日の確保水位と直後の基準日の確保水位とから等差的に算出される水位とし、第17条、第26条又は第27条の規定により放流する場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

一 1月20日 標高163・0メートル

二 2月 5日 標高163・0メートル

三 4月10日 標高158・0メートル

四 4月30日 標高158・0メートル

五 5月31日 標高162・0メートル

六 6月20日 標高158・0メートル

七 7月 5日 標高169・3メートル

八 8月10日 標高164・0メートル

九 9月 5日 標高167・0メートル

十 10月10日 標高158・0メートル
(最低水位)

第10条 貯水池の最低水位は、標高158・0メートルとする。

(予備放流水位)

第11条 洪水期間における予備放流水位は、標高161・3メートルとする。

2 非洪水期間における予備放流水位は、標高161・3メートルを最低限度として、第16条第4号の規定により定める水位とする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第12条 洪水調節は、標高161・3メートルから標高185・0メートルまでの容量最大1100万立方メートルを利用して、洪水期間にあつては、水位を制限水位より上昇しないよう制限するほか、予備放流により水位を低下させて行い、非洪水期間にあつては、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては、標高161・3メートルから標高185・0メートルまでの容量最大1,100万立方メートル、非洪水期間にあつては、標高183・0メートルから標高185・0メートルまでの容量最大130万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び工業用水のための利用)

第13条 流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給及び工業用水の供給は、洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高169・3メートルまでの容量最大360万立方メートル、非洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高183・0メートルまでの容量最大1,060万立方メートルのうち85万4千立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第14条 発電は、洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高169・3メートルまでの容量最大360万立方メートル、非洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高183・0メートルまでの容量最大1,060万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第15条 徳島県東部県土整備局長(以下「局長」という。)は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 徳島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第16条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに、次に定める措置を採らなければならない。

一 県土整備部河川政策課、徳島地方気象台、企業局総合管理推進センターその他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。

三 洪水調節計画を立てること。

四 非洪水期間である場合においては、前号の洪水調節計画に基づき、予備放流水位を定めること。

五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置を採ること。

(予備放流)

第17条 局長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第18条 局長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、あらかじめ、知事の承認を得てこれによらないことができる。

一 流入量が毎秒500立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{(流入量 - 500) \times 0.35 + 500\}$ 立方メートルを限度として、放流すること。

二 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(最大流入量 - 500) \times 0.35 + 500\}$ 立方メートルを限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

三 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、流入量が毎秒500立方メートルを下らず、かつ、水位が制限水位に低下するまでの間に流入量が再び増加したときは、流入量が次条の規定による放流量と等しくなったときから毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量 - 500) \div 0.35 + 500\}$ 立方メートルに等しくなるまで、当該等しくなったときの放流量に等しい流水を放流すること。

四 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(当該等しくなつたときの放流量 - 500) \div 0.35 + 500\}$ 立方メートルに等しくなつたときから以後は、第一号から前号までの規定を準用して放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第19条 局長は、前条の規定により洪水調節を行つた後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つた後において、水位が洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、濁水対策上特に必要があると認める場合においては、利水に支障を与えない範囲で、制限水位以下に水位を低下させることができるものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 局長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第21条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第22条 局長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第23条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り、放流することができる。

- 一 水位がサーチャージ水位を超えるとき。
- 二 水位が常時満水位を超えるとき。
- 三 非洪水期間から洪水期間に移るに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 四 洪水期間において水位が制限水位を超えるとき。
- 五 第17条の規定により水位を予備放流水位に低下させるとき。
- 六 第18条の規定により洪水調節を行うとき。
- 七 第19条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせるとき。
- 八 第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 九 第26条の規定により流水の正常な機能の維持のため必要があるとき。
- 十 第27条の規定により工業用水の供給を行うとき。
- 十一 第35条の規定によりゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 十二 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第24条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第25条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる流量から勝浦発電所(以下「発電所」という。)の使用水量(毎秒10・0立方メートル以内)を控除して得た流量を超えないようにしなければならない。

- 一 第23条第一号、第二号、第四号又は第八号に該当する場合においては、流入量に相当する流量
- 二 第23条第三号、第五号又は第十一号に該当する場合においては、毎秒300立方メートル。ただし、同条第5号に該当する場合において特にやむを得ないと認めるときは、毎秒500立方メートル
- 三 第23条第六号、第七号、第九号又は第十号に該当する場合においては、それぞれ第18条、第19条、第26条又は第27条の規定により放流する流量
- 四 第23条第十二号に該当する場合においては、必要最小限度の流量

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第26条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、次の各号に掲げる期間に応じて、それぞれ当該各号に定める流量を知事が別に定める地点で確保できるよう、必要な流量をダムから放流しなければならない。

- 一 1月1日から4月30日まで及び10月1日から12月31日まで 毎秒1・00立方メートル
- 二 5月1日から5月31日まで 毎秒2・70立方メートル
- 三 6月1日から6月15日まで 毎秒4・40立方メートル
- 四 6月16日から9月30日まで 毎秒3・43立方メートル

(工業用水の供給のための放流)

第27条 局長は、工業用水の供給のため必要があると認める場合においては、毎秒0・8立方メートルの流量を知事が別に定める地点で確保できるよう、必要な流量をダムから放流しなければならない。

(放流量等の決定)

第28条 局長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、発電所の使用水量を確認して、放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 局長は、前項の規定による決定をしようとする場合においては、第18条の規定により洪水調節を行う場合、第19条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせる場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、あらかじめ、企業局総合管理推進センター所長の意見を聴かなければならない。

(放流に関する通知等)

第29条 局長は、ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第32条の規定に準じて、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を採らなければならない。

2 知事は、前項の規定により通知すべき関係機関及び周知する方法をあらかじめ定めておくものとする。

第6章 ゲート及び低水管理用バルブの操作

(ゲートの操作の方法)

第30条 ゲートの操作によるダムからの放流は、コンジットゲートの操作によつて行うのを原則とし、これによつて所要の放流ができないときは、クレストゲートの操作によつて行うものとする。

(コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作)

第31条 コンジットゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第23条の規定によりダムから放流を行うため必要があるとき。

二 第35条の規定によりコンジットゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

2 コンジット予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

一 第35条の規定によりコンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

(クレストゲートの操作)

第32条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第23条の規定によりダムから放流を行うため必要があるとき。

二 第35条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(低水管理用バルブ等の操作)

第33条 低水管理用バルブ及びその予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第23条の規定によりダムから放流を行うため必要があるとき。

二 第35条の規定により低水管理用バルブ又はその予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

三 その他必要があるとき。

(表面取水ゲートの操作)

第34条 表面取水ゲートは、常に一定の水深を保つよう操作するものとする。ただし、水象等の状況により必要があると認める場合及び次条の規定により点検又は整備を行う場合においては、これによらないことができる。

第7章 点検、整備等

(点検及び整備)

第35条 局長は、次に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

一 ダム本体

二 ゲート及び低水管理用バルブ(以下「ゲート等」という。)

三 ゲート等を操作するため必要な機械及び器具

四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備

五 監視のため必要な船舶

六 警報のため必要な車両

七 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

2 局長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第36条 局長は、別表の上欄に掲げる事項に関し、それぞれ同表の相当下欄に掲げる項目について調査又は測定を行わなければならない。

第8章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第37条 局長は、第17条及び第19条の規定により放流を行つたとき、第18条の規定により洪水調節を行つたとき並びに第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- 一 気象及び水象の状況
- 二 ゲート等の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動の状況
- 三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況
- 四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- 五 その他特記すべき事項

2 局長は、前項に規定する場合を除き、第31条第1項各号及び第2項各号、第32条各号並びに第33条各号の一に該当する場合においてゲート等を操作したときは、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第38条 局長は、第35条の規定により点検及び整備を行つた結果並びに第36条の規定により調査又は測定を行つた結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第39条 局長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(報告事項)

第40条 局長は、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- 一 第18条の規定により洪水調節を行つたときの状況
- 二 その他必要な事項

第9章 雑則

(細則への委任)

第41条 この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 正木ダム工事中操作規則(昭和52年徳島県規則第40号)は、廃止する。

附 則(昭和57年規則第30号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成13年規則第38号)抄
- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成15年規則第39号)
この規則は、公布の日から施行する
附 則(平成20年規則第33号)抄
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する
附 則(平成21年規則第33号)抄
- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する
附 則(平成22年規則第26号)抄
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則(平成24年規則第34号)抄
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成25年規則第33号)抄
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成26年規則第46号)抄
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則(平成27年規則第34号)抄
- 1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。
附 則(平成29年規則第33号)抄
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(平成30年規則第28号)抄
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(平成31年規則第43号)
この規則は、平成31年5月1日から施行する。

別表(第36条関係)

事 項	項 目
気 象	天 気 気 湿 風 向 風 速 降 水 蒸 発 気 圧 温 度 速 量 量
貯 水 池	水 流 放 入 取 流 水 水 堆 水 位 量 量 量 温 度 砂 質
ダ ム	揚 圧 た 水 漏 水 力 み 量
効 果	洪 水 か ん 工 業 発 用 節 水 電

4 池田ダムに関する施設管理規程

	昭和50年3月20日	水公規程昭和50年第20号	
〔沿革〕	昭和58年8月29日	水公規程昭和58年第33号	一部改正
	平成11年9月24日	水公規程平成11年第39号	一部改正
	平成14年2月28日	水公規程平成14年第6号	一部改正
	平成30年12月25日	水機規程平成30年度第17号	一部改正

目次

第1章	総則（第1条－第4条）
第2章	貯水池の水位等（第5条－第12条）
第3章	貯水池の用途別利用（第13条－第15条）
第4章	洪水調節等（第16条－第22条）
第5章	貯留された流水の放流（第23条－第29条）
第6章	点検及び整備等（第30条－第32条）
第7章	管理に要する費用（第33条）
第8章	雑則（第34条）
附則	

第1章 総則

（通則）

第1条 この規程は、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が池田ダム建設事業により生じた施設（以下「池田ダム」という。）の管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

（管理を行うべき施設）

第2条 機構が管理を行うべき施設は、別表に掲げるものとする。

（管理の目的）

第3条 池田ダムの管理は、洪水調節、吉野川の流水の正常な機能の維持並びに吉野川北岸用水及び香川用水の取水を可能ならしめることをその目的とする。

（発電との関係）

第4条 機構は、池田ダムの管理を実施するに当たっては、池田ダムにより発電事業を行う四国電力株式会社と協議して、発電に係る部分の管理の委託を受け、その円滑な実施を図るものとする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第5条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒5,000立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(かんがい期及び非かんがい期)

第6条 かんがい期及び非かんがい期は、次の各号に掲げる期間とする。

- 一 かんがい期 4月16日から10月10日までの期間
- 二 非かんがい期 10月11日から翌年4月15日までの期間

(貯水位)

第7条 貯水池の水位(以下「貯水位」という。)は、ダム本体又はダム貯水池に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第8条 貯水池の常時満水位は、標高88.1メートルとし、第19条の規定により洪水調節を行う場合及び第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、貯水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第9条 貯水池のサーチャージ水位は、標高90.7メートルとし、第19条第1項本文の規定により洪水調節を行う場合及び第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、貯水位をこれより上昇させてはならない。

(取水のための貯水位)

第10条 吉野川北岸用水及び香川用水の取水を可能ならしめるための貯水位は、標高87.5メートル以上とする。

第11条 削除

(予備放流水位の最低限度)

第12条 予備放流水位の最低限度は、標高87.5メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第13条 洪水調節は、標高87.5メートルから標高90.7メートルまでの容量最大4,400,000立方メートルを利用して、必要に応じ予備放流により貯水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、標高88.1メートルから標高90.7メートルまでの容量最大3,600,000立方メートルを利用して行うものとする。

(吉野川の流水の正常な機能の維持のための利用)

第14条 吉野川の流水の正常な機能の維持は、早明浦ダムの操作と併せて標高87.5メートルから標高88.1メートルまでの容量最大800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第15条 発電は、第10条の規定による吉野川北岸用水及び香川用水の取水のための貯水位の確保並びに第13条第1項の規定による洪水調節及び前条の規定による吉野川の流水の正常な機能の維持のための利用に支障を与えない範囲内で、標高87.5メートルから標高88.1メートルまでの容量最大800,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第16条 池田総合管理所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 徳島地方気象台から三好市、松山地方気象台から新居浜市若しくは四国中央市又は高知地方気象台から南国市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村若しくはいの町の降雨に関する注意報又は警報が発せられ、細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。
- 二 国土交通省吉野川ダム統合管理事務所長（以下「統管所長」という。）から指示があったとき。
- 三 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第17条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に定める措置を執らなければならない。

- 一 関西・吉野川支社吉野川本部、国土交通省吉野川ダム統合管理事務所、国土交通省徳島河川国道事務所、四国電力株式会社徳島支店技術部その他の細則に定める関係機関との連絡並びに水象及び気象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備発電設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(予備放流)

第18条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認める場合には予備放流水位を定め、貯水位が当該予備放流水位を超えているときは、貯水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ毎秒5,000立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第19条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。
ただし、水象、気象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が毎秒5,000立方メートルに達した時から流入量が最大に達するまでの間における放流量が最大流入量から最大毎秒200立方メートルを控除した量に等しくなる時まで、流入量を超えない量の流水を放流すること。
- 二 前号の規定による放流量が最大流入量から最大毎秒200立方メートルを控除した量に達した後は、当該量の流水を、流入量が当該量に等しくなる時まで放流すること。

2 所長は、統管所長から洪水調節について指示があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該指示に従って洪水調節を行わなければならない。

(洪水調節等の後における貯水位の低下)

第20条 所長は、前条第1項本文若しくは第2項の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、貯水位が常時満水位を超えている場合は、速やかに、貯水位を常時満水位に低下させるため、次の各号のいずれかに定める水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、水象、気象その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

- 一 洪水調整を行った後にあっては、前条第1項本文又は第2項に定める方法による操作中における放流量のうち最大の水量
- 二 洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒5,000立方メートルの水量

2 前条第2項の規定は、前項の規定による放流について準用する。

(洪水に達しない流水の調節)

第21条 所長は、水象、気象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

2 第19条第2項の規定は、前項の規定による調節について準用する。

(洪水警戒体制の解除)

第22条 所長は、細則で定めるところにより、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第23条 ダムによって貯留された流水は、第18条から第21条まで及び第26条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

- 一 貯水位が常時満水位を超えるとき。
- 二 第30条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 統管所長から指示があったとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

- 2 前項各号に該当する場合の放流量は、第1号に該当する場合にあっては流入量に相当する量、第2号から第4号に該当する場合にあっては毎秒500立方メートルを超えてはならない。

(放流の原則)

第24条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより、放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第25条 ダムから放流を行う場合の放流量は、第18条から第20条まで、第23条及び第26条の規定による場合にあっては当該規定に定める量、第21条の規定による場合にあっては流入量に相当する量から、それぞれ魚梯流量及び四国電力株式会社池田発電所(以下「発電所」という。)の使用水量を控除した量を超えてはならない。

(吉野川の流水の正常な機能の維持のための放流)

第26条 所長は、吉野川の流水の正常な機能の維持のために必要な流量として、かんがい期にあっては次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる流量、非かんがい期にあっては毎秒15.0立方メートルを放流しなければならない。

一	4月16日から4月30日までの期間	毎秒20.331立方メートル
二	5月1日から5月5日までの期間	毎秒25.558立方メートル
三	5月6日から5月20日までの期間	毎秒26.178立方メートル
四	5月21日から5月31日までの期間	毎秒36.180立方メートル
五	6月1日から6月20日までの期間	毎秒36.346立方メートル
六	6月21日から6月30日までの期間	毎秒38.035立方メートル
七	7月1日から7月31日までの期間	毎秒42.025立方メートル
八	8月1日から8月15日までの期間	毎秒43.000立方メートル
九	8月16日から8月31日までの期間	毎秒41.932立方メートル
十	9月1日から9月10日までの期間	毎秒37.450立方メートル
十一	9月11日から9月20日までの期間	毎秒30.184立方メートル
十二	9月21日から9月30日までの期間	毎秒28.392立方メートル
十三	10月1日から10月10日までの期間	毎秒20.000立方メートル

- 2 前項の規定にかかわらず、所長は、貯水池からダム下流の既得水利のための取水が行われている場合においては、前項に規定する流量から当該取水量を控除した流量を放流しなければならない。

- 3 第1項の規定による放流は、統管所長から指示又は必要な情報の提供を受けて行うものとする。

(放流量等の決定)

第27条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、吉野川北岸用水及び香川用水の取水量並びに発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合においては、第19条の規定により洪水調節を行う場合、第20条の規定により洪水調節等の後に貯水位を低下させる場合及び第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、あらかじめ、発電所の長の意見を聴かなければならない。

(放流に関する通知等)

第28条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第29条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第6章 点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第30条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を、細則で定めるところにより行わなければならない。

(観測)

第31条 所長は、ダムを操作するため必要な水象及び気象の観測を、細則で定めるところにより行わなければならない。

(記録)

第32条 所長は、ゲートを操作し、第30条の規定による計測、点検及び整備又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 管理に要する費用

(管理に要する費用)

第33条 機構は、洪水調節、吉野川の流水の正常な機能の維持及び吉野川北岸用水に係る費用として、管理に要する費用の額からダムに係る固定資産税等の納付に要する費用の額（以下「固定資産税等納付額」という。）及び第5項の規定により四国電力株式会社から受ける受託金の額を控除した額（以下「管理費用の額」という。）に1,000分の679.1を乗じて得た額の交付金の交付を、機構法第22条第1項及びこれに基づく政令の規定により、国から受けるものとする。

2 機構は、香川用水のうちかんがい用水に係る費用として、管理費用の額に1,000分の161.0を乗じて得た額の交付金の交付を、機構法第22条第1項及びこれに基づく政

令の規定により、国から受けるものとする。

- 3 機構は、香川用水のうち水道用水に係る費用として、次のイ及びロに掲げる額を合算した額の負担金を、機構法第25条第1項及びこれに基づく政令の規定により、香川県広域水道企業団に負担させるものとする。

イ 管理費用の額に1,000分の137.5を乗じて得た額

ロ 固定資産税等納付額に1,000分の860.0を乗じて得た額

- 4 機構は、香川用水のうち工業用水に係る費用として、次のイ及びロに掲げる額を合算した額の負担金を、機構法第25条第1項及びこれに基づく政令の規定により、香川県広域水道企業団に負担させるものとする。

イ 管理費用の額に1,000分の22.4を乗じて得た額

ロ 固定資産税等納付額に1,000分の140.0を乗じて得た額

- 5 機構は、発電に係る費用として、管理に要する費用の額から固定資産税等納付額を控除した額に四国電力株式会社と協議して定める割合を乗じて得た額の受託金を同会社から受けるものとし、その割合は、池田ダムの建設に要した費用に係る同会社の負担割合に準ずるものとする。

第8章 雑則

(細則)

- 第34条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和58年9月21日から実施する。

附 則

この規程は、平成11年11月18日から実施する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 池田ダム操作規則（水公規程昭和50年第24号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

管理を行うべき施設

名 称 池田ダム

右 岸 徳島県三好市池田町ウエノ

左 岸 徳島県三好市池田町西山

区 分	概 要
1 ダム本体	型 式 直線重力式コンクリートダム 高 さ 24.0m 堤頂標高 94.5m 堤 体 積 52,000m³ 堤 頂 長 247.0m 堰 柱 幅 3.5m
2 放流設備	ローラゲート 型 式 鋼製ローラゲート Ⅰ 型 8.70m×15.00m×2門 Ⅱ 型 13.70m×15.00m×7門 設計水深 Ⅰ 型 8.7m Ⅱ 型 13.7m 最大放流量 17,000m³
3 魚 梯	右岸1箇所 型 式 鋼製ローラゲート 設計水深 1.6m 越流水深 最大 0.3m
4 管理用道路	左岸上流ダム取付道路 4.5m（幅員）×130m（延長） 左岸下流ダム取付道路 5.0m（幅員）×160m（延長） 右岸上流ダム取付道路 5.0m（幅員）×460m（延長）
5 貯 水 池	湛水区域の面積 1.4km ²
6 操作設備等	施設の操作に必要な設備、機械器具、通信設備等

5 福井ダム操作規則

平成7年6月22日
徳島県規則第52号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	貯水池の水位等(第3条—第6条)
第3章	貯水池の用途別利用(第7条・第8条)
第4章	洪水調節等(第9条—第13条)
第5章	貯留された流水の放流(第14条—第18条)
第6章	点検、整備等(第19条—第21条)
第7章	雑則(第22条)
附則	

第1章 総則 (通則)

第1条 福井ダムの操作については、この規則の定めるところによる。
(ダムの用途)

第2条 福井ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等 (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒70立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。
(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高43.5メートルとする。
(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高56.5メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用 (洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高43.5メートルから標高56.5メートルまでの容量340万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高39.0メートルから標高43.5メートルまでの容量60万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等 (洪水警戒体制)

第9条 徳島県南部総合県民局長(以下「局長」という。)は、徳島地方気象台から降雨に関する警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 局長は、洪水が予想されるとき(前項の場合を除く。)は、細則で定めるところにより洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 県土整備部河川政策課、徳島地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第14条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

一 第19条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量の限度は、毎秒3.9立方メートルとする。

(放流の原則)

第15条 局長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、別表に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第17条 局長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(バルブの操作)

第18条 放流管から放流を行う場合のバルブの操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第19条 局長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第20条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第21条 局長は、バルブを操作し、第19条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(細則への委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第38号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第60号)抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第33号)抄

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第26号)抄

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第34号)抄

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第33号)抄

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第46号)抄

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第34号)抄

1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。

- 附 則(平成29年規則第33号)抄
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則(平成30年規則第28号)抄
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

期 間	ダム地点放流量	大西地点流量
4月21日から4月25日まで	毎秒0.290立方メートル	毎秒0.130立方メートル
4月26日から4月30日まで	0.447	0.130
5月 1日から5月 5日まで	0.407	0.311
5月 6日から5月10日まで	0.407	0.455
5月11日から8月31日まで	0.407	0.419
9月 1日から翌年4月20日まで	0.093	0.130

6 旧吉野川河口堰等に関する操作規則

昭和51年6月23日 水公規程昭和51年第33号

平成14年3月29日 水公規程第22号改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 ゲートの操作（第6条～第11条）
- 第3章 洪水警戒体制等（第12条～第14条）
- 第4章 点検、整備等（第15条・第16条）
- 第5章 記録等（第17条～第19条）
- 第6章 雑則（第20条）
- 附則

第1章 総則

（通則）

第1条 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（施設の用途）

第2条 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰は、洪水の疎通機能を確保すること並びに海水の遡上を防止することにより、従前の農業用水の取水等流水の正常な機能を維持すること並びに水道用水及び工業用水の取水を可能ならしめることをその用途とする。

（操作に関する基本事項）

第3条 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰の操作は、河川流量及び堰下流部の潮位の状況に応じ、洪水の安全な流下を図り、海水の遡上を防止し、及び堰上流部の水位を調節することにより取水の安定を図るように行うものとする。

2 前項の操作に当たっては、堰上流部の排水に十分配慮するものとする。

（水位の測定）

第4条 旧吉野川河口堰の堰上流部及び堰下流部の水位は、それぞれ旧吉野川河口堰の第1号水位計及び第2号水位計により、今切川河口堰の堰上流部及び堰下流部の水位は、それぞれ今切川河口堰の第1号水位計及び第2号水位計により測定するものとする。

（危害防止のための通知等）

第5条 旧吉野川河口堰管理所長（以下「所長」という。）は、施設を操作することによって流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第2章 ゲートの操作

（海水の遡上の防止の操作）

第6条 所長は、従前の農業用水の取水等流水の正常な機能を維持し、並びに水道用水及び工業用水の取水を可能ならしめるため、海水の遡上を防止する操作を行うものとする。

（水位保持及び内水排除の操作）

第7条 所長は、従前の農業用水の取水等流水の正常な機能を維持するため、次の各号に定めるところにより、ゲートの操作を行うものとする。

- 一 毎年3月1日から9月末日までの間においては、原則として、5日間を周期とし、このうち3日間は、従前の農業用水の取水等が可能となるように堰上流部の水位をおおむね一定に保つ操作を行い、2日間は、内水排除が可能となるように、堰上流部の水位を低下させる操作を行うこと。
- 二 毎年10月1日から翌年2月末日までの間においては、内水排除が可能となるように、堰上流部の水位を低下させる操作を行うこと。

（操作の方法）

第8条 第6条の規定による操作は、堰下流部の水位が堰上流部の水位より高い場合において、すべてのゲートを全閉しておくことにより行うものとする。

2 前条第一号の規定による堰上流部の水位を保つための操作は、堰上流部の水位をおおむねT.P. +0.7メートルに保つように、調節ゲート及び制水ゲートを開閉することにより行うものとする。ただし、堰下流部の水位がT.P. +0.7メートルより高くなるものと予想される場合において、堰上流部の水位を一定に保つことが困難となると認められるときは、堰上流部の水位をおおむねT.P. +0.7メートルとなるようにするため、あらかじめ、堰上流部の水位を低下させることができる。

3 前条第一号の規定による堰上流部の水位を低下させる操作及び同条第二号の規定による操作は、堰下流部の水位が堰上流部の水位より低くなった場合において、調節ゲート及び制水ゲートを開くことにより行うものとする。

(除塩操作)

第9条 所長は、第7条に定めるもののほか、遡上した海水を除去して流水の正常な機能を維持するため必要があると認められるときは、除塩操作を行うものとする。

2 前項の除塩操作は、調節下段ゲート及び制水ゲートを操作することにより行うものとする。

(洪水の疎通機能の確保)

第10条 所長は、第6条から前条までの規定にかかわらず、洪水の疎通機能を確保する必要があると認められるときは、すべての制水ゲート及び調節ゲートを全開しなければならない。

2 所長は、前項の操作をしようとするときは、堰下流部に急激な水位の変動を生じないように配慮するものとする。

(閘門ゲート等の操作)

第11条 閘門ゲート及び魚道ゲートの操作については、別に定めるところによる。

第3章 洪水警戒体制等

(洪水警戒体制)

第12条 所長は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 徳島地方気象台から徳島県徳島・鳴門地方又は徳島県美馬北部・阿北地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

一 別表第1に掲げる関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の整備状況の確認その他堰の操作に関し必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第4章 点検、整備等

(点検及び整備)

第15条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

一 旧吉野川河口堰

二 今切川河口堰

三 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰を操作するために必要な機械及び器具

四 警報、通信連絡、観測等のために必要な設備

五 監視等のために必要な船舶及び車両

六 前各号に掲げるものの管理のために必要な資材

2 所長は、前項に規定するもののほか、ゲート、予備電源設備等を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第16条 所長は、別表第2の左欄に掲げる事項に関し、同表の右欄に掲げる項目について調査又は測定を行わなければならない。

第5章 記録等

(ゲートの操作の記録)

第17条 所長は、ゲート（閘門ゲートを除く。以下この条において同じ。）を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

一 気象及び水象の状況

二 ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに堰上流部及び堰下流部における水位の変動

三 第5条の規定による危害防止のための通知等に関する事項

四 その他特記すべき事項

(点検、整備等の記録)

第18条 所長は、第15条の規定による点検及び整備の結果並びに第16条の規定による調査又は測定の結果を記録しておかななければならない。

(管理年報の作成)

第19条 所長は、堰の管理に関し必要な事項について、管理年報を作成しなければならない。

第6章 雑則

(細則)

第20条 この操作規則を実施するために必要な細則は、別に定める。

附則

この規程は、昭和51年7月1日から実施する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

別表第1 (第13条関係)
洪水警戒体制をとったときに連絡すべき関係機関

区 分	関 係 機 関
水 資 源 開 発 公 団	吉 野 川 開 発 局
国 土 交 通 省	徳 島 工 事 事 務 所
徳 島 県	徳島県 徳島市 鳴門 宮内 徳島市 北松 松鳴 土土 内ダ 木木 ム 事管 務理 所所 所所 場所 場所

別表第2 (第16条関係)
調査又は測定項目

事 項	項 目
気 象	天 気 風 速 風 向 風 降 水 気 温 向 速 量
水 象	堰 上 流 部 及 び 堰 下 流 部 の 水 位 堰 大 寺 橋 水 位 第 十 樋 門 に お け る 水 位 及 び 流 量 塩 素 イ オ ン 濃 度 水 質
堰 本 体	沈 変 下 位 量 量
そ の 他	堰 上 流 部 及 び 堰 下 流 部 の 深 浅 測 量

7 川口ダム操作規程

昭和45年8月11日
徳島県企業管理規程第11号

- 第1章 総則(第1条～第8条)
- 第2章 ダム及び貯水池の管理の原則
 - 第1節 流水の貯留及び放流の方法(第9条～第12条)
 - 第2節 放流の際にとるべき措置等(第13条～第18条)
- 第3章 洪水に対する措置に関する特則(第19条～第21条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、川口ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法のほか、ダム及び川口貯水池(以下「貯水池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 総合管理推進センターに、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者一人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

一 ダム

イ 高さ 30メートル

ロ 堤頂の標高 97メートル

ハ 越流頂の標高 81.4メートル

ニ 洪水吐ゲート

(1) 個々のゲートの規模及び数 高さ13.8メートルで幅13メートルのもの6門

(2) 個々のゲートの開閉の速さ 1分につき0.3メートル

ホ 計画洪水流量 毎秒8000立方メートル

二 貯水池

イ 直接集水地域の面積 616.7平方キロメートル

(間接集水地域の面積 40.6平方キロメートル)

ロ 湛水区域の面積 0.87平方キロメートル

ハ 最大背水距離 6.9キロメートル

ニ 計画洪水位 標高95メートル

(水位計による表示1.5メートル)

ホ 常時満水位 標高95メートル

(水位計による表示1.5メートル)

ヘ 予備放流水位 標高94メートル

(水位計による表示0.5メートル)

ト 最低水位 標高93.5メートル

チ 有効貯水容量 95万立方メートル

三 最大使用水量 毎秒70立方メートル

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において、「洪水」とは、貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒600立方メートル以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生している時間をいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、洪水時に至るまで、又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において、「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として大雨注意報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、川口貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終る時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第一により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム及び貯水池の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 貯水池における流水の貯留は、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐からの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号の一に該当する場合に限り、することができるものとする。

一 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

二 前条の規定を守るため必要があるとき。

三 第19条第2項、第20条第1項第2号及び第2項並びに第21条第1号の規定により貯水池から放流するとき。

四 ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。

五 その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 貯水池からの放流は、第21条第1号の規定によつてする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによつてしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲートの操作の方法)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向つて順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第3号ゲート」、「第4号ゲート」、「第5号ゲート」及び「第6号ゲート」という。

2 ダム放流をする場合においては、原則として、ゲートを次の順序によつて開き、第1号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によつてするものとする。

第5号ゲート

第4号ゲート

第6号ゲート

第2号ゲート

第3号ゲート

第1号ゲート

3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、0.5メートルをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、第9条の規定を守るためやむを得ないと認められるとき、及び漂流物等によりゲート操作に支障をきたすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 一のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一のゲートの動きが止んだ時から少なくとも10秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。

5 前項の規定にかかわらず、流入量が急激に増減している場合においては、一のゲートの開閉を開始したときから10秒以上経過した後他のゲートを始動させることができるものとする。

6 ゲートは、ダム放流、浮塵を流下さすための決遮板の操作又はゲートの点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダム放流（ダム放流の途中における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において同じ。）の開始の少なくとも1時間前に、別表第1（一）欄及び（二）欄（貯水池からの最大放流量が毎秒120立方メートル未満のときは、同表（一）欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、四国地方整備局長に対しても別表第1（三）欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

3 川口発電所の放水口からの放流によつて下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合にお

いて、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から阿南市那賀川町中島地点まで(貯水池からの最大放流量が毎秒120立方メートル未満のときは、ダム地点から那賀郡那賀町田野地点まで)の那賀川の区間についてとるものとする。

2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声器により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

一 サイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始時の約30分前に、ダム地点に設置されたサイレンを1分間吹鳴し、以下順次、別表第2に掲げる警報所からサイレン又は疑似音により行うものとする。

二 警報車の拡声器による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における那賀川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分以前

3 川口発電所の放水口からの放流によつて下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 ダムの洪水吐ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第一号及び第二号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。

一 操作の理由

二 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を終えた時刻及びこれを終えた時におけるその開度

三 ゲートの1回の開閉を終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量

四 ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量

五 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量

六 法第48条の規定による通知(第13条第2項の規定による通知を含む。)及び令第31条の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第16条 法第45条の規定による観測は、別表第3に定めるところにより行なうものとする。

2 法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条第1項後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第17条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検(貯水池附近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行ない、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

2 前項の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、四国地方整備局長に対し、別表第1(三)欄の例により、その旨を報告しなければならない。

第3章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

二 ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)、法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電燈その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具並びに資材の点検並びに整備を行なうこと。

三 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

四 四国地方整備局長及び徳島県知事に対し、別表第1の例により、法第46条第1項の規定による通報をすること。

五 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

六 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

- 2 予備警戒時において、ダム下流河川にて氾濫等の洪水被害の発生（以下「水害」という。）が予想されるときは、前項の措置のほか、別に定める川口ダム事前放流実施要領により事前放流を行い、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めるものとする。

（洪水警戒時における措置）

- 第20条 洪水警戒時においては、前条第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- 二 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、これに適合するため必要な最小限度において、これに適合するようにしてすること。
 - イ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位をこえているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量（貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量）の流水を貯水池から放流すること。
 - (1) 流入量が毎秒70立方メートルになる時以前においては、流入量に相当する流量
 - (2) 流入量が毎秒70立方メートルになった時から流入量が毎秒600立方メートルになるまでの間においては、第11条の規定に適合する放流量
 - (3) 流入量が毎秒600立方メートルになった時以後においては、毎秒600立方メートル
 - ロ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位を下つているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

三 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

- 2 洪水警戒時において、水害が予想されるときは、前項の措置のほか、別に定める川口ダム事前放流実施要領により事前放流を行い、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めるものとする。

- 3 第1項第2号の規定は、前項に規定する事前放流について準用する。この場合において、同号中「予備放流水位」とあるのは「川口ダム事前放流実施要領で定める目標水位」と読み替えるものとする。

（洪水時における措置）

- 第21条 洪水時においては、第19条第三号及び第四号並びに前条第一号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。
 - ハ ロに規定する時間が経過した時から、流入量が毎秒200立方メートルになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- ニ ハに規定する時間を経過した時以後においては、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

二 法第49条の規定による記録の作成をすること。

三 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 川口堰堤操作規程（昭和41年徳島県企業局訓令第10号）は、廃止する。

附 則（昭和56年企管規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年企管規程第11号）

- 1 この規程は、平成6年7月15日から施行する。
- 2 改正後の川口ダム操作規程は、平成6年3月25日から適用する。

附 則（平成12年企管規程第四号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の大京原の項中を改める部分は、平成12年7月11日から適用する。

附 則（平成13年企管規程第7号）

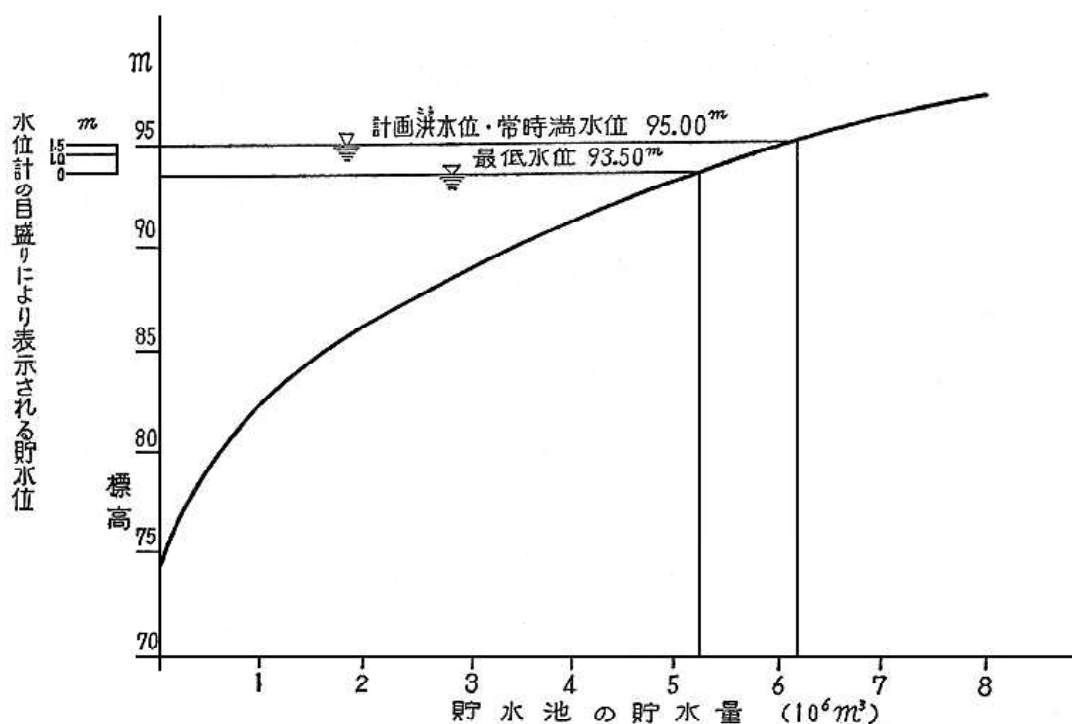
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年企管規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

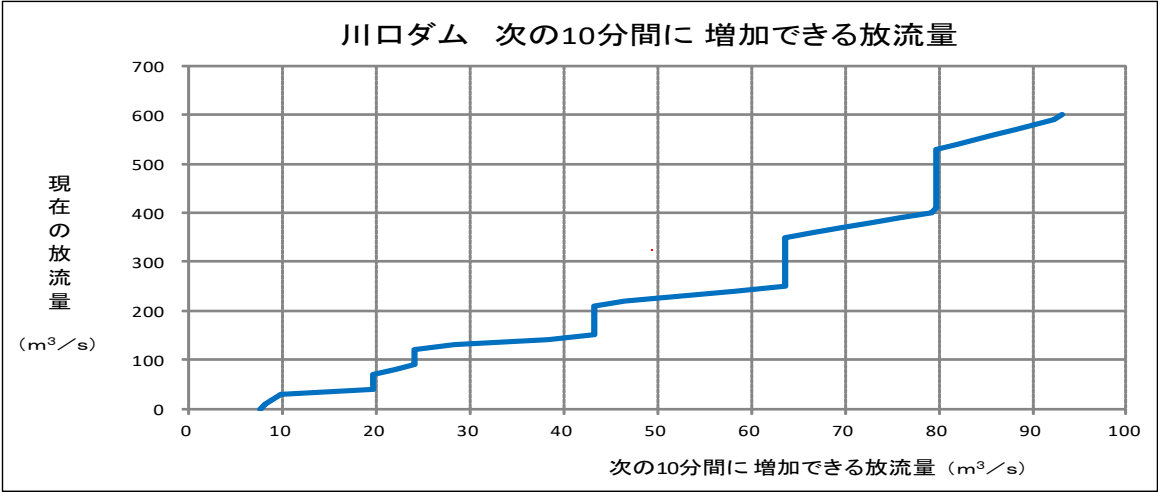
附 則 (平成17年企管規程第4号)
 この規程は、平成17年3月1日から施行する。
 附 則 (平成18年企管規程第3号)
 この規程は、平成18年3月20日から施行する。
 附 則 (平成18年企管規程第8号)
 この規程は、公布の日から施行する。
 附 則 (平成29年企管規程第8号)
 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 附 則 (平成30年企管規程第6号)
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
 附 則 (平成31年企管規程第10号)
 この規程は、平成31年5月1日から施行する。
 附 則 (令和元年企管規程第1号)
 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川口ダム操作規程の規定は、令和元年6月1日から適用する。
 附 則 (令和2年企管規程第4号)
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
 附 則 (令和2年企管規程第6号)
 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川口ダム操作規程の規定は、令和2年7月15日から適用する。
 附 則 (令和3年企管規程第13号)
 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別図第1



別図第 2
(令 2 企管規程 6・全改)
川口ダム 次の10分間に増加できる放流量

別図第二



川口ダム 次の10分間に 増加できる放流量

(単位 m³/s)			
現在の放流量	次の10分間に増加できる量	現在の放流量	次の10分間に増加できる量
0.0	7.6	310.0	63.6
10.0	8.2	320.0	63.6
20.0	9.0	330.0	63.6
30.0	9.9	340.0	63.6
40.0	19.6	350.0	63.6
50.0	19.6	360.0	66.5
60.0	19.6	370.0	69.6
70.0	19.6	380.0	72.8
80.0	22.1	390.0	75.9
90.0	24.1	400.0	79.2
100.0	24.1	410.0	79.8
110.0	24.1	420.0	79.8
120.0	24.1	430.0	79.8
130.0	28.4	440.0	79.8
140.0	38.3	450.0	79.8
150.0	43.3	460.0	79.8
160.0	43.3	470.0	79.8
170.0	43.3	480.0	79.8
180.0	43.3	490.0	79.8
190.0	43.3	500.0	79.8
200.0	43.3	510.0	79.8
210.0	43.3	520.0	79.8
220.0	46.5	530.0	79.8
230.0	52.4	540.0	81.9
240.0	58.4	550.0	83.9
250.0	63.6	560.0	86.0
260.0	63.6	570.0	88.2
270.0	63.6	580.0	90.2
280.0	63.6	590.0	92.3
290.0	63.6	600.0	93.2
300.0	63.6		

別表第1（第13条、第18条、第19条関係）
（平18企管規程3・全改、平18企管規程8・平29企管規程8・平30企管規程6・平31企管規程10・令2企管規程4・一部改正）

通知の相手方		通知の方法
名称	担当機関の名称	
(一) 徳島県知事	県土整備部河川政策課	FAX、専用電話、無線電話又は加入電話
	南部総合県民局県土整備部那賀庁舎予防保全・管理担当	FAX、加入電話又は無線電話
	徳島県企業局長	FAX、専用電話、無線電話又は加入電話
	総合管理推進センター所長	FAX、専用電話、無線電話又は加入電話
	阿南警察署長	FAX、加入電話
	那賀町長	FAX、加入電話又は無線電話
(二) 徳島県知事	南部総合県民局県土整備部阿南庁舎施設管理担当	FAX、加入電話又は無線電話
	阿南市長	FAX、加入電話又は無線電話
	那賀川漁業協同組合連合会	FAX、加入電話
(三) 四国地方整備局長	那賀川河川事務所管理課	FAX、加入電話

別表第2（第14条関係）
（昭56企管規程9・全改、平6企管規程11・平12企管規程4・平17企管規程4・平18企管規程3・令企管規程一・一部改正）

警報所名	所在地	サイレンの出力 (KW)	アンプの出力 (W)	操作方法
○川口	那賀郡那賀町吉野字川口35	7.5	100	有線
○とうらの滝	那賀郡那賀町延野字榎谷163-6	7.5	100	無線
○朝生	那賀郡那賀町朝生字川西64-3	7.5	100	無線
○百合	那賀郡那賀町百合字松の木178	7.5	100	無線
○仁宇	那賀郡那賀町仁宇字学原甲203-1	7.5	100	無線
○和食	那賀郡那賀町和食字町144-2	—	400	無線
○田野	那賀郡那賀町和食郷字田野22-2	7.5	100	無線
大田井	阿南市大田井町松ノ岡40-2	7.5	100	無線
細野	阿南市細野町長手58-6	7.5	100	無線
大井	阿南市大井町中筋57-1	3.7	100	無線
水井	阿南市十八女町大屋156	7.5	100	無線
加茂谷	阿南市加茂町カハヤ地先	7.5	200	無線
吉井	阿南市上大野町尻谷地先	5.5	200	無線
上大野	阿南市上大野町成国地先	5.5	100	無線
桶田	阿南市下大野町渡り上り地先	5.5	100	無線
南島	阿南市上中町南島地先	5.5	100	無線
大京原	阿南市那賀川町大字大京原字中屋287-1地先	3.7	100	無線
中島	阿南市那賀川町赤池字堤下405	3.7	100	無線
大野	阿南市辰巳町地先	7.5	100	無線
出島	阿南市那賀川町中島地先	5.5	100	無線

備考

- 1 貯水池からの最大放流量が $120\text{m}^3/\text{S}$ 未満の場合の吹鳴箇所は、警報所名の項の○印の箇所とする。
- 2 貯水池からの最大放流量が $120\text{m}^3/\text{S}$ 以上の場合の吹鳴箇所は、全箇所とする。

別表第3（第16条関係）

（平18企管規程3・全改、令元企管規程1・一部改正）

観測すべき事項	観測施設			観測の回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及び流入量	川口貯水池	（川口ダム） 徳島県那賀郡 那賀町吉野字 川口35番地先	主：圧力式 水位計 副：フロー ト式水位計	1時間ごと（洪水時、洪水 警戒時及び予備警戒時にお いては、30分ごと）
水位及び 流量	花瀬水位観測 所	徳島県那賀郡 那賀町花瀬字 花瀬84番地先	圧力式水位 計	1時間ごと（洪水時、洪水 警戒時及び予備警戒時にお いては、30分ごと）
降水量	川口ダム雨量 観測所	（川口ダム） 徳島県那賀郡 那賀町吉野字 イヤ谷72—1	転倒ます式 雨量計	1時間ごと（洪水時、洪水 警戒時及び予備警戒時にお いては、30分ごと）

別表第4（第16条関係）

（昭56企管規程9・全改）

観測又は測定すべき事項		観測又は 測定の数	摘要
気象	ダム地点における天気、気温、相対 湿度、風向及び風速	毎日	相対湿度（気圧）の測定 は、出水時適宜
水象	使用水量及び貯水池の表面付近の水 温	毎日	
ダムの状 況	漏水量及び水温	毎旬	
堆砂量	貯水池の堆砂量	毎年1回	毎年12月に測定し、翌年 2月末に報告すること。

8 夏子ダム管理規程

目次

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 ダムからの放流等の方法(第9条～第12条)

第2節 ダム放流の際にとるべき措置等(第13条～第19条)

第3章 洪水時における措置に関する特則(第20条～第21条)

第4章 取水施設の管理(第22条～第24条)

第5章 記録等(第25条～第26条)

第6章 雑則(第27条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、夏子ダム(以下「ダム」という。)の操作方法のほか、ダム及び夏子貯水池(以下「貯水池」という。)の管理並びに取水の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 ダムに河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の緒元)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

ア、高さ 43.8 m

イ、堤頂の標高 219.8 m

ウ、越流頂の標高 213.5 m

エ、越流堤長 70.0 m

オ、洪水吐

(ア) 形式 自由越流式(洪水吐ゲート無)

(イ) 越流幅 70.0 m

(ウ) 最大水深 4.8 m

カ、放流及び取水設備

(ア) 取水塔 多孔式取水塔取水ゲート ϕ 450mm×5門

(イ) 導水管 ϕ 800mm

(ウ) 流量測定設備 1号超音波流量計 ϕ 800mm

2号超音波流量計 ϕ 250mm

(エ) 放流管ゲート

ジェットフローゲート ϕ 250mm, 1門

開閉に係る開度変化量 1分間につき 0.1m

最大放流量 0.54 m³/s

(オ) 取水管ゲート

制水弁 ϕ 500mm, 1門

開閉に係る開度変化量 1分間につき 0.2m

最大取水量 0.248 m³/s

キ、設計洪水流量 1.370 m³/s

(2) 貯水池

ア、集水地域の面積

直接集水面積 26.7 km²

イ、湛水区域の面積 0.135km²

ウ、最大背水距離 2.37 km

エ、設計洪水位 標高 218.3 m

(水位計による表示 218.3 m)

オ、常時満水位 標高 213.5 m

(水位計による表示 213.5 m)

カ、最低水位 標高 206.0 m

(水位計による表示 206.0 m)

キ、有効貯水容量 800,000m³

(3) 最大取水量

ア、最大取水量

6月1日～9月30日 0.248 m³/s

10月1日～5月31日 0.124 m³/s

(貯留期間及びかんがい期間)

第4条 貯留期間及びかんがい期間は、次のとおりとする。

貯留期間 1月1日から12月31日まで

かんがい期間 1月1日から12月31日まで

(洪水及び洪水時)

第5条 この規程に置いて「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が60m³/sec以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第6条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として、洪水警報又は大雨警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、夏子貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における放流管からの放流量及び洪水吐からの越流量（以下「ダム放流量」という。）並びに取水量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

3 前第1項及び第2項による方法によって流入量が正確に算定することができない場合は、相平水位観測所地点における曾江谷川の流量に1.265を乗じて得た流量を流入量とするものとする。

4 前項の曾江谷川の流量は、相平水位観測所において測定した曾江谷川の水位に基づいて算定するものとする。

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 ダムからの放流等の方法

(放流管ゲートの操作)

第9条 放流管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に操作することができる。

一 第11条に規定する貯留を開始及び終了する時。

二 ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要がある時。

三 その他やむを得ない必要がある時。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第10条 放流管からの放流は、やむを得ない場合を除き、下流の水位の急激な変動を生じないように努めなければならない。

(取水管ゲートの操作)

第11条 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、操作することができる。

一 かんがい期間において取水する必要がある時。

二 ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要がある時。

三 その他やむを得ない必要がある時。

(貯留制限流量)

第12条 貯水池における流水の貯留は、貯水池への流入量が次に掲げる貯留制限流量をこえる場合に限り、そのこえる部分の範囲内においてすることができるものとする。

期 間	貯 留 制 限 流 量
1月 1日～ 5月20日及び 10月11日～12月31日	0.15 m ³ /sec
5月21日～ 9月10日	0.37 m ³ /sec
9月11日～10月10日	0.27 m ³ /sec

第2節 ダム放流の際にとるべき措置等

(ダム放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定により行う関係機関に対する通知は、放流管からの放流及びダム洪水吐からの越流（以下「ダム放流」という。）により、下流の水位が急激に上昇するおそれがある場合に、ダム放流開始（ダム放流の途中におけるダム放流量の著しい増加を含む。）の少なくとも1時間前に、別表第1に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、ダム放流の日時のほか、ダム放流量の見込みを示して行うものとする。（放流の際の一般に周知させるための措置）

第14条 法第48条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から吉野川合流地点までの曾江谷川の区間についてとるものとする。

2 前項の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

(1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約3分20秒間

(2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における曾江谷川の水位の上昇が開始されると認められる時の約10分前に約3分20秒間

(3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における曾江谷川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前

（ダムの操作に関する記録の作成）

第15条 ダムの取水管ゲート又は放流管ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。ただし、その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項に限るものとする。

一 操作の理由

二 開閉したゲートの名称、各回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度

三 ゲートの各回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、取水量及びダム放流量

四 ダム放流に係る最大ダム放流量が生じた時刻及びその最大ダム放流量

五 取水量の変更（取水の開始及び終了を含む。）があつたときは、その時刻並びにその直後における取水量

六 第12条の規定による通知及び第13条第2項の規定による警告の実施状況

2 洪水吐から越流している場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

一 毎時の貯水位及び越流量

二 最大越流量が生じた時刻及び最大越流量

三 前項第六号に定める事項

（観測及び測定等）

第16条 ダムの管理及び操作に必要な事項については、別表第3に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

2 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第3に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

3 前2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

（点検及び整備）

第17条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検（貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（地震発生後のダムの臨時点検及び報告）

第18条 気象官署において発表された震度階4以上である地震が発生したときは、発生後において直ちに、別表第4の1の事項について臨時点検を行い、別表第1（二）欄により通報するとともに、別表第4の2により報告書を提出しなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第19条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見された場合には、直ちに、別表第1（二）欄によりその旨を報告しなければならない。

第3章 洪水時における措置に関する特則

（洪水警戒時における措置）

第20条 洪水警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

二 ダムを管理するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）、別表第1の通報施設、別表第2のサイレン及び警報車、別表第3の観測施設、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

三 徳島県知事に対し別表第1による法第46条第1項の規定による通報をすること。

四 気象官署が行う気象の観測の成果を適格かつ迅速に収集すること。

五 ダム管理に関する記録を作成すること。

六 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

（洪水時における措置）

第21条 洪水時においては、前条第三号及び第五号までに掲げる措置のほか、曾江谷川において洪水による被害の発生が予想される場合及び被害が発生した場合には、その時刻及び内容並びに別表第5の1に掲げる事項について、別表第1（二）欄により通報するとともに、別表第5の2に準じて15日以内に報告書を提出しなければならない。

第4章 取水施設の管理

（取水量）

第22条 取水量は、次に定めるところによるものとする。

期 間	11/1～ 4/30	5/ 1～ 5/31	6/ 1～ 9/30	10/ 1～10/31
最 大 取 水 量	0.124m ³ /s	0.124m ³ /s	0.248m ³ /s	0.124m ³ /s
1日最大取水量	5,300 m ³	10,100 m ³	21,400 m ³	10,100 m ³
年間総取水量	2,060,000 m ³			

（取水量の算定）

第23条 取水量の算定は、1号超音波流量計の測定により測定した値から2号超音波流量計により測定した値を減じたものとする。

（取水施設の操作に関する記録）

第24条 取水バルブ及び取水ポンプを操作した場合においては、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- （1）操作した施設の名称
- （2）操作の理由
- （3）操作した日・時
- （4）取水量
- （5）その他特記すべき事項

第5章 記録等

（管理日誌）

第25条 管理主任技術者は、別に定めるところにより、ダム管理日誌を作成しなければならない。

（記録の報告）

第26条 水利使用規則第12条に規定する測定事項のうち、別表第6の上段に掲げるものについては、月毎に（管理月報）、又別表第6の下段に掲げるものを含めては年ごとに（管理年報）、その結果をとりまとめて河川管理者（国土交通省及び徳島県）に報告しなければならない。

2 別表第6の上段に掲げるものについては、月毎に（管理月報）吉野川ダム統合管理事務所に報告しなければならない。

第6章 雑則

（雑則）

第27条 管理主任技術者は第13条に規定する連絡については連絡すべき事項、期間及び通報系統について予め各関係機関と協議しておくものとする。

2 洪水警戒体制時における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項は予め、定めておくものとする。

附則

この規程は、平成25年2月21日から施行する。

9 排水機場操作要領

(目 的)

第1条 この要領は、知事が管理する排水機場のうち河川法（昭和39年法律第157号）

第14条の規定に基づき、操作要領を定めなければならない排水機場以外の排水機場の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水機場の用途)

第2条 別表の排水機場の欄に掲げる排水機場は、それぞれ同表の担当地区欄に掲げる地区を水害から守ることをその用途とする。

(水位の測定及び異常水位)

第3条 別表の河川の欄に掲げる河川の水位及び地区の欄に掲げる地区の内水位は、各排水機場に取り付けられた水位計により測定するものとし、その内水の異常水位は、それぞれ同表の相当異常水位の欄に掲げる水位以上とする。

2 別表の地区の欄に掲げる地区の内水位は、やむを得ない場合を除き、それぞれ同表の相当異常水位の欄に掲げる異常水位以上に上昇させないものとする。

(水防警戒体制)

第4条 排水機場の管理者又は管理者から管理を委託された者（以下「管理者等」という。）は、次の各号の1に該当する場合においては、水防警戒体制をとるものとする。

1. 徳島地方気象台から降雨若しくは高潮に関する注意報又は警報が発せられたとき。
2. その他異常水位が発生すると予想されるとき。

(水防警戒体制における措置)

第5条 管理者等は、前条の規定により水防警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとるものとする。

1. 徳島県県土整備部、排水機場を管理する東部県土整備局（徳島）、徳島地方気象台、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
2. 排水ひ門並びに排水機の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他排水機場の操作に関し必要な措置をとること。

(排水ひ門の操作)

第6条 排水ひ門は、異常水位の発生が予想され、かつ、外水位が内水位より高い場合に限って閉鎖するものとし、その他の場合は全扉開放しておくものとする。

(排水機の操作)

第7条 排水機は、排水ひ門の開放状況、内水位及び外水位の差、流下水量、排水能力等を

十分考慮し、効果的な運転を行なうものとする。

（予備電源の操作）

第8条 予備電源は、外部からの送電が断たれた場合でも排水機場の全能力を発揮できるように操作するものとする。

（操作上の注意）

第9条 各機器及び設備の操作については、運転に先だち各部について十分点検及び確認を行なった後始動し、運転中においても各機器の発熱、振動、音響に特に注意するものとする。

（点検及び整備）

第10条 各機器については、少なくとも毎月1回以上取扱説明書に基づき入念に点検及び整備を行ない、周到な注意を払って試運転を行なうものとする。

2 水路その他の附属設備については、円滑な排水ができるよう維持するものとする。

（操作記録）

第11条 管理者等は、第6条及び前条の規定により排水機等の操作を行なったときは、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

1. 排水を行なったときの状況
2. 気象及び水象の状況
3. ひ門及び排水機の操作の理由、操作したひ門及び排水機の名称、操作の開始及び終了の年月日及び時刻並びに内水位及び外水位の変動
4. その他特記すべき事項

（雑 則）

第12条 この規則に定めるもののほか、排水機場の操作に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、排水機場操作規則（昭和42年徳島県規則第106号）廃止の日（昭和55年8月1日）から施行する。

別 表（第2条、第3条関係）

排 水 機 場	地 区	河 川	異常水位 (m)	排水能力 (m^3/S)
多々羅川排水機場	徳島県徳島市雑賀町、西須賀町、大松町、 勝占町、丈六町及び渋野町	多々羅川	2.20	15.00
冷田川排水機場	徳島県徳島市八万町沖須賀二丈、川南、 橋本及び大坪	冷 田 川	2.20	8.00
打樋川排水機場	徳島県徳島市論田町及び大原町	打 樋 川	2.00	13.40
新堀川排水機場	徳島県小松島市小松島町馬場ノ本	新 堀 川	2.00	4.00
豊ノ本川排水機場	徳島県小松島市中郷町及び前原町	豊ノ本川	2.50	2.00
田野川排水機場	小松島市田野町	田 野 川	1.40	9.00
太田川排水機場	小松島市和田島町及び坂野町	太 田 川	1.10	5.50
新池川排水機場	徳島県鳴門市撫養町木津及び斉田発並びに 大津町大代、段関、備前島、木津野及び吉 永	新 池 川	2.10	8.50
大谷川排水機場	徳島県板野郡松茂町中喜来	大 谷 川	3.024	4.00
蛭地川排水機場	徳島県阿南市桑野町及び内原町	蛭 地 川	3.50	6.00
打樋川排水機場	徳島県阿南市大潟町、津乃峰町、見能林町 才見町、日開野町、学原町、西路見町、畠 町及び領家町	打 樋 川	0.60	29.20
善蔵川排水機場	徳島県海陽町大里及び四方原	善 蔵 川	1.85	2.50
岩屋谷川排水機場	徳島県吉野川市北島及び村雲	岩 谷 川	3.00	5.20
外磯川排水機場	美波町奥河内櫛ヶ谷	奥 潟 川	1.00	1.00
新中村川排水機場	牟岐町中村字本村	牟 岐 川	1.14	1.00
中角川排水機場	海陽町宍喰浦字中角	宍 喰 川	2.00	2.00

第7 水防工法の説明

1 水防工法一覧表

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所,河川	おもに使用する資材		備 考	
					古 来	現 在		
越	水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一 般 河 川	土俵, くい 竹ぐい	土のう, 防水シート, 鉄筋棒	応急かさ上げ工	
		せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板を当てる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	くい, 板, くぎ	鋼製支柱, 軽量鋼板	応急かさ上げ工	
		蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急 流 河 川	竹あみ, 蛇かご, 玉石 むしろ	鉄線蛇かご, 玉石, 防水シート	応急かさ上げ工	
		水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう, 板など入手困難)	—	既製水のう ポンプ, 鉄パイプ	応急かさ上げ工	
		裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ, 半割竹	—	応急越流堤工	
		裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ, 竹の入手困難)	—	防水シート, 鉄筋ピン, 軽量鉄パイプ, 土のう	応急越流堤工	
漏	水	川 裏 対 策	釜 段 工 (釜 築 止 ぎ め)	裏小段, 裏のり先平地に円形に積み土俵にする	一 般 河 川	土俵, むしろ, くい, 樋, 竹ぐい	土のう, 防水シート, 鉄筋棒, ビニールパイプ	漏水緩和工
			水 マ ッ ト 式 釜 段 工	裏小段, 裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂, 土のうの入手困難)	—	既製水のう ポンプ, 鉄パイプ	漏水緩和工
			鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段, 裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂, 土のうの入手困難)	—	鉄板, 土のう, パイプ, 鉄パイプぐい	漏水緩和工
			月 の 輪 工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一 般 河 川	土俵, むしろ, くい, 樋, 竹ぐい	土のう, 防水シート, パイプ, 鉄筋棒	漏水緩和工
			水 マ ッ ト 月 の 輪 工	裏小段, 裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂, 土のうの入手困難)	—	既製水のう, くい, 土のう, ビニロンパイプ	漏水緩和工
			たる伏せ工	裏小段, 裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一 般 河 川	たる, むしろ, 土俵	たる, 防水シート, 土のう	漏水緩和工
			導水むしろ張り工	裏のり, 犬走りにむしろなどを敷きならべる	一 般 河 川 (漏水少ない箇所)	むしろ, 丸太, 竹	防水シート, 丸太, 竹	漏水緩和工

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所, 河川	おもに使用する資材		備 考
					古 来	現 在	
漏 水	川 表 対 策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ, 水深の浅い部分)	土俵, むしろ, くい, 竹ぐい	土のう, 木ぐい, 竹ぐい	漏水止め工
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ, 竹, 土俵, 竹ピン	—	漏水止め工
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ, なわ, くい, ロープ, 竹, 土俵	—	漏水止め工 表のり決壊防止
		シート張り工	川表の漏水面にシートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	—	防水シート, 鉄パイプ, くい, ロープ, 土のう	漏水止め工
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	古たたみ, くい, なわ, 土俵, 鉄線	土俵の代わりに土のう	漏水止め工
洗 堀	洗	むしろ張り工, 継ぎむしろ張り工, シート張り工, たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	漏水防止と同じ	洗堀防止
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木, (青竹), 土俵, なわ, 鉄線, くい	立木, 土のう, ロープ, 鉄線, くい	洗堀防止
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	竹蛇かご, 詰め石, くい, 鉄線	鉄線蛇かご, 詰め石, くい, 鉄線	洗堀防止
	堀	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土俵, 石俵, 石	土のう, 石, 異形コンクリートブロック	洗堀防止 断面確保
		竹網流し工	竹を格子状に結束し土のうをつけてのり面を被覆する	緩流河川	竹, くい, なわ, 土俵	竹, くい, ロープ, 土のう	洗堀防止
決 壊	決 壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉牛わく, 鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み, 石俵, 蛇かご	わく組み, 石俵, 鉄線, 蛇かご	洗堀防止
		築きまわし工	表のりの決壊による断面不足を裏のりに土俵を積む	凸側堤防, 他の工法と併用	くい, 割竹, 板, 土俵, くぎ	くい, 割竹, 板, 土のう, くぎ	断面確保
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし, かや, よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹, なわ, わら, かや, 土俵	竹, なわ, ロープ, わら, かや, 土のう	洗堀防止

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所, 河川	おもに使用する資材		備 考
					古 来	現 在	
き 裂	天 端	折 り 返 し 工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘 土 質 堤 防	竹, 土俵, なわ	竹, 土のう, ロープ	き 裂 防 止
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいと鉄線を用いる	砂 質 堤 防	くい, 鉄線	くい, 鉄線	き 裂 防 止
	天 端 ↓ 裏 の り	控 え 取 り 工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘 土 質 堤 防	竹, 土俵, なわ	竹, 土のう, なわ, ロープ, 鉄線	き 裂 防 止
		継 ぎ 縫 い 工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂 質 堤 防	くい, 竹, 鉄線, 土俵	くい, 竹, 鉄線, 土のう	き 裂 防 止
		ネ ッ ト 張 り き 裂 防 止 工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石 質 堤 防	—	くい, 金網, 鉄線, 土のう	き 裂 防 止
裏 の り 崩 壊	き 裂	五 徳 縫 い 工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘 土 質 堤 防	竹, なわ, 鉄線, 土俵	竹, なわ, ロープ, 鉄線, 土のう	き 裂 防 止
		五 徳 縫 い 工 (く い 打 ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘 土 質 堤 防	—	くい, ロープ, 土のう, 丸太	き 裂 防 止
		竹 さ し 工	裏のり面のき裂が浅いとき, のり面がすべらないように竹をさす	粘 土 質 堤 防	竹, 土俵	竹, 土のう	き 裂 防 止
		力くい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘 土 質 堤 防	くい, 土俵	くい, 土のう	すべり面に沿い滑動するとき
		か ご 止 め 工	裏のり面にひし形状にくいを打ち, 竹または鉄線で縫う	砂 質 堤 防	くい, 竹, 鉄線, 土俵	くい, 竹, 鉄線, 土のう	滑 動 防 止
	崩 壊	立 て か ご 工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急 流 河 川	竹網蛇かご, 詰め石, くい, そだ	鉄線蛇かご, 詰め石, くい, そだ	裏のり補強
		く い 打 ち 積 み 土 俵 工	裏のり面にくいを打ち並べ, 中詰めに土俵を入れる	砂 質 堤 防	くい, 布木, 鉄線, 土俵	くい, 布木, 鉄線, 土のう	裏のり補強
		土 俵 羽 口 工	裏のり面に土俵を小口に積み上げる	一 般 堤 防	竹ぐい, 土砂, 土俵	竹ぐい, 土砂, 土のう	裏のり補強

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所, 河川	おもに使用する資材		備 考
					古 来	現 在	
裏 の り 崩 壊	崩 壊	つなぎくい 打ち工	裏のり面にくいを 数列打ちこれを連 結して中詰めに土 のうを入れる	一 般 堤 防	くい, 土俵, 布木, 鉄線, 土砂	くい, 土の う, 布木, 鉄線, 土砂	裏のり補強
		さくかき詰 め土のう工	つなぎくい打ちと ほぼ同じでさくを 作る	一 般 堤 防	くい, 竹, そだ, 鉄線, 土俵	くい, 竹, そだ, 鉄線, 土のう	裏のり補強
		築きまわし 工	裏のり面にくい打 ちさくを作り中詰 め土のうを入れる	一 般 堤 防	くい, さく 材, 布木, 土俵	くい, さく 材, 布木, 土のう	裏のり補強
そ の 他		流下物除去 作業	橋のピアなどに堆 積した流木の除去	一 般 河 川	長尺竹, と び口	長尺竹, と び口	水 位 低 下
		水 防 対 策 車	現地対策本部の設 置	一 般 河 川	—	指揮車, 無 線車	機動性の発 揮

2 水防作業上の心得

水防作業に従事する者は、次の点について留意すること。

ア 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は避難を優先しなければならない。

イ 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

ウ 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。

エ 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。

オ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。

カ 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3／4位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

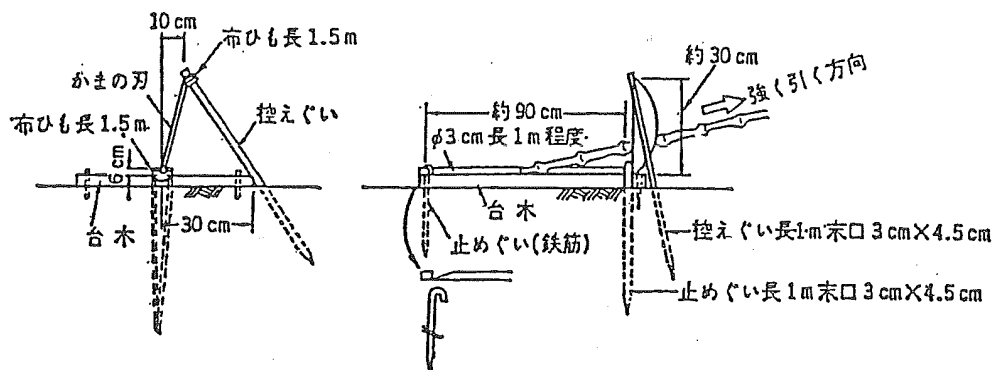
3 水防工法説明

(1) 準備工法

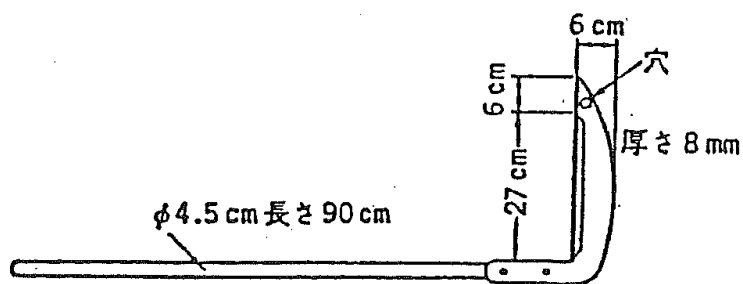
1. 竹尖げ

用 途…五徳縫い工，折返し工，控え取り工などに用いる。

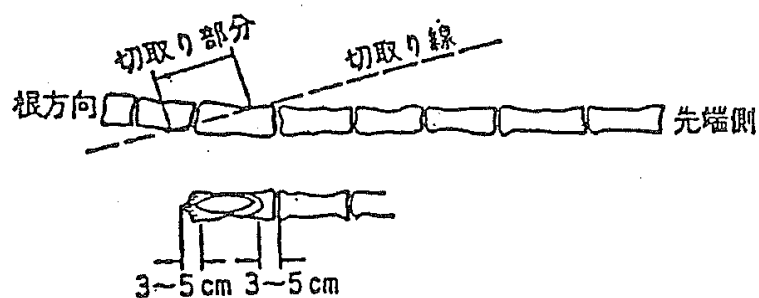
手 法…竹の直径の五倍ぐらいの間を一面だけをとがらせ尖端には竹が裂けないように節を残しておく。竹とげ専用の鎌（竹とげ鎌）を用いるのが良い。



竹とげ鎌を地面と台木に固定する方法



竹とげ鎌の一例



竹とげ完了図

2. 杭ごしらえ

用 途…水防用資材

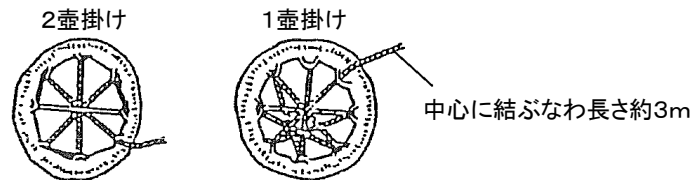
手 法…水防工法に合わせて適当な長さに切断された丸太を準備し，尖端をとがらせ杭とする。

3. 土俵，土のうづくり

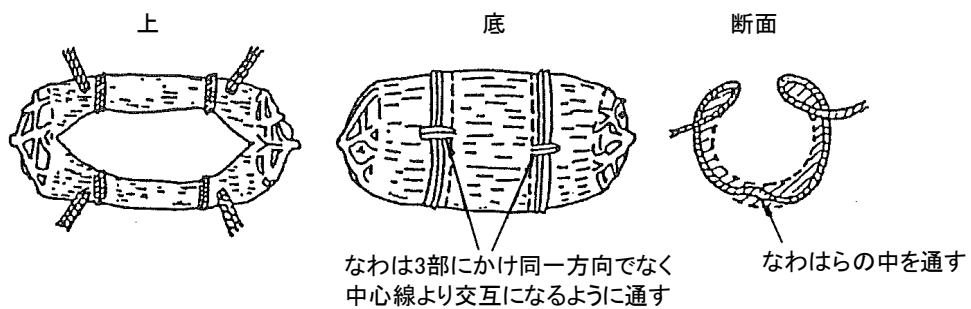
用 途・・・水防用資材

手 法・・・栈俵を一壺がけ（八つがけ）または二壺がけに取り付け，腹部を鎌で縦に切り開き，土砂を50kg程度詰め，二重まわしのなわで俵の胴を2～3箇所強く締め付けて土俵を作り上げる。

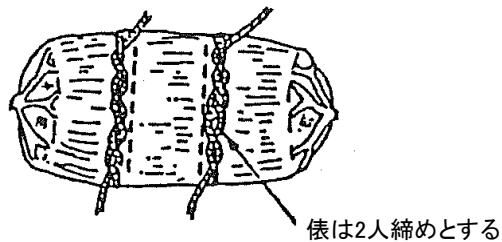
1) 栈俵のあて方



2) 俵へ土を入れる直前

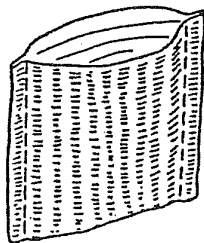


3) なわの締め方

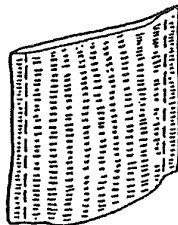


土俵（俵使用）

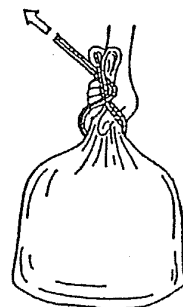
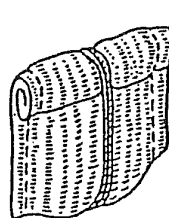
①かますに土を入れる直前



②土を入れた直後



③なわで結んで完了



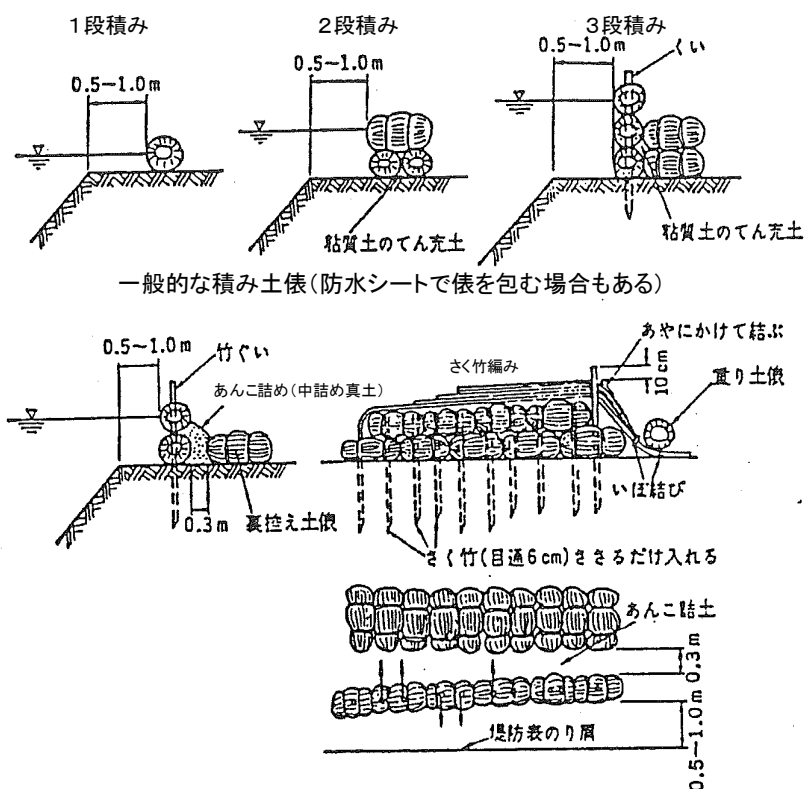
土俵（かます使用）

(2) 越水防止工法

増水する速さが著しく、越水する恐れがあるとき、堤防天端に施工する水防工法で、最も基本的で重要な工法であるが、部分的、局地的な対策に用いられるもので、その対策延長が長い場合には適さない。

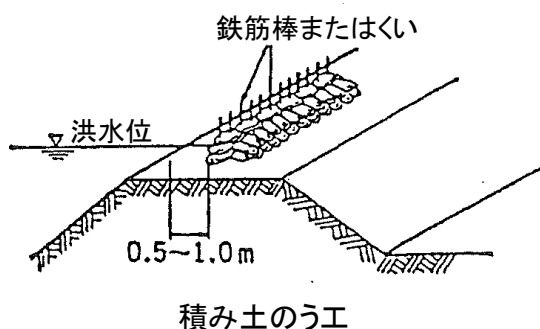
1. 積み土俵、積み土のう工

越流水深に応じて1段積み、2段積み、3段積みがあり、それぞれ図に示す。土俵と土俵との継ぎ目から水が漏れないように、間隔に粘土または粘質土を詰め踏み固める必要がある。また、最近では流水や波浪により、てん充土が流されないように防水シートを土俵の下に敷き、積み土俵をすし巻にし、くいや鉄棒で止めることもある。



[さく竹の編み方]

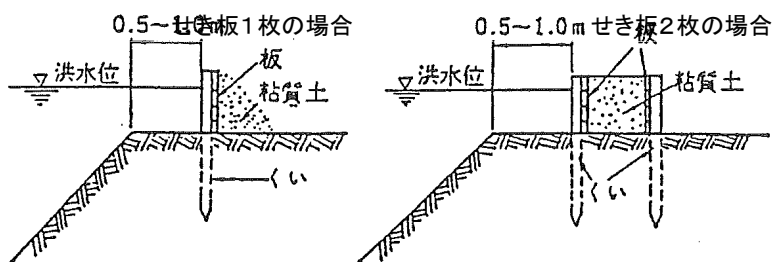
矢印の方向へ2本、2本、1本を同時に引き最初の1本に足を掛けて軽く押して弓なりに曲げ、竹の先を引っ張りながら折り曲げる。この要領で順次折り曲げて最後の1本を残して折り曲げた竹を結束し、結び目より10cmくらいで切り捨て、折り曲げた竹の端をいば結びにして重り土俵のをせて完了する。



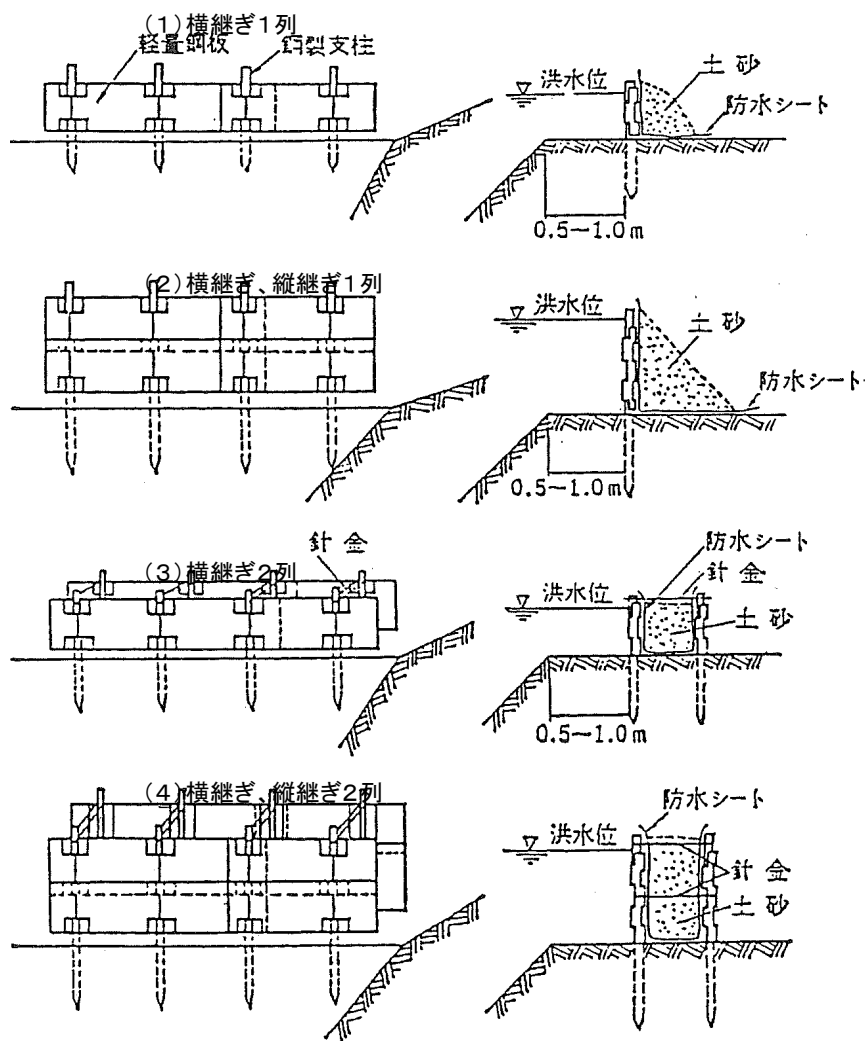
2. せき板工

俵、かます、多量の土砂の入手が困難な地域で、板の入手が比較的容易な市街地などに適する。板の代わりに水防資材として備蓄が可能な軽量銅板が用いられる場合もある。

堤防天端の表のり肩から0.5～1.0m程度後退して杭を打ち、その前面に板をくぎ付けし、その背後に粘土や土砂を置き十分踏み固める。時間的に余裕がある場合には、せき板を2枚とし、その間に粘土または、土砂を詰めると、相当な効果がある。



せき板工

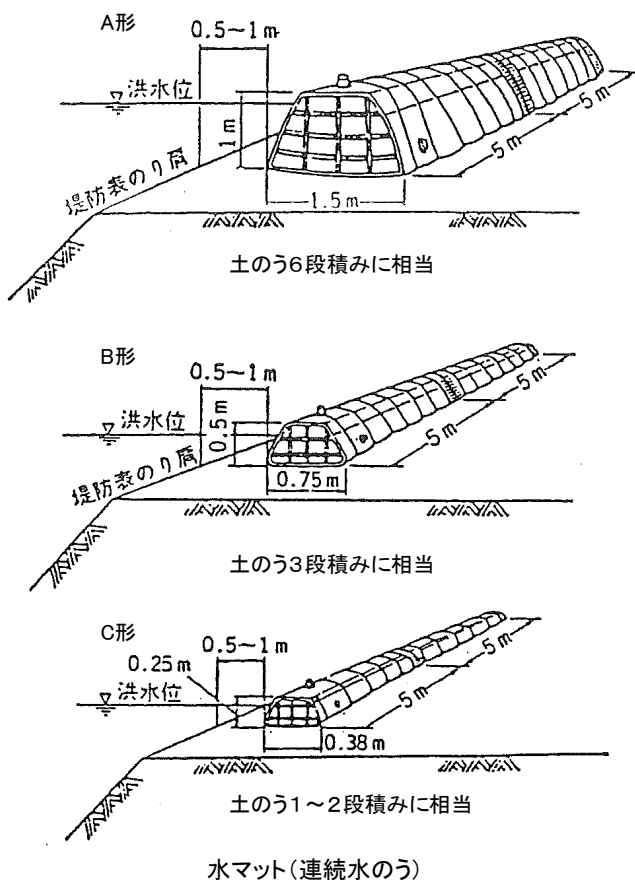


3. 水マット工

連結水のう工法ともいい、ビニロン帆布製水のうを堤防天端に置き、ポンプで水を注入し、堤防状にして越水を防ぐ工法である。

既成水のうには、A型（土のう 6 段積みに相当）、B型（土のう 3 段）、C型（土のう 1～2）の 3 種類あり、越流水深に応じて使い分ける。

まず、施工箇所の設置面を平坦にし、その上に帆布製水のうをたるみなく敷き、水のう排水口を漏水のないように固く縛り、ポンプによって、水を水のうに注入する。

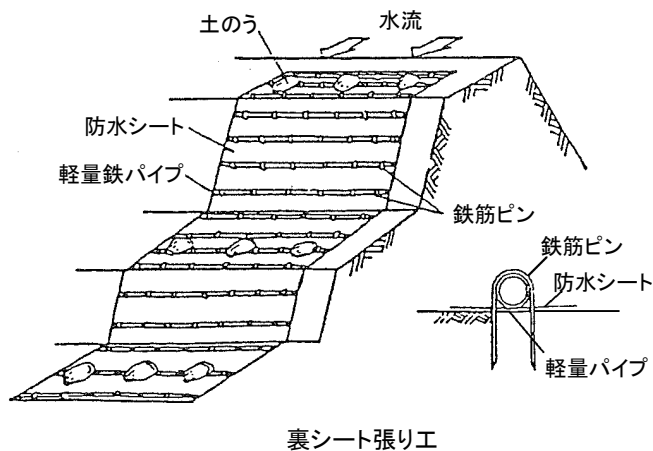


4. 裏シート張り工

洪水が堤防天端を越流し、天端、裏のり、裏小段、犬走りなどが、洗掘、崩壊するのを防ぐ場合や、積み土俵などからの漏水が多いときなどに積み土俵工と併せて使用される。

まず、堤防裏のりの最も低い部分から防水シートを敷きはじめ、重ね合わせ部（15cm程度）と中間部に鉄パイプを固定するために、50cm程度の間隔で鉄筋ピンでとめる。

材料は、緊急水防時に利用できるものなら何でもよく、シートの代わりにむしろ、古い絨毯、鉄パイプの代わりに半割竹等でもよい。



(3) 浸透防止工法

浸透による被害を防止する工法として大別すると、

- ①漏水を発見時より大きくさせないために堤防側に池を作って、浸透水の噴出、土砂の噴出を押さえる。
- ②堤防川側から吸入口を捜し、直接押さえる。
- ③親等により堤防裏のり面に入ったクラックやのり崩れの拡大を防止する。
- ④浸透水のほか雨水によって堤防天端付近に入ったクラックを拡大させない。

という工法に分類される。

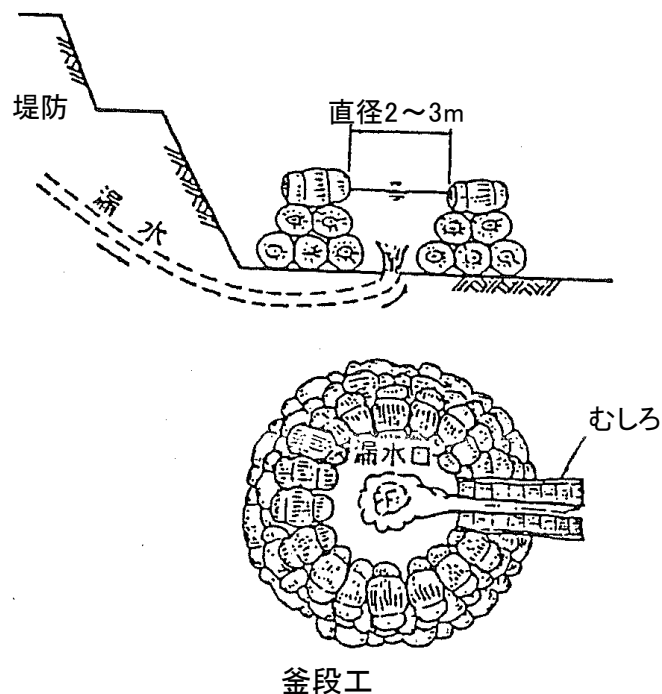
これらの対策工で特に注意を要するのは、吸い込み口の閉塞は当然であるが、漏水の噴出口、吐き出し口を絶対に閉じてはならないことである。

1. 釜段工

裏小段のり先、堤防近くの平場などに漏水が生じた場合、その周囲を円形に土俵や土のうを積み上げて漏水の噴出を水圧によって滅殺する工法である。土俵や土のうの積み方は、積土俵工と同様であるが、釜段の水密を高める必要もある。また、漏水した水の逃げ口、排水口は、むしろ、シートなどを地面に敷き、洗掘防止に心がける。

注意すべきことは、漏水の箇所をあわてて土やむしろで詰めたり、あるいは、土俵を漏水の水位より高く積み上げないことである。

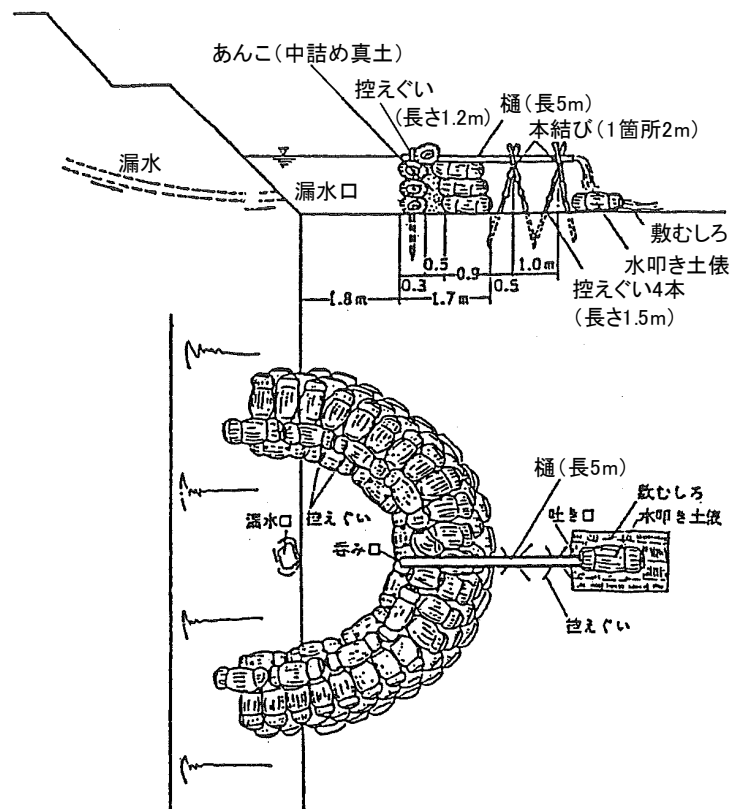
材料入手の関係で、水マット式、鉄板式等がある。



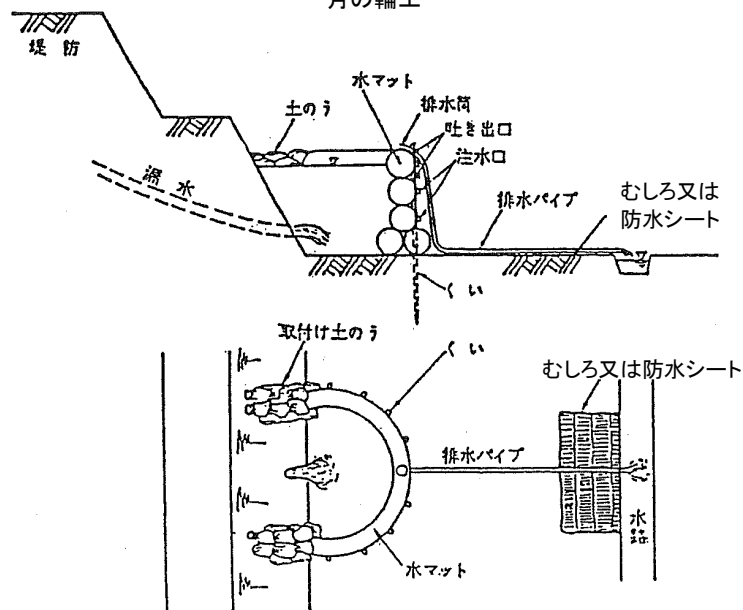
2. 月の輪工

堤防の裏のり面やのり尻から漏水が生じている場合、堤防のり面に応急対策の土俵堤がかかる半径型の土俵積みで、この内部に漏水を貯留し、水圧により、堤防土砂の流出を防止する工法である。

この工法は、漏水量が徐々に増加し、かつ濁りが加わっている場合に施すものである。注意点としては、釜段工と同様であり、また、材料入手の関係で、水マットを使う場合もある。



月の輪工



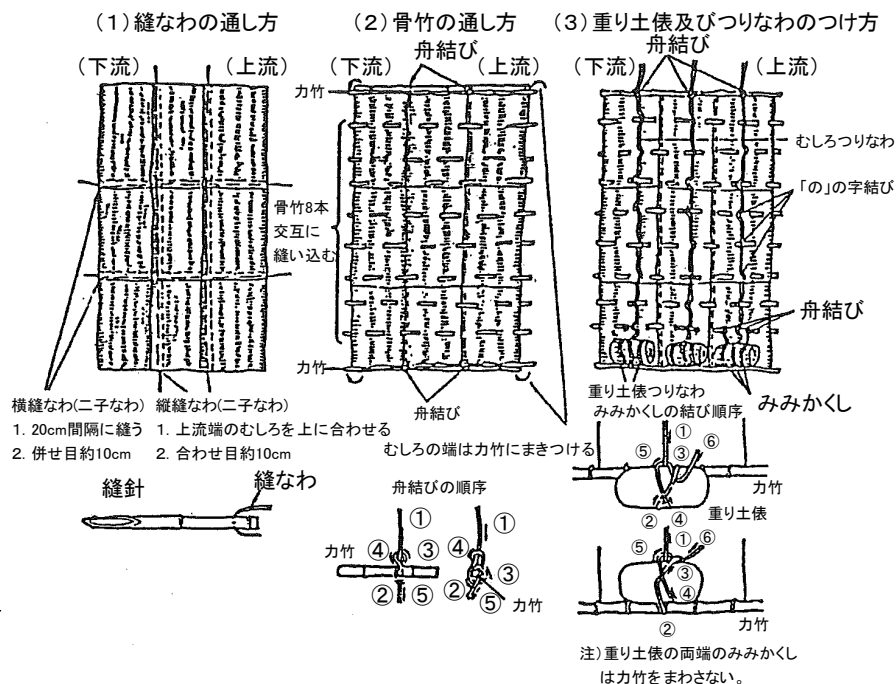
水マット月の輪工

3. むしろ張り工

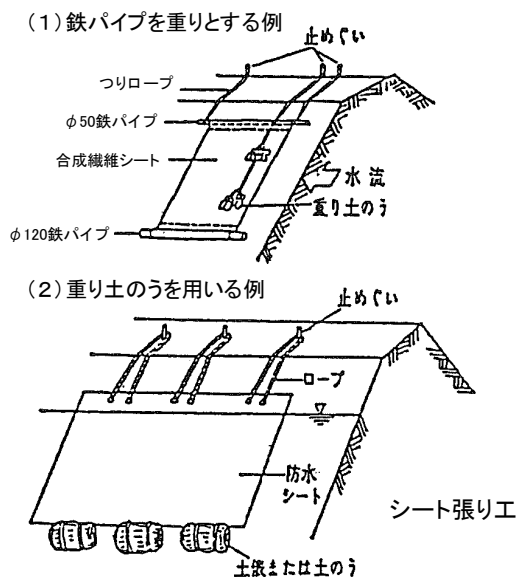
この工法は、漏水吸い込み口の位置が判然としていない、または、吸い込み口が隣接して数箇所にあたるような場合に、堤防表のり面にむしろを何枚か縫い継ぎし、力竹を通し、これを竹ピンでのり面にさし、場合によっては重り土俵をのせ漏水を防止するものである。

最近では、むしろ、竹などの入手が困難になってきているので、防水シート、鉄パイプ、鉄筋のピンなどが用いられるようになっている。（シート張り工）

この工法は、直接洪水の中で作業をしなければならないので、水防団員などの安全対策には十分なる配慮が必要である。



継ぎむしろ張り工詳細図

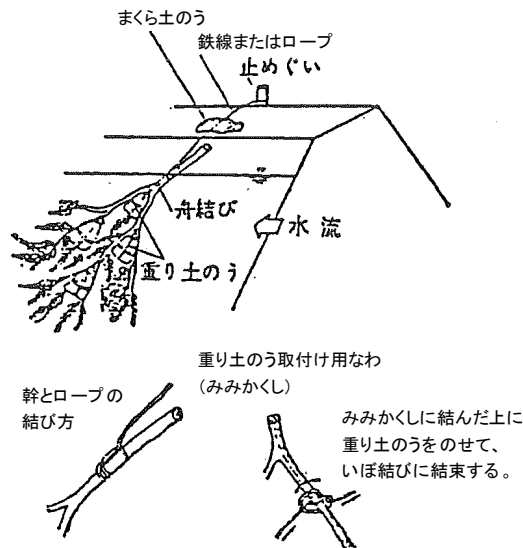


(4) 洗掘防止工法

1. 木流し工（竹流し工）

主として急流河川において堤脚や護岸のり面が激流により洗掘された場合に有効な工法である。

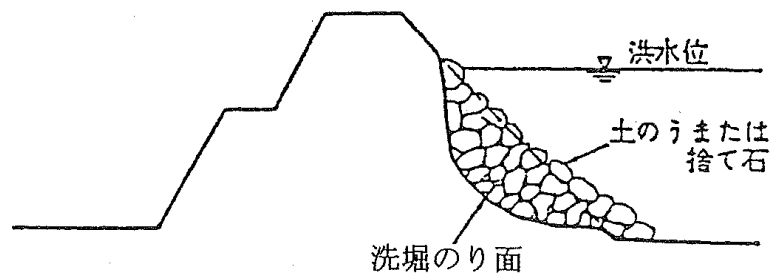
洪水中に枝葉のついた樹木に土のうや石袋をつけて鉄線やなわで堤防天端の止め杭にとめ、流勢を緩和し、洗掘による堤防決壊の拡大を防止する。投入した樹木や竹が決壊した場所に十分当たるようにすることが重要である。



木流し工

2. 捨て土のう工，捨て石工

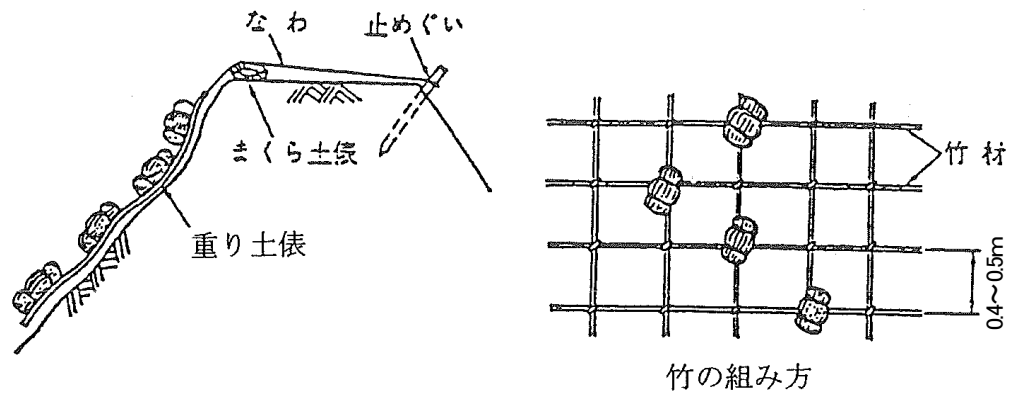
急流河川における決壊箇所の応急対策として用いられる工法で、流勢に流されない大きさのしっかりした土のう，砂利俵，石などを決壊箇所に投げ込むもので、投入材全部が効果的に働くことにはならないので、かなりの無駄がであることを覚悟しなければならない。



捨て土のう，捨て石工

3. 竹網流し工

表のり面の決壊防止を目的として太めの竹を格子状に結び、その格子を骨に竹格子の中を鉄線やなわで格子をつくり、大きい網状にし決壊したのり面に押しあて、網の上に土のうや石のうを投入し、のり面の洗掘を防止する工法である。



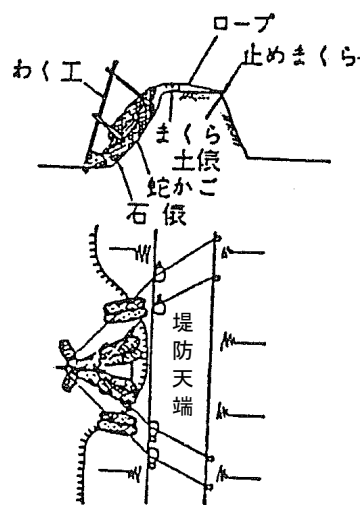
竹網流し工

4. わく入れ工

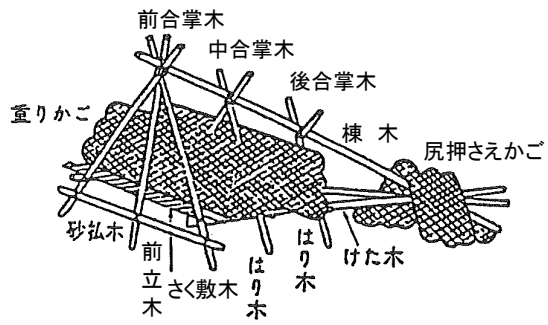
急流河川において、流水を緩和し堤脚洗掘面の拡大を防止するときに用いられる工法で、洗掘箇所に丸太を使用した川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する。

施行箇所は、むな木を河岸とは直角より少し上向きにし、頭部を河岸側におき、逆にして水中に入れる。予定の箇所に沈めると同時に、作業員がこの上にのり、合掌木の浮上を防ぎながら石俵や重り蛇かごをのせる。わくを水中に入れるときは、要所要所を鉄線でつなぎ裏のり肩に打った止め杭に結び、予定箇所に沈める。

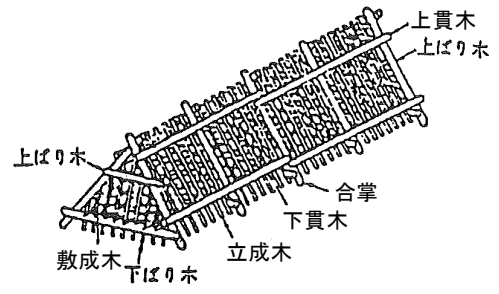
また、2基以上のわく工を投入する場合には、上流端から施行するのがよい。さらに、わく工は、流れに対し少し上向き～直角に投入する。



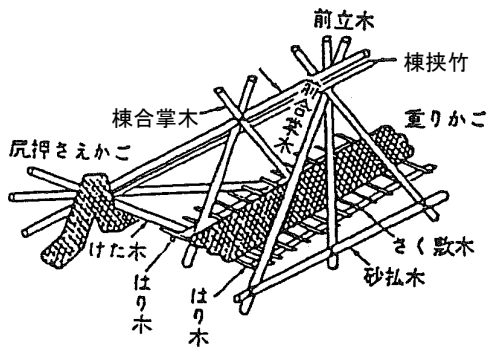
わく入れ工



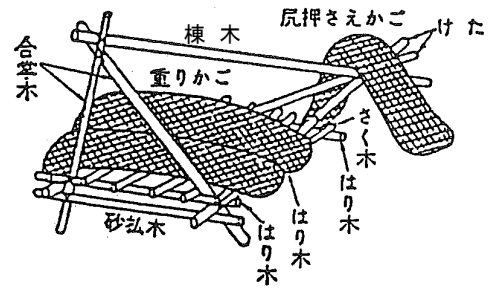
大 聖 牛



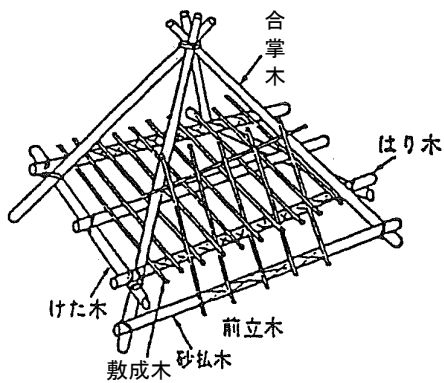
合 掌 わ く



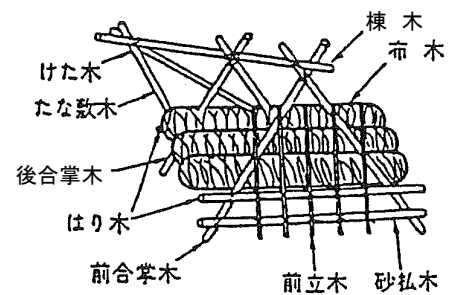
川 倉



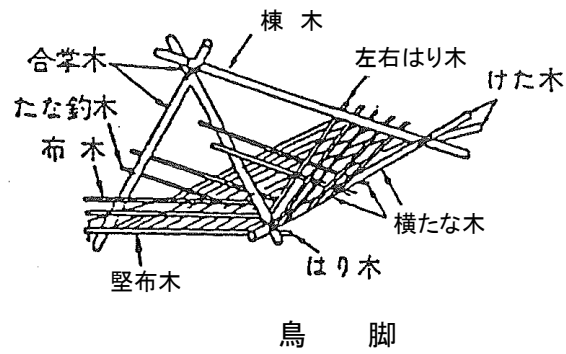
牛 わ く



菱 牛



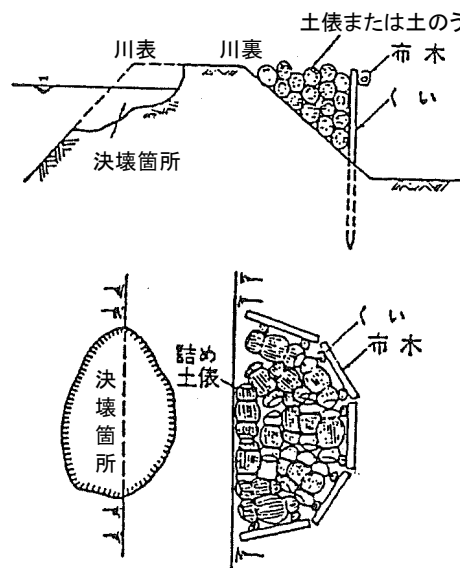
笥(きゆ)牛



5. 築きまわし工

川表のり面の決壊は、洪水の程度によって、あるところまで洗掘が進むとそれ以上の決壊が止まることがあります、この場合でも漏水によって破堤することがあるので、堤防断面の不足を補うために裏のり側に土のうなどを積み上げ堤防を補強する工法である。

決壊した堤防の裏のり側に、杭を打ち、竹しがら編みや板さくを設け、その内部に土俵または土のうを長手にし、芋継ぎを避けて踏み固めながら積み込んでいく。

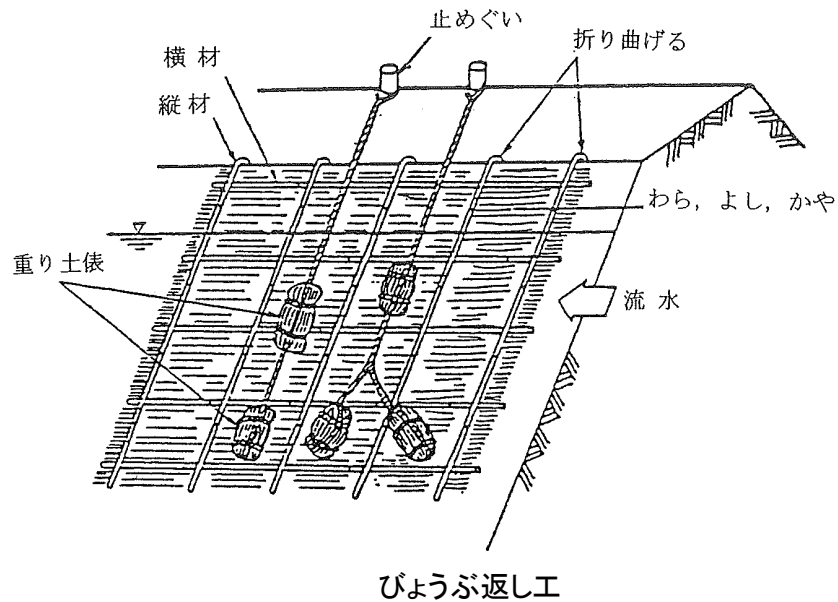


築きまわし工の一例

6. びょうぶ返し工

波浪や流水により川表側が欠け込んだ場合、その拡大を防止し、かつ漏水防止工法としても採用される。

竹を骨として使用し、わら、あし、よし、かやなどをあて「びょうぶ」のようなものをつくり、これを竹材の根元から折り曲げて川表のり面に倒し、洗掘面を覆う。



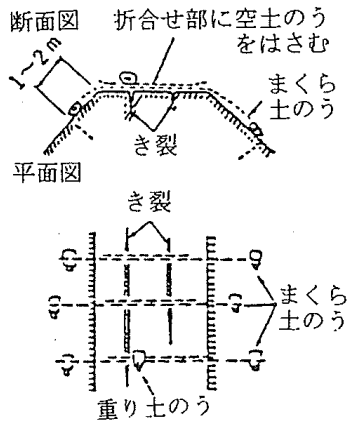
(5) き裂防止工法

き裂の浅いものは、掘り返しを行い、良質土で十分固めながら埋め戻しを行う。き裂の深く、かつ拡大する様子が見られる場合は、地面をしぼるようにする「地しぼり工法」によって防止する。また、き裂内に雨水が流れ込まないように、流入防止の対策を講じねばならない。

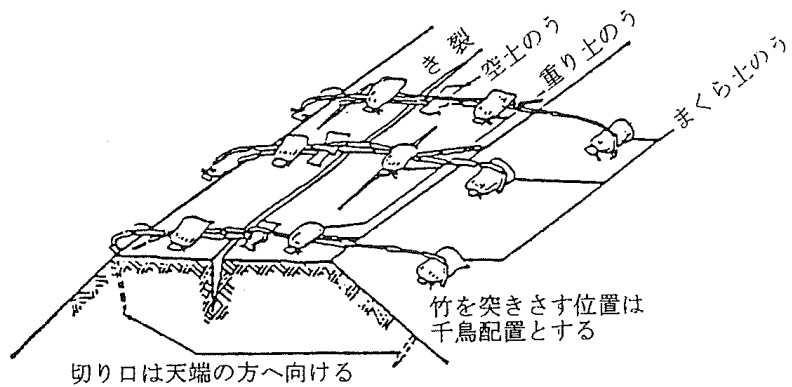
1. 折り返し工

堤防天端に、き裂が生じた場合に、拡大防止を目的として施工される工法で、表のり、裏のりの適当な場所に土俵または土のうを置き、その下側に竹を突きさし、土俵、土のうをまくらに折り曲げ、堤防天端で双方の竹を折り返し、二子なわで結束する。き裂の部分には土を埋め戻しする。

竹の立て囲み位置を必ず千鳥配置とし、竹の立て込みによってのり面にき裂が生じないようにしなければならない。



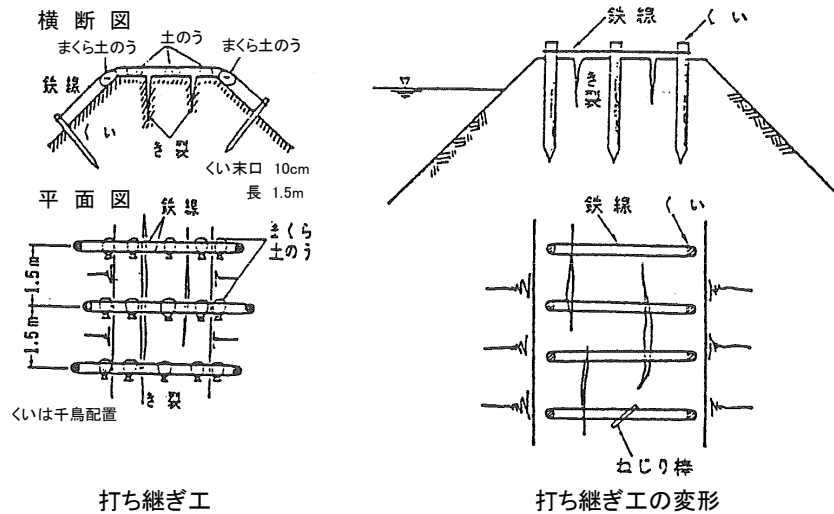
折り返し工



折り返し工の詳細図

2. くい打ち継ぎ工

竹の入手に困難な地域において折り返し工と同様、堤防天端のき裂拡大を防止するために用いられる工法で、き裂の面側に、杭を打ち込み鉄線でつなぐ。

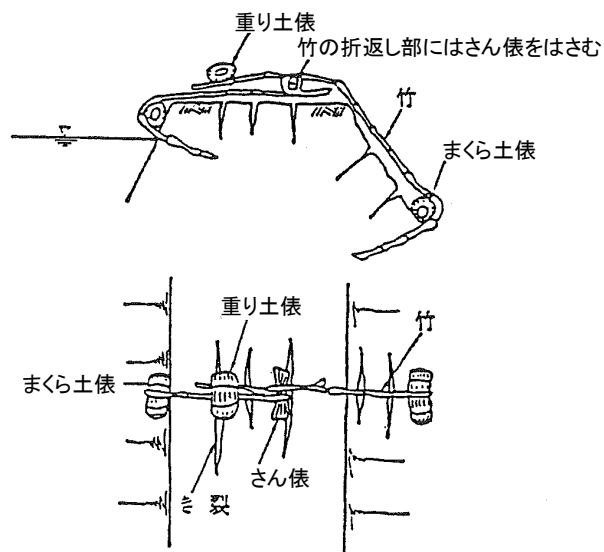


打ち継ぎ工

打ち継ぎ工の変形

3. 控え取り工

堤防天端から裏のりにかけて、き裂が生じた場合、拡大を防止する工法である。堤防川裏のり尻に土俵または土のうを長手にかつ堤防に平行になるようにならべ、これに細竹を突きさし、蛇腹縫いにして一体化を図るか、あるいは小ぐいを打ち地盤に固定させる。これに隣接した堤防側に竹をさし込み、これに対応するように表のり面にも竹を立て、その根元にまくら土俵、土のうを置き、双方の竹を折り曲げ堤防天端で双方の竹を折り返す。折り返し曲部には栈俵などを当て連結、補強し、なわまたは鉄線で結束する。

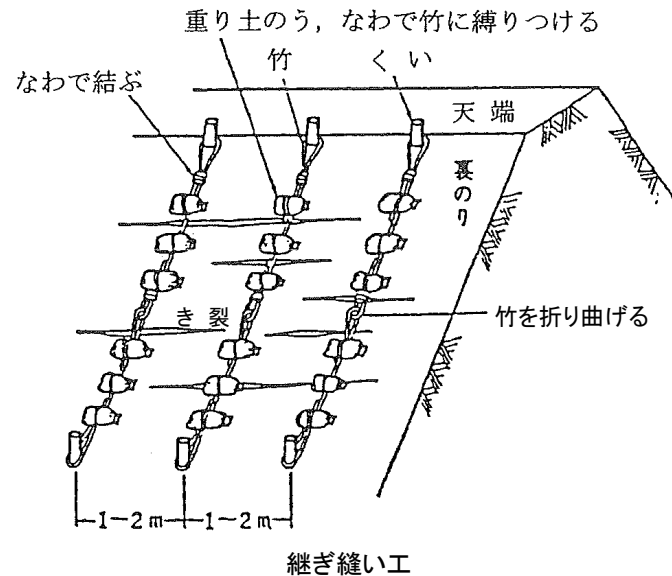


控え取り工

4. 継ぎ縫い工

控え取り竹の代わりに杭を用い、引張り材として竹を用いて、竹が手近にない場合には鉄線を用いて、き裂の拡大防止を図る工法である。

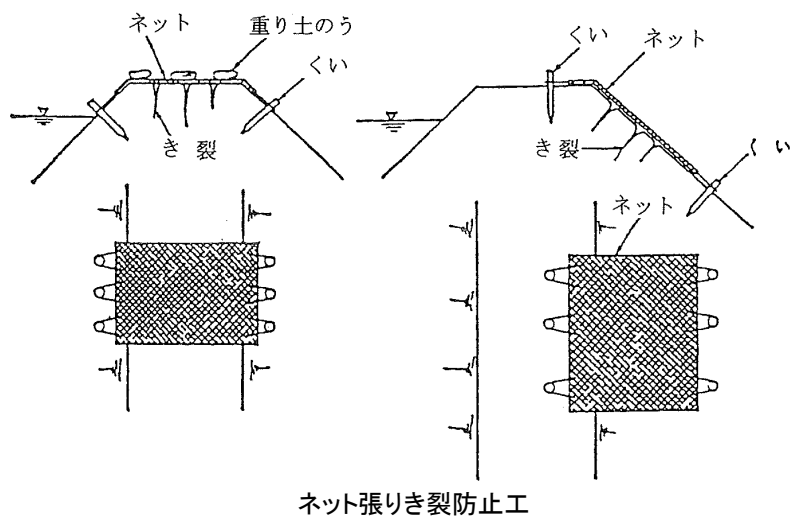
施工にあたり、控え杭の打ち込み位置は一直線にならないよう、できるだけ千鳥状の配置になるように打ち込み、また、杭によるき裂が生じないようにしなければならない。



5. ネット張りき裂防止工

堤防天端および裏のり面にかけて、き裂が生じた場合、き裂拡大を防止するため、き裂の両側に杭を打ち込み、き裂箇所をネットで覆う工法である。

杭は堤防のり面に直角に、また打ち込み深さは最大き裂深さの2倍以上の根入れがあるように打ち込む。ネットの上には、重り土のう、コンクリートブロックなどをのせ、安定させる。

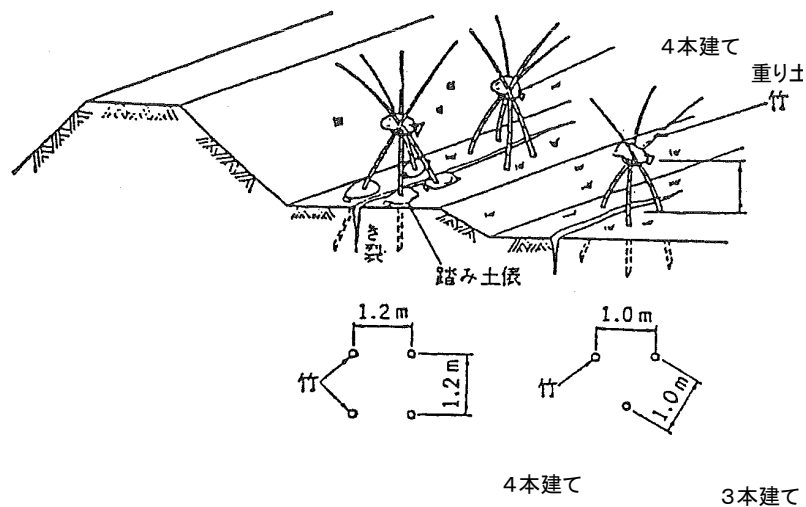


(6) 川裏崩壊防止工法

洪水継続時間が長いか、あるいは長期にわたる降雨のために、堤体が飽和状態になったとき、堤体土の含水量が増加し土のせん断抵抗力が低下するために、小段または、のり面にき裂が生じる。

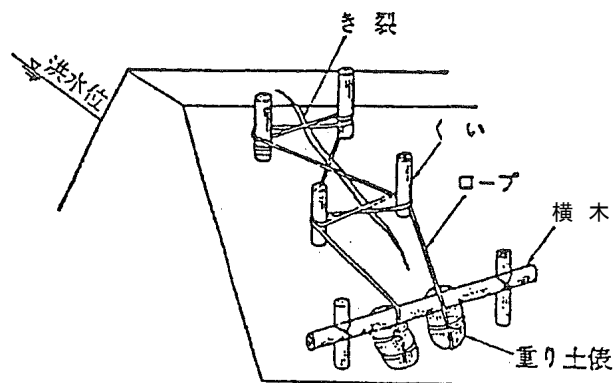
1. 五徳縫い工（竹利用）

裏のりまたは裏小段におけるき裂の拡大を防止する工法で、き裂をはさんでこれを縛るように竹3～4本を地中深く一辺が1 m程度の正三角形または正方形になるようにさし、地上1.2m～1.5mくらいのところで一組づつなわ、鉄線で結束し、その交点上に重り土俵、土のうをのせるものである。



2. 五徳縫い工（くい打ち）

木ぐいをき裂箇所の両側に4本程度対称または千鳥に打ち込み、このうち2本の杭に丈夫なロープを縛り、他の杭に靴ひものようにかける。このロープの先端に十分重い土俵、土のうを吊す。

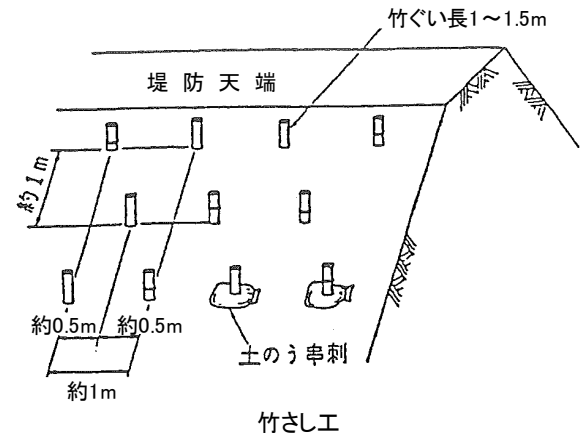


五徳縫い工(くい打ち)

3. 竹さし工

五徳縫い工を簡単にしたもので、竹を堤体深くに突きさし、深い土と浅い土を一体化させて、のり面をすべらないようにする工法である。

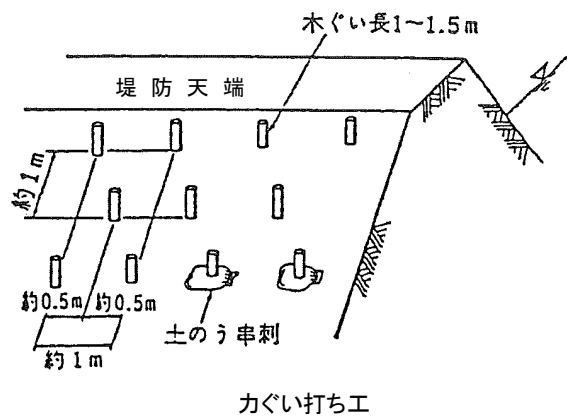
この工法は、五徳縫い工と併用すれば、さらに効果が上がる。



4. 力ぐい打ち工

竹さし工の竹に代えて、木ぐいを使用するものである。

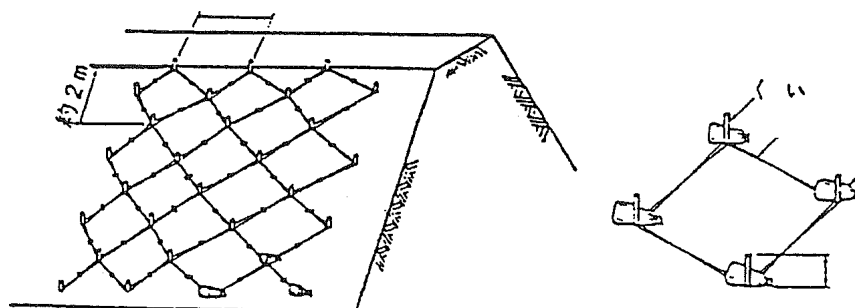
のり面が軟弱な場合は、土俵または土のうを置いて、その上から杭を打ち込む。



5. かご止め工

堤防のり面が崩壊しそうな箇所の対策として採用される工法である。力ぐいを数列打ち込み、各ぐいの根元を鉄線や割竹で相互に緊結する。

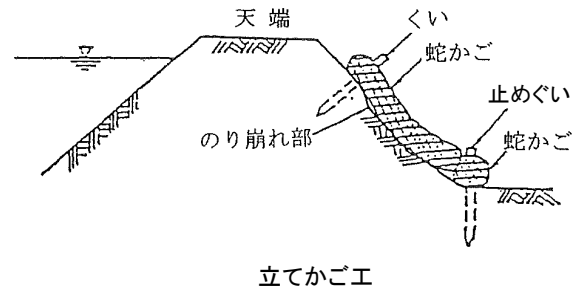
また、川表側のり面にき裂が生じたときに用いられることがあり、この場合は、のり面にそだを敷き、杭ごとに重り土俵を置いてのり面の崩壊を防止する。



6. 立てかご工

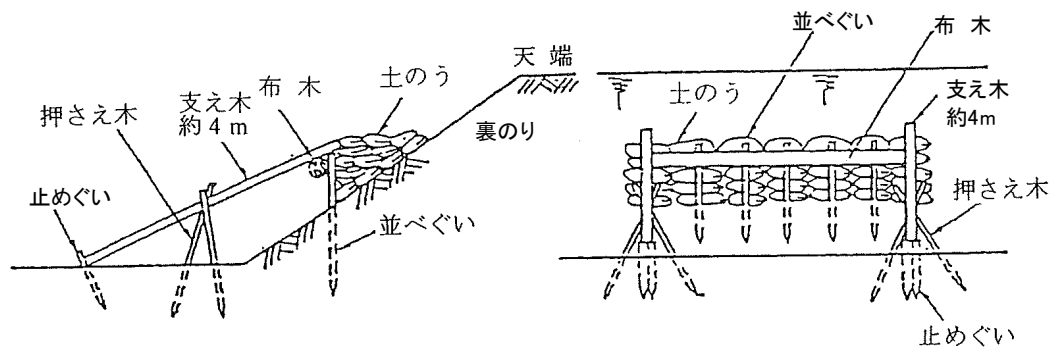
浸透水による堤防裏のりの崩壊を防ぐ工法である。

裏のり先沿いに蛇かごを1列敷設し、止め杭を打ち、これを基礎として蛇かごを縦に敷設するか、または立て蛇かごだけを施工し、これに数本の止め杭を打ちのり面の崩壊を防ぐものである。



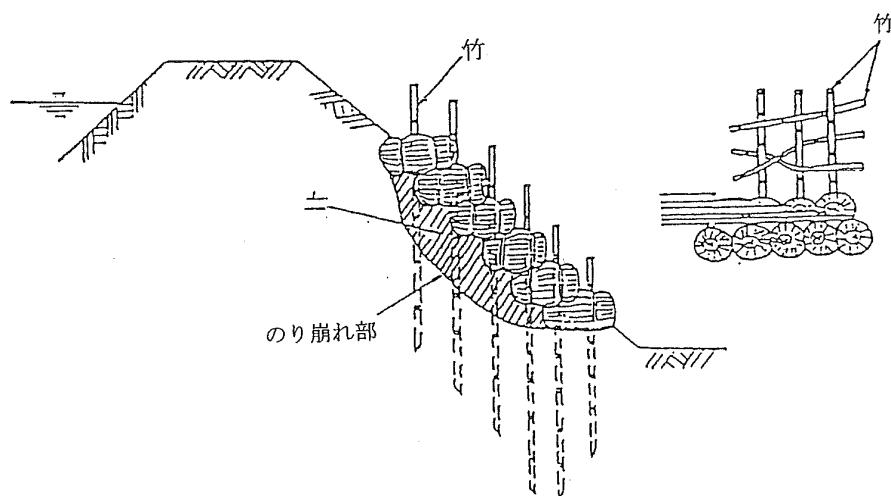
7. くい打ち積土俵工

堤防裏のり面が崩れ、または、そのおそれがある場合に、その下部に杭を打ち込み、これに積み土俵を行い対策とする工法である。



8. 土俵羽口工

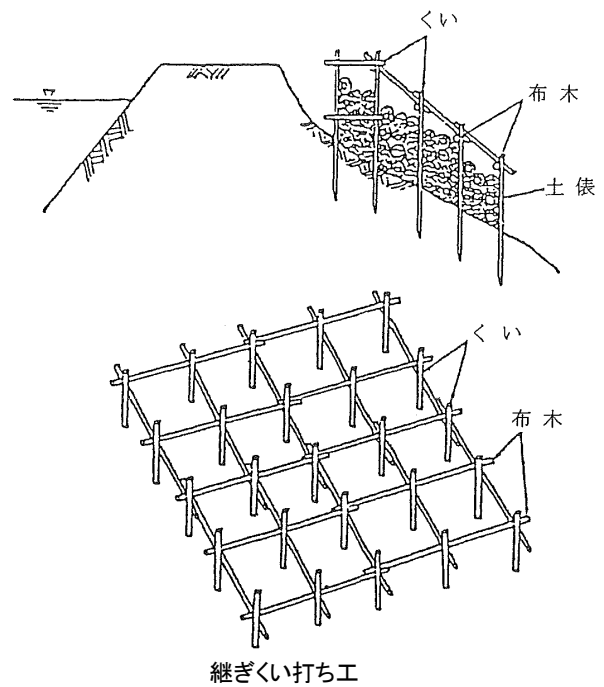
川裏、川表のり面が崩壊したとき、堤防断面の補強、または崩壊拡大を防止するため、崩壊した部分の下部のほうから、土俵、土のうを小口にならべ積み上げる工法である。



9. つなぎくい打ち工

裏のりの崩壊した部分に木ぐいを数列ならべて打ち、これを連結してその中に土俵または土のうを詰め込み堤防断面の補強を図る工法である。

くい間に土俵や土のうを詰める際、杭や布木丸太に損傷を与えないように注意するとともに、詰め土俵は手継ぎにならないようにする。



10. さくかき詰め土俵工

崩壊の程度によって、その最下部から天端と平行に数列の杭を打ち、その各列に竹やそでで柵を作って詰め土俵を行い、堤防を補強する工法である。

この工法は、小河川が破堤した場合に仮締切りとして採用される。この場合には、川表と川裏のり先付近に各2列の杭をうち、これに竹さくを設け、各さく、くい間は鉄線および丸太で連結し詰め土俵間を土砂で充てんする。

